

大学機関別認証評価

自己評価書

平成22年6月

首都大学東京

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	6
	基準2 教育研究組織（実施体制）	12
	基準3 教員及び教育支援者	29
	基準4 学生の受入	48
	基準5 教育内容及び方法	63
	基準6 教育の成果	123
	基準7 学生支援等	140
	基準8 施設・設備	166
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	178
	基準10 財務	195
	基準11 管理運営	203

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 首都大学東京

(2) 所在地 東京都八王子市

(3) 学部等の構成

学部：都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部

研究科：人文科学研究科、社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科

関連施設：大学教育センター、国際センター、オープンユニバーシティ、図書情報センター、戦略研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 7,000人、大学院 2,216人

専任教員数：707人

助手数：3人

2 特徴

①首都大学東京の設置の目的及び経緯

首都大学東京は、東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学を再編・統合し、「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とする新しい理念に基づき、平成17年4月に開学した。

これまで都立の各大学で培われてきた学術の各分野における基盤的な教育研究を深化・発展させることを目的とし、幅広い専門分野を擁する都市教養学部を置いている。特に大都市共通の3つの課題（都市環境の向上、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築、活力ある長寿社会の実現）を重点テーマとし、これに対応した学部として、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部を置いている。

大学院は統合前の大学の構成を引き継いだ形で開学したが、平成18年度からは、学術体系に沿った研究科である、人文科学研究科、社会科学研究科及び理工学研究科に加えて、大都市の課題に対応した都市環境科学研究科、システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科の計6研究科構成に再編した。

②教育研究等の特色

首都大学東京では、大都市の課題を解決し社会の各分野でリーダーシップを発揮し得る人材を育成することを目標の一つとし、自ら問題を発見し考える力を育てるための教育に力を入れている。そのため、幅広い視野や創造性を養うことをねらいに、基礎・教養教育は全学共通の内容とし、課題解決に必要な技法や表現力を育成する基礎ゼミナールや、都市に関するテーマに沿って幅広い学問を学ぶ都市教養プログラムを実施している。

専門教育においては、大学院まで視野に入れ、基幹的科目から実践的科目まで体系的に学ぶことにより、各分野における学問の方法やものの見方を身に付けさせる教育を行っている。特に、少人数の授業を多く取り入れ、教員が学生と向き合い、一人ひとりを大切にすきめ細かで質の高い教育を実践している。

大学院においても、前身の大学の時代の当初から博士課程を設置して、創造力と応用力を備えた数多くの国際的な研究者・技術者・教育者を育成してきた。大学統合後も、組織的な大学院教育改革推進プログラムに4件採択されるなど、大学院教育に力を入れている。

研究活動では、21世紀COEプログラムへの採択をはじめ、高い水準の実績を有しており、幅広い学術の諸領域における基礎研究を重視するとともに、都立の大学として、都市に関する研究や、都政と連携した研究、産学公連携など、具体的課題の発見と解決にも取り組んでいる。

II 目的

首都大学東京の基本的な目標

○重点課題

首都大学東京では、大都市における人間社会の理想像の追求を大学の使命とし、特に次の3点をキーワードに、大都市東京ならではの都市に立脚した教育研究に取り組む。

① 都市環境の向上

さまざまな環境問題に対し、物資の循環や都市基盤配置の視点から貢献していく。

② ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築

工学系各専門領域の融合と、産業社会を支えるシステムについて、より人間の立場にたった都市社会を支えるシステムの構築を目指す。

③ 活力ある長寿社会の実現

医師と保健医療職との十分な連携や、在宅医療等への要請が高まるとともに、障害を持ちながら自立して生活する人々への地域ケアのあり方などに貢献する。

○教育

学生にとって、大学は生きた学問を修得できる場となるべきである。意欲ある学生一人ひとりの自主性を尊重し、大都市の特色を活かした教育を実施し、広く社会で活躍できる人材の育成を図る。

○研究

「大都市」に着目した高度な研究を推進し、大学の存在意義を世界に示す。大学の使命に対応した研究に、学術の体系に沿った研究を有機的に結合させ、研究を推進する。

○社会貢献

都政との連携を通し、東京都のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、企業、民間非営利団体（NPO）、教育研究機関、行政機関等と協力、連携し、大学の教育研究成果を社会に還元し、都民の生活、文化の向上・発展、産業の活性化に貢献する。「地場優先」の視点に立って大都市東京の現場に立脚した教育研究及びその成果の地域への還元に取り組む。

【首都大学東京】

首都大学東京は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

【都市教養学部】

都市教養学部は、人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の最先端の内容を教授研究し、それぞれの分野の学士に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る各分野の専門家を養成することを目的とする。

【人文・社会系】

都市教養学部人文・社会系は、世界の多様な文化・芸術と人文・社会系諸学の基礎を修得し、それぞれの分野の研究方法を身につけて、その成果を社会に発信する能力を培うことにより、柔軟な思考と広範な知識を支えら

れた優れた人材を育成することを目的とする。

【法学系】

都市教養学部法学系は、法律学、政治学における最先端の内容を教授研究し、学士（法学）に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的とする。

【経営学系】

都市教養学部経営学系は、社会経済及び企業、ビジネスについての幅広い知識を教授研究し、様々な問題解決能力を培い、経営学、経済学を探究する人材を養成することを目的とする。

【理工学系】

都市教養学部理工学系は、自然科学と科学技術に関する深い理解・知識、論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理工学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成することを目的とする。

【都市環境学部】

都市環境学部は、持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理、解析する能力を培い、都市環境の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

【システムデザイン学部】

システムデザイン学部は、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築を使命とし、自然科学に主たる基礎を置く関連諸分野を横断的に複合・融合化するという理念のもと、システムとデザインに芸術的な要素も包含した新しい知の体系を総合的に教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな知識を先進的なシステムデザインに応用する能力を培い、創造性豊かな技術者・研究者を養成することを目的とする。

【健康福祉学部】

健康福祉学部は、活力ある長寿社会の構築に貢献することを理念として、保健医療に関する幅広い知識及び専門の学術を教授研究し、高い見識及び実践能力とともに豊かな人間性を備えた人材を育成し、保健医療の向上及び健康・福祉の増進に寄与できる保健医療職及び専門分野における将来の指導者を育成することを目的とする。

【首都大学東京大学院】

首都大学東京大学院は、広い視野に立って、専門分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

【博士前期課程】

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

【博士後期課程】

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

【専門職学位課程】

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

【人文科学研究科】

人文科学研究科博士前期課程は、広い視野に立って人文・社会諸科学の精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

人文科学研究科博士後期課程は、人文・社会諸科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

【社会科学研究科】

社会科学研究科博士前期課程は、広い視野に立って社会科学の精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

社会科学研究科博士後期課程は、社会科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

社会科学研究科専門職学位課程は、法律学及び隣接諸科学を教授研究し、法律実務の能力を培い、法曹実務家を養成することを目的とする。

【理工学研究科】

理工学研究科博士前期課程は、自然科学と科学技術の広範な知識、考え方、方法を教授研究し、研究能力と柔軟な問題解決能力や説明能力を培い、国際的視野を有し、創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

理工学研究科博士後期課程は、自然科学と科学技術の先端的な知識、考え方、方法を教授研究し、自立して研究活動を行う研究能力と中長期的な課題の探索発見力を培い、国際的な牽引力を有し、卓越した創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

【都市環境科学研究科】

都市環境科学研究科博士前期課程は、都市の文化を継承・発展させながら、都市空間に居住する人間が豊かに生き生きと活動できる安全・安心・快適で美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理する方法論を修得させ、各要素間の相互作用を解析する能力を培い、都市の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

都市環境科学研究科博士後期課程は、豊かで美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する為の科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然

の各要素について、その存在密度や状態の空間的・時間的変化の観測と解析を基礎に、各要素間の相互作用を解明する能力を培い、任意の空間・時間における各要素の予測・設計・制御が可能となる方法論を究理し得る先導的な研究者及び高度技術者を養成することを目的とする。

【システムデザイン研究科】

システムデザイン研究科博士前期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追及し、課題発見・解決型演習やインターンシップなどを通して実践的に実社会のニーズを捉える能力を培い、その成果を公開期末評価法により広い視野からの評価を行うことにより、総合的観点からの問題解決と設計が可能な技術者及び研究者を養成することを目的とする。

システムデザイン研究科博士後期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追及し、専門分野を異にする複数教員による公開期末評価を行い学位の品質を保証することにより、国際的に通用する高度な研究者及び技術者を養成することを目的とする。

【人間健康科学研究科】

人間健康科学研究科博士前期課程は、実践的及び研究的な観点から人間健康科学を教授研究し、基礎的な研究遂行能力と幅広い教養、深い専門知識を培い、高度実践的専門家及び研究者を育成することを目的とする。

人間健康科学研究科博士後期課程は、多角的な観点から人間健康科学を教授研究し、高度専門知識と国際的にも通用する自立した研究能力を培い、先端的研究者及び各分野の指導的人材を養成することを目的とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 大学の目的（学部，学科又は課程の目的を含む。）が，明確に定められ，その目的が，学校教育法第 83 条に規定された，大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

本学の目的は下記のとおり、首都大学東京学則において明確に定められており、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではない《資料1-1-1-1》。

《資料1-1-1-1：首都大学東京学則における本学の目的に関する規定(抜粋)》

首都大学東京学則	平成 17 年法人規則第 48 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(目的及び使命)	
第 1 条 首都大学東京（以下「本学」という。）は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。	

それに加え、本学は、東京都が設立団体である公立大学法人首都大学東京が設置する公立大学であり、公立大学法人の中期目標においては、本学の基本的な目標について次のように定められている《資料1-1-1-2》。

《資料1-1-1-2：公立大学法人首都大学東京中期目標における本学の基本的な目標》

公立大学法人首都大学東京中期目標	
【首都大学東京】	
○重点課題	
首都大学東京は、大都市に共通する次の3つを重点課題として取り組む。	
①都市環境の向上	
②ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築	
③活力ある長寿社会の実現	
○教育	
学生にとって、大学は生きた学問を修得できる場となるべきである。意欲ある学生一人ひとりの自主性を尊重し、大都市の特色を活かした教育を実施し、広く社会で活躍できる人材の育成を図る。	
○研究	
「大都市」に着目した高度な研究を推進し、大学の存在意義を世界に示す。大学の使命に対応した研究に、学術の体系に沿った研究を有機的に結合させ、研究を推進する。	
○社会貢献	
都政との連携を通し、東京都のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、企業、民間非営利団体（NPO）、教育研究機関、行政機関等と協力、連携し、大学の教育研究成果を社会に還元し、都民の生活・文化の向上・発展、産業の活性化に貢献する。「地場優先」の視点に立って大都市東京の現場に立脚した教育研究及びその成果の地域への還元に取り組む。	
(平成19年10月 東京都総務局)	

また、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部では学部ごと、組織規模が大きい都市教養学部においては一定のまとまりのある専門分野を束ねた「系」が日常的な教育研究活動の単位となっているため、その「系」ごとにも、各規則において目的を明確に定めており、それは大学一般に求められるものに沿っている《資料1-1-1-3》。

《資料 1-1-1-3：各規則における学部等の目的に関する規定(抜粋)》

○首都大学東京都市教養学部規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市教養学部は、人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の最先端の内容を教授研究し、それぞれの分野の学士に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る各分野の専門家を養成することを目的とする。

○首都大学東京都市教養学部人文・社会系規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市教養学部人文・社会系は、世界の多様な文化・芸術と人文・社会系諸学の基礎を修得し、それぞれの分野の研究方法を身につけて、その成果を社会に発信する能力を培うことにより、柔軟な思考と広範な知識に支えられた優れた人材を育成することを目的とする。

○首都大学東京都市教養学部法学系規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市教養学部法学系は、法律学、政治学における最先端の内容を教授研究し、学士(法学)に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的とする。

○首都大学東京都市教養学部経営学系規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市教養学部経営学系は、社会経済及び企業、ビジネスについての幅広い知識を教授研究し、様々な問題解決能力を培い、経営学、経済学を探究する人材を養成することを目的とする。

○首都大学東京都市教養学部理工学系規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市教養学部理工学系は、自然科学と科学技術に関する深い理解・知識、論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理工学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成することを目的とする。

○首都大学東京都市環境学部規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 都市環境学部は、持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理、解析する能力を培い、都市環境の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

○首都大学東京システムデザイン学部規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 システムデザイン学部は、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築を使命とし、自然科学に主たる基礎を置く関連諸分野を横断的に複合・融合化するという理念のもと、システムとデザインに芸術的な要素も包含した新しい知の体系を総合的に教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな知識を先進的なシステムデザインに応用する能力を培い、創造性豊かな技術者・研究者を養成することを目的とする。

○首都大学東京健康福祉学部規則
(教育研究上の目的)

第1条の2 健康福祉学部は、活力ある長寿社会の構築に貢献することを理念として、保健医療に関する幅広い知識及び専門の学術を教授研究し、高い見識及び実践能力とともに豊かな人間性を備えた人材を育成し、保健医療の向上及び健康・福祉の増進に寄与できる保健医療職及び専門分野における将来の指導者を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は学則に明確に定められている。その内容は、学校教育法第83条で定められた大学一般に求められる目的に則するものであり、併せて、東京都を設立団体とする公立の総合大学という特徴も踏まえながら、同83条第2項でうたわれている教育研究を通しての社会貢献という重要な使命を果たすことも明確にしており、設置基準第2条の2の要請にもこたえている。

また、学部及び都市教養学部の系の目的も各規則において明確に定められており、その内容は学校教育法の趣旨にのっとったものとなっている。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到る状況】

大学院の目的は首都大学東京大学院学則に明確に定められており、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではない。また、研究科・課程ごとに大学院学則にそれぞれの目的を明確に定めており、大学一般に求められるものに沿っている《資料1-1-2-1》。

《資料1-1-2-1：首都大学東京大学院学則における大学院及び研究科の目的に関する規定（抜粋）》

首都大学東京大学院学則

平成17年法人規則第49号
制定 平成17年4月1日

（目的）

第1条 首都大学東京大学院（以下「大学院」という。）は、広い視野に立つて、専門分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

（人文科学研究科の教育研究上の目的）

第7条の2 人文科学研究科博士前期課程は、広い視野に立つて人文・社会諸科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 人文科学研究科博士後期課程は、人文・社会諸科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（社会科学研究科の教育研究上の目的）

第7条の3 社会科学研究科博士前期課程は、広い視野に立つて社会科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 社会科学研究科博士後期課程は、社会科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 社会科学研究科専門職学位課程は、法律学及び隣接諸科学を教授研究し、法律実務の能力を培い、法曹実務家を養成することを目的とする。

（理工学研究科の教育研究上の目的）

第7条の4 理工学研究科博士前期課程は、自然科学と科学技術の広範な知識、考え方、方法を教授研究し、研究能力と柔軟な問題解決能力や説明能力を培い、国際的視野を有し、創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

2 理工学研究科博士後期課程は、自然科学と科学技術の先端的な知識、考え方、方法を教授研究し、自立して研究活動を行う研究能力と中長期的な課題の探索発見力を培い、国際的な牽引力を有し、卓越した創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

（都市環境科学研究科の教育研究上の目的）

第7条の5 都市環境科学研究科博士前期課程は、都市の文化を継承・発展させながら、都市空間に居住する人間が豊かに生き生きと活動できる安全・安心・快適で美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する科学体系として

の都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理する方法論を修得させ、各要素間の相互作用を解析する能力を培い、都市の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

- 2 都市環境科学研究科博士後期課程は、豊かで美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する為の科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素について、その存在密度や状態の空間的・時間的変化の観測と解析を基礎に、各要素間の相互作用を解明する能力を培い、任意の空間・時間における各要素の予測・設計・制御が可能となる方法論を究理し得る先導的な研究者及び高度技術者を養成することを目的とする。

(システムデザイン研究科の教育研究上の目的)

第7条の6 システムデザイン研究科博士前期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追及し、課題発見・解決型演習やインターンシップなどを通して実践的に実社会のニーズを捉える能力を培い、その成果を公開期末評価法により広い視野からの評価を行うことにより、総合的観点からの問題解決と設計が可能な技術者及び研究者を養成することを目的とする。

- 2 システムデザイン研究科博士後期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追及し、専門分野を異にする複数教員による公開期末評価を行い学位の品質を保証することにより、国際的に通用する高度な研究者及び技術者を養成することを目的とする。

(人間健康科学研究科の教育研究上の目的)

第7条の7 人間健康科学研究科博士前期課程は、実践的及び研究的な観点から人間健康科学を教授研究し、基礎的な研究遂行能力と幅広い教養、深い専門知識を培い、高度実践的専門家及び研究者を育成することを目的とする。

- 2 人間健康科学研究科博士後期課程は、多角的な観点から人間健康科学を教授研究し、高度専門知識と国際的にも通用する自立した研究能力を培い、先端的研究者及び各分野の指導的人材を養成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

大学院及び研究科の目的は大学院学則において明確に定められており、学校教育法第99条及び大学院設置基準第1条の2の趣旨にのっとったものとなっている。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学則等に定める大学及び学部の目的等やその趣旨は、本学の構成員のうち、学生に対しては『履修の手引』《別添資料1-2-1-1》や各種ガイダンスによって周知している。大学院学則に定める大学院及び研究科の目的については、各研究科の履修案内等により周知している《別添資料1-2-1-2》。研究科によっては、専攻ガイダンスにおいて目的及び趣旨を説明している《別添資料1-2-1-3》。

また、教職員に対しては、『履修の手引』、各研究科の履修案内やガイダンス資料、『法人職員ハンドブック』《別添資料1-2-1-4》及びウェブサイト《資料1-2-1-5》に学則等や本学の基本的な目標を掲載して周知している。

社会に対しては、大学案内《資料1-2-1-6》及びウェブサイト《資料1-2-1-5》により広く公表を行っている。特に受験生に対しては、大学説明会やオープン・クラス等の際に、パンフレットを配布することなどによっても周知を行っている。

- 別添資料1-2-1-1：2010年度（平成22年度）履修の手引
 別添資料1-2-1-2：大学院履修案内（理工学研究科）（抜粋）
 別添資料1-2-1-3：専攻ガイダンス資料（理工学研究科生命科学専攻）
 別添資料1-2-1-4：法人職員ハンドブック 2009（抜粋）

《資料 1-2-1-5：大学等の目的や基本的目標を掲載しているウェブサイトのURL》

- 首都大学東京学則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21.1001.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市教養学部規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-050_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-050_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市教養学部人文・社会系規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-130_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-130_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市教養学部法学系規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-131_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-131_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市教養学部経営学系規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-132_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-132_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市教養学部理工学系規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-133_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-133_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京都市環境学部規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-051_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-051_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京システムデザイン学部規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-052_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-052_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京健康福祉学部規則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-053_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-053_22.pdf（平成22年度）
 首都大学東京大学院学則
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21.1001.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf（平成22年度）

※上記規則関係のURLは、平成22年8月以降に平成22年度版への切替を予定。

- 公立大学法人首都大学東京中期目標
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/08daigaku/tyuukimokuhyou1910.pdf>
 首都大学東京 大学案内
<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/6584676864/index.shtml?rep=1>
 首都大学東京のめざすもの
<http://www.tmu.ac.jp/university/feature/aim.html>

《資料 1-2-1-6：大学案内における大学の目標に関する記述（抜粋）》

首都大学東京の目指すもの。

首都大学東京は、平成17年4月に、都立の4つの大学「東京都立大学」「東京都立科学技術大学」「東京都立保健科学大学」「東京都立短期大学」を再編・統合して設置した新しい大学です。本学は、大都市における人間社会の理想像の追求を大学の使命とし、特に次の3点をキーワードに、大都市東京ならではの都市に立脚した教育研究に取り組めます。

1 都市環境の向上

さまざまな環境問題に対し、物資の循環や都市基盤配置の視点から貢献していきます。

2 ダイナミックな産業構造をもつ高度な知的社会の構築

工学系各専門領域の融合と、産業社会を支えるシステムについて、より人間の立場に立った都市社会を支えるシステムの構築を目指します。

3 活力ある長寿社会の実現

少子高齢化や医療の高度複雑化を背景に、高度専門医療をはじめ、在宅医療、地域ケア、さらには日々の健康増進をも視野に入れた、都市社会に生きる人々の健康と長寿を支えるシステムの構築を目指します。

【分析結果とその根拠理由】

大学及び大学院の目的は、大学の構成員である学生に対しては履修の手引や各研究科の履修案内等によって、教職員に対しては履修の手引、各研究科の履修案内、法人職員ハンドブック及びウェブサイトによって周知している。また、社会一般に対しても大学案内及びウェブサイトにより広く公表している。

（2）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ①本学及び本学大学院の目的は、学校教育法、大学設置基準及び大学院設置基準の趣旨にのっとり内容で学則に明確に定められている。それに加え、東京都が設立団体である公立大学としての特徴も反映した目標も掲げている。また、学部・系や研究科の目的も各規則において明確に定められている。
（観点1-1-①、1-1-②）

【改善を要する点】

特になし

（3）基準1の自己評価の概要

本学の目的は、学校教育法第83条及び大学設置基準第2条の2に、本学大学院の目的は、学校教育法第99条及び大学院設置基準第1条の2にのっとりものとなっている。また、学部、都市教養学部の系及び研究科の目的も各規則等において明記されており、学校教育法の趣旨にのっとりしている。それに加え、東京都が設立団体である公立大学としての特徴を反映した目標も掲げている。

本学及び本学大学院の目的は、学生に対しては履修の手引、各研究科の履修案内及びガイダンス等の機会を通じて、教職員に対しては履修の手引、各研究科の履修案内、法人職員ハンドブック及びウェブサイトにより周知している。同様に、社会一般に対しては大学案内及びウェブサイトにおいて広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、大都市における人間社会の理想像の追求を大学の使命として学則に掲げ（参照：資料1-1-1-1）、中期目標において、①都市環境の向上、②ダイナミックな産業構造をもつ高度な知的社会の構築、③活力ある長寿社会の実現、の3点を重点課題に位置付け（参照：資料1-1-1-2）、大都市東京ならではの都市に立脚した教育研究に取り組んでいる。

これを効果的に実現するため、都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部の4学部を設置している。このうち都市教養学部は、上記の本学の使命に対して伝統的な学問体系の蓄積を活用したアプローチを行うとともに、基礎的な分野における知の継承と創造という大学の基本的役割を担う学部である。また、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部は、大学の使命と3つの重点課題に呼応して、基礎的な学問分野を踏まえつつ大都市が抱える重要な問題の解決に資する教育研究を行っている。

都市教養学部、都市環境学部及びシステムデザイン学部の3学部はいずれも1学科構成とし、一定の卒業要件に基づく標準的な履修モデルとしての「コース」を設けている。

学生は原則として、入学時又は入学後にいずれかのコースを選択して、コースごとに定められた科目を体系的に履修していく。これにより、専門性を担保しつつ柔軟な履修が可能となるほか、伝統的な学術体系に沿ったコースだけでなく、都市教養学部の「都市政策コース」のような、分野横断的に学ぶコースを設計し、学生がそれに沿って履修していくことも可能としている。

なお、専門分野が多岐に渡り、組織規模も大きい都市教養学部は、近接分野のコースを束ね4つの「系」（人文・社会系、法学系、経営学系、理工学系）として、日常的な教育研究活動の単位としている。

ただし、前述した「都市政策コース」は、社会学、法律学、行政学、経済学、財政学といった社会科学の様々な分野から都市政策に総合的にアプローチする分野横断的なコースであるため、特定の系には属しておらず、また、学生は入学時ではなく2年次から選択するコースとしている。

また、健康福祉学部は、保健医療職の国家資格取得を目的とした教育課程を編成していることから、他の3学部と異なり、職種に対応した4学科構成としている。

学部及び学科・系・コースの構成と概要を以下に示す《資料2-1-1-1》。

《資料 2-1-1-1：学部及び学科・系・コースの構成と概要》

学部・学科・系		コース	概 要
都市教養学部	人文・社会学系	社会学コース	世界水準の人文科学の基礎的研究を土台に、文化、社会、伝統、異文化理解の観点から学際的研究に取り組み、グローバルな現代社会の課題に挑戦し、都市問題や社会福祉といった実証的・政策的研究から社会理論や哲学・思想史の原理論的な研究、また東西の歴史研究や文学・文化の統合という現代情報社会の先端的探求など、幅広い分野における専門研究者や高度職業人の養成に取り組む。そして、「産業、交通、文化などの社会構造と、その変動の歴史的・理論的な解明、また国際化や少子高齢化に伴う社会問題への調査研究と、それを裏付ける理論的・歴史的研究に、学際的に取り組む人材」、「人間の知覚・行動・表現と人間形成のあり方を実験的手法、臨床的研究、理論的・歴史的研究により総合的に探求し得る人材」、「哲学・思想、歴史学、考古学、映像文化の諸領域に渡って、時代的には古代から現代まで、地域的にも欧米・アジア・日本の広い範囲に渡って、総合的に理解し得る人材」、「アジアや欧米と日本との比較研究を通して、日本・アジア・欧米の文化を深く理解した人材」の育成を目的・目標としている。
		心理学・教育学コース	
		国際文化コース	
	法学系	法律学コース	法律学・政治学における最先端の内容を研究・教授し、学士（法学）に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的としている。法律学・政治学の各分野で学界をリードする最先端の研究を行うとともに、社会で生起する法律学・政治学の諸問題を解決する能力を修得させる教育を行い、日本のリーダーとなる人材を育成することを目指している。
		政治学コース	
	経営学系	経営学コース	現代の経済社会は、複雑で困難な課題を抱えている。現今の経済危機は、企業やそれに所属する個人ばかりでなく、社会全体に重大な影響を与えている。特に経営学系が教育研究目的とする「経営学、経済学を探究する人材」の養成とは、経営学や経済学の専門的知識を基礎においてリーダーを担う人材であり、企業や行政組織において、問題解決にいたる道筋を考察する能力を持つ人材である。
		経済学コース	経営学系は、社会経済および企業、ビジネスについての幅広い知識を教授研究し、様々な問題解決能力を培い、経営学、経済学を探究する人材の養成を目指している。併せて、社会を動かす大きな力である、企業やビジネスがどのように成り立っているかを理解し、分析する能力を身につけることも目的とする。将来的に、企業を動かしていくリーダーとして、あるいは深く経営学、経済学を探究する研究者として活躍していく人材の育成を目指す。
	理工学系	数理学コース	理工学系は、自然科学と科学技術に関する深い理解・知識、論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理工学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成することを目的とする。 より具体的には、科学分野において必須である実験、演習科目を多く配置し、かつ講義科目との良好なバランスを保った質の高いカリキュラムを編成し、高等学校教育との関連に留意しながらも、学問に対する自主的取り組み姿勢の涵養を促す授業の実践を目指す。そして、基礎的共通専門科目のいっそうの充実に努め、学生に専門領域を越えた他分野科目の履修を薦めることにより、科学の基幹分野である理、工の広い知識と研究力を身につけた人材育成に努め、大学院の教育課程との連続性を重視した一貫教育を推し進め、学生の高度な知識や研究への興味を段階的に喚起することにより、次代を担う研究者の育成に努力する。
		物理学コース	
		化学コース	
生命科学コース			
電気電子工学コース			
機械工学コース			
	都市政策コース	都市政策コースは、都市教養学部内に分野横断的に設置されたものであり、都市が直面する課題を分析し、政策立案・実践を行う上での基礎的な素養を学際的に習得することを教育上の理念・目的としている。	
都市環境学部	都市環境学科	地理環境コース	都市環境学部は、東京をはじめとする大都市における「都市環境の向上」をめざし、都市にかかわる自然科学、工学、都市科学などの分野で環境問題を中核に据えて総合的かつ横断的な教育研究システムを有する学部である。具体的には、地理学系からの自然科学的アプローチ、土木工学、建築学、応用

		都市基盤環境コース	<p>化学系からの工学的アプローチを専門的基盤としつつ、さらに都市科学、観光科学的視野からも、教育研究プログラムを創設する。これら諸分野間の密接な連携を重視し、21世紀の大都市が抱える大規模で複雑な環境問題に総合的に立ち向かうことのできる人材を育成するための独自の教育プログラムを提供する。</p> <p>都市環境学部においては、上記の理念に基づき、東京に代表されるような、「人間、物質、情報、エネルギー、インフラストラクチャーなどが高度に集積した大都市の、環境問題を解決する能力をもつ人材」や、「都市社会の未来への科学的展望や工学的解決策を提示できる人材」、「都市環境、人工的環境を地球環境に調和させて、豊かで快適な生活空間を創造することができる人材」、「高度な技術が集積している大都市社会を構成する物質、エネルギーの生産や管理、これを支える高度機能材料など都市型新産業を創生し、振興することのできる人材」、「都市空間における人間生活、社会生活を豊かにし、自然環境と共存できる都市基盤、建築及び都市居住空間、都市システムを構想し、実際に設計することができる人材」、「成熟した大都市の空間と社会のあり方について、広い視野から調査、解析し、その成果をもとにして企画・立案や、政策策定ができる都市問題のエキスパートになりうる人材」を育成する。</p>
		建築都市コース	
		分子応用化学コース	
		自然・文化ツーリズムコース	
システムデザイン学部	システムデザイン学科	ヒューマンメカトロニクスシステムコース	<p>システムデザイン学部は、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築を使命とし、自然科学に主たる基礎を置く関連諸分野を横断的に複合・融合化するという理念のもと、システムとデザインに芸術的な要素も包含した新しい知の体系を総合的に教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな知識を先進的なシステムデザインに応用する能力を培い、創造性豊かな技術者・研究者を養成することを目的とする。</p> <p>具体的には、「大都市における環境やエネルギー問題、少子・高齢化、安全に関する問題を解決するため、都市生活における人間の安全性と快適性および地球環境やエネルギー消費を配慮した、新しい知的システムを創成できる能力を有する人材」、「膨大な情報が集積する大都市の機能を十全に発揮するため、情報化社会を持続するインフラストラクチャーとなる情報通信システム関連技術を幅広く学び、かつ都市機能の向上に寄与できる人材」、「航空宇宙分野を中心に広く次世代科学技術の発展を担うことが出来るような、応用能力に富み、かつ広い視野を持った人材」、「人間や都市社会の特性に配慮して人間、社会、技術を調和させた経営システムの構築に寄与し、アート・デザインの視点から産業・活動を再編集しそこに新しい形や連携を与え、新しい価値を提案し、文化的な創造活動をプロデュースしていく感性豊かな人材」の育成を目指す。</p>
		情報通信システムコース	
		航空宇宙システム工学コース	
		経営システムデザインコース	
		インダストリアルアートコース	
健康福祉学部		看護学科	<p>健康福祉学部は、看護学科、理学療法学科、作業療法学科、放射線学科の4学科から構成され、本学が目指す活力ある長寿社会の実現に向け、保健医療に関する幅広い知識および専門の学術を教授研究し、高い見識および実践能力とともに、豊かな人間性を備えた人材を育成し、保健医療の向上および健康・福祉の増進に寄与できる保健医療職および専門分野における将来の指導者を育成することを目的とする。現在、医学の進歩や複雑・多様化が進み、保健医療職間の連携によるチーム医療の必要性が高まる中で、臨床現場の保健医療職には高度な専門的判断が求められる。また、医療活動の範囲が医療機関から在宅へと拡大するにしたがい、保健医療職がチームリーダーやコーディネーターとして活躍する機会が増えている。本学部は、こうした状況に対応するため、「より高度な専門性と判断力を持ち包括的な医療活動を推進できる人材」、「大学等で教育・研究に携わることのできる資質を備えた人材」、「患者の人権や生命の尊厳を尊重できる豊かな人間性を備えた人材」の育成を目指している。</p>
		理学療法学科	
		作業療法学科	
		放射線学科	

【分析結果とその根拠理由】

本学における学部及び学科・系・コースの構成は、大学及び各学部等の教育研究上の目的に整合したものとなっており、本観点を満たしている。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

本学の基礎・教養教育は、全学の教務委員会の部会である基礎教育部会（以下「基礎教育部会」という。）《資料2-1-2-1》が中心となり、全学の協働による教育体制を整備し、大学教育センターの全学共通教育部門、FD・評価支援部門が円滑な実施と改善を図っている《資料2-1-2-2》。大学教育センターは、首都大学東京の開学に併せ、特色ある基礎・教養教育の企画・調整等を担うため開設した基礎教育センターを、平成21年4月に拡充したものである。大学教育センターには、情報教育や英語教育の調整に当たる教員や、キャリア教育、FDを担当する教員を配置し、基礎教育部会や、基礎・教養教育に関する事務を担当する教務課と連携して、基礎・教養教育の円滑な実施と改善に努めている。

本学の基礎・教養教育のプログラムは、基礎ゼミナール、実践英語科目、情報科目及び都市教養プログラムからなる都市教養科目群、並びに共通基礎教養科目群（本学ではこの両者を「全学共通科目」と総称している。）という、本学の目的を実現するための多彩な授業科目からなっている（参照：資料5-1-1-2）。このプログラムの実施に係る調整を、基礎教育部会が行っている。具体的には、多彩な履修科目を学生がより良く選択できるように、全学共通科目のシラバス編纂や時間割編成を行っている。また、全学共通科目における厳格な成績評価の徹底を目指し、各科目の成績評価分布状況を示すなどの取組も行っている。さらに、基礎教育部会は、全学のFD委員会と連携して、授業の満足度等を計測する授業評価アンケートを実施し、教育方法の改善に向けた取組へも関与している。資料に、平成21年度の基礎教育部会の開催日程及び審議内容等を示す《資料2-1-2-3》。

《資料2-1-2-1：首都大学東京教務委員会規程（抜粋）》

首都大学東京教務委員会規程	平成17年法人規程第11号 制定 平成17年4月1日
（基礎教育部会）	
第10条 全学共通科目に関する教育及び基礎教育の充実・徹底を図り、健康福祉学部にあつては第1年次の学生、その他の学部にあつては第1年次及び第2年次の学生（以下「対象学生」という。）を効果的に指導することを目的として、基礎教育部会を置く。	
（対象科目）	
第11条 基礎教育部会が取扱う科目（以下「対象科目」という。）は、次に掲げるものをいう。	
(1) 都市教養科目群に属する科目 (2) 共通基礎教養科目群に属する科目 (3) その他部会が取扱うことを適当と認めた授業科目	
（部会の機能）	
第12条 基礎教育部会は、次の事項を職務とする。	
(1) 対象科目の教育方針に関すること。 (2) 対象科目の授業計画に関すること。 (3) 対象学生の退学、転学、留学、休学その他身分に関わる相談、指導に関すること。 (4) 対象学生の履修及び指導に関すること。 (5) その他対象学生に関すること。	
（部会の構成）	
第13条 基礎教育部会は、次の各号の委員をもって構成する。	
(1) 別表に定める学部等委員 (2) 大学教育センター 1名 (3) オープンユニバーシティ 1名 (4) 大学教育センター長 (5) 教務委員長 (6) その他基礎教育部会が必要と認め推薦する推薦委員 若干名	

《資料 2-1-2-2：首都大学東京大学教育センター規則（抜粋）》

<p>首都大学東京大学教育センター規則</p>	<p>平成 20 年度法人規則第 37 号 制定 平成 21 年 3 月 31 日</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 センターは、首都大学東京（以下「本学」という。）の教育理念を実現するため、学部・研究科及び教務委員会等関連する運営委員会との連携のもと、大学教育、入学者選抜及び教育評価等に関し、全学的な視点から調査・研究及び企画・調整を行うとともに、それらの円滑な実施を図り、本学における大学教育改革を推進することを目的とする。</p> <p>(部門及び業務)</p> <p>第 3 条 センターに、入試部門、全学共通教育部門及び F D ・評価支援部門を置く。</p> <p>2 入試部門は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 入学者選抜に係る全学的な企画・調整に関すること。</p> <p>(2) 入学者選抜に係る情報収集及び調査・分析に関すること。</p> <p>(3) 入学者選抜の実施に関すること。</p> <p>3 全学共通教育部門は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 全学共通教育に係る企画・調整に関すること。</p> <p>(2) 全学共通教育の実施及びその改善に関すること。</p> <p>(3) 全学共通教育と専門教育の連携に関すること。</p> <p>(4) その他全学共通教育に関すること。</p> <p>4 F D ・評価支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) ファカルティ・ディベロップメント（以下「F D」という。）の推進及び教育改善の取組の支援に関すること。</p> <p>(2) 教育研究に係る自己点検・評価及び第三者評価への対応に関すること。</p> <p>(3) 部局（組織規則第 4 条に定めるものをいう。以下同じ。）が実施する F D 活動及び評価活動への支援に関すること。</p> <p>(4) 大学教育に係る情報収集及び調査・研究に関すること。</p> <p>(5) その他大学教育の質の向上に関すること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第 4 条 センターに、組織規則第 12 条に定めるセンター長のほか、入試部門長、全学共大学教育センター共通教育部門長及び F D ・評価支援部門長（以下「部門長」という。）並びに専任教員及び兼任教員を置く。</p> <p>(運営委員会との連携)</p> <p>第 9 条 センターは、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則(平成 17 年法人規則第 5 号)に定める首都大学東京入試委員会、首都大学東京教務委員会、首都大学東京 F D 委員会及び首都大学東京自己点検・評価委員会の活動を支援するものとする。</p>	
<p>大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/20-037_21.pdf（平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/20-037_22.pdf（平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）</p>	

《資料 2-1-2-3：基礎教育部会の開催日及び審議内容等（平成 21 年度）》

回	開催日	主な審議・報告内容
第 1 回	4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎教育部会長の選任 ・外国人留学生履修指導委員の選出 ・既修得単位の認定
第 2 回	5 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度時間割編成 ・平成 21 年度授業評価（SE/TE）調査票 ・平成 21 年度前期履修相談状況
第 3 回	6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度時間割編成 ・基礎教育部門の授業評価の実施 ・再履修クラスの設置
第 4 回	7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度後期履修等日程 ・都市教養科目（基礎ゼミナール・都市教養プログラム）における成績分布
第 5 回	9 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度全学共通科目時間割編成、授業案内（シラバス）、履修の手引 ・平成 21 年度後期履修相談 ・情報リテラシー実践の新設科目

第6回	10月8日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度全学共通科目時間割編成、授業案内（シラバス）、履修の手引 平成21年度後期授業評価 学生自治会との話し合い 平成21年度前期授業評価（SE/TE）結果 平成21年度後期履修相談状況
第7回	11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度全学共通科目時間割編成 平成22年度前期履修相談 FD後期授業評価の質問事項 学生自治会との話し合い
第8回	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度全学共通科目時間割編成 平成22年度科目等履修生の時間割（全学共通科目）
第9回	1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度前期履修等日程 平成22年度全学共通科目時間割編成、科目等履修生の時間割
第10回	2月15日	<ul style="list-style-type: none"> 都市プロ「トランスポーターション・デザイン」の所属別開講 成績問い合わせ内規について
第11回	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 成績不振者に対する措置 平成22年度前期履修相談（個別）の日程

【分析結果とその根拠理由】

本学の基礎・教養教育は、教務委員会の部会である基礎教育部会において、全学共通科目の実施に係る調整を行い、全学の協働による教育体制を整備している。また、平成21年4月、基礎教育センターを拡充した大学教育センターに全学共通教育部門やFD・評価支援部門を置き、情報教育や英語教育の調整に当たる教員やキャリア教育、FDを担当する教員を配置して、全学共通科目の実施を含めた基礎・教養教育の円滑な実施と改善に努めている。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院課程の教育研究の目的は、学士課程と同様、大都市における人間社会の理想像の追求という本学の使命を踏まえて定められており、各学部・系を基礎とする6研究科を設置している。

このうち、都市教養学部を基礎とする人文科学、社会科学、理工学の3研究科は、観点2-1-①で述べているとおり伝統的な学問体系の蓄積を活用したアプローチを行うため、概ねコースに対応して学問分野ごとに専攻を設置している。なお、人文科学研究科及び理工学研究科は、それぞれ都市教養学部の人文・社会系、理工学系を基礎としているが、社会科学研究科は、法学系及び経営学系という二つの系を基礎とする専攻（法学政治学及び法曹養成専攻ならびに経営学専攻）が一つの研究科に構成されている。また、社会一般において必要性が高まっている法科大学院及びビジネススクールに関しても、大都市東京に根ざした問題解決等を扱うことのできる本学大学院ならではの専攻等として設置している。

一方、都市環境科学、システムデザイン、人間健康科学の3研究科は、大学の使命と重点課題に呼応した研究科であることにかんがみ、課題の複雑性に対応し、既存学問分野を基盤としつつ教育研究を柔軟かつ総合的に展開するため、分野間の緊密な連携・協働が可能な1専攻構成とし、

教育課程、研究分野のくくりとして「学域」を置く構成としている。

各研究科及び専攻等の構成と概要を以下に示す《資料2-1-3-1》。

《資料2-1-3-1：各研究科及び専攻・学域・分野の構成と概要》

研究科	基礎とする学部・系	専攻	学域・分野	概要
人文科学研究科	都市教養学部 人文・社会系	社会行動学専攻	社会学分野 社会人類学分野 社会福祉学分野	人文科学研究科は、世界水準の人文科学の基礎的研究を土台に据えつつ、文化、社会、伝統、異文化理解の観点から学際的研究に取り組み、グローバルな現代社会の課題に挑んでいる。都市問題や社会福祉といった実証的・政策的な研究から社会理論や哲学・思想史の原理的な研究、また東西の歴史研究や文学・文化理論から心理学や脳・言語科学といった文理融合の一翼を担う研究、さらに文字情報と映像文化の統合という現代情報社会の先端的研究など、幅広い分野における専門研究者や高度職業人の育成に取り組んでいる。
		人間科学専攻	心理学分野 臨床心理学分野 教育学分野 言語科学分野 日本語教育学分野	
		文化基礎論専攻	哲学分野 歴史・考古学分野 表象文化論分野	
		文化関係論専攻	アジア・日本文化論分野 欧米文化論分野	
社会科学研究所	都市教養学部 法学系	法曹養成専攻（法科大学院）		社会科学研究所は、法律学・政治学・経営学の領域における高度な研究を基盤に、国や東京都をはじめとする公共団体が抱える課題に具体的提言を提示できる21世紀の法的・政治的・経営的・経済的研究の核を目指している。これにより、国際水準に見合った研究者の育成に取り組むとともに、研究成果を高度専門職職業人育成プログラムにも反映させている。また、双方向の教育を重視し、独創的な研究課題の開発、研究領域相互の学問的交流や最先端の研究情報の共有化、研究手法やプレゼンテーション能力の育成を進めている。なお、法曹養成専攻は専門職学位課程であり、いわゆる法科大学院である。経営学専攻の博士前期課程には、研究者養成に加えて、高度職業人養成プログラム（ビジネススクール）を併設している。
		法学政治学専攻	法律学分野 政治学分野	
都市教養学部 経営学系	経営学専攻			
	都市教養学部 理工学系	数理情報科学専攻 物理学専攻 分子物質化学専攻 生命科学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻	理工学研究科は、豊かな創造力と積極的な応用力を備えた高度専門家や研究者の育成を目指し、理学及び工学の6つの基幹分野において、体系的・総合的な知識と科学的論理能力を修得させ、その基盤の上に立って先端科学技術や人類・都市の抱える具体的な課題を例示的に取り扱う中で問題解決の方法論を身に付けさせるための教育研究を進めている。高度な科学的知識に基づく真理の研究により独創的な研究成果を上げることを通じて、新規学問領域の創成や、都市・人間・自然環境などに関連する中長期の社会的課題の解決に貢献している。	
都市環境科学研究科	都市環境学部	都市環境科学専攻	地理環境科学域 観光科学域 都市基盤環境学域 建築学域 都市システム科学域 分子応用化学域	都市環境科学研究科は、持続して発展する都市を構築し得る科学的体系としての都市環境科学の確立を目指している。具体的には、都市環境を構成する「人間」「物質」「エネルギー」「情報」「人工物」「自然」の各要素について、観測と解析を基礎に相互作用を明らかにし、任意の空間・時間における予測・設計・制御が可能となる方法論を開発している。都市環境の構成要素に関わる専門的な研究領域とそれらが融合した新しい領域を対象に、先端的研究を推進し、課題の発見・解決によりメガシティの将来を先導する人材の育成を行っている。

システムデザイン学部	システムデザイン専攻	ヒューマンメカトロニクスシステム学域 情報通信システム学域 航空宇宙システム工学域 経営システムデザイン学域 インダストリアルアート学域	システムデザイン研究科は、大規模なシステムが有する多様な問題を解決するために、システム要素に関する領域を科学的・横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求することを基本理念としている。 急激に変革しつつある産業構造や多様な社会ニーズに対応して、個々の要素技術のみでなくそれらを総合的にシステムとして捉え得るエンジニアリング・マインドと、グローバルな視点に基づく思考法、国際コミュニケーション力を併せ持つ研究者・技術者を養成している。
人間健康科学研究科	健康福祉学部 人間健康科学専攻	看護科学域 理学療法科学域 作業療法科学域 放射線科学域 フロンティアヘルスサイエンス学域 ヘルスプロモーションサイエンス学域	人間健康科学研究科は、大都市で生活する人々の「健康」に関連する研究を重点的に行っている。特に、本学の使命である「活力ある長寿社会の実現」に貢献する研究は、本研究科の重要課題のひとつである。幅広い分野の理論や実践的知見を礎に確立された学問体系を基盤とし、それを深化させるとともに、学際的・融合的な研究体制のもと、大学院教育が行われている。健康に関わるさまざまな分野における「高度実践的専門家（例：専門看護師・医学物理士など）」並びに「先端的研究者」の育成を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的達成に適切なものになっている。なお、今後も研究科、専攻の専門性及び目的や特徴をさらに明確にしていく中で、研究科組織のあり方についても検討を行っていく。

観点2-1-④： 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育研究に係る附属施設・センターとして、《資料2-1-5-1》のように、大学教育センター（参照：資料2-1-2-2）、国際センター《資料2-1-5-2》、オープンユニバーシティ《資料2-1-5-3》、図書情報センター《資料2-1-5-4》及び戦略研究センター《資料2-1-5-5》の5つを設置している。各施設・センターとも、規則においてその機能や役割を示している。

《資料 2-1-5-1：附属施設・センターの種類と概要》

種類	概要
大学教育センター	本学の教育理念を実現するため、学部・研究科及び教務委員会等関連する運営委員会との連携のもと、大学教育、入学者選抜及び教育評価等に関し、全学的な視点から調査・研究及び企画・調整を行うとともに、それらの円滑な実施を図り、本学における大学教育改革を推進することを目的とする。入試部門、全学共通教育部門、FD・評価支援部門から構成され、全学の基礎・教養教育の企画・調整やFD活動の一部を行う。
国際センター	全学的かつ戦略的な視点から、本学の国際交流に関する企画及び立案を行うとともに、全学の国際交流活動を支援することにより、本学における教育研究の国際化及び国際交流の推進に資することを目的とする。
オープンユニバーシティ	本学の教育や研究の成果を社会に還元するための活動を実施する。首都大学東京の中期目標及び中期計画に基づき、生涯学習の拠点として各種講座の提供、地域社会の活性化に関する事業を行うことを事業内容とする。
図書情報センター	図書及び電磁的記録その他の資料を収集、管理（資料の受入れ、整理、保管、利用及び点検）し、利用に供することにより、教育及び研究に資することをその責務とする。本館（南大沢キャンパス）・日野館（日野キャンパス）・荒川館（荒川キャンパス）から構成される。
戦略研究センター	本学における特定の重点的・戦略的研究や外部資金を活用した重要な課題について最先端の研究を実施する。大学の強みとして伸ばすことができる、特定の研究領域を選定し、重点的・戦略的研究を推進する組織である。

《資料 2-1-5-2：首都大学東京国際センター規則（抜粋）》

首都大学東京国際センター規則	平成 20 年度法人規則第 38 号 制定 平成 21 年 3 月 31 日
(趣旨)	
第 1 条 この規則は、首都大学東京学則（平成 17 年法人規則第 48 号）第 6 条及び公立大学法人首都大学東京組織規則（平成 17 年法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。）に定めるほか首都大学東京国際センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。	
(目的)	
第 2 条 センターは、全学的かつ戦略的な視点から首都大学東京（以下「本学」という。）の国際交流に関する企画及び立案を行うとともに、全学の国際交流活動を支援することにより、本学における教育研究の国際化及び国際交流の推進に資することを目的とする。	
(業務内容)	
第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。	
(6) 外国人留学生の支援に関すること。	
(7) 国際教育プログラムの構築に関すること。	
(8) 学生の外国留学の支援に関すること。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/20-038_21.pdf （平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/20-038_22.pdf （平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）	

《資料 2-1-5-3：首都大学東京オープンユニバーシティ規則（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京オープンユニバーシティ規則	平成 17 年法人規則第 10 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(目的)	
第 1 条 この規則は、首都大学東京学則（平成 17 年法人規則第 48 号）第 6 条及び公立大学法人首都大学東京組織規則（平成 17 年法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。）に定めるほか首都大学東京オープンユニバーシティ（以下「OU」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。	
(事業内容)	
第 2 条 OU は、次の事業を行う。事業の実施に当たっては、首都大学東京中期目標及び中期計画に基づき実施するものとする。	
(1) 生涯学習の拠点として各種講座の提供	
(2) 地域社会の活性化に関する事業	

(3) その他オープンユニバーシティ長（以下「OU長」という。）が必要と認める事項
（構成）

第3条 OUに専任教職員及び組織規則に定める職員を置く。

2 専任教職のうち、調整・とりまとめ等を担当する者として、主査を置く。

3 OU長は、前項に定める職員のほか、必要と認めた場合は、外部講師等をおくことができる。

（OU企画経営委員会）

第5条 オープンユニバーシティの円滑な運営を図るため、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第4条に定める運営委員会として、OU長を委員長とするOU企画経営委員会を置く。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-010_21.pdf（平成21年度）

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-010_22.pdf（平成22年度）

（平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定）

《資料2-1-5-4：首都大学東京図書情報センター規則（抜粋）》

首都大学東京図書情報センター規則

平成17年法人規則第11号

制定 平成17年4月1日

（目的）

第1条 この規則は、首都大学東京学則（平成17年法人規則第48号。以下「学則」という。）第6条及び首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）第4条に定めるもののほか、首都大学東京図書情報センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（図書情報センターの責務）

第2条 センターは、図書及び電磁的記録その他の資料（以下「学術資料」という。）を収集、管理（資料の受入れ、整理、保管、利用及び点検とする。）し、利用に供することにより、教育及び研究に資することをその責務とする。

（図書情報センターの構成）

第3条 センターは、本館、分館及び図書室から構成する。

2 センター分館は、日野館及び荒川館とする。

3 センター図書室は、各学部、基礎教育センター、オープンユニバーシティ及び学生サポートセンター（以下「学部等」という。）の図書室から構成する。

（図書情報センター委員会）

第6条 センターに、学則第11条及び首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第2条第1項に定める運営委員会として図書情報センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第7条 委員会は、センター長を補佐する目的で設置する。

2 委員会は、センター長の求めに応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 学術資料の収集及び購入に関する事項

(2) 学術資料の収集、管理、運用、処分に関する事項について学内の連絡及び調整

(3) センターの基本的な方針

(4) 前各号のほか、センター長が諮問した事項

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-011_21.pdf（平成21年度版）

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-011_22.pdf（平成22年度版）

（平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定）

《資料2-1-5-5：首都大学東京戦略研究センター規則（抜粋）》

首都大学東京戦略研究センター規則

平成19年度法人規則第35号

制定 平成20年3月31日

（目的）

第1条 この規則は、首都大学東京学則（平成17年法人規則第48号）第6条及び公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号）に定めるほか首都大学東京戦略研究センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 センターは、首都大学東京（以下「本学」という。）における特定の重点的・戦略的研究や外部資金を活用した重要な課題について最先端の研究を実施する。

(センターの教員)

第3条 前条に規定する研究を実施するため、センターに常勤又は非常勤の教員を置く。
2 センターに顧問を置くことができる。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/19035_21.pdf (平成21年度版)
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/19035_22.pdf (平成22年度版)
(平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)

【分析結果とその根拠理由】

本学が設置している5つのセンター等は、いずれも本学の教育研究の目的に合う機能を持っており、教育研究に係る附属施設・センターとして役割を果たしている。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全学の教育活動に係る重要事項については、学長を議長とする教育研究審議会で審議しており、月2回程度開催している《資料2-2-1-1》。また、学部、研究科、大学教育センター及びオープンユニバーシティに教授会を置いている。さらに都市教養学部は組織規模が大きいことから、日常的な教育研究活動の単位としての系に教授会を置いている《資料2-2-1-2》。都市教養学部など部局によっては、運営の円滑化を図るため、代議員会を置いている。教授会や代議員会では、学部・系、研究科等の教育活動に係る重要事項を審議している《資料2-2-1-3・4》。

なお、都市教養学部のうち、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項は、現在、都市教養学部代議員会において審議している。

《資料2-2-1-1：教育研究審議会に関する規定（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京定款

(設置及び構成)

第20条 首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、それぞれ教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、学長、学長以外の副理事長、理事及び学長の指名する教育研究組織の長をもって構成する。
(招集)

第21条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、教育研究審議会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第22条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、構成員の過半数をもって定足数とする。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (2) 教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (4) 教育研究に係る自己点検及び評価に関する事項
- (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要の助言、指導その他の支援に関する事項

- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
 (8) その他教育研究に関し、学長が重要と認める事項
 2 教育研究審議会は、第 19 条第 1 項第 4 号のうち教員の人事の方針に関する事項（人員、人件費及び給与制度の方針に関する事項を除く。）について、経営審議会に意見を申し述べることができる。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/teikan_21.pdf（平成 21 年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/teikan_22.pdf（平成 22 年度）
 （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）

首都大学東京学則

平成 17 年法人規則第 49 号
 制定 平成 17 年 4 月 1 日

（教育研究審議会）

- 第 8 条 本学に教育研究審議会を置き、公立大学法人首都大学東京定款第 20 条の定めによる者をもって構成する。
 2 学長は、教育研究審議会を招集し、その議長となる。
 3 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 (1) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 (2) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 (3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 (4) 教育課程の改善に関する調査研究に係る事項
 (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 (7) 第 2 条に定める自己点検、評価に関する事項
 (8) 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 (9) その他大学の教育研究に関する重要な事項
 4 教育研究審議会は前項第 4 号の事項を実施するため、必要な組織を設けることができる。
 5 前 4 項に定めるもののほか、教育研究審議会に関する必要な事項は、別に定める。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21_1001.pdf（平成 21 年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf（平成 22 年度）
 （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）

《資料 2-2-1-2：教授会・代議員会の設置に関する規定（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京組織規則

平成 17 年法人規則第 3 号
 制定 平成 17 年 4 月 1 日

（教授会）

- 第 3 条の 4 学部、研究科、都市教養学部の系、大学教育センター及びオープンユニバーシティに教授会を置く。
 2 教授会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_21.pdf（平成 21 年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_22.pdf（平成 22 年度）
 （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）

公立大学法人首都大学東京教授会規則

平成 17 年法人規則第 8 号
 制定 平成 17 年 4 月 1 日

（代議員会）

- 第 10 条 学部長又は研究科長が必要と認めるときは、学部又は研究科の教授会に代議員会を置くことができる。
 2 第 7 条各号のうち学部長又は研究科長が指定する事項に関して代議員会で決する事項は、教授会の決する事項とする。
 4 代議員会は、学部長又は研究科長が指名した者をもって構成する。
 5 前項により指名された者の任期は、2 年とする。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-008_21.pdf（平成 21 年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-008_22.pdf（平成 22 年度）
 （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）

《資料 2-2-1-3：学部・系の教授会等の審議事項と実施状況》

審議事項		
首都大学東京学則（抜粋）		
(1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 第2条に定める自己点検、評価に関する事項のうち、当該組織に係る事項 (4) 授業の内容及び方法の改善を図るために当該組織において実施する組織的な研修及び研究に関する事項 (5) その他教育研究に関する重要な事項		
学部・系	構成員	開催頻度
都市教養学部 （※都市政策コース）	〔代議員会〕学部長、系長、都市政策コース長、系長補佐等 計 14 名	〔代議員会〕 年間 11 回
人文・社会系	教授 52 名、准教授 24 名	年間 12 回
法学系	教授 22 名、准教授 14 名	年間 12 回
経営学系	教授 23 名、准教授 9 名	年間 12 回
理工学系	教授 59 名、准教授 58 名	年間 9 回程度
都市環境学部	教授 48 名、准教授 28 名	年間 12 回
システムデザイン学部	教授 39 名、准教授 25 名	年間 12 回（ほかに臨時会あり）
健康福祉学部	教授 30 名	年間 15 回
大学教育センター	教授 7 名、准教授 13 名	年間 2 回
オープンユニバーシティ	教授 18 名、准教授 17 名	年間 11 回

※都市教養学部都市政策コースの教育活動に関わる重要事項は、都市教養学部代議員会において審議している。

《資料 2-2-1-4：研究科教授会の審議事項と実施状況》

審議事項		
首都大学東京大学院学則（抜粋）		
(1) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 教育及び研究の状況について自ら行う点検、評価に関する事項のうち、当該研究科に係る事項 (4) 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために当該研究科において実施する組織的な研修及び研究に関する事項 (5) その他教育研究に関する重要な事項		
研究科	構成員	開催頻度
人文科学研究科	教授 61 名、准教授 44 名	年間 13 回
社会科学研究科	教授 49 名、准教授 26 名	年間 4 回（ほかに臨時会あり）
理工学研究科	教授 59 名、准教授 61 名	年間 9 回程度
都市環境科学研究科	教授 51 名、准教授 28 名	年間 12 回
システムデザイン研究科	教授 39 名、准教授 24 名	年間 12 回（ほかに臨時会あり）
人間健康科学研究科	教授 38 名	年間 13 回

【分析結果とその根拠理由】

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、各学部・系、研究科等に教授会等を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。以上のことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

なお、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項の審議の在り方については、より効率的な形態がないか等、今後検討する必要がある。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数 of 会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程や教育方法等を検討する組織として、全学に関わる教務に関する事項について扱う教務委員会、その下に基礎・教養教育における全学共通科目の実施に係る調整を行う基礎教育部会（参照：資料2-1-2-1）、各学部・系、研究科に関わる教務を扱う教務委員会部会、マルチキャンパス対応教育に関することを扱うマルチキャンパス対応教育部会を設置している《資料2-2-2-1》。さらに、教育機関としての機能の充実と教育活動のさらなる改善を図るためFD委員会《資料2-2-2-2》がある。教務委員会、基礎教育部会及びFD委員会は各月一回開かれ、全学の教務に関すること、基礎・教養教育の実施に係る調整、また授業評価と教育活動に係る改善への検討が行われている《資料2-2-2-3》（参照：資料2-1-2-3、資料9-2-1-1）。

全学の教務委員会は、各学部・系、研究科の教務委員会部会及び教授会と連携しながら、学部・研究科間の意見調整も踏まえた意思決定を行う。教務委員会での意思決定は、教育研究審議会において最終審議を行う。一方、基礎教育部会は主として、全学共通科目の円滑な実施を図るため、各部局との必要な調整を行っている。全学のFD委員会は、授業方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究や、授業評価アンケートを実施している。

これら教務委員会（基礎教育部会を含む）、FD委員会の活動にあたっては、大学教育センターの全学共通教育部門、FD・評価支援部門と連携し活動が行われている。（参照：資料2-1-2-2）。

さらに、各学部・系、研究科では、学部専門教育や大学院教育に関して設置している教務委員会部会と、各種委員会・分科会や教授会とが連携し、教育課程、教育方法等の検討を行っている《資料2-2-2-1・4》。その審議内容は議事録として記録のうえ、保管している。

《資料2-2-2-1：教務委員会規程（抜粋）》

首都大学東京教務委員会規程	平成17年法人規程第11号 制定 平成17年4月1日
第1章 教務委員会及び教務委員会部会 （趣旨）	
第1条 本学全体にわたる教務の適正な遂行を図ることを目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第2条第1項に定める運営委員会として、首都大学東京教務委員会（以下「教務委員会」という。）を設置する。 （委員会の機能）	
第2条 教務委員会は、次の事項を職務とする。	
(1) 2以上の学部（都市教養学部にあつては系及び都市政策コース。以下同じ。）、大学教育センター並びに研究科に係る教務の連絡調整に関すること。 (2) 全学に関わる教務に関すること。 (3) その他教務についての必要な事項に関すること。	
2 前項の職務を遂行するに際しては、学部、基礎教育部会及び研究科の教務に関する意思を尊重するものとする。 （委員会の構成）	
第3条 教務委員会は、次の各号の委員をもって構成する。	
(1) 学部、研究科 各1名 (2) 大学教育センター 1名 (3) オープンユニバーシティ 1名 (4) 大学教育センター長	

<p>(5) 基礎教育部会長 (6) 首都大学東京管理部教務課長 (7) 各学務課長 (8) 学生サポートセンター学生課長 (部会の設置)</p> <p>第8条 教務委員会のもとに、以下の部会を設置する。 (1) 教務委員会部会 (2) 基礎教育部会 (3) マルチキャンパス対応教育部会 (教務委員会部会)</p> <p>第9条 学部、研究科に教務委員会部会を置く。 2 教務委員会部会は、次の事項を職務とする。 (1) 学部、研究科に関わる教務に関すること。 (2) 学部、研究科内の教務に関する連絡調整に関すること。 (3) 教務委員会から付託された事項に関すること。 (4) その他学部、研究科の教務についての必要な事項に関すること。 3 部会の構成等は、学部、研究科において定める。 4 部会長は、部会委員の互選により選出する。 5 部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が定める。</p> <p>第3章 マルチキャンパス対応教育部会 (マルチキャンパス対応教育部会)</p> <p>第17条 マルチキャンパス対応教育体制の円滑な導入、推進を図ることを目的として、マルチキャンパス対応教育部会を置く。</p>

《資料 2-2-2-2：FD委員会規程（抜粋）》

<p>首都大学東京FD委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年法人規程第 16 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学の教育機関としての機能の充実と、教育活動のさらなる改善を図るために全学的に取り組むことを目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 1 項に定める運営委員会として、首都大学東京FD委員会（以下「FD委員会」という。）を設置する。 (委員会の機能)</p> <p>第2条 FD委員会は、次の事項を職務とする。 (1) 授業の方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下、「FD活動」という。）についての全学的な取組に関すること。 (2) FD委員会部会が実施するFD活動への支援及び連絡調整に関すること。 (3) 全学的な取組として実施する授業評価に関すること。 (4) その他教育の改善のための全学的な取組について必要な事項に関すること。 (委員会の構成)</p> <p>第3条 FD委員会は、次の各号の委員をもって構成する。 (1) 学部（都市教養学部にあつては系。以下同じ。）、研究科 各 1 名 (2) 大学教育センター 1 名 (3) 大学教育センター長 (4) 教務委員会委員長 (5) 教務委員会基礎教育部会部会長</p>

《資料 2-2-2-3：教務委員会の開催日及び審議内容（21 年度）》

回	開催日	審議内容
第 1 回	4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選出 ・教務委員会確認事項
第 2 回	5 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度時間割編成 ・平成 22 年度学年暦 ・知のキャリア形成支援委員の選出
第 3 回	6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度時間割編成 ・平成 22 年度学年暦

第4回	7月9日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度学年暦 保健体育科目「実技」の履修制限見直し 成績問い合わせ内規
第5回	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度授業案内（シラバス）、履修の手引 平成22年度当初日程 成績問い合わせ内規
第6回	10月8日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度授業案内（シラバス）、履修の手引 都市文明講座
第7回	11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 都市文明講座 保証人への成績表送付 学位記の日付
第8回	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 学位の授与（9月卒業） 平成23年度以降の「基礎ゼミナールガイダンス」 保証人への成績表送付
第9回	1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 学年暦の基本方針 学位の授与（9月卒業） 学則の一部改正 追試験及び再試験に関する教務委員会確認事項 「共同研究指導制度」の導入に伴う大学院学則等の一部改正
第10回	2月15日	<ul style="list-style-type: none"> 学年暦の基本方針 基礎ゼミナールの開講（荒川キャンパス） 学位規則の一部改正（9月卒業） 大学院学則等の一部改正（共同研究指導制度）
第11回	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 教務委員会次年度検討事項

《資料2-2-2-4：学部・系、研究科における教務委員会部会》

学部・系、研究科		構成員	開催頻度
都市教養学部	人文・社会系	社会学コース教員3名、心理学・教育学コース教員2名、国際文化コース教員8名	系教務委員が必要に応じて召集。平成21年度開催実績1回
	理工学系	理工学系各コース 教員1名計6名、研究科長補佐1名 理学研究科と合同で設置（地理科学専攻、身体運動科学専攻から教員各1名） 合計9名	毎月開催
都市環境学部		都市環境学部各コース 教員1名計5名 学部長1名 都市環境科学研究科 教員1名 合計7名	毎月1回程度開催
システムデザイン学部		（名称：教務分科会）各コース1名、全学教務委員会委員	毎月開催
健康福祉学部		4学科教員13名	平成21年度開催実績15回
人文科学研究科		（人文・社会系と合同で設置）	
理工学研究科		（理工学系と合同で設置）	
都市環境科学研究科		（都市環境学部と合同で設置）	
システムデザイン研究科		（名称：大学院教務分科会）各学域1名	毎月開催
人間健康科学研究科		6学域教員13名	平成21年度開催実績10回

【分析結果とその根拠理由】

全学に関わる教務に関する事項について扱う教務委員会の下に、各学部・系、研究科における教務委員会部会、基礎教育部会、マルチキャンパス対応教育部会を設置し、学士課程教育全般に関わる検討、基礎・教養教育の実施に係る企画・調整を行っている。また、FD委員会において、基礎教育部会と連携し授業の方法の改善を図るための検討を行い教育課程や教育方法についての実質的な検討を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①基礎・教養教育については、教務委員会の部会である基礎教育部会において、全学共通科目の実施に係る調整を行い、全学の協働による教育体制を整備している。(観点2-1-②)
- ②教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、各学部・系、研究科等に教授会等を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。(観点2-2-①)

【改善を要する点】

- ①今後、研究科、専攻の専門性及び目的や特徴をさらに明確にしていく中で、研究科組織のあり方についても検討を行っていく必要がある。(観点2-1-③)
- ②都市教養学部のうち、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項の審議の在り方については、より効率的な形態がないか等、今後検討する必要がある。(観点2-2-①)

(3) 基準2の自己評価の概要

本学の学部及び学科等の構成、また、研究科及び専攻の構成は、学士課程及び大学院課程における本学の教育研究の目的達成に適切なものとなっている。なお、今後も研究科、専攻の専門性及び目的や特徴をさらに明確にしていく中で、研究科組織のあり方についても検討を行っていく。

また、本学には、教育研究活動の目的にのっとり、大学教育センター、国際センター、オープンユニバーシティ、図書情報センター及び戦略研究センターの5つが設置され、活動している。

本学の基礎・教養教育は、教務委員会の部会である基礎教育部会が、全学共通科目のシラバスの編纂や時間割編成など実施に係る調整を行い、全学の協働による教育体制を整備している。また、大学教育センターの関係教員が、基礎教育部会等と連携して、基礎・教養教育の円滑な実施と改善に努めている。

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、各学部・系、研究科等に教授会等を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。都市教養学部のうち、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項の審議の在り方については、より効率的な形態がないか等、今後検討する必要がある。

全学の教務に関する事項について検討する組織としては教務委員会があり、その下に基礎教育部会が置かれている。また、教育機関としての機能の充実と教育活動のさらなる改善を図るためFD委員会も設けており、基礎教育部会と連携して、授業評価アンケートの実施など、基礎・教養教育における教育方法の改善を図っている。

学部専門教育や大学院教育に関する検討は、各学部・系、研究科に設置している教務委員会部会と各種委員会・分科会や教授会とが連携して行い、その審議内容は議事録として記録のうえ、保管しており、実質的かつ必要な活動を充分に行っている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は、中期目標において、学問を取り巻く環境の変化に対応していくため、柔軟かつ機動的に教育研究組織の見直しを行うこととし、それに対応した新たな組織の整備や適切な教員配置を行うという方針を掲げている《資料3-1-1-1》。

また、観点2-1-①及び観点2-1-③で述べたように、学士課程の教育では学部のコース（健康福祉学部は学科）を、大学院課程の教育及び研究指導では、研究科の専攻（都市環境科学研究科、システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科は学域）を基礎的な単位としている。

これらの方針を踏まえ、教員組織は学部のコースあるいは学科（以下「コース等」という）及び研究科の専攻あるいは学域（以下「専攻等」という）ごとに編制し、教育研究の必要に応じてそれぞれ教授・准教授・助教を配置している。

教育課程の遂行に当たっては、各コース等、専攻等にはコース長・専攻長を置き、コース長・専攻長を中心に、コース・専攻内で役割分担を行いながら、各教員が連携して組織的に教育を実施している《資料3-1-1-2》。

また、理工学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科では、より学際的な教育・研究の実現を図るため、各研究機関と連携した教育・研究体制をとっている《資料3-1-1-3》。

《資料3-1-1-1：公立大学法人首都大学東京中期目標(抜粋)》

公立大学法人首都大学東京中期目標

VII 法人運営の改善に関する目標【15頁】

2 教育研究組織の見直しに関する目標

社会状況の変化や技術の革新など学問を取り巻く環境の変化に対応していくためには、既存の学問体系に縛られ、社会の要請に対応できない硬直的な組織では、大学及び高等専門学校も存在意義を問われることになる。

このため、公立大学法人首都大学東京においては、時代の変化や社会のニーズを敏感に察知するとともに、自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、柔軟かつ機動的に、大学にあつては学部・研究科等、高等専門学校にあつては学科等の教育研究組織を見直し、それに対応した新たな組織の整備や適切な教員配置を行う。

また、大学の部局内の事項については部局長が、高等専門学校については校長が、各々の権限や役割に応じたリーダーシップを発揮できる体制を整備する。

(平成19年10月 東京都総務局)

《資料3-1-1-2：公立大学法人首都大学東京組織規則》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_21.pdf (平成21年度)

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_22.pdf (平成22年度)

(平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)

《資料 3-1-1-3 : 連携大学院一覧 (平成 21 年度) 》

研究科	専攻	連携先	連携客員教員数
理工学研究科	物理学	(独) 宇宙航空研究開発機構	1
	物理学	(独) 産業技術総合研究所	1
	生命科学	九州大学大学院システム生命科学府	0
	生命科学	(財) 東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所 東京都神経科学総合研究所 東京都臨床医学総合研究所	4
	生命科学	(独) 理化学研究所	2
	生命科学	(地独) 東京都健康長寿医療センター 東京都老人総合研究所	1
	生命科学	(財) 東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所	1
	機械工学	(独) 産業技術総合研究所	9
システムデザイン研究科	システムデザイン	(独) 宇宙航空研究開発機構	2
	システムデザイン	(独) 情報通信研究機構	1
	システムデザイン	(独) 産業技術総合研究所	0
人間健康科学研究科	人間健康科学	(財) 東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所 東京都神経科学総合研究所 東京都臨床医学総合研究所	11
	人間健康科学	(地独) 東京都健康長寿医療センター 東京都老人総合研究所	11

【分析結果とその根拠理由】

教育研究組織及び教員配置に関する方針を踏まえ、学部のコース等及び研究科の専攻等を単位とする教員組織編制を行い、この教員組織が、コース長・専攻長を中心に、責任をもって学部や大学院の教育課程の遂行にあたっている。また、いくつかの研究科においては、各機関との間で連携した、学際的な教育・研究の実現を図っている。

以上から、本学は教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教育研究の目的を達成するための適正な教員組織編制がなされている。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程における大学設置基準に基づく必要な専任教員数、及び本学で配置されている専任教員数は、《資料 3-1-2-1》のとおりである。教員の採用・昇任は、「公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則」《資料 3-1-2-2》に基づき行っている。

また、専門教育課程における必修科目、選択必修科目に配置されている専任教員数、及び主要科目の教授・准教授の担当状況を《資料3-1-2-3》に示した。

《資料3-1-2-1：学部・学科・系・コース別専任教員数（平成22年5月1日現在）》

学部・学科・系		コース	収容定員	専任教員数(人)				設置基準 で必要な 専任教員 数※1
				教授	准教授	助教	計	
都市教養学部	人文・社会系	社会学コース	800	12	9	3	24	14
		心理学・教育学コース		9	4	4	17	6
		国際文化コース		31	11	9	51	6
	法学系	法律学コース	800	8	11	4	23	11
		政治学コース		7	2	2	11	8
	経営学系	経営学コース・ 経済学コース	960	23	9	6	38	16
	理工学系	数理科学コース	160	11	11	4	26	8
		物理学コース	180	10	11	12	33	8
		化学コース	180	11	11	11	33	8
		生命科学コース	200	12	11	11	34	8
		電気電子工学コース	160	7	7	7	21	8
	機械工学コース	160	8	7	8	23	8	
	都市政策コース ※3	1学年 15名程度	3	3	2	8	—	
都市環境学部	都市環境学科	地理環境コース	120	7	4	6	17	8
		都市基盤環境コース	200	10	5	8	23	8
		建築都市コース	240	17	6	11	34	8
		分子応用化学コース	240	10	9	8	27	8
		自然・文化ツーリズムコース ※4	1学年 15名程度	4	4	5	13	—
システムデザイン学部	システムデザイン学科	ヒューマンメカトロニクス システムコース	240	10	5	5	20	8
		情報通信システムコース	200	8	5	5	18	8
		航空宇宙システム工学コース	200	7	5	6	18	8
		経営システムデザインコース	200	8	5	4	17	8
		インダストリアルアートコース	240	6	5	6	17	8
健康福祉学部	看護学科	320	9	17	9	35	12	
	理学療法学科	160	8	5	3	16	8	
	作業療法学科	160	6	6	4	16	8	
	放射線学科	160	7	5	4	16	8	
大学教育センター			—	7	13	1	21	—
大学全体の収容定員に応じた基準数※2							54	
小計			6,280	276	206	168	650	271
オープンユニバーシティ			—	18	17	5	40	—
学生サポートセンター			—	1	1	0	2	—
戦略研究センター			—	3	4	0	7	—
(社会科学研究科法曹養成専攻) ※5			—	7	1	0	8	—
合計			—	305	229	173	707	—

※1 原則、「系」を学部、「コース」を学科として、大学設置基準別表第一による必置教員数

※2 大学設置基準別表第二による必置教員数

※3 都市政策コースは、2年次進級時に他コースの学生が選択できるコースである。収容定員は都市教養学部の内数である。

※4 自然・文化ツーリズムコースは、3年次進級時に他コースの学生が選択できるコースである。収容定員は都市環境学部の内数である。

※5 法曹養成専攻専任教員のうち、設置基準上、法学系法律学コースの専任教員数に算入できない人数

《資料3-1-2-2：公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-015_21.pdf (平成21年度)
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-015_22.pdf (平成22年度)
(平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)

《資料3-1-2-3：主要授業科目（学部専門教育科目）の担当状況（平成22年5月1日現在）》

学部・系(コース)	科目区分	担当科目数		専任教員 担当割合	うち教授・准教授 の担当割合
		専任教員	兼任教員		
都市教養学部 人文・社会系	必修科目	58	1	98 %	100 %
	選択必修科目	227	127	64 %	99 %
都市教養学部 法学系	必修科目	10	2	83 %	100 %
	選択必修科目	132	26	83 %	100 %
都市教養学部 経営学系	必修科目	33	4	89 %	98 %
	選択必修科目	171	56	75 %	100 %
都市教養学部 理工学系	必修科目	46.6	2.4	95 %	78 %
	選択必修科目	96	14	87 %	95 %
都市教養学部 都市政策コース	必修科目	5	0	100 %	100 %
	選択必修科目	22.7	3.3	87 %	100 %
都市環境学部	必修科目	67	6	92 %	93 %
	選択必修科目	102.2	15.8	87 %	86 %
システムデザイン学部	必修科目	19.8	0.2	99 %	92 %
	選択必修科目	231.4	27.6	88 %	94 %
健康福祉学部	必修科目	187.9	38.1	83 %	100 %
	選択必修科目	9	1	90 %	100 %

【分析結果とその根拠理由】

専任教員数は、全ての学部・学科において大学設置基準を満たしている。専門教育科目の必修・選択必修科目などの主要科目についての専任教員の担当状況は、ほとんどの学部・系で80%以上であり、さらに担当専任教員のほとんどが教授、准教授である。学士課程における専任教員あたりの学生数(収容定員/専任教員数)は10~20人であり、きめ細かな指導・支援が可能になっている。また教員採用は規則に基づき明確な基準で実施しており、高い資質を有する教員の確保を図っている。

以上により学士課程における充実した教育を遂行するために、量、質ともに十分な専任教員が確保されている。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程(専門職学位課程を除く)に配置されている専任教員数、研究指導教員数、研究指導補助教員数は《資料3-1-3-1》のとおりである。

《資料 3-1-3-1：大学院課程研究指導教員・研究指導補助教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）》

研究科・専攻		専任教員 現員数（人）				大学院設置基準で定める専任教員（人）			
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計
人文科学研究科	社会行動学専攻（M）	21	13	1	22	3	2	3	6
	社会行動学専攻（D）	16	13	6	22	4	3	2	6
	人間科学専攻（M）	24	12	3	27	3	2	3	6
	人間科学専攻（D）	14	11	12	26	4	3	2	6
	文化基礎論専攻（M）	28	19	1	29	4	3	3	7
	文化基礎論専攻（D）	18	15	11	29	4	3	3	7
	文化関係論専攻（M）	23	14	4	27	3	2	2	5
	文化関係論専攻（D）	16	13	4	20	3	2	2	5
社会科学研究科	法学政治学専攻（M）	30	16	0	30	5	4	5	10
	法学政治学専攻（D）	17	16	13	30	5	4	5	10
	経営学専攻（M）	34	25	2	36	5	4	4	9
	経営学専攻（D）	25	24	11	36	5	4	4	9
理工学研究科	数理情報科学専攻（M）	22	11	0	22	4	3	3	7
	数理情報科学専攻（D）	21	11	0	21	4	3	3	7
	物理学専攻（M）	21	10	0	21	5	4	2	7
	物理学専攻（D）	21	10	0	21	4	3	3	7
	分子物質化学専攻（M）	24	11	0	24	5	4	2	7
	分子物質化学専攻（D）	24	11	0	24	4	3	3	7
	生命科学専攻（M）	24	12	0	24	6	4	1	7
	生命科学専攻（D）	24	12	0	24	6	4	1	7
	電気電子工学専攻（M）	14	7	0	14	5	4	2	7
	電気電子工学専攻（D）	12	7	2	14	4	3	3	7
	機械工学専攻（M）	15	8	0	15	5	4	2	7
機械工学専攻（D）	13	8	2	15	4	3	3	7	
都市環境科学研究科	都市環境科学専攻（M）	80	51	0	80	21	14	0	21
	都市環境科学専攻（D）	57	51	23	80	13	9	0	13
システムデザイン研究科	システムデザイン専攻（M）	62	39	1	63	25	17	0	25
	システムデザイン専攻（D）	48	37	12	60	10	7	0	10
人間健康科学研究科	人間健康科学専攻（M）	62	37	8	70	8	6	4	12
	人間健康科学専攻（D）	41	35	10	51	8	6	4	12

【分析結果とその根拠理由】

全ての研究科において大学院設置基準を満たし、資格を有する研究指導教員数、研究指導補助教員数が確保されており、大学院課程における充実した教育、研究指導を行うための体制が整っている。

観点 3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点到に係る状況】

専門職大学院課程である法科大学院(社会科学研究科法曹養成専攻)に配置される専任教員(実務の経験を有する教員を含む)は《資料 3-1-4-1》のとおりである。

《資料3-1-4-1：専門職大学院課程に配置される専任教員数（平成22年5月1日現在）》

研究科・専攻	現員数(人)				設置基準で必要な専任教員数(人)			
	専任教員	うち教授	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	専任教員	うち教授	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数
社会科学研科 法曹養成専攻	14	13	6	2	13	7	3	2

※みなし専任教員数の実員は3名であるが、設置基準上算入できる上限が2名であるため、1名は専任教員数に含めていない。

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院である法科大学院(社会科学研究科法曹養成専攻)においては、専門職大学院設置基準を満たす資格を有する教員が確保され、かつ専門職大学院課程における教育を遂行するために必要な教員が確保されている。

観点3-1-⑤：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

教員採用については、基本的に公募制が採られている《資料3-1-5-1》。教員選考は、主に候補者の教育研究業績及び社会貢献業績等を選考基準として、一定の選考手続により実施されている。

本学では開学時から任期制が導入され、より適切な制度運用を検討しながら実施されている《資料3-1-5-2》。教育研究の実態に即した任期制の種類を設定し、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき教育研究を行うプロジェクト型任用を行うなど、重点的な研究教育分野への人員配置が可能となっている。また、「公立大学法人首都大学東京教員の評価に関する規程」に基づき、教員は年度末及び任期末に、自己申告による目標設定と実績に対して部局長等の評価を受ける。この評価は教員評価委員会の定める評価基準によって行われるが、評価に対する教員本人の苦情申出制度を設けるなど、評価の公平性、透明性が図られている《資料3-1-5-3》。

さらに、教員組織の活動をより活発化させるための措置として、平成19年度にサバティカル制度《資料3-1-5-4・5》、裁量労働制《資料3-1-5-6》を導入している。また部局によっては、教員の教育研究活動を活性化させることを目的として優秀教員表彰制度を設けている《資料3-1-5-7》。

《資料3-1-5-1：公立大学法人首都大学東京中期計画(抜粋)》

公立大学法人首都大学東京中期計画

VII 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○教員採用における公平性・透明性の確保

- ・教員採用については、原則として、公募制により実施し、公平性・透明性の確保を図る。

認可：平成17年7月 変更認可：平成20年2月

《資料 3-1-5-2：公立大学法人首都大学東京大学教員の任期に関する規則》

<p>http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-014_21.pdf (平成 21 年度)</p> <p>http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-014_22.pdf (平成 22 年度)</p> <p>(平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定)</p>

《資料 3-1-5-3：公立大学法人首都大学東京教員の評価に関する規程(抜粋)》

<p>公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年度法人規程第 9 号 制定 平成 18 年 4 月 25 日</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)が設置する大学の教員が、自らの職務に目標を設定して取り組むことで、課題の発見と改善に努め、優れた点を更に伸ばす取組みにつなげ、意識改革及び能力向上を図るとともに、大学全体の教育研究活動の活性化を通じて、学生及び大学院生に対する教育の質の向上を図り、あわせて大学への出資者である都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>(評価の種類)</p> <p>第 3 条 評価の種類は、年度評価及び任期評価とする。</p> <p>(評定者)</p> <p>第 7 条 評価を実施する者は、別表 1 左欄に定める教育研究組織に所属する被評定者について同表右欄に定める者(以下「評定者」という。)とする。</p> <p>2 学長(組織規則第 7 条に定める者をいう。以下同じ。)は、前項に定める評定者に事故等があり、評価を実施できない場合においては、別の者を評定者とすることができる。</p> <p>(教員評価委員会)</p> <p>第 8 条 公立大学法人首都大学東京人事委員会規則(平成 17 年法人規則第 7 号)第 9 条の 2 の規定に基づき、別表 2 左欄に定める教育研究組織について同表右欄に定める教員評価委員会を設置する。</p> <p>2 前項に定める教員評価委員会の委員長は、部局長とする。</p> <p>3 第 1 項に定める教員評価委員会の委員数及び委員は、委員長が定める。</p> <p>4 各教員評価委員会の運営に当たっては、それぞれ 1 名以上の外部委員(法人の教職員以外の者をいう。)を選任し、当該委員の意見を聴くものとする。</p> <p>(教員評価委員会部会)</p> <p>第 9 条 教員評価委員会は、専攻等(首都大学東京学則(平成 17 年法人規則第 48 号)第 4 条第 1 項に定める健康福祉学部の学科及び同規則同条第 3 項に定めるコース、首都大学東京大学院学則(平成 17 年法人規則第 49 号)第 4 条第 1 項に定める専攻、同規則同条第 2 項に定める専修及び系並びに産業技術大学院大学学則(平成 18 年度法人規則第 3 号)第 4 条第 1 項に定める専攻をいう。)ごとに部会を設置することができる。</p> <p>2 前項に定める部会の長は、教員評価委員会の委員長が指名する。</p> <p>3 第 1 項に定める部会の委員数及び委員は、教員評価委員会の委員長が定める。</p> <p>(学長等の役割)</p> <p>第 10 条 学長、人事委員会(組織規則第 2 条の 3 に定めるものをいう。以下同じ。)、評定者、教員評価委員会及び教員評価委員会部会の役割は別表 3 に定めるとおりとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第 11 条 評定者は、評定結果を被評定者本人に対して通知するものとする。</p> <p>2 法人は、通知された評定結果に関する被評定者からの苦情について適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(自己申告)</p> <p>第 12 条 年度評価の自己申告は、毎年度 4 月 1 日(年度途中の採用者にあつては採用日)、3 月 31 日を基準日として、これを実施する。</p> <p>2 任期評価の当初申告は、再任申請時に行うこととし、任期末申告は、原則として任期ごとに、任期最終年度の 9 月 30 日(10 月 1 日以降の年度途中採用者にあつては 3 月 31 日)を基準日として、これを実施する。</p>
--

《資料 3-1-5-4 : サバティカル制度に関する規程 (抜粋)》

公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度 (サバティカル) に関する規程	平成 19 年度法人規程第 11 号 制定 平成 19 年 10 月 1 日
(目的)	
第 1 条 この規程は、公立大学法人首都大学東京 (以下「法人」という。) が設置する大学 (以下「本学」という。) の教員 (教授及び准教授 (公立大学法人首都大学東京組織規則 (平成 17 年法人規則第 3 号) 第 19 条に定める教授及び准教授をいう。) に任命する者をいう。以下同じ。) の特別研究期間制度について必要な事項を定めることを目的とする。	
(特別研究期間)	
第 2 条 特別研究期間とは、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に自主的な調査研究に専念することを認める期間をいう。	
2 前項の期間は、原則 6 月以上 1 年以内の引き続く一の期間とし、この期間内において、複数の年度にわたる期間を設定することができる。	
3 前項の規定にかかわらず、産業技術大学院大学に所属する教員については、5 月以内の期間とすることができる。	
4 特別研究期間の始期は、原則 4 月又は 10 月とする。ただし、前項に該当する場合は、別に定めることができる。	
(要件)	
第 3 条 教員は、次の各号のいずれにも該当する場合に、特別研究期間の取得を申請することができる。	
(1) 第 1 条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が 7 年以上であること。	
(2) 第 1 条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価 (公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程 (平成 18 年度法人規程第 9 号) 第 4 条に定めるものをいう。以下同じ。) において、B 以上の総合評価を 7 回以上得ていること。	
(3) 第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条第 3 項を適用する場合は、第 1 条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が 3 年以上であること。	
(4) 第 2 号の規定にかかわらず、第 2 条第 3 項を適用する場合は、第 1 条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価において、B 以上の総合評価を 3 回以上得ていること。	
2 前項第 1 号及び第 3 号の期間の計算においては、原則として、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則 (平成 17 年度法人規則第 21 号) 第 13 条第 1 項各号に定める休職、同規則第 21 条に定める結核休養及び同規則第 48 条第 3 号に定める停職並びに公立大学法人首都大学東京教職員育児・介護休業規則 (平成 17 年法人規則第 38 号) に定める育児休業及び介護休業 (いずれも連続した 1 月以上のものに限る。) の期間は除算する。	
3 第 1 項の規定にかかわらず、当該年度末の年齢が 63 歳である場合又は当該年度内に退職となることが明らかな場合は、原則として特別研究期間を取得することはできない。	
4 部局長 (公立大学法人首都大学東京組織規則 (平成 17 年法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。) 第 12 条に定める者をいう。以下同じ。) は、第 1 項に掲げたもののほかに、別途要件を定めることができる。	

《資料 3-1-5-5 : サバティカル制度利用実績》

学部等	系	19年度	20年度	21年度
都市教養学部	人文・社会系	1	5	7
都市教養学部	法学系	0	1	1
都市教養学部	経営学系	2	2	1
都市教養学部	理工学系	0	7	7
都市環境学部		2	4	3
システムデザイン学部		0	1	1
大学教育センター		0	0	1
オープンユニバーシティ		0	1	2
計		5	21	23

《資料 3-1-5-6：裁量労働制に関する規則(抜粋)》

公立大学法人首都大学東京教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	平成 17 年法人規則第 24 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(所定勤務時間)	
第 2 条 教職員の所定勤務時間は、第 7 条に定める休憩時間を除き、1 日 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分とする。	
(所定勤務時間の割振り)	
第 3 条 前条に定める所定勤務時間の割振りは、暦日を単位として月曜日から金曜日までの 5 日間において行うこととする。	
2 理事長（公立大学法人首都大学東京事案決定規則（平成 17 年法人規則第 4 号）により、当該事項につき決定権限が配分された者を含む。以下同じ。）は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある教職員については、前項の規定にかかわらず、1 日及び 1 週の勤務時間が所定勤務時間を超えない範囲で、所定勤務時間の割振りを別に定めることができる。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-024_21.pdf （平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-024_22.pdf （平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）	

《資料 3-1-5-7：都市環境学部における優秀教員表彰制度》

	2008 年 7 月 17 日制定 2009 年 4 月 1 日改正
優秀教員表彰制度	
都市環境学部では、教育、研究で優れた業績をあげている教員を対象にして、以下の表彰制度を独自に設ける（2006 年度より実施）。	
I 選考委員会と選考時期 優秀教員の選考は、学部長、学部長補佐、各学域長から構成されるリーディング・プロフェッサー選考委員会が行なう。その際、優秀教員候補者の推薦を各推薦単位に委嘱する。選考時期は 6～9 月とする。	
II 優秀教員候補者の推薦単位 優秀教員候補者の推薦単位は、次の四つとする。1) 地理環境コース、自然・文化ツーリズムコース、2) 都市基盤環境コース、3) 建築都市コース、4) 分子応用化学コース。	
III 優秀教員のジャンル 優秀教員のジャンルは、次の三つとする。	
(1) 研究主幹教授 (Leading Professor in Research) 表彰対象者：研究活動において優れた業績をあげ、権威ある学会賞受賞、顕著な外部資金獲得等、研究活動が第三者によって高い評価を受けている教授、准教授。 表彰人数：毎年、都市環境学部全体で若干名。同じ教員が、別の年度に再表彰されることを妨げない。 推薦方法：推薦単位毎に、学域長が履歴・業績書と推薦理由書を付して、該当者をリーディング・プロフェッサー選考委員会に推薦する。 表彰：都市環境学部教授会において表彰式を行ない、表彰の楯を授与する。	
(2) 教育主幹教授 (Leading Professor in Education) 表彰対象者：教育活動において優れた実績をあげている教授、准教授。 表彰人数：毎年、各推薦単位 1 名以内。同じ教員が、別の年度に再表彰されることを妨げない。 推薦方法：推薦単位毎に、学域長が履歴・業績書と推薦理由書を付して、該当者をリーディング・プロフェッサー選考委員会に推薦する。 表彰：都市環境学部教授会において表彰式を行ない、表彰の楯を授与するとともに、特別研究費を配分する。	
(3) リーディング・サイエンティスト (Leading Scientist) 表彰対象者：過去 3 年間の研究活動において優れた業績をあげている助教。 表彰人数：毎年、各推薦単位 1 名以内。同じ教員が、別の年度に再表彰されることを妨げない。 推薦方法：推薦単位毎に、学域長が「都市環境学部 傾斜的研究費（特定・部局）若手」への応募者（リーディング・サイエンティストのみへの応募者を含む）の中から、該当者をリーディング・プロフェッサー選考委員会に推薦する。 表彰：都市環境学部教授会において表彰式を行ない、表彰の楯を授与するとともに、特別研究費を配分する。	
IV その他の申し合わせ事項 リーディング・プロフェッサー選考委員会メンバーが優秀教員の候補者に推薦された場合には、該当者は選考委員を辞退する。	

学部・系、研究科での教員組織の年齢構成は《資料3-1-5-8・9》のとおりバランスがとれている。

学部・系別及び研究科別の外国人教員数は《資料3-1-5-10・11》のとおりであり、全学の外国人教員数は12名、教員全体に占める比率は1.7%である。これは、全国の大学教員における外国人教員比率3.4%（文部科学省「学校基本調査」平成21年）を下回っている。こうした状況も踏まえ、平成20年9月に策定した「首都大学東京の将来像」においては、外国人教員の受入目標を定めた《資料3-1-5-12》。

また、平成21年度には、本学における男女共同参画推進施策の基本的な方向性について検討するため、男女共同参画プロジェクト・チーム（PT）を設け、本学における男女共同参画の現状についても検討を行った。

全学の女性教員比率は14.8%であり、学部・系、研究科別の女性教員比率《資料3-1-5-10・11》は、文部科学省「学校教員統計調査」（平成19年）に示されている全国の大学の専門分野別の女性教員比率とほぼ同程度であるが、上記の男女共同参画PTが平成22年3月にまとめた提言では、理系における女性研究者比率の現状について「自然科学系全体で25%という第3期科学技術基本計画における目標値には全く達していない」という認識が示されている。

この提言は、国内外の状況や本学の教育目的及び使命等を考慮したとき、本学の男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は不十分であると言わざるを得ず、本学において多様な背景を持つ人々が一層活躍できるよう、効果的な諸施策を導入する必要があるとしている《資料3-1-5-13》。

これを受け、平成22年度より新たにダイバーシティ施策行動計画策定PTを設置し、ダイバーシティ施策を推進する行動計画案の策定等に着手した《資料3-1-5-14》。

《資料3-1-5-8：専任教員の年齢構成(学部)（平成22年5月1日現在）》

職位	年齢区分								計
	～30歳 (人)	31～35歳 (人)	36～40歳 (人)	41～45歳 (人)	46～50歳 (人)	51～55歳 (人)	56～60歳 (人)	61歳～ (人)	
教授	0	0	1	14	53	74	77	86	305
准教授	4	18	54	67	51	20	7	8	229
助教	10	53	47	32	12	6	9	4	173
助手	0	0	0	1	0	1	0	1	3
計	14	71	102	114	116	101	93	99	710

《資料3-1-5-9：専任教員の年齢構成(研究科)（平成22年5月1日現在）》

職位	年齢区分								計
	～30歳 (人)	31～35歳 (人)	36～40歳 (人)	41～45歳 (人)	46～50歳 (人)	51～55歳 (人)	56～60歳 (人)	61歳～ (人)	
教授	0	0	1	14	52	73	74	83	297
准教授	4	16	51	65	50	17	4	8	215
助教	10	53	47	32	12	6	9	4	173
助手	0	0	0	1	0	1	0	1	3
計	14	69	99	112	114	97	87	96	688

《資料3-1-5-10：学部・系別の男性・女性教員数(比率)・外国人教員数(平成22年5月1日現在)》

学部・系	職位	男性		女性		計 (人)	外国人 (内数)
		(人)	(%)	(人)	(%)		
都市教養学部 人文・社会系	教授	41	78.8%	11	21.2%	52	2
	准教授	19	79.2%	5	20.8%	24	1
	助教	13	81.3%	3	18.8%	16	1
都市教養学部 法学系	教授	20	90.9%	2	9.1%	22	1
	准教授	14	100.0%	0	0.0%	14	0
	助教	6	100.0%	0	0.0%	6	0
都市教養学部 経営学系	教授	22	95.7%	1	4.3%	23	0
	准教授	7	77.8%	2	22.2%	9	0
	助教	6	100.0%	0	0.0%	6	0
都市教養学部 理工学系	教授	58	98.3%	1	1.7%	59	1
	准教授	56	96.6%	2	3.4%	58	1
	助教	51	96.2%	2	3.8%	53	0
	助手	0	0.0%	2	100.0%	2	0
都市教養学部 都市政策コース	教授	1	33.3%	2	66.7%	3	0
	准教授	2	66.7%	1	33.3%	3	0
	助教	2	100.0%	0	0.0%	2	0
都市環境学部	教授	46	95.8%	2	4.2%	48	0
	准教授	26	92.9%	2	7.1%	28	0
	助教	33	86.8%	5	13.2%	38	0
システムデザイン学部	教授	38	97.4%	1	2.6%	39	0
	准教授	24	96.0%	1	4.0%	25	0
	助教	23	88.5%	3	11.5%	26	0
健康福祉学部	教授	23	76.7%	7	23.3%	30	0
	准教授	11	33.3%	22	66.7%	33	0
	助教	7	35.0%	13	65.0%	20	1
	助手	0	0.0%	1	100.0%	1	0
大学教育センター	教授	7	100.0%	0	0.0%	7	0
	准教授	10	76.9%	3	23.1%	13	2
	助教	1	100.0%	0	0.0%	1	0
オープンユニバーシティ	教授	14	77.8%	4	22.2%	18	0
	准教授	14	82.4%	3	17.6%	17	1
	助教	2	40.0%	3	60.0%	5	0
学生サポートセンター	教授	0	0.0%	1	100.0%	1	0
	准教授	1	100.0%	0	0.0%	1	0
戦略研究センター	教授	3	100.0%	0	0.0%	3	0
	准教授	4	100.0%	0	0.0%	4	1
計		605	85.2%	105	14.8%	710	12

《資料3-1-5-11：研究科別の男性・女性教員数(比率)・外国人教員数(研究科別)(平成22年5月1日現在)》

研究科	職位	男性		女性		計 (人)	外国人 (内数)
		(人)	(%)	(人)	(%)		
人文科学研究科	教授	46	75.4%	15	24.6%	61	2
	准教授	36	81.8%	8	18.2%	44	4
	助教	16	84.2%	3	15.8%	19	1
社会科学研究科	教授	45	91.8%	4	8.2%	49	1
	准教授	23	88.5%	3	11.5%	26	0
	助教	13	100.0%	0	0.0%	13	0
理工学研究科	教授	58	98.3%	1	1.7%	59	1
	准教授	59	96.7%	2	3.3%	61	1
	助教	51	96.2%	2	3.8%	53	0
都市環境科学研究科	助手	0	0.0%	2	100.0%	2	0
	教授	49	96.1%	2	3.9%	51	0
	准教授	26	92.9%	2	7.1%	28	0
システムデザイン研究科	助教	33	86.8%	5	13.2%	38	0
	教授	38	97.4%	1	2.6%	39	0
	准教授	23	95.8%	1	4.2%	24	0
人間健康科学研究科	助教	23	88.5%	3	11.5%	26	0
	教授	29	76.3%	9	23.7%	38	0
	准教授	14	43.8%	18	56.3%	32	0
	助教	8	33.3%	16	66.7%	24	1
計	助手	0	0.0%	1	100.0%	1	0
		590	85.8%	98	14.2%	688	11

《資料 3-1-5-12 : 首都大学東京の将来像 (最終報告) (平成 20 年 9 月) (抜粋)》

IV 首都大学東京の志向する国際化の推進

【次期中期計画(10年後)の目標】

- 東京都における国際交流の一翼を担いつつ、世界的メガシティ「東京」の課題解決を通じて、アジア及び世界の国々における大都市問題群の解決と克服にイニシアティブを発揮し、国際的レベルで教育・研究活動が評価され、国際社会への貢献を果たしている。



【現行中期計画期間中(3年後までの実行プラン)】

- 首都大学東京の国際化ビジョンを策定するとともに、「国際センター」を創設し、国際戦略・国際交流を展開する。
- 留学生・外国人教員の受入目標について
 - ・留学生(大学院博士後期課程70名) 対 19年度比 20%(14名) UP
 - ・外国人教員(現在12名) 対 19年度比 20%(3名) UP

現状と課題

- 首都大学東京における在籍学生数に対する留学生の割合は、学部では約0.3%、大学院では、約7.0%である(いずれも研究生を除く正規課程の学生)。

大学ウェブサイト：<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/future.html>

《資料 3-1-5-13 : 男女共同参画プロジェクト・チームの提言 (抜粋)》

首都大学東京におけるダイバーシティ施策を推進するための提言

平成22年3月23日 男女共同参画プロジェクト・チーム

本提言の位置づけ及び要旨

I 本提言の位置づけ

首都大学東京男女共同参画プロジェクト・チームは、2009年10月8日、学長からの諮問を受け、「本学における男女共同参画の現状と今後の男女共同参画施策の導入」「本学におけるダイバーシティ・マネジメントの展開」等について、検討してきた。また2009年12月15日には、中間報告をまとめた。

本提言は、その審議結果を取りまとめたものである。

II 本提言の要旨

国内外の状況、本学の設立理念と教育目的、公立大学としての使命等を考慮したとき、本学の男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は不十分であると言わざるをえず、効果的な諸施策を導入する必要がある。そのためには、本学構成員の支持を得られるような適切な手続きによってダイバーシティ施策や男女共同参画施策を推進する組織(全学委員会など)をつくり、大学としての理念や基本方針、また達成目標を含む行動計画などを、策定するべきである。またその計画を推進するための推進体制を整備し、実際に活動を行うための人員的予算的措置を講ずるべきである。

《資料 3-1-5-14：ダイバーシティ施策行動計画策定PT（仮称）の設置依頼（抜粋）》

ダイバーシティ施策行動計画策定PT（仮称）の設置及び構成員候補者の推薦依頼について

平成22年4月27日 首都大学東京学長

1 設置の目的

4月13日の教育研究審議会において報告された男女共同参画PTの報告書（提言）を実現していくために、学長直属の検討組織としてダイバーシティ施策行動計画策定PT（仮）を設置する。このPTは、先述の報告書の内容を元に、第二期中期計画とそれに基づく各年度計画における具体化に向けた検討を行うとともに、本学のダイバーシティ施策推進に関する行動計画案の策定等を目的とする。なお、行動計画案の決定は教育研究審議会において行う。以上を踏まえ、候補者の推薦を各部局長に依頼する。

2 検討課題

ダイバーシティ施策推進のための行動計画案の策定
 ダイバーシティ施策推進委員会（仮称）の設置について
 男女共同参画（学内保育所設置・ワークライフバランス施策など）
 文化的多様性（外国人教員登用策など）
 障害を持つ教職員・学生のための施策
 各施策の優先順位や大まかな年次計画
 計画策定・事業推進に関わる具体的な手法
 （調査実施計画・講演会など意識啓発事業の実施・広報体制など）

【分析結果とその根拠理由】

本学は教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。教員組織について、原則公募制による選考、年度・任期による教員評価の実施、サバティカル制度、裁量労働制、優秀教員表彰制度等さまざまな取組を実施している。

外国人教員比率等の状況も踏まえ、本学におけるこれまでの男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は十分とは言えないという認識の下、平成22年度から新たにダイバーシティ施策行動計画策定PTを設け、ダイバーシティ施策を推進する行動計画案の策定等に着手した。これにより、本学を多様な背景を持つ人々がこれまで以上に活躍できる組織としてより活性化するための措置を講じることとしている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用は、原則公募により実施している（参照：資料 3-1-5-1）。「公立大学法人首都大学東京大学教員の任命等に関する規則」（参照：資料 3-1-2-2）及び「公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続き」《別添資料 3-2-1-1》に基づき、各部局に設置する教員選考委員会及び全学の人事委員会（参照：資料 11-1-1-3）の審査において選考が行われる。選考に当たっては、教育領域、研究領域、社会貢献領域、さらに分野マッチングについての評価が基本になり、さらに各研究科・学部での学問分野の特性に応じた基準による評価が加わる。

昇任の場合においても、採用に基づく基準に準じて実施される。候補者について、学士課程における教育上の指導実績等、大学院課程における教育研究上の指導実績等の評価を基に実施している。

別添資料 3-2-1-1：公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続きについて（通知）

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用について、選考基準及び選考手続きが明確に定められ、さらに各部局に設置する選考委員会、全学の人事委員会で審査され選考が行われている。教員の昇任についても、教員選考に準じた基準に基づき、実施されている。以上から、本学においては教員採用・昇任について明確な基準が定められ、かつ、適切な運用がなされている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

教員は、「公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程」（参照：資料 3-1-5-3）に基づき、教育・研究活動等の項目について、年度評価、任期評価を受けることとされている。年度評価は、毎年度1回、4月1日を基準日として、当初の自己申告（4月1日基準日）と年度末の自己申告（3月31日基準日）をもとに実施する。各教育研究組織において教員評価委員会を設置し、そこを中心に、部局別評価基準に従い評価を行い、評定者となる部局長が評定案を決定し、人事委員会で審査を踏まえ評定を決定し、結果を学長へ報告する。任期評価については、年度評価に準じた方法で一の任期に対し評価を行う。

年度評価の結果は教員の業績給に反映し《資料 3-2-2-1》、任期評価は再任判定に用いられる。

《資料 3-2-2-1：公立大学法人首都大学東京大学教員給与規則（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京大学教員給与規則

平成17年法人規則第25号
制定 平成17年4月1日

（業績給）

第11条 業績給は、6月1日及び12月1日（この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教員（理事長が別に定める教員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ6月及び12月に支給する。これらの基準日前1箇月以内に教職員就業規則第22条若しくは第24条第1項第2号若しくは第3号の規定により退職し、又は同規則第25条第2項第1号の規定により解雇された教員（理事長が別に定める教員を除く。）についても、また同様とする。

2 業績給の額は、基本給等の額の合計額に第4項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める教員に支給する業績給に対する前項の規定の適用については、同項中「基本給等の額の合計額」とあるのは「基本給等の額の合計額に、基本給等の額の合計額に職務段階等を考慮して理事長が別に定める教員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある教員にあっては、その額に基本給等の額の合計額に100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額」とする。

4 支給割合は、勤務期間に応じて定める期間率に職務の評価に応じて定める成績率を乗じて得た割合とする。

5 前項の期間率は、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて100分の100を超えない範囲内で理事長が定める。

6 第4項の成績率は、その者の職務の評価に応じて、標準的な職務業績を収めた教員について10,000分の1,729とすることを標準として、10,000分の1,642から10,000分の1,988の範囲で理事長が定める。

7 前各項に定めるもののほか、業績給の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-025_211201.pdf（平成21年度）

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-025_22.pdf（平成22年度）

（平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定）

【分析結果とその根拠理由】

教員は、毎年度行われる年度評価、任期期間の最終年度に実施する任期評価を受けることとされ、その中で、教育活動についての評価が行われる。これらは、各教育研究組織に教員評価委員会を設置し、あらかじめ評価基準を定め、公正・公平な評価を実施している。年度評価の結果は業績給へ、任期評価の結果は再任判定へ用いられる。

このことから、本学における教育活動についての評価は定期的実施され、その結果に基づいた適切な取組がなされている。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

教育内容と研究内容の関連について代表的な例を挙げた《資料3-3-1-1》。学部及び大学院における教育内容は、教員の研究活動に密に関連しており、教育の目標達成に向けた確固たる基礎が形成されている。

また、教員選考は、採用後の担当授業科目についても念頭に置いて行われ、授業科目編成は、教員の専門分野との密な関連において策定されるなど、教育目的を達成するための基礎を維持することに努めている。

《資料3-3-1-1：教育内容(担当授業科目)と研究活動との関連》

コース(専攻・学域) 教員名	研究活動及び主な研究業績等	授業科目名
社会科学部(法曹養成専攻) 前田 雅英	【主な研究活動】 医療過誤と刑事司法 【主な研究業績】 「医療過誤と重過失」法学会雑誌49巻1号83-116頁(2008) 「医療観察法施行の動向」法と精神医療22巻110号(2008)	(大学院) 刑事法総合1 刑事法総合2 刑事訴訟法総合 医事刑法
都市教養学部(経営学系) / 社会科学部(経営学専攻) 芝田 隆志	【主な研究活動】 リアルオプション評価モデル 【主な研究業績】 Shibata, Takashi, Investment timing, asymmetric information, and audit structure: A real options framework. Journal of Economic Dynamics and Control, 33 (2009), 903-921	(学部) 企業経済学, コーポレートファイナンス (大学院) リアルオプション特論
都市教養学部(理工学系・数理科学コース) / 理工学研究科(数理情報科学専攻) マーティン ゲスト	【主な研究活動】 幾何学と可積分系に関する研究 【主な研究業績】 Martin Guest, From Quantum Cohomology to Integrable Systems, Oxford University Press, 2008 (xxix+305 pages) Martin Guest, Quantum cohomology via D-modules, Topology 44 (2005) 263-281	(学部) 幾何学特別講義 (大学院) 応用数学特別講義
都市環境学部(建築都市コース) / 都市環境科学研究科(都市システム科学域) 伊藤 史子	【主な研究活動】 都市・地域・環境の経済評価、都市・地域解析 【主な研究業績】 山下研・伊藤史子「アジア地域における窒素酸化物の排出による酸性雨の生態系への影響」『GIS-理論と応用』, Vol.17-No.1 (2008), 43-52. Fumiko Ito, Y. Yamazaki, A. Kamemoto, J. Kumagai, A. Kobayashi, Y. Iwamoto and E. sumi, 'The Value of Niigata Machi-ya Activation -Estimation Using CVM and Questionnaire Survey', "Proceedings of Building Stock Activation 2007" (2007), 367-374.	(学部) 都市環境経済論 (大学院) 都市環境経済論特論 都市環境経済論特論 演習

システムデザイン学部 (航空宇宙システム工 学コース) / システムデザイン研究 科(システムデザイン専 攻・航空宇宙システム工 学域) 福地 一	【主な研究活動】 宇宙電波利用技術(リモートセンシング・大容量宇宙通信)に関 する研究 【主な研究業績】 A. Takeshiro, T. Furuya and H. Fukuchi, "Verification of polarimetric calibration method including Faraday rotation compensation using PALSAR data", IEEE Trans. Geoscience and Remote Sensing, vol. 47, no. 12, pp. 3960-3968, Dec. 2009 H. Fukuchi, Y. Aso, A. Takeshiro, Y. Komatsu, and M. Satake, "Extraction of area averaged urban parameters from POLSAR measurement," Int. Geoscience and Remote Sensing Symp. (IGARSS2008), Boston, July 2008.	(学部) 航空宇宙情報システム工 学 宇宙電波工学 (大学院) 宇宙電波工学特論
健康福祉学部(理学療法 学科) / 人間健康科学研究科 (理学療法科学域) 渡邊 修	【主な研究活動】 高次脳機能障害のリハビリテーション 【主な研究業績】 渡邊 修: 前頭葉障害のリハビリテーション 認知神経科学会 誌 11(1):78-86, 2009	(学部) リハビリテーション医 学 (大学院) 先端リハビリテーショ ン科学

【分析結果とその根拠理由】

例示したとおり、本学では、教育の目的を達成するための基礎として、学部及び大学院において教育内容と関連する研究活動が行われている。

観点 3-4-①: 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

事務職員、技術職員等の配置状況は《資料 3-4-1-1》に示すとおりである。

本学では、全学共通科目(参照:資料 5-1-1-2)のうち、基礎ゼミナールに教育指導補助員を、情報科目に情報教育授業補助員を、各研究科ではTAを、取扱要綱《資料 3-4-1-2・3》に基づき配置している。配置状況は《資料 3-4-1-4》に示すとおりである。また、平成 22 年度より、教育の成果や効果を担保するために、基礎・教養教育の都市教養プログラムでは、教員の求めに応じて受講者が 400 人を超える科目に教育指導補助員を配置し、活用している。

《資料 3-4-1-1：事務組織別の職員の配置状況（平成 22 年 5 月 1 日現在）》

（単位：人）

区 分	課、事務室等	常勤職員			非常勤職員			人材派遣		職員数計		
			技術職員	司書		技術職員	司書		技術職員		技術職員	司書
経営企画室	企画財務課※1	22	0	0	1	0	0	1	0	24	0	0
総務部	総務課	21	0	0	0	0	0	1	0	22	0	0
	人事課	10	0	0	1	0	0	0	0	11	0	0
	会計管理課	18	0	0	0	0	0	3	0	21	0	0
	施設課	12	8	0	1	0	0	3	3	16	11	0
産学公連携センター		10	0	0	10	0	0	0	0	20	0	0
学生サポートセンター	学生課	12(12)	0	0	2(2)	0	0	1(1)	0	15(15)	0	0
	健康支援センター	2(1)	0	0	6(3)	0	0	0	0	8(4)	0	0
	就職課	9(9)	0	0	0	0	0	4(4)	0	13(13)	0	0
首都大学東京管理部	学長室	11	0	0	2	0	0	1	0	14	0	0
	教務課	17(17)	0	0	2(2)	0	0	0	0	19(19)	0	0
	入試課	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0
	国際センター事務室	5	0	0	2	0	0	0	0	7	0	0
	オープンユニバーシティ事務室	7	0	0	1	0	0	5	0	13	0	0
	図書情報センター事務室	7(4)	0	4	12(10)	0	10	0	0	19(14)	0	14
	文系管理課	10	0	0	9(3)	0	2	4	0	23(3)	0	2
	文系学務課	13(13)	0	0	2(2)	0	0	1(1)	0	16(16)	0	0
	理系管理課	20(2)	2(2)	0	25(18)	18(18)	0	4	0	49(20)	20(20)	0
	理系学務課	12(12)	0	0	1(1)	0	0	0	0	13(13)	0	0
日野キャンパス管理部	管理課	11	0	0	4	0	0	2	0	17	0	0
	学務課	9(9)	0	1	12(11)	2(2)	6	0	0	21(20)	2(2)	7
荒川キャンパス管理部	管理課	13	0	0	6	0	0	2	0	21	0	0
	学務課	7(7)	0	0	10(10)	0	5	1	0	18(17)	0	5
合 計		269(86)	10(2)	5	109(62)	20(20)	23	33(6)	3(0)	411(154)	33(22)	28

※1 表中記載の他、役員 8 名を配置している。

※2 技術職員、司書は内数である。

※3 ()は、教務関係や厚生補導等を担う事務職員、教育活動の支援や補助等を行う技術職員、図書館の司書職員等の配置数である。

※4 常勤職員、非常勤職員、職員数計の ()には司書の人数を含む。

※5 経営企画室、総務部、産学公連携センター、学生サポートセンターは本学に加えて、法人が運営する産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校もサポートしている。

《資料 3-4-1-2:教育指導補助員取扱要綱》(抜粋)

首都大学東京基礎ゼミナール教育指導補助員取扱要綱

17 首都大教教第 20 号
平成 17 年 4 月 1 日決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、首都大学東京（以下「本学」という）における基礎ゼミナールの教育目的を達成させるため、授業担当教員のもとに教育指導補助員を配し、基礎ゼミナールに係る教育指導補助員業務を行わせることにより、教育効果を向上させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条に定める業務を行う者の名称は、基礎ゼミナール教育指導補助員（以下、「教育指導補助員」という）とする。

(選定)

第 3 条 教育指導補助員には、次に掲げる者の中から、大学教育センター長が選定する。

- 一 基礎ゼミナールの授業担当教員の推薦を受けた者
- 二 公募に応募し、授業担当教員による審査に合格した者

(教育指導業務の内容)

第 4 条 教育指導補助員は、授業担当教員の指導のもとに基礎ゼミナールの教育指導補助業務に従事する。

《資料 3-4-1-3：ティーチング・アシスタント取扱要綱》（抜粋）

首都大学東京ティーチング・アシスタント取扱要綱	
	17 首都大経企第 870 号 平成 18 年 3 月 31 日決定
（目的）	
第 1 条	この要綱は、首都大学東京大学院に在学する優秀な学生に対し、学部学生等の教育に係る補助業務を行わせることにより、大学教育の充実を図るとともに、教育訓練の機会を提供し、将来の研究者としての当該学生の資質の向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。
（名称）	
第 2 条	前条に掲げる教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。
（応募資格）	
第 3 条	ティーチング・アシスタントに応募できる者は、本学大学院博士後期課程に在学する学生とする。ただし、研究科長が特に必要と認めたときは、当該研究科の博士前期課程及び専門職学位課程に在学する学生を加えることができる。
（募集及び選考）	
第 4 条	ティーチング・アシスタントの募集及び選考は、研究科ごとに行う。
（教育補助業務の内容）	
第 5 条	ティーチング・アシスタントは、本学の学部、大学院博士前期課程及び専門職学位課程における授業（実験、実習及び演習等）に関して、授業担当教員の指導のもとに教育補助業務に従事する。ただし、博士前期課程又は専門職学位課程に在学する学生にあっては、学部の学生に対する教育補助業務にのみ、従事させるものとする。

《資料 3-4-1-4：教育指導補助員、TA等の配置状況（平成 22 年 5 月 1 日現在）》

（1）教育指導補助員・情報教育授業補助員を配置している科目

科目	人数（実）
基礎ゼミナール（教育指導補助員）	35
情報科目（情報教育授業補助員）	56

（2）TAを配置している研究科、学部（コース）

研究科、学部（コース）	人数（実）
人文科学研究科	15
社会科学部研究科	5
理工学研究科	69
都市教養学部（都市政策コース）	1*
都市環境科学研究科	36
システムデザイン研究科	71
人間健康科学研究科	22
合 計	219

*都市政策コースについては、平成 22 年度の段階で研究科がないため、学部長、コース長の判断により、学部生を TA としている。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を効果的に展開するために、各部門に事務職員、技術職員等が適切に配置されている。また、TA や教育指導補助員等も全学的指針に基づき教育効果に配慮した配置がなされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ① 本学設置目的を踏まえ、原則、学部のコース等及び研究科の専攻等を単位とする教員組織編制を行い、この教員組織が、責任をもって学部や大学院の教育課程の遂行にあたっている。(観点3-1-①)
- ② 本学は教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。教員採用の公募制(原則)、教員評価制度、サバティカル制度、裁量労働制の導入、優秀教員評価制度等の各種取組が行われている。(観点3-1-⑤)
- ③ 教育課程をより効果的に展開するために、TA、教育指導補助員等を活用している。(観点3-4-①)

【改善を要する点】

本学におけるこれまでの男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は十分とは言えないという認識の下、平成22年度から新たにダイバーシティ施策行動計画策定PTを設け、ダイバーシティ施策を推進する行動計画案の策定等に着手した。これにより、本学を多様な背景を持つ人々がこれまで以上に活躍できる組織としてより活性化するための措置を講じることとしている。(観点3-1-⑤)

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の設置目的を踏まえ、学部のコース等及び研究科の専攻等を単位とする教員組織編制を行い、この教員組織が、責任をもって学部や大学院の教育課程の遂行にあたっている。教育課程の遂行においては、学部、大学院において、大学設置基準等に定められた数を十分に満たした専任教員が主要科目の担当や研究指導にあたっている。

教育組織の活動を活性化させるための措置として、教員採用における公募制(原則)、教員評価制度、サバティカル制度、裁量労働制、優秀教員表彰制度等が導入されている。また、教育活動に関する評価については、自己申告に基づき毎年度実施する年度評価、任期期間の最終年度に実施する任期評価などが実施されている。教員の採用、昇任については、明確な選考基準及び手続きが定められ、それによって、質の高い教員組織の維持が実現されている。また、学部及び大学院における担当教員の教育内容と研究活動は密に関連している。

外国人教員比率等の状況も踏まえ、本学におけるこれまでの男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は十分とは言えないという認識の下、本学を多様な背景を持つ人々がこれまで以上に活躍できる組織とするため、平成22年度から新たにダイバーシティ施策行動計画策定PTを設け、ダイバーシティ施策を推進する行動計画案の策定等に着手した。

本学における教育課程を効果的に展開するために、各部門には適切な数の事務職員、技術職員等が配置されている。また、要綱等に基づいてTAなど教育補助者を配置している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

首都大学東京は、教育の目的に沿って、全学として「求める学生像」を定め《資料 4-1-1-1》、各学部、大学院では、これに基づいて入学者受入方針を策定している。

学部においては、各学部・系・コース等で、それぞれの教育の目的・理念に基づいた、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針を明確に定めており、大学ウェブサイト《資料 4-1-1-2》にて公表しているほか、大学案内（参照：別添資料 6-1-4-4、資料 11-3-4-1）、入学者選抜要項、一般選抜学生募集要項に記載し、大学説明会や進学ガイダンスを通じて、受験希望者や保護者または学外関係者に対して周知に努めている。

大学院でも、入学者受入方針を明確に定め、ウェブサイト《資料 4-1-1-3》や研究科案内、学生募集要項などを通して公表するなど、さまざまな方法で入学者受入方針についての周知を図っている。

《資料 4-1-1-1：首都大学東京の「求める学生像」》

1. 知的好奇心にあふれ、未知のものにチャレンジする人
2. 独創的な発想に富み個性豊かな人
3. 人とかかわりを大切にし、社会に貢献する人
4. 向上心が強く努力を惜しまない人

大学ウェブサイト：<http://www.tmu.ac.jp/faculty/admission.html>

《資料 4-1-1-2：学部・系、コース等の入学者受入方針等掲載ウェブサイト一覧》

学 部	ウェブサイト
都市教養学部 各系・コース	http://www.tmu.ac.jp/faculty/admission/urban_liberal.html
都市教養学部 都市政策コース	http://www.urbanpolicy.tmu.ac.jp/ (2年次進級時に選択)
都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース 以外の各コース	http://www.tmu.ac.jp/faculty/admission/urban_environmental.html
都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース	http://www.ues.tmu.ac.jp/tourism/course.html (3年次進級時に選択)
システムデザイン学部 各コース	http://www.tmu.ac.jp/faculty/admission/system_design.html
健康福祉学部 各学科	http://www.tmu.ac.jp/faculty/admission/health_sciences.html

《資料 4-1-1-3：研究科、専攻等の入学者受入方針等掲載ウェブサイト一覧》

研究科、専攻等	ウェブサイト
人文科学研究科	http://www.hum.tmu.ac.jp/003.html
社会科学研究科 法学政治学専攻	http://www.law.tmu.ac.jp/admissions/hougakuseijigaku/
社会科学研究科 法曹養成専攻	http://www.comp.tmu.ac.jp/law/lis/outline.html
社会科学研究科 経営学専攻	http://www.biz.tmu.ac.jp/gs/about-gs.html
理工学研究科 全6専攻（博士前期課程）	http://www.se.tmu.ac.jp/prospect/map.html
理工学研究科 全6専攻（博士後期課程）	http://www.se.tmu.ac.jp/prospect/dap.html
都市環境科学研究科 地理環境科学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/geog/graduate/graduate_outline.html
都市環境科学研究科 観光科学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/tourism/graduate.html
都市環境科学研究科 都市基盤環境学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/civil/guide/policy.html
都市環境科学研究科 建築学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/aus/5_grad/content/zenki/h21_FAQ.html
都市環境科学研究科 都市システム科学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/cus/www/outline/greeting.html
都市環境科学研究科 分子応用化学域	http://www.ues.tmu.ac.jp/apchem/juken/admissionpolicy.html
システムデザイン研究科	http://www.sd.tmu.ac.jp/postgraduate/about_postgraduate.html
人間健康科学研究科	http://www.hs.tmu.ac.jp/graduate.html

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院とも、入学者受入方針を定め、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項などで公表・周知している。さらに大学説明会、進学ガイダンス等にて受験希望者及び学外関係者に説明していることから、本観点を満たしている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到る状況】

「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、以下の入学者選抜を行っている。

学士課程の入学者選抜は、《資料 4-2-1-1》に示す区分に従い、一般選抜の前期・後期日程試験のほか、数ヶ月間に渡り実施されるゼミナールや実験などの取組姿勢と面接により選抜するゼミナール入試など多様な選抜を実施している。平成 22 年度の学士課程の入学者選抜の募集人数は、《資料 4-2-1-2・3》のとおりである。

大学院課程の入学者選抜は、《資料 4-2-1-4》に示す区分に従い、各研究科において実施している。博士前期課程においては、各研究科が夏季と冬季の 2 回、入学者選抜を実施している。入学者選抜はそれ

ぞれ、2日間に渡って行われ、初日は外国語、専門科目、小論文作成などによる筆記試験、2日目は口頭試問や面接など、学力を把握するためにきめ細かな入学者選抜を実施している。博士後期課程においては、各研究科（専攻等）が、将来専門家としてその分野を牽引していく人材としての能力を把握するため、それぞれの研究科の入学者受入方針に沿い、英語、専門科目試験、小論文作成、研究発表、面接・口頭試問の方法により実施している。

《資料 4-2-1-1：学士課程の入学者選抜の区分（平成 22 年度）》

入試区分	特色 など		
一般選抜	学力試験を中心とした選抜 大学入試センター試験と、本学独自の第 2 次学力試験により、2 段階選抜を実施 分離分割方式により、前期日程と後期日程に分けて実施		
多様な選抜	一般選抜では測れない能力や資質を持つ学生を受け入れるための選抜	推薦入学	一般推薦入学 指定校推薦入学 東京未来塾特別推薦入学 都立工業高校等特別推薦入学
		アドミッション・オフィス（AO）入試	AO入試 ゼミナール入試 科学オリンピック入試
	社会人、大学入学資格がない者、帰国子女、中国引揚者等子女、私費外国人留学生を対象とした選抜	特別選抜	社会人入試 （チャレンジ入試含む。） 帰国子女入試 中国引揚者等子女入試 私費外国人留学生入試

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/entrance/outline_fac.html

- * 東京未来塾特別推薦入学 東京都教育委員会が実施する東京未来塾での学習成果に加えて、適性、意欲を判断するために小論文および面接によって選抜する。
- * ゼミナール入試 2～4か月に渡って実施されるゼミナールや実験などでの取組姿勢、及び面接によって選抜する。
- * 科学オリンピック入試 学力試験のみでは測りきれない資質、意欲をもった学生を選抜するため、「全国物理コンテスト 物理チャレンジ」「全国高校化学グランプリ」「全国生物学コンテスト 生物チャレンジ」で優秀な成績を修めた学生を対象として選抜を行う。
- * チャレンジ入試 高等学校中退等により大学入学資格を持っていない一定年齢以上の者を対象に、本学における科目等履修生制度を活用して、入学者を選抜する。

《資料 4-2-1-2 : 学士課程の入学者選抜の募集人数 (平成 22 年度入試)》

学部・学科等名		入学定員	募集人員																
			一般選抜			推薦入学				アドミッション・オフィス(AO)入試			特別選抜						
			前期日程	後期日程	一般推薦	指定校推薦	特別推薦 (東京 未来塾)	特別推薦 (都立工業 高校等)	AO	ゼミ ナール	科学 オリン ピック	社会 人	帰国	中国					
都市教養学部	都市教養学科	人文・社会系	200	166	146	20	23	15	8							11	6	2	3
		法学系	200	168	168		28	20	8							4	チャレンジ 若千名	2	2
		経営学系	240	201	171	30	39	30	9										
	理工学系	数理科学コース	40	32	25	7	6	5	1		2	2				若干名		若干名	若干名
		物理学コース	45	36	24	12	9	4	4	1	若干名	若干名			若干名	若干名		若干名	若干名
		化学コース	45	37	28	9	6	4	2		2	2			若干名	若干名		若干名	若干名
		生命科学コース	50	30	20	10	6	4	2		14	14	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
		電気電子工学コー	40	29	21	8	11	3	6	1	1					若干名		若干名	若干名
		機械工学コース	40	29	21	8	11	3	6	1	1					若干名		若干名	若干名
		小計	900	728	624	104	139	23	81	33	2	18	4	14	若干名	15	6	4	5
都市環境学部	都市環境学科	地理環境コース	30	22	17	5	4	3	1~2		4		4		若干名		若干名	若干名	
		都市基盤環境コース	50	38	32	6	12	3	8	1~2					若干名		若干名	若干名	
		建築都市コース	60	46	36	10	14	6	6	1~2					若干名		若干名	若干名	
		分子応用化学コース	60	43	34	9	17	6	9	1~2	若干名			化学コンプレ	若干名		若干名	若干名	
		小計	200	149	119	30	47	18	23	6	4		4	若干名	若干名		若干名	若干名	
システムデザイン学部	システムデザイン学科	ヒューマンメカトロニクスシステムコース	60	50	40	10	10	4	4	1				若干名		若干名	若干名		
		情報通信システムコース	50	40	30	10	10	3	5	1	1			若干名		若干名	若干名		
		航空宇宙システム工学コース	50	40	30	10	10	9	1					若干名		若干名	若干名		
		経営システムデザインコース	50	40	30	10	10	2	6	2				若干名		若干名	若干名		
		インダストリアルアートコース	60	50	40	10	10	9	1					若干名		若干名	若干名		
		小計	270	220	170	50	50	27	15	6	2				若干名		若干名	若干名	
健康福祉学部	健康福祉学科	看護学科	80	55	45	10	20	18	2					5	5				
		理学療法学科	40	30	30		10	9	1										
		作業療法学科	40	30	30		5	4	1					5	5				
		放射線学科	40	30	22	8	10	4	5	1									
		小計	200	145	127	18	45	35	5	5					10	10			
合計		1570	1242	1040	202	281	103	124	50	4	22	4	18	若干名	25	16	4	5	

《資料 4-2-1-3：特別選抜（私費外国人留学生入試）の募集人数（平成 22 年度）》

学部・学科	系・コース	募集人員	
都市教養学部 都市教養学科	人文・社会系	3名	
	法学系	3名	
	経営学系	3名	
	理工学系	数理科学コース	若干名
		物理学コース	若干名
		化学コース	若干名
		生命科学コース	若干名
電気電子工学コース		若干名	
機械工学コース	若干名		
都市環境学部 都市環境学科	地理環境コース	若干名	
	都市基盤環境コース	若干名	
	建築都市コース	若干名	
	分子応用化学コース	若干名	
システムデザイン学部 システムデザイン学科	ヒューマンメカトロニクスシステムコース	1名	
	情報通信システムコース	1名	
	航空宇宙システム工学コース	1名	
	経営システムデザインコース	若干名	
	インダストリアルアートコース	若干名	

《資料 4-2-1-4：大学院課程の入学者選抜の区分》

（博士前期課程）

研究科	入学者選抜の区分		
	一般選抜	特別選抜 （社会人入学等）	外国人留学生等
人文科学研究科	○	×	○
社会科学研究所	○	×	○
ビジネススクール	○	○	×
理工学研究科※	○	×	×
都市環境科学研究科	○	○	○
システムデザイン研究所	○	○	○
人間健康科学研究科	○	×	×

※ 理工学研究科の社会人入学・外国人留学生の受入については、出願の際に別途事前協議を実施。
（事前協議を受けて、社会人学生・外国人留学生ともに一般選抜により入学者選抜を実施）

(博士後期課程)

研究科	入学者選抜の区分		
	一般選抜	特別選抜 (社会人入学等)	外国人留学生等
人文科学研究科	○	×	×
社会科学研究所	○	×	×
理工学研究科	○	○	○
都市環境科学研究科※	○	×	×
システムデザイン研究所	○	○	○
人間健康科学研究科	○	×	×

※ 都市環境科学研究科の社会人入学の受入については、出願の際に別途事前協議を実施。
(事前協議を受けて、一般選抜により入学者選抜を実施)

(専門職学位課程)

研究科	選抜の種類
社会科学研究所	2年履修課程、3年履修課程
法曹養成専攻	

【分析結果とその根拠理由】

全学の「求める学生像」に沿った学生を受入れるため、学士課程においては、各募集単位が定めた入学者受入方針に沿って、一般選抜を中心に、多様な選抜を実施している。選抜方法も学力に加えて、優れた能力や資質を評価するなど、きめ細かな選抜を実施していることから、適切である。

大学院課程においても、研究科及び各専攻が明示している入学者受入方針等に基づき、入学者選抜が適切に実施されている。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

学士課程では、留学生、社会人及び編入学生の受入等について、特別な入学者受入方針を定めていない。このことについて、平成 20 年度に入試制度検討部会（観点 4-2-④にて詳述）で検討を行ったが、これらの入学者選抜においても、入学者受入方針の基本的な考え方は一般の受験者に対するものと同様であり、個別に定める必要はないとの結論に至った。そのため、留学生、社会人及び編入学生の受入においても、全学の「求める学生像」、および各募集単位が定めた入学者受入方針に従って、それぞれ

れの入学者選抜を実施している。例えば、都市教養学部理工学系生命科学コースでは、社会人の受入に際しては、出願の前段階において、出願予定者に対して教務委員等が面談を行い、その中で求める学生像などの説明も行っている。

大学院課程についても同様に、入学者受入方針等において、留学生及び社会人と一般の受験者を区別した記載をしていない。ただし、社会科学研究科経営学専攻において、研究者養成プログラム外国人特別選抜、高度専門職業人養成プログラムプロジェクト研究特別選抜、同公共経営特別選抜では、対象を留学生や社会人に絞り、求める学生像の基本方針及び入学者選抜の基本方針に基づき、それぞれ入学者選抜を行っている《資料 4-2-2-1》。また、受験希望者と受入先との間で、受入方針を説明する等の事前協議を行っている専攻が多い。社会人特別選抜や外国人特別選抜を実施するほか、4月入学以外にも10月入学の試験を実施し、社会人及び留学生の受験機会を多くするなど、積極的な受入に努めている。

《資料 4-2-2-1：社会科学研究科経営学専攻における入学者選抜（特別選抜）の基本方針》

入学選抜の種類	求める学生像の基本方針	入学者選抜の基本方針
研究者養成プログラム 外国人特別選抜	深く経営学・経済学を探究する研究者として活躍することを目指す外国人	入学試験の選考は、本研究科で行う学力試験及び出身大学の成績証明書によって行う。学力試験は、次の①及び②とする。 ①専門科目及び言語等科目についての筆答試験 ②口頭試験及び面接
高度専門職業人養成プログラム プロジェクト研究特別選抜	実務のなかで直面する課題について、在学中に解決策を見出すべく研究を進める者	28歳以上で、海外を含む民間企業や行政機関、公益法人等において、原則として2年以上継続して職業実務に従事している者を対象とする。 入学試験の選考は、提出された書類及び本研究科で行う学力試験（口頭試験）によって行い、社会人としての職業経験を重視した選抜を実施する。
高度専門職業人養成プログラム 公共経営特別選抜	公共経営の政策立案ならびに執行責任をもち、企業経営の知識・ノウハウを公共部門に導入・活用できるだけの実務経験を積んでいる者	28歳以上で、海外を含む政府・地方公共団体及びそれに準ずる機関等において、原則として3年以上継続して職業実務に従事している者を対象とする。 入学試験の選考は、提出された書類及び本研究科で行う学力試験（口頭試験）によって行い、公共経営の職業経験を重視した選抜を実施する。

【分析結果とその根拠理由】

学士・大学院課程ともに、留学生、社会人、編入学生（学部）の受入等に関する方針は特に定めていないが、受験者の状況に応じた選抜を行っており、適切な対応がなされている。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到に係る状況】

学士課程における入学者選抜は入試委員会が中心となり実施している。入試委員会は4つの部会（学部入試実施部会、多様な入試実施部会、入試制度検討部会及び入試広報部会）を置き、入学者選抜の実施を前2部会が、入試制度の分析・検証・改善を入試制度検討部会が、入試広報を入試広報部会が担っている《資料 4-2-3-1》。

問題作成、入試の実施、合否判定に至るまで1年間のスケジュールが厳密に生まれ、入試委員会を中心とする各教員はそれぞれの段階で役割に応じて関わり、教員と職員が相互にチェックし合い、入学者

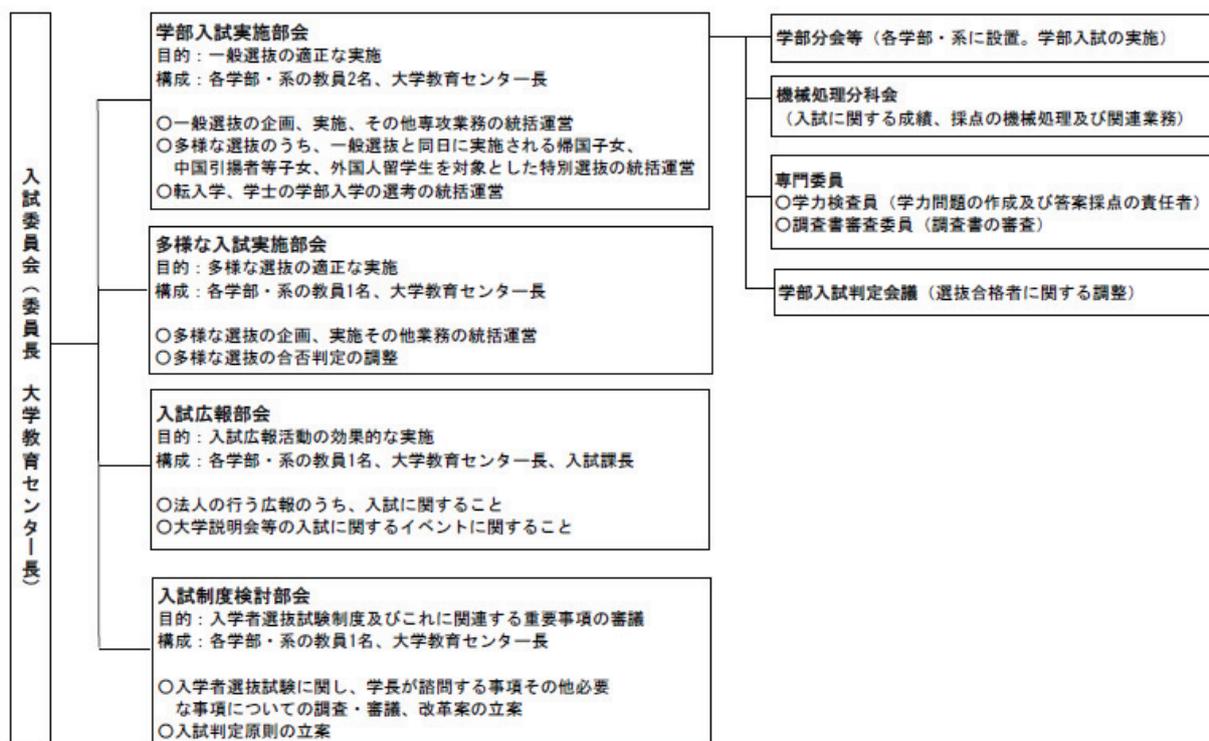
選抜に人為的ミスが加わることを厳正に避けている。安定的な入試業務遂行のため、担当業務ごとの詳細なマニュアル整備等を進めている。しかし、平成 20 年度一般選抜での実施ミス、また平成 22 年度推薦入試での合格通知書の誤送付のミスが起きている。このため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に入試業務が行われるよう努めている。

入学者選抜の実施当日は、学長を最高責任者として、全体を統括する実施本部を置き、副学長及び入試実施部会長が各試験場本部を指揮する。各試験場は、入試実施部会委員の指揮のもと、各試験室を統括する。また、当日は職員も含め、全体的かつ統一的对応する体制がとられている。また、平成 22 年度より、学士課程の一般選抜は南大沢キャンパスで統一的に実施することとし、統一的な対応、情報管理体制の強化が図られた。なお、入試委員会の事務局及び入学者選抜に関する事務一般は入試課が統一的に担当し、一部の入試実施については各学部と連携して進めている。

大学院課程は、研究科によって入学者選抜の方法及び日程等が異なることから、各研究科が入学者選抜のための部会や委員会を設けるなど、適切な実施体制を整備して、それぞれ主体的に実施している《資料 4-2-3-2》。各研究科では、研究科長を責任者として、その指揮の下、教職員がそれぞれ責任と役割を分担して円滑かつ公正に試験を実施する体制を構築している。

適切な入学者選抜の実施のため、情報管理の徹底と公平性の確保に留意している。情報管理については、出題や採点、面接に関わる委員名は、学内でも関係者以外には秘匿する、作問関連作業は場所と時間を限定して秘密裏に行う、個人情報の保管方法・場所を限定するなどの取組を行っている。また、関係する書類についても、厳重な情報の管理を行っている。

《資料 4-2-3-1：首都大学東京入学者選抜（学部）実施体制図》



《資料 4-2-3-2：各研究科における入学者選抜の実施体制と実施状況》

研究科	入学者選抜実施体制と実施状況
人文科学研究科	大学院入試実施部会のもとで、厳密な入試実施体制が行われている。平成 20 年度の大学院入試において出題ミスが起きてしまったことがあるが、こうした場合にも直ちに受験者に出題ミスがあったことや、その対応方法を説明することで対処した。また、以後、同様なミスが出ないようこのケースが発生したことを分析し、問題の作成から試験日までの手続きを改め新しい実施体制を敷くようになった。
社会科学 研究科 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	法学政治学専攻の入試は専任教員・各部局事務スタッフによって実施され、社会科学研究科教授会にて入学許可者の決定が行われる。各段階で情報は厳重に管理され、面接は全教員が参加する極めて厳格な手続で行われる。 法曹養成専攻では、入試委員会が「法科大学院における入学試験実施に関する準則」の各条に従い、入学者選抜の実施に関する事項を所管する。入学試験問題の作成に当たっては、出題者会議が入試問題の審査を行う体制をとっている。
社会科学 研究科 (経営学専攻)	大学院社会科学研究科経営学専攻のそれぞれの入学選抜においては、出題・採点を複数の担当者がチェックする、面接を複数の担当者が行う、合否判定を合議で決定するなど、責任者のもと適正な人的規模・バランスで実施されている。また、それぞれの入学選抜において、志願者、合格者、入学者の実数及び過去の入学試験問題を公表し、受験者本人から入試成績情報の開示請求があった場合は、受験者の点数を開示している。
理工学研究科	大学院入試全般に関し、理工学研究科長を委員長とする理工学研究科大学院入試委員会が担当している。円滑に運営されているが、理工学研究科足元の平成 18 年度入試以降、博士前期課程で 3 件、後期課程で 1 件の出題ミスがあった。出題自体は各専攻内の出題委員会で検討され、出題委員会内で複数回の相互チェックが行われているが、徹底が甘かったと認めざるを得ない。以後、再発防止に向けていっそうの自覚と努力が必要である。なお、いずれもの出題ミスにおいても、受験者の不利とならないように対応した。面接は教員全員が参加し、公正に行われている。各専攻で合否案を作成し、教授会に付議される。
都市環境 科学研究科	研究科全体として、大学院入学志願者選考委員会を組織している。ここには各学域から 1 名の委員が選出されており、この委員会を中心として、学域ごとに委員を長として試験実施体制を構築し、選抜を行っている。募集要項の策定、合格者決定などの重要な事項は、学域会議、委員会、代議員会、教授会などを通じ、多段階のチェックを行っている。
システム デザイン 研究科	妥当な選抜方法を実施し、公正に実施されている。筆記試験に関しては、複数の出題委員によって問題作成し、一部の受験生に有利又は不利となる記述の無いことを出題委員や大学院入試分科会委員が確認し、採点を行っている。面接、口頭試問においても、複数で実施している。合否案作成は、教員全員が採点結果を元に協議しているため公正である。なお、平成 21 年度大学院入試の数学問題について、出題ミスが判明した。周知の時間を十分確保出来なかったことから、公正を期すため全員を正解とすると共に、再発防止策を策定し、チェックの強化に努めることとした。
人間健康 科学研究科	研究科入試に関しては、研究科長を委員長とする大学院入学志願者選抜委員会（首都大学東京大学院入学志願者選考規則第 3 条）が研究科の選考業務を統括運営している。入試委員会学部部会、大学院入学志願者選抜委員会ともに毎月開催し、選考に関わる事項についての協議検討を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学部については、入学者選抜の基本的体制は整備されており、また、入学者選抜の公正性についても担保されている。平成 22 年度より、学部一般選抜については南大沢キャンパスで統一的に実施することし、統一的な対応、情報管理体制の強化が図られた。大学院についても、各専攻において、選抜に係る厳格かつ公正な体制が整備されている。なお、過去に入学者選抜の実施ミスや合格通知書の誤送付のミスが起きたため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に入試業務が行われるよう改善に向けて努めている。以上より、本観点を満たしている。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年度より、大学教育センター（参照：資料 2-1-2-2）に、入試関係のデータ分析検証を担当する教員を配置しており、入試成績、入学後の成績と入試区分の関係、志願者等のアンケート結果などの分析を行っている。これらの結果は、定期的に入試制度検討部会に報告され、入試制度検証の基礎資料として利用されている。

入試制度改善の具体例として、入試成績の相関分析結果を根拠に、平成 20 年度入試から、一般選抜前期日程の第 1 次選抜倍率を一部変更し、全学的な統一を図った《資料 4-2-4-1》。また、指定校推薦を拡充する方針を打ち出し、平成 21 年度入試から対象地域を東京都のほか、埼玉県・千葉県・神奈川県に拡大した。このように各募集単位において入学者選抜の区分別の追跡調査結果とその分析を活用した入試制度の見直しが不断に行われている。また、各学部・系、研究科における入学者選抜の方法等に関する検証の取組と改善例は《資料 4-2-4-2》のとおりである。

さらに、一般選抜の入学手続者を対象に毎年アンケート調査を実施し、入学者選抜の制度や問題等に対する意見を分析し、内部資料として各学部・系に提供している。

平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、経営・教学戦略委員会の下に入試検討部会を設置し、より中長期的な視点から入試制度の検証・改善の提案をまとめた《資料 4-2-4-3》。また、平成 21 年度からは成績追跡調査等に関して、入試委員会委員や各学部・研究科で入試に関する教員との意見交換会を設けるなどして、検証の取組を行っている。

《資料 4-2-4-1：一般選抜前期日程の第 1 次選抜倍率（平成 20 年度入学者選抜要項より抜粋）》

第 1 次選抜

- 都市教養学部 都市教養学科（人文・社会系、法学系、経営学系）
系別に選抜を行い、その募集人数の約 8 倍を合格者とする。
- 都市教養学部 都市教養学科（理工学系の各コース、都市環境学部、システムデザイン学部）
コース別に選抜を行い、その募集人数の約 8 倍を合格者とする。
- 健康福祉学部
学科別に選抜を行い、その募集人数の約 5 倍を合格者とする。

《資料 4-2-4-2：各学部・研究科等における入試方法等に関する検証の取組と改善例》

学部・系、研究科	入試方法等に関する検証の取組と改善例
人文・社会系・人文科学研究科	多様な入試委員会の下で行われた入試制度で入ってきた指定校推薦入学者、東京未来塾から入ってきた特別推薦入学者、社会人AO入学者、および一般選抜の前期日程入学者、後期日程入学者について入学後の成績の追跡調査が行われている。
法学系・社会科学部 科学研究科（法学政治学専攻・法曹養成専攻）	法学系教授会において、入学者や入試体制の評価が恒常的に話題・議題となっており、そこでの議論の結果を入学者選抜の改善につなげようと努力している。平成 20 年度の教授会では、未来塾学生への対応、指定校推薦における指定校の見直し、入試科目に関する議論などが行われた。特に、未来塾の教育方針が変化する場合には、学系のアドミッション・ポリシーに適合するか検討していく必要がある。法学政治学専攻では、各分野の教員懇談会や教授会にて入試の改善のための議論が恒常的になされており、学部成績などを考慮した上で筆記試験を免除する特別入試制度の導入が平成 21 年度入試から実施されている。 法曹養成専攻では、入試委員会において、小論文問題、論述式問題の審査を実施し、さらに面接試験についても、面接委員間で検証の上実施している。また、平成 21 年度入試より、2 年履修課程の入学者選抜においても、面接試験を実施するなど、より一層アドミッション・ポリシーに合った選抜が可能となるよう、改善を図った。
経営学系・社会科学部 科学研究科（経営学専攻）	学部、大学院とも、入学した学生の成績等の分析によって各入学選抜方法の検証が行われている。この結果、指定校推薦選抜の学生はアドミッション・ポリシーに非常に沿っていることが判明し、平成 21 年度入試より指定校推薦選抜の定員を増加させ、さらにどの選抜からも数学が非常に得意な学生を受け入れることが出来ていないことから、平成 23 年度入試より一般選抜前期 B（通称「理系入試」）を実施するなど、選抜方法の改善を行っている。

理工学系・理工学研究科	理工学系の「入試制度検討小委員会」では、全学委員会である「入試制度検討部会」の解析結果に基づいて、入学者選抜の在り方についての継続的な検討・改善が行われている。各コースにおいても、コース内の教務委員会、カリキュラム委員会、募集対策委員会等が、各入試区分の志願者数、学生の入学後の履修状況、成績を解析し、その結果を入学者選抜の改善などに役立てている。改善具体例として、生命科学コースにおけるゼミナール入試の募集定員を実施開始時から倍増した。一方で、平成 21 年度にすべてのコースにおいて、ほとんど実績のないチャレンジ入試を廃止することとした。入学後の追跡調査結果などを踏まえて、これまで 3 コースで実施していた指定校推薦入試を、平成 23 年から 6 コースすべてで実施することにした。大学院においては、大学院入試委員会、及び各専攻において、毎年、入学者の経歴や大学院修了後の進路調査を行い、アドミッション・ポリシーとの関連で検証している。
都市環境学部・都市環境科学研究科	学部入試に関しては、コースによって、入試区分別の入学後成績を分析する、検討のための委員会等を立ち上げる、新入生に対してアンケート調査を実施している中でアドミッション・ポリシーに関連した情報も収集するなど、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの検証を開始している。大学院の入試選抜に関しては、各学域レベルで検証が行われている。
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	学部入試においては、入試分科会で受入状況を検証し、入学者選抜の改善のための検討を行っている。具体的には、全学の入試制度検討部会および学部入試実施部会と連携しながら、一般選抜の募集人員配分、科目別配点、試験科目等の見直しを毎年定期的に行っている。大学院入試では、分科会で受入状況を検証し、入学者選抜の改善のための検討を行っている。具体的には大学院入試の実施後、部局担当者と分科会委員によって受入状況を報告し、改善すべき点などの抽出を行っている。
健康福祉学部・人間健康科学研究科	毎年度、入試委員会学部部会が中心となって入学試験の実施結果と入学後の学生の状況等を検証しながら、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が充分に行われているかを分析し、次年度入試の募集人員内訳を検討している。この検討結果を受けて、学科ごとに試験種別や各種別の募集人員配分を見直し、一般後期日程試験の廃止や指定校推薦制度の採用、募集人員内訳の変更等を行ってきた。また、面接等での評価の客観性や公平性保持のために毎年、教員に対して面接研修を行っている。

《資料 4-2-4-3：首都大学東京の将来像（最終報告）（平成 20 年 9 月）（抜粋）》

I 学習意欲あふれる学生の確保

【次期中期計画(10年後)の目標】

- 大都市課題の解決等において社会の高い評価を受け、初等・中等教育課程の生徒があこがれ、学習意欲あふれる学生が広く受け入れられている。
- 充実した留学生支援策が講じられ、大学院を中心に海外から優秀な学生が受け入れられている。



【現行中期計画期間中(3年後までの実行プラン)】

- 指定校推薦入学について、対象地域を拡大する。
- 出張授業・体験入学などを実施し、指定校との高大連携を強化して、Face to Face の関係を築き、学習意欲あふれる推薦入学者の増加を図る。
- 帰国子女等、特別選抜の枠の見直しを行う。
- アジアを中心に留学生の受入拡大に向けた方策を実施する。

大学ウェブサイト：<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/future.html>

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、入学者受入方針に沿った学生受入の実態、例えば、入学者選抜の区分による成績調査等について分析を行っており、実際に入試制度の検証・改善に結びついている。今後も引き

続き、大学での活動や進路に関する分析等、卒業・修了等におけるデータ等についても、継続して入学者選抜制度の検証へ反映させていく必要がある。また、大学院課程の入学者選抜の検証への取組も、各研究科委員会、および各専攻等において、恒常的に行われている。このことから本観点を満たしている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学士課程の入学者選抜について、募集単位別の定員充足率（実入学者÷定員）を、平成 18 年度から平成 22 年度入試までの 5 年間について算出したところ、全学の定員充足率は 1.05 であった。各年度の全学の定員充足率は 1.03 から 1.08 の値となっており、また、各募集単位の定員充足率は 1.00 から 1.10 の間に分布している。なお、充足率の最高値は平成 18 年度入試において法学系で 1.20 を記録したことがあるが、その他はほぼ 1.10 までに収まっている。最低値は平成 22 年度入試の理工学系数理科学コースの 0.92 であり、入学者が定員を大幅に下回る状況になったことはない《資料 4-3-1-1》。

大学院課程については、博士前期課程では、一部の研究科（専攻）で大きく充足率が低下しているが、全体的にはほぼ定員を満たしている。しかし、博士後期課程では、定員を満たしていない研究科がほとんどである。《資料 4-3-1-2・3》。この点について首都大学東京では、多様な学生を受入れる環境を整えることを通して、教育水準を落とすことなく、大学院入学定員充足率の適正化に向けた取組を行っている。これらの取組として平成 20 年度に東京都のアジア人材育成基金による博士後期課程の留学生募集の開始《資料 4-3-1-4》、平成 21 年度から大学独自の奨学金制度である首都大学東京大学院研究奨励奨学金制度（参照：資料 7-3-3-4）の発足、さらには平成 23 年度から大学院課程に長期履修制度《資料 4-3-1-5》の導入などが行われている。この他に、募集単位によって、各研究科は大学院入試説明会の開催、社会人学生の受け入れの促進等の取組を行っている。

《資料 4-3-1-1：入学定員、実入学者、入学定員充足率（学士課程 平成 22 年度入試分）（参考）》

学部・系	人文・社会系	法学系	経営学系	理工学系	都市環境学部	システムデザイン学部	健康福祉学部	全学計	
入学定員	200	200	240	260	200	270	200	1,570	
実入学者数	220	221	240	274	211	273	210	1,649	
充足率	平成 18 年度	1.06	1.20	1.04	1.10	1.09	1.04	1.03	1.08
	平成 19 年度	1.02	1.04	1.03	1.02	1.05	1.03	1.05	1.03
	平成 20 年度	1.08	1.11	1.05	1.08	1.10	1.06	1.04	1.07
	平成 21 年度	1.03	1.07	1.00	1.09	1.10	1.06	1.05	1.05
	平成 22 年度	1.10	1.10	1.00	1.05	1.05	1.01	1.05	1.05
	平均	1.05	1.10	1.02	1.06	1.07	1.04	1.04	1.05

《資料 4-3-1-2 : 入学定員、実入学者、入学定員充足率 (博士前期課程 平成 22 年度入試分)》(参考)

研究科	人文科学 研究科	社会科学 研究科 (法学政 治学専攻)	社会科学 研究科 (経営学 専攻)	理工学 研究科	都市環境 科学 研究科	システム デザイン 研究科	人間健康 科学 研究科	全学計
入学定員	84	11	40	189	146	172	50	692
実入学者数	65	1	39	216	181	192	61	755
充足率	平成 18 年度	0.66	0.09	1.20	1.02	1.00	0.96	0.92
	平成 19 年度	0.80	0.18	0.95	1.05	1.02	1.16	1.00
	平成 20 年度	0.65	0.45	1.05	0.96	1.05	0.97	0.95
	平成 21 年度	0.61	0.18	0.92	1.03	1.17	0.97	1.00
	平成 22 年度	0.77	0.09	0.97	1.14	1.23	1.11	1.09
	平均	0.69	0.19	1.01	1.04	1.09	0.99	1.17

《資料 4-3-1-3 : 入学定員、実入学者、入学定員充足率 (博士後期課程 平成 22 年度入試分)》(参考)

研究科	人文科学 研究科	社会科学 研究科 (法学政 治学専攻)	社会科学 研究科 (経営学 専攻)	理工学 研究科	都市環境 科学 研究科	システム デザイン 研究科	人間健康 科学 研究科	全学計
入学定員	50	10	5	60	37	29	22	213
実入学者数	24	1	6	29	23	8	26	117
充足率	平成 18 年度	0.70	0.00	1.40	0.63	0.86	1.09	0.73
	平成 19 年度	0.54	0.20	0.80	0.65	0.75	1.13	0.63
	平成 20 年度	0.54	0.10	1.60	0.41	0.75	0.58	0.60
	平成 21 年度	0.78	0.20	1.80	0.65	0.67	0.50	0.73
	平成 22 年度	0.48	0.10	1.20	0.48	0.62	0.27	0.54
	平均	0.60	0.12	1.36	0.56	0.73	0.46	1.11

《資料 4-3-1-4 : アジア人材育成基金に関する報道発表資料 (抜粋)》

報道発表資料 (抜粋)	平成 20 年 5 月 13 日 公立大学法人首都大学東京
<p>首都大学東京 東京都アジア人材育成基金による留学生の募集について 東京都は、2008年から概ね10年間に渡り、「アジアの発展に資する優秀な人材」の育成につながる諸施策を実行するため、「アジア人材育成基金」を設置しました。 このたび、東京都設立の公立大学法人が運営する「首都大学東京」の大学院において、この「アジア人材育成基金」を適用し、アジアの優秀な留学生(博士後期課程)を募集します。本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、住宅の提供、奨学金給付、授業料免除等の生活支援を実施します。</p>	
大学ウェブサイト : http://www.tmu.ac.jp/news/newsrelease/2848.html	

《資料 4-3-1-5 : 長期履修制度 (平成 22 年 1 月 26 日教育研究審議会資料抜粋)》

平成 22 年 1 月 26 日 教育研究審議会
首都大学東京大学院における長期履修制度について
<p>1 趣旨 学生が、職業を有している等の事情により標準修業年限 (博士前期課程 2 年、博士後期課程 3 年) を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度とする。 長期履修を認められた学生は、標準修業年限において支払う授業料の総額を、認められた長期在学期間に分割して支払うことになる。</p>
<p>2 対象者</p>

以下のいずれかの理由により、標準修業年限内での修業が困難な者

- 1 職業を有している者
- 2 出産、育児、介護を行なう必要がある者
- 3 その他、研究科において適当と認める者

3 申請手続

入試出願時に申請を行ない、合格通知とともに長期履修制度の利用の可否を本人に通知する。

なお、長期履修制度を利用せずに入学した在学生についても、職場事情の変化等の特別な事情がある場合は、中途での長期履修の申請を認め、利用を希望する年度の前年度に受け付ける。(ただし、最終年次の学生は申請することができない。)

4 長期在学期間

■博士前期課程 3・4年(1年単位)

■博士後期課程 4・5・6年(1年単位)

・休学期間は、上記期間に含まれない。

・長期履修を認められた場合でも、在学年限(博士前期課程4年、博士後期課程6年)を延長しない。
(在学年限内に修了できない場合は退学となる。)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、いずれの募集単位も、毎年度、安定的に、適正な入学者数を確保している。一方、大学院課程については、募集単位により定員充足率に差がある。大学院入学者の適正な確保が行えるよう、全学として東京都のアジア人材育成基金による博士後期課程の留学生募集、博士後期課程における首都大学東京大学院研究奨励奨学金制度、長期履修制度などを発足させ、多様な学生を集める取組を行っている。さらに、各研究科は説明会や社会人学生の受入れ等の独自の取組を展開している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①本学の教育の目的に沿い、全学として「求める学生像」を定めている。また、各学部・大学院では、これを踏まえ、それぞれの教育の目的・理念に基づき、入学者受入方針を明確に定め、公表している。(観点4-1-①)
- ②学士課程の入学者選抜では、本学が「求める学生像」に沿った学生を適切に見出すため、入学者受入方針に沿って、一般選抜のほかゼミナール入試など、多様な入学者選抜を実施している。(観点4-2-①)
- ③入試成績、入学後の成績と入試区分の関係等の分析を行っており、入試制度の検証・改善に結びついている。(観点4-2-④)
- ④学士課程の定員充足率の5年間の平均値が1.05であり、いずれの募集単位も、毎年度、安定的に適正な入学者数を確保している。(観点4-3-①)
- ⑤多様な学生にとって魅力的な教育研究環境を整備するため、東京都アジア人材育成基金による博士後期課程留学生募集、博士後期課程における首都大学東京大学院研究奨励奨学金制度、長期履修制度を発足させた。(観点4-3-①)

【改善を要する点】

- ①過去に入学者選抜の実施ミスや合格通知書の誤送付のミスが起きたため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に入試業務が行われるよう改善に向けて努めている。(観点4-2-③)

(3) 基準4の自己評価の概要

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針が明確に定められ、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項などで公表・周知しているほか、大学説明会、進学ガイダンス等にて受験希望者及び学外関係者に説明している。また、募集単位である教育研究分野において、それぞれが「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、区分ごとに学力等を把握するための適切な選抜が実施されており、入学者受入方針は実質的に機能しているといえる。また、入学後の成績等の追跡調査を行い、入学者選抜や、各入試の定員等について改善に努めている。今後も引き続き、入学者受入方針に沿った学生の受入について更なる検証を行い、入学者選抜の改善に反映させていくことが必要である。

学士課程の入学者選抜の実施体制については、入試委員会のもと、学部入試実施部会、多様な入試実施部会、入試制度検討部会及び入試広報部会が役割を分担し、それぞれの機能を担っている。なお、過去に入学者選抜における実施ミスや合格通知書の誤送付が起きたため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に業務が行われるよう努めている。

大学院課程は、研究科によって入学者選抜の方法及び日程等が異なることから、各研究科が研究科長を委員長とする大学院入学志願者選考委員会を設けるなど、適切な実施体制を整備して、主体的に実施している。

このように、すべての入学者選抜は適切な体制の下で、公平性の確保と情報の厳正な管理に努めながら実施されている。

学士課程の入学者選抜においては定員充足率の5年間の平均値が1.05であり、いずれの募集単位も、毎年度、安定的に適正な入学者数を確保している。一方、大学院課程については、募集単位により定員充足率に差がある。本学では、多様な学生を受け入れる環境を整えることを通して、大学院入学定員充足率の適正化に向けた取組を行っている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

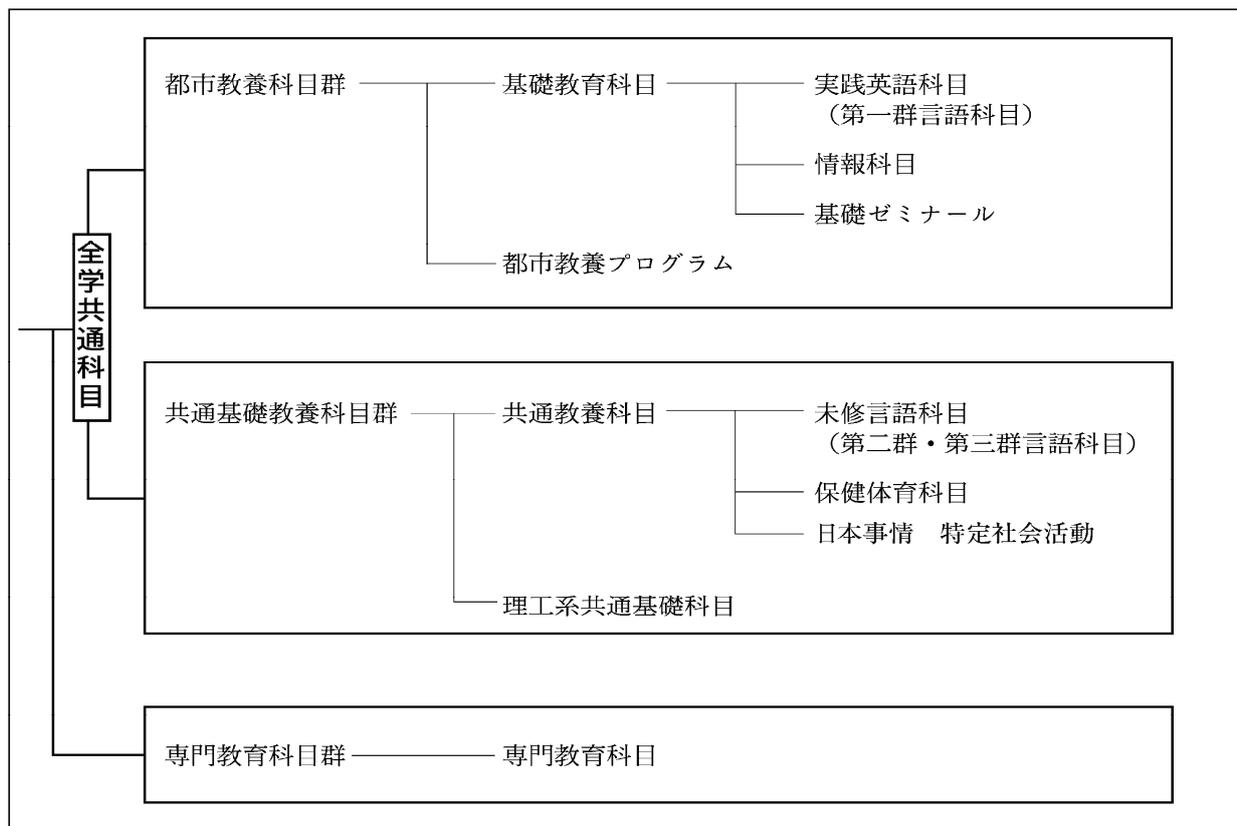
本学の教育課程は、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するという本学の教育の目的に基づき、首都大学東京学則に規定する教育課程の編成方針《資料 5-1-1-1》に従って編成している。授業科目の体系は《資料 5-1-1-2》のとおりであり、①都市教養プログラムなど全学部共通の必修・選択必修科目を中心とする「都市教養科目群」、②未修言語科目、保健体育科目及び理工系共通基礎科目等からなる「共通基礎教養科目群」、③各学部及び副専攻（詳細は観点 5-1-②に述べる）の専門科目である「専門教育科目群」という 3つの科目群から構成されている。

このうち、「都市教養科目群」及び「共通基礎教養科目群」は本学の特色ある基礎・教養教育科目（本学ではこの 2つの科目群に属する科目を総称して「全学共通科目」と呼んでいる。）であり、専門分野にかかわらず大学生が身につけるべき幅広い能力と知識、課題探求・解決能力及び社会生活を送っていくための基本的技能（英語、情報処理等）を養成するために、共通の教育プログラムを編成している。

《資料 5-1-1-1：首都大学東京学則における教育課程編成に関する規定（抜粋）》

首都大学東京学則	平成 17 年法人規則第 48 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(教育課程の編成方針)	
第 3 4 条 教育課程は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を本学自ら開設し、体系的に編成するものとする。	
2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮する。	
3 教育課程の編成については、常に点検及び評価を行い、その改善に努めるとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	
(授業科目の区分)	
第 3 5 条 授業科目は、次のとおり区分する。	
(1) 都市教養科目群	
(2) 共通基礎教養科目群	
(3) 専門教育科目群	
2 専門教育科目群（全学共通を除く。）の区分は、各学部の履修に関する規則（以下「学部規則」という。）の定めるところによる。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21_1001.pdf （平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf （平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）	

《資料 5-1-1-2 : 首都大学東京における授業科目体系》



特に、必修科目として、講義を一方的に聴く形で行われる授業と異なり、大学での学びの基本となる自らが能動的かつ積極的に取り組む学習姿勢と課題発見解決能力を養う「基礎ゼミナール」、事象を的確に認識し、そこにある課題を発見するだけでなく、その解決にICTを活用する能力の育成を目指す「情報リテラシー実践Ⅰ」及び社会で求められる実践的な英語力を修得する「実践英語科目」を設けている。

また、都市教養プログラム《資料 5-1-1-3》は、5つのテーマ（文化・芸術・歴史、グローバル化・環境、人間・情報、産業・社会、共通）（《資料 5-1-1-3》の縦軸）に沿って、4つの学問体系と実験・体験型科目（現場体験型インターンシップ）で構成される5つの系（《資料 5-1-1-3》の横軸）に分類された多彩な授業科目の中から学際的・総合的に学ぶプログラムである。各学部、学系では、5つの系からの科目選択について独自の要件を定め、一定の領域に偏らない文系・理系のバランスの取れた幅広い履修を学生に促している。

学生は、主に1、2年次に全学共通科目を学び、順次段階的に「専門教育科目群」に含まれる各学部等が定めた専門教育科目を学ぶことになる。卒業要件は、都市教養科目群など全学共通科目の必要単位数を修得した上で、各学部・学科または系で定める単位数を修得することとなっており、教養教育及び専門教育のバランスにも配慮している。

専門教育科目の教育課程はコース（健康福祉学部は学科）ごとに編成されている。各コース等とも、それぞれの教育目的に基づき、基本的な科目から発展的な科目へと段階的に構成し、必修、選択必修及び選択の科目をバランスよく配置しており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿った内容の授業科目を設けている。各コース等では、入学時に全学生に配付される『履修の手引』（参照：別添資料 1-2-1-1）において、標準履修課程表《資料 5-1-1-4》を学生に周知するなど、無理なく体系的な履修ができるよう工夫している。

各学部・系における教育課程編成の特色は《資料 5-1-1-5》のとおりである。

《資料 5-1-1-3 : 都市教養プログラム授業科目一覧》

テーマ	人文・社会科学系 I	人文・社会科学系 II	技術・自然科学系 I	技術・自然科学系 II	実験・体験型科目
文化・芸術・歴史	社会意識と社会構造 自然と文明の哲学 日本の歴史と社会・文化A 西洋の歴史と社会・文化A 都市の歴史 日本語と日本文学 アジアの言語と文化 アメリカの文化 イギリスの文化 ドイツ文学 フランス文学 文化人類学A 文化制度論入門 文化分析批評入門 ことばと社会と文化A ことばと社会と文化B 現代芸術文化論	都市問題の歴史的文脈 社会思想史 スポーツ学 ☆スポーツ文化論 政治理論入門 現代政治入門	数学の歴史 宇宙の成り立ち 力学的世界観 現代物理学の考え方 建築文化論	地域環境の人文地理 植物の多様性と進化 進化生物学 食物と食文化	
グローバル化・環境	環境と生命の倫理 アジアの歴史と社会・文化 西洋の歴史と社会・文化B アフリカの文化 Japanese Language and Society Japanese Communication Styles	都市と環境 文化人類学B 経営のグローバル化と異文化理解 グローバル化と社会 環境と社会科学 都市政策入門	都市の生活環境と化学物質 電気エネルギーと環境 ものづくりのテクノロジー 環境を支える土木技術 環境と建築 地球環境調和化学入門 エコデザイン入門 宇宙からみた地球環境 都市環境調和化学入門	細胞生物学 生態と環境 動物の生態と多様性 大地の成り立ちを探る 大気と水の循環を学ぶ 地球環境の変遷と考古学 自然と共生する文明 環境と健康 自然・文化ツーリズム入門 自然ツーリズム学の見方・考え方 自然と社会と文化	
人間・情報	心の哲学 言語科学入門 生活の心理学A 生活の心理学B 人間の認知 心理学方法論 人格と発達 科学哲学 スポーツ運動学	情報社会と法 社会調査法 情報社会システム論 人間の起源と健康 医療統計学 人間発達学 生活と経済	集合と論理的思考 計算の理論 エントロピーの科学 宇宙地球物質の化学 分子の形と対称性 生命を支える化学物質 都市空間と人間 都市生活を支える情報ネットワーク 技術 移動の人間工学 医療と画像	ゲノム科学 神経生物学 生命論 トレーニング科学 ☆健康トレーニング論 健康スポーツ科学 食品とアレルギ 行動生理学 認知と行動 健康の栄養学 生活習慣病と栄養 ☆食品と健康 運動行動学 リハビリテーション概論 保健医療概論	※現場体験型インターンシップ
産業・社会	日本の歴史と社会・文化B 文明と歴史 アジア・アフリカ社会論 映像文化論入門 技術と倫理 イスラームの社会	都市社会学 生活と福祉 社会と福祉 「教育問題」を読み直す 学校と労働社会 官庁の仕組みと仕事 都庁の仕組みと仕事 刑事法入門 法学入門 民事法入門 サービス・マーケティング 会計制度と社会 社会と経営 日本の産業と企業 キャリア形成	現代的教養のための確率統計 現代社会・化学の役割 電気電子工学における革新技術 都市創造と再生技術 先端材料化学入門 ロボットと社会 現代社会における通信 航空力学に基づく飛行機づくり 安全の科学 化学物質と社会 トランスポート・デザイン アート&デザインマネジメント概論	バイオテクノロジー 人間生物学 先端生命化学入門 都市空間の人文地理 自然災害と社会 文化ツーリズム学の見方・考え方 ツーリズム産業論	
共通	心理学 哲学A・B 倫理学A・B 論理学A・B 西洋古典学A・B 歴史学入門 考古学入門 文学概論I・II 美術A・B 音楽A・B 映画A・B 演劇A・B	日本国憲法 基礎経済学 統計学I・II 教育学A・B 社会学A・B 社会福祉学 価値と資本の理論			

《資料 5-1-1-4：標準履修課程表（システムデザイン学部ヒューマンメカトロニクスシステムコース）》

◇：都市教養プログラム・共通基礎教養科目群のうち、コースの推奨科目

●：専門教育科目群のうち、コースの必修科目

区 分	1 年前期	単位	1 年後期	単位	2 年前期	単位	2 年後期	単位
都市教養科目群	基礎教育科目 12単位（必修）	実践英語 Ia 1 実践英語 Ic 1 基礎ゼミナール 2 情報リテラシー実践 I 2	実践英語 Ib 1 実践英語 Id 1	1 1	実践英語 IIa 1 実践英語 IIc 1	1 1	実践英語 IIb 1 実践英語 IId 1	1 1
	都市教養プログラム 14単位以上（履修申請方法に注意せよ）。	（都市教養科目） 2 （都市教養科目） 2	（都市教養科目） 2 ◇エコデザイン入門 2 ◇ロボットと社会 2	2 2 2	◇技術と倫理 2	2	（都市教養科目） 2	2
共通基礎教養科目群	未修言語科目	未修言語（通年）	未修言語（通年）	4				
	保健体育科目	身体運動演習	身体運動学	2				
	その他の教養科目							
	理工系共通基礎科目 24単位以上	◇微分積分 I 2 ◇教養基礎物理 I 2 ◇線形代数 I 2 一般化学 I 2 ◇物理学実験第一 2 ◇工業の力学 B 2	◇微分積分 II 2 ◇教養基礎物理 II 2 ◇線形代数 II 2 一般化学 II 2 化学実験 2 ◇材料の力学第一 B 2	2 2 2 2 2 2 2	◇解析入門 I 2 ◇専門基礎物理 I 2 一般生物学 I 2 ◇材料の力学第二 B 2 ◇機械の力学 B 2 ◇工学系電気回路 2 ◇工学系電磁気学 2 ◇離散数学入門 2 生物学実験入門 1（夏季集中講義，1 単位）	2 2 2 2 2 2 2 2 2	◇解析入門 II 2 ◇専門基礎物理 II 2 確率統計 2 ◇応用数理情報概論 I 2 ◇工学系電子回路 2	2 2 2 2 2
専門教育科目群	知的システム制御分野科目 8 単位以上(選択必修)				過渡現象論	2	デジタル回路 システム制御工学	2 2
	知的システムデザイン分野科目 8 単位以上(選択必修)				機械運動学	2	ヒューマンインタフェース 離散工学入門	2 2
	生体システム工学分野科目 8 単位以上(選択必修)						バイオメカニクス	2
	機能デバイス分野科目 8 単位以上(選択必修)		メカトロニクス通論	2			電磁波解析 計測工学通論	2 2
	実験・演習科目（必修）						●ヒューマンメカトロニクスシステム基礎実験 ●設計製図	2 2

区 分	3 年前期	単位	3 年後期	単位	4 年前期	単位	4 年後期	単位
専門教育科目群	知的システム制御分野科目（続き） 8 単位以上(選択必修)	電気機械エネルギー変換システム工学 2 システム解析論 2 動的システムモデリング 2 環境システム制御入門 2	機器制御システム工学 2 アドバンスド制御工学入門 2 ロボットセンシングとマニピュレーション 2	2 2 2	デジタル制御工学 2 制御系設計 2 制御応用技術論 2	2 2 2		
	知的システムデザイン分野科目（続き） 8 単位以上(選択必修)	設計工学 2 情報計測工学 2 知能制御 2	ライフサイクル設計 2 情報環境論 2 知的エージェント工学 2	2 2 2	非線形現象と制御 2 ロボットビジョン 2	2 2		
	生体システム工学分野科目（続き） 8 単位以上(選択必修)	基礎ロボット工学 2 生体計測工学 I 2 システム工学 2	福祉機器設計 2 応用ロボット工学 2 生体計測工学 II 2	2 2 2	先端ロボット工学 2	2		
	機能デバイス分野科目（続き） 8 単位以上(選択必修)	ナノプロセス工学通論 2 加工工学 2 マイクロ機能デバイス 2	マイクロプロセッシング 2 CAE 2	2 2	量子物性論 2	2		
	実験・特別研究（必修）	●ヒューマンメカトロニクスシステム応用実験 2			●ヒューマンメカトロニクスシステム特別研究 1 4	4	●ヒューマンメカトロニクスシステム特別研究 2 4	4
	演習など（選択）		ヒューマンメカトロニクスシステムゼミナール プログラム演習 2	2	ヒューマンメカトロニクスシステム工場見学 1 1	1	ヒューマンメカトロニクスシステム工場見学 2 1	1
	学部共通科目				科学技術英語第一 2	2	科学技術英語第二 産業と法規 2	2 2

インターンシップ（1または2単位）

《資料 5-1-1-5：各学部・系における教育課程編成の特色》

学部・系	教育課程編成の特色
都市教養学部 人文・社会系	1年次は全員が共通の全学共通科目を受講し、大学で学ぶために必要な基礎的な学力を高める。2年次よりコースを選択し、「社会学」「心理学・教育学」「国際文化」のコースに分かれ、それぞれの専門分野で学ぶことになる。人文・社会系の卒業に必要な単位数は、全学共通科目 50 単位（うち都市教養科目群は 26 単位）、専門教育科目 74 単位、総計 124 単位である。
都市教養学部 法学系	都市教養プログラムのうちのいくつかの科目を「法学系推奨科目」として扱い、専門教育科目を履修する前提として特に履修しておくことが望ましい科目として位置づけている。法律学コース及び政治学コースのいずれにおいても、各科目について標準履修年次を定めており、年次に従い、基礎的な科目を履修した上でより発展的な科目を履修できるようにしている。専門科目については、卒業に必要な 72 単位のうち、28 単位（7 科目）を必修科目、38 科目を選択科目として指定し、必修科目・選択科目を適切に配分している。
都市教養学部 経営学系	平成 21 年度に「経営学コース」「経済学コース」の 2 コース制を確立し、経営学・経済学の諸領域を系統的に履修できるように授業科目が編成されている。具体的には、両コースについて、それぞれの学問領域の基礎となる「A群科目」、発展的な内容を履修する「B群科目」、専門的な各論を学ぶ「C群科目」を配置し、両コースに共通する「A群科目」として「マイクロ経済学」と「基礎数学」を置いている。また「演習（ゼミナール）」を通じた卒業論文指導も系統的に行われている。
都市教養学部 理工学系	理工学系の専門教育科目群は、各コースとも、基本的な科目から発展的な科目へと体系的に編成されている。1年次生については、セミナー、演習、自主研究などを開講し、受動的勉学から、積極的な勉学姿勢への転換を促している。学生には履修計画の指針として標準履修課程表を提示している。卒業に必要な総単位数は全コース共通の 124 単位であるが、全学共通科目、専門教育科目群の卒業に必要な単位取得要件、必修科目、選択必修科目の配当などは、各コース様ではない。これは、各コースが、それぞれの専門学問分野の特性、教育目標、及び人材育成目標を勘案した結果である。
都市教養学部 都市政策コース	「都市が直面する課題を分析し、政策立案・実践を行ううえで基礎的な素養をインターディシプリナリーに習得する」との教育目的に照らし、専門教育科目群においては必修科目 38 単位のうち 12 単位が実践型科目とされていること、残りの選択科目 34 単位のうち他学部・他系等から科目選択が可能となっているものが 18 単位あるなど、科目のバランスに配慮した配置がなされている。
都市環境学部	都市環境学部が提供する専門科目については、それぞれのコースごとに、1年次の入門的科目から始まって、最終年次の卒業論文・卒業設計等に至るまで、学年が上がるごとに専門性を深めてゆく科目構成と、多岐にわたる各分野の修得を可能にする、系統的な履修課程を作成している。コースごとに、標準履修モデル、科目系統図、必修選択科目と推奨科目といった、学生が教育課程の体系を容易に把握できる工夫を行っている。
システム デザイン学部	全学共通科目と密接に関わる基礎専門科目を精選した上で学部 1、2年次に配置することで、教養教育と専門教育の効果的な融合を可能にしている。学部高年次での専門教育では、専門科目を学術的にまとまりのある科目分野に分類・整理し、各分野の教育上の階層関係を意識した科目配置、並びに科目バリエーションを確保するとともに、各分野の修得必要単位数のバランスを考慮したカリキュラムを実現している。
健康福祉学部	1年次には基礎的な専門科目を配し、このほか保健医療における方法論の基礎を修得させ、2年次以降は専門教育科目において人の健康・疾病・障害に関する基礎的概念と、保健医療職として必要な知識・技術を系統的に提供しており、また、主として3年次以降は臨地実習を加え、専門的知識の実地における応用を体験させている。各学科は、それぞれの専門性を深め卒業時には確実に国家試験受験資格が取得できるよう、授業科目を体系的に定め配置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するという本学の教育の目的に基づき、基礎・教養教育を担う全学共通科目と、専門教育を担う専門教育科目から構成されている。卒業要件においては、基礎・教養教育及び専門教育のバランスにも配慮している。

全学共通科目は、専門分野にかかわらず大学生が身につけるべき幅広い能力と知識、課題探求・解決能力及び社会生活を送っていくための基本的技能を養成するために、共通の教育プログラムを編成している。そのうち都市教養プログラムでは文系・理系のバランスの取れた幅広い履修を促している。

専門教育科目は、各コースとも、教育目的に沿って基本から発展へと段階的に構成し、必修、選択必修及び選択の科目をバランス良く配置し、標準履修課程表を学生に周知するなど、無理なく体系的な履修が可能になるように工夫している。

上記のことから、本学の教育の目的に照らして、基礎・教養教育の授業科目の配置は適切であり、また、専門

教育は、それぞれのコースの教育目的に照らして適切な授業配置を行い、基礎・教養教育と専門教育の連携も含めて、体系的に教育課程を編成している。これらの授業科目は、全体として教育課程編成の趣旨に沿った内容になっている。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

本学は学生の多様なニーズや社会からの要請等に配慮し、(1) 他学部・系の授業科目の履修、(2) 副専攻制度、(3) 他大学との単位互換等による単位の認定、(4) 大学院（博士前期課程）教育との連携、(5) 早期卒業制度、(6) インターンシップの単位認定などの対応を行っている。

(1) 他学部・系の授業科目の履修及び所属変更

本学では、各学部・系の規則に定めたとおり、他学部・系の専門教育科目を一定程度自由に履修することが可能となっている。所属変更についても、定められた要件を満たせば申請することができ、選考のうえ許可される《資料 5-1-2-1》。

《資料 5-1-2-1：首都大学東京所属変更規則（抜粋）》

<p>首都大学東京所属変更規則</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年法人規則第 66 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>(受入数)</p> <p>第 3 条 所属変更の受入れは、それぞれの学科又はコースが属する学部（都市教養学部にあつては系。以下同じ。）が定める定数に基づいて行うものとする。</p> <p>(申請要件)</p> <p>第 6 条 所属変更の申請をするには、変更先の学部が定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第 7 条 所属変更の許可は、前条の資格要件を満たす者の中から選考により行うものとし、その選考は変更先の学部が行う。</p> <p>2 前項の選考は、所属変更の理由、履修科目の成績、入学試験の成績及び必要により特別に行う学力試験の成績により行う。</p> <p style="text-align: center;">大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-066_21.pdf（平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-066_22.pdf（平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）</p>
--

(2) 副専攻制度

学則では、他学部の学生が主専攻とは異なる分野の専門教育科目を履修する副専攻を定めており、学生は全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として履修することができる。これは、主専攻（各学部・系の基本コース）とは異なる特定分野の専門教育科目を履修することにより、複数の分野にわたる複合的な専門知識の修得及び学際的視野の獲得を目的とする履修コースである《資料 5-1-2-2》。

現在、副専攻コースは人間健康科学副専攻コースが設けられており、学部には独立したコースを置いていない人間健康科学研究科ヘルスプロモーションサイエンス学域が専門教育科目を提供している《資料 5-1-2-3・4》。

《資料 5-1-2-2：首都大学東京学則における副専攻に関する規定（抜粋）》

首都大学東京学則	平成 17 年法人規則第 48 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
第 4 2 条 (略)	
2 学生は、全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより履修することができる。	
第 4 8 条 (第 1 項及び第 2 項 略)	
3 学長は、卒業を認定した者のうち、第 42 条第 2 項に定める副専攻の課程を修了したと認められる者に対しては、修了証を授与する。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21.1001.pdf (平成 21 年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf (平成 22 年度) (平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定)	

《資料 5-1-2-3：人間健康科学副専攻コースの課程修了者人数》

年 度	修了者人数	主専攻の内訳			
平成 20 年度	5 人	都市教養学部	人文・社会系	国際文化コース	1 人
			経営学系	経営学コース	3 人
			理工学系	物理学コース	1 人
平成 21 年度	7 人	都市教養学部	人文・社会系	国際文化コース	1 人
				社会学コース	2 人
				心理学・教育学コース	2 人
			経営学系	経営学コース	1 人
			都市政策コース	1 人	

《資料 5-1-2-4：人間健康科学副専攻コースの科目履修例（スポーツについて専門的に学ぶ場合の例）》

学 年	副専攻 科目区分	合計 30 単位以上	
1・2・3・4	選 択 必 修	共通基礎教育科目 都市教養プログラムから 8 単位以上	都市教養プログラム (各 2 単位) ○トレーニング科学 食品とアレルギー ○健康トレーニング論 ○食物と食文化 健康スポーツ科学 環境と健康 行動生理学 運動行動学 認知と行動 スポーツ運動学 健康の栄養学 ○スポーツ学 生活習慣病と栄養 スポーツ文化論 食品と健康
1・2・3・4	必 修	2 単位	◎人間健康科学概論 (2 単位)
	選 択 必 修	12 単位以上	○認知行動学 知覚運動制御論 行動神経科学 運動心理学 運動文化論 ○スポーツ教育学 環境生理生化学 ○スポーツと栄養管理 発育発達学 ○スポーツ機能解剖学 ○運動処方論 ○健康管理と栄養・食品 食品機能と健康科学 ライフステージ健康科学 生体防御と健康科学 栄養科学 公衆衛生学 (各 2 単位)
3・4	必 修	8 単位	◎人間健康科学特別研究 I・II (各 4 単位)

注：表中の◎は必修科目、○は選択必修科目である。

(3) 他大学との単位互換等による単位認定

東京慈恵会医科大学や東京外国語大学と大学間協定に基づく単位互換を行っている。この単位互換協定に基づくものも含め、学生が科目等履修生制度等により他大学で履修した単位について、本学の授業科目の単位と認めている《資料5-1-2-5》。

《資料5-1-2-5：単位互換制度による単位認定状況（平成19年度から平成21年度まで）》

年 度	認定を受けた学生	認定した単位数
平成19年度	延べ10人	20単位
平成20年度	延べ12人	20単位
平成21年度	延べ13人	17単位

(4) 大学院（博士前期課程）教育との連携

大学院（博士前期課程）教育との連携も積極的に行われている。例えば、都市教養学部人文・社会系では、人文科学研究科において大学院生に一定の範囲で学部科目の履修を認めていることから、学部専門科目に大学院生が参加している。演習科目等では、大学院生が参加することにより、学部生だけによる演習科目の場合よりも高度な議論が可能となり、授業効果を高めている（参照：資料5-4-2-4）。

(5) 早期卒業制度

都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部においては、早期卒業制度を設けており、優秀な学生は3年間在学することで卒業できるようにし、大学院博士前期課程への速やかな入学を可能としている《資料5-1-2-6》。この早期卒業制度は、実力のある学生の大学入学から大学院修了までの年限を短縮し、社会での活躍開始の時期を早めるとともに、結果的に、授業料等の経済的負担を軽減する効果も持っている。

《資料5-1-2-6：早期卒業制度により卒業した学生の人数（平成19年度から平成21年度まで）》

年 度	都市教養学部理工学系	都 市 環 境 学 部	システムデザイン学部	計
平成19年度	2人	1人	0人	3人
平成20年度	2人	0人	2人	4人
平成21年度	1人	0人	0人	1人

(6) インターンシップの単位認定

主に1年次に履修する「現場体験型インターンシップ」は、都市教養プログラムの「実験・体験型科目」という位置付けで、様々な課題を抱える大都市の現場に直接触れ、問題意識の醸成や主体的に取り組む能力の育成を図るため、東京都や区市の事業所、民間企業等を受入先として実施している《資料5-1-2-7》。

このほか、各学部・系では、主に3年次に履修する専門教育科目として、それぞれの専門分野や卒業後の進路とも関連した内容でインターンシップを実施している。このうち、都市教養学部都市政策コースでは、「インターンシップ研究」として、東京都等の地方自治体において、政策分析・評価型のインターンシップを実施している。

《資料5-1-2-7：現場体験型インターンシップの実施状況（平成17年度から平成21年度まで）》

年 度	派遣予定実習先の数	単位取得者数
平成17年度	78か所	394人
平成18年度	315か所	749人
平成19年度	346か所	589人
平成20年度	357か所	622人
平成21年度	338か所	517人

(7) その他の取組

都市環境学部地理環境コースの教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（J A B E E）の認定を受けており、プログラムの修了者は、J A B E Eプログラム修習技術者又は技術士補の資格を取得できる。

このほか、各学部・系における学生の多様なニーズ等への対応状況は、次の表のとおりである《資料 5-1-2-8》。

《資料 5-1-2-8：学部・系における学生の多様なニーズ等への対応状況》

学部・系	学生の多様なニーズ等への対応状況の例示
都市教養学部 人文・社会系	ドイツ文学分野では、毎年ドイツ語圏の著述家（一昨年度はオーストリアの作家フランツォーベル）を招いて、講演・朗読会を行っている。また、多くの分野で博士前期課程との共通授業を開講し、博士前期課程教育との連携を図り、学部生と大学院生の交流を活発にするほか、教員免許の他、学芸員・社会調査士・社会福祉士等の各種の資格を得るための授業を開講している。
都市教養学部 法学系	法学系の科目だけではなく、他の専門分野の単位取得も広く可能となっている。他学部・他学系・他コースの提供する専門教育科目についても最大 38 単位まで卒業単位に加えることができる。さらに、留学先の大学において取得した単位を本学の単位として認定することもできる。
都市教養学部 経営学系	経営学における組織理論の高度な展開、また経済学におけるゲーム理論等の新領域の発展、さらには金融工学の世界的な隆盛を正面から受け止めて、それぞれの第一線で活躍する人材を登用するなど、人事配置に反映させている。社会からの要請については、数々の寄付講義を通じてこれを受け止め、当該産業・企業等の現場で活躍する講師陣による発展的内容の授業を通じて、学生の多様なニーズにも応えている。
都市教養学部 理工学系	すべてのコースで、成績優秀者が3年間で学士課程を修了し、大学院での研究を開始することを可能にする早期卒業制度を採用している。学生の学外での体験、活動への興味を満たす目的で、主に1年次に履修する全学共通科目の現場体験型インターンシップに加えて、コースの専門科目として、主に3年次に履修するインターンシップを実施している。さらに、大学院の教育課程との連続性を重視した一貫教育を推し進めるといった理工学系の目的に沿って、学部・大学院共通科目を開講している。
都市教養学部 都市政策コース	学生の学際的な興味関心や社会からの要請に対応し、課題解決型の演習（都市に関する研究プロジェクト）を中心とした教育課程を編成している。また、各専門領域の研究者や外部有識者を招聘し、社会情勢、政策課題、学術に関する最先端の研究内容を盛り込んだオムニバス形式の授業を提供している。
都市環境学部	成績優秀者が3年間で学士課程を修了し、早期に大学院での研究を開始することを可能にする早期卒業制度を採用している。さらに、高等専門学校等からの編入学者に対しては、教務委員等による個別の履修指導等を行い、円滑な修学のための配慮を図る（都市基盤環境コース）、既習単位認定における最大限の配慮を行う（各コース）といった対応を行っている。
システム デザイン学部	各授業担当教員は、特に高年次専門科目において、自らの研究活動に基づく将来技術の進展を踏まえた授業内容の拡充、加えて研究活動の具体的な成果を反映させた先端性の高い授業を目指している。他学部・他コースの専門教育科目の卒業単位認定やインターンシップの履修、編入学制度（最大 70 単位まで認定）、転学部・転コース制度などにより、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応している。
健康福祉学部	平成 18 年末、チーム医療教育や医療安全教育での連携を推進していくため、東京慈恵会医科大学及び共立薬科大学との間で教育・研究交流協定を締結した。本協定に基づく教育交流の一環として、平成 19 年度から東京慈恵会医科大学の科目を本学部の学生が履修し単位を取得している。研究成果の反映については、各授業担当者が行っている基礎医学・臨床医学・専門各領域の研究活動を授業内容に反映、学生の基礎知識の拡充と実践知識の深化、専門技術の習得に役立てている。

各学部・系が提供する授業では、研究成果の反映及び学術の発展動向を反映させるとともに、社会からの要請等に対する配慮も行っており、その代表的な例は、次の表のとおりである《資料 5-1-2-9》。

《資料 5-1-2-9：授業科目に対する研究成果及び学術発展動向の反映、社会からの要請への配慮例》

授業科目名	研究成果及び学術発展動向の反映、社会からの要請への配慮例
社会調査法演習	教員が研究している国籍法をめぐる裁判から国民の定義がどのように変わってきているかを具体的に学びつつ、それに伴って国から自治体にどのような通達が出されて行政の末端にまで変化が及んでいるのかを調べ、学生自身の社会観をアップデートさせている。
憲法一部	授業担当者の『平等なき平等条項論 equal protection 条項と憲法 14 条 1 項』（木村草太、東京大学出版会 2008 年）などの研究成果を基に、平等権に関するアメリカ連邦最高裁の判例研究を講義の中で紹介し、日本の判例の問題点を指摘している。

都庁の仕組みと仕事 官庁の仕組みと仕事	本授業では、現役の地方公務員・国家公務員の話聞くことができるが、授業内容は、公務員志望の学生のニーズに応えると共に、優秀な公務員を求める社会からの要請にも配慮した内容となっている。
金融工学関連科目	金融工学関連科目では、近年発展の著しい新しい学術分野である金融工学の発展動向をカリキュラムに的確に反映させ、「基礎数学」など導入的な科目から「ファイナンス」など基礎専門的な科目、さらには「企業経済学」など応用的・発展的な科目をバランスよく配置している。
遺伝学各論 進化遺伝学実験	授業担当者による海外学術調査研究で得られたショウジョウバエ多様性とその創出機構についての知見を講義の中で紹介するとともに、採集系統を実験科目に供している。それらを通して、社会の重大な関心事である地球環境保全と、生物多様性維持との密接なかわりについての理解を促す。
都市政策論Ⅱ	地方自治体等が取り組んでいる最先端の政策・事業などを担当教員がオムニバス形式の授業で紹介することに加えて、実務家をゲスト・スピーカーとして招いて講演してもらうことで、実務と研究のコラボレーションを実現している。
建築都市先端研究 ゼミナール	3年次後期の授業科目として、各教員の最先端の研究内容を授業の題材とし、実際に研究室における研究過程を体験させることによって、4年次の特別研究への導入を行っている。
インターンシップ (都市基盤環境コース)	3年次の夏季休業期間に各自の希望する職種の事業所を選定し、2週間以上の期間、都市基盤環境工学の実務を体験する。実習後にはレポートを提出させるとともに、実習生全員を対象にパワーポイントを使ったインターンシップ報告会を行い、幅の広い都市基盤分野に関する理解を深め、企業や社会が求めていることへの認識と評価などを共有できる機会を設けている。
経営システムプログラ ミング実習Ⅰ・Ⅱ	企業の情報化のニーズが予想以上に高くなり生産情報システムや経営情報システムの技術者としてより高い技術力が求められるようになったために新規に開講した。
リプロダクティブ 助産学	1時限を使い社会的課題である10代の妊娠・出産への支援を講義した。実習の場で実際に若年産婦を受け持つことで、学習内容を生かすことができた。
徒手技術学Ⅰ 徒手技術学Ⅰ実習 筋骨格系理学療法学	テキスト『理学療法ハンドブック第3版』（細田・柳澤他、南江堂 2000年）を出版し、研究から得た知見をテキストとして盛り込み授業の教科書として利用している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、他学部・系の専門教育科目を一定程度自由に履修することができ、また所属変更や副専攻の履修が可能である。他大学との単位互換についても実績があり、大学院博士前期課程教育との連携も積極的に行われており、早期卒業制度も設けている。また、主に1年次生を対象とする現場体験型インターンシップの他、各学部・系等の専門科目として位置づけられるインターンシップを実施している。さらに、研究成果を反映させた授業科目について例として掲げた科目をはじめ、各授業科目には学術の発展動向や社会からの要請等を適切に反映させている。

以上より、本学は教育課程の編成において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向及び社会からの要請等に配慮していると判断される。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学では、大学に入学したばかりの学生に対して、受け身な態度ではなく自ら調べ考える、より積極的な学習方法を学ばせることを目指し、1年次前期に基礎ゼミナールを開講している。これは全学共通の必修科目であり、1クラス25名程度で学部を横断したクラス編成を行っている。

基礎ゼミナールは、学生が共同して調査・発表・討論を行うことにより、表現力やプレゼンテーション能力などを習得するだけでなく、知的な刺激を与え合う効果も持っており、入学当時の高い学習意欲を継続させ、大学における主体的な学習姿勢を涵養するのに役立っている。

また、全ての授業科目において統一様式で作成しているシラバスには、授業計画だけでなくテキストや参考書等を記載して、学生が自主的に授業内容について学べるようにしている。また、学期末試験の他にレポートや小

テストを課して、予習・復習を促している授業科目も少なくなく、1単位として要請される授業時間外学習を含めた学習時間が確保されるように促している。このほか、全学共通科目では、情報科目において、eラーニングを用いた自主学习支援システムを利用しており、授業時間外学習を促進している《資料5-1-3-1》。

《資料5-1-3-1：情報科目における学習支援システム活用の例》

専門教育科目においては、少人数の講義が多いために各学生に目が届きやすいという状況を生かし、専門分野の特性による具体的対応に差異はあるものの、履修ガイダンス、オフィスアワー、履修指導・相談・面接、学生相談室及び担任教員をおくなどの方法により、学生の授業に対する理解度を把握する取組を行い、一人ひとりの学生に必要なアドバイスを行い自主的学習を促し、十分な学習時間を確保するための取組を行っている。

さらに、都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部では、1つの授業科目当たりの学習時間を確保するため、年間履修登録単位の上限を50単位とするCAP制を導入している。また、成績評価にGPAを導入し、早期卒業や成績優秀者表彰のほか、学生の履修指導に活用している学部・系もある。各学部・系の単位の実質化への対応状況については、《資料5-1-3-2》のとおりである。

《資料 5-1-3-2：各学部・系における単位の実質化への対応状況》

学部・系	単位の実質化への対応状況
都市教養学部 人文・社会系	演習・実習など少人数の授業が多いため、授業時に学生に対して緻密に対応でき、単位の実質化は十分はかかれている。多人数を対象とする講義の場合には、出席チェックやレポートの提出・試験などを組み合わせ、総合的に理解度・到達度を判断して単位を認定することで、授業外学習を促している。
都市教養学部 法学系	1年次の4月に入学ガイダンス、1年次の11月に進学ガイダンスを開催して、各コースの特色や履修内容、履修モデルを示しており、組織的な履修指導、学生各自の学習目標に沿った履修選択を可能にする履修支援を行っている。また、授業では、レポート提出を成績評価に加味することによって学生の時間外学習を促すような授業を設けているほか、専門科目の演習を通じて、学生の時間外学習を促している。
都市教養学部 経営学系	基礎から応用へと展開する教育課程を「A群」「B群」「C群」に厳密に編成し、重複や遺漏のないように授業科目担当者間での密接な連絡が図られている。授業外の自宅学習時間等に対応した課題提示と、そのフィードバックとしての授業評価も試みられている。GPAの導入とあいまって、学習の深化に応じた適正な成績評価がおこなわれ、学年進行に対応した単位の実質化が図られている。
都市教養学部 理工学系	各コースとも、1単位当たり45時間の学修相当という単位制度、及びその趣旨を、ガイダンス等で学生に周知しており、その上で、履修登録単位数の上限を定めている（年間50単位）。また、GPAも導入しており、安易な履修計画を立てることのないよう、標準履修課程表を示しながら指導している。また、GPAは、成績優秀表彰制度、成績不振者への履修指導、コースによっては大学院への推薦基準などに活用している。
都市教養学部 都市政策コース	都市政策コース全体のオフィスアワーを設け、年間を通して履修及び学習に関する相談の機会を提供している。さらに、標準的な履修の年次等を反映させた履修モデルを提供している。これらにより、早期段階において学生の学習の目標及び方法が明確化され、単位取得のための学習の時間及び指針が確保されている。
都市環境学部	GPAを導入し、成績優秀者の選考や大学院入試における筆記試験免除、早期卒業の予備申請等に活用している。また予習・復習等の学習時間を考慮し、履修登録単位数の上限を定めている（年間50単位）。さらにコースごとの教育課程の特性に応じて、担任教員を置く、履修指導を実施する、課題・レポートの提出や授業中の演習や小テストの実施等によって定期的に学習内容の理解度を確認する、といった指導体制をとっている。合わせて一方通行の講義だけではなく、実験、実習、演習、見学、ゼミナールといった双方向の授業を多数設定している。
システム デザイン学部	GPAを導入しており、成績優秀者の選考や大学院への推薦制度等に活用している。予習・復習等の学習時間を考慮し、履修単位数の上限を定めている（年間50単位）。自主的な学習を確保する環境としてCAL室やオープン端末室を整備し、自由利用を可能としている。履修指導については、各コースの教務担当教員がきめ細かく指導を行っている。各年次すべてに対して年度初めにガイダンスを実施し、標準履修モデルの提示、各年次の履修上の注意を詳細に行っている。
健康福祉学部	すべての学科でGPAを活用して学生の成績や履修状況を把握し、これをもとに学習方法の助言を行うなど学習目標の達成に向けたきめ細かな支援を行っている。また、臨地・臨床実習の前後には、客観的臨床能力試験（OSCE）を実施し、学習の深化を目指すとともに、医療施設での円滑な実習と習熟度を評価するためのプログラムを実践している。さらに、チューター制を導入して個々の学生ごとに国家試験を視野に入れた課題の明確化を図るなど単位の実質化に向けた取組を積極的に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

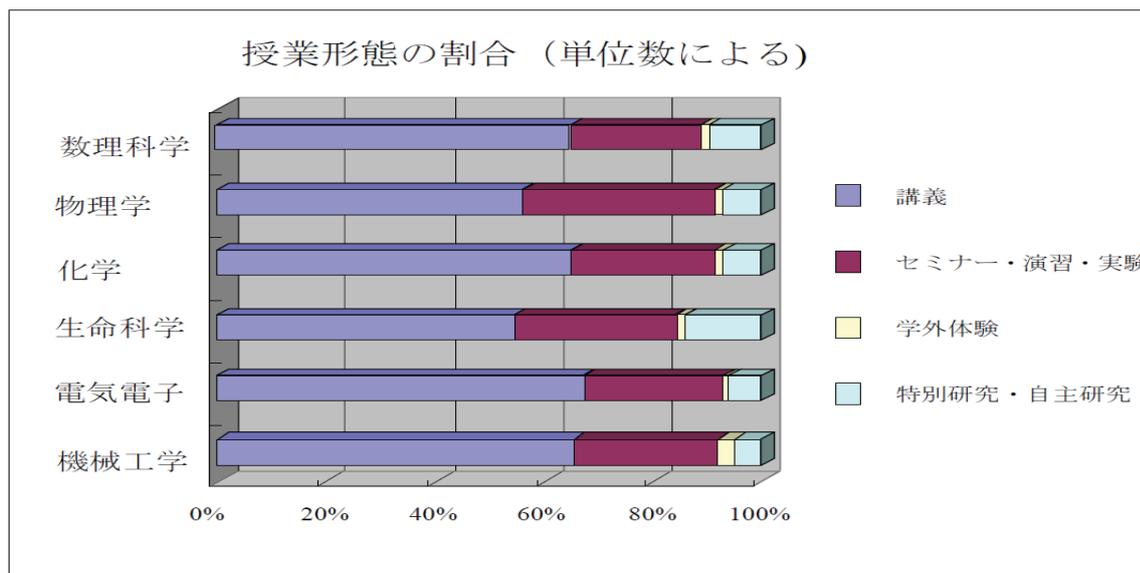
本学では、45時間相当の学修量をもって1単位とするという単位制度の趣旨に基づき、1年次前期の基礎ゼミナールにおいて学生の主体的な学習姿勢を涵養しているほか、シラバスにおいて参考図書を示す、成績評価にレポート提出や小テストを加える、一部の科目においてeラーニングを使った自主学习支援システムを利用するなど、学生の主体的学習及び授業時間外の学習時間を確保するよう配慮を行っている。また、学部・系ごとに、その特性に応じて、GPAを活用した成績の把握、少人数の演習・実習を通じた学生に対する緻密な対応などをもとに、きめ細やかな学習方法の助言や組織的な履修指導を行っている。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育の目的に照らして十分な教育効果が得られるよう、基礎・教養教育及び専門教育のそれぞれについて、講義、演習、実験、実習及び実技の授業形態を多彩に組み合わせている。各授業実態の割合は学問分野・領域によって異なるので一律ではないが、実験、実習が重要な位置を占める都市教養学部理工学系の場合を例示すると、《資料5-2-1-1》のようになっている。

《資料5-2-1-1：講義、演習、実験、実習及び実技の割合（単位数）の例示（都市教養学部理工学系）》



さらに、各授業科目で高い教育効果を得るため、教育内容に応じた学習指導法を工夫している。

全学共通科目においては、基礎ゼミナール及び実践英語科目で25名程度の少人数クラス編成による授業を行っている。また、情報科目では、情報機器を随時更新し、それを活用した授業を行うとともに、情報教育授業補助員を配置している。基礎ゼミナールでも討論を行う際には必要に応じて教育指導補助員を配置している。TAは、各学部・系において、演習や実習等の専門教育科目で積極的に活用している（参照：資料3-4-1-4）。

各学部・系における学習指導法の工夫の例は次の表のとおりである《資料5-2-1-2》。

《資料5-2-1-2：各学部・系における学習指導法の工夫の例》

学部・系	学習指導法の工夫の例
都市教養学部 人文・社会系	各分野それぞれの教育目的を踏まえ、各分野において講義・演習・実験・実習など、特性に応じた授業形態を採り、バランスに配慮した授業と学習指導を行っている。例えば国際文化コースの哲学と文学系分野の授業は、学問的特性から基本的に講義と演習のみからなるが、両者のバランスには配慮している。例えば日本文化論では、講義は主に学生が基礎的な知識や技能を修得することを目的とし、演習では学生自身のテキストの実践的な読み、レポートの作成、プレゼンテーション、他の参加学生との討論などによって、学生一人ひとりの主体的・実践的な能力の育成を目的として、授業を編成している。
都市教養学部 法学系	講義に関しては、法学系の提供する都市教養プログラム「都庁の仕組みと仕事」及び「官庁の仕組みと仕事」においては、公務員志望の学生に対する教育のため、地方公務員・国家公務員がリレー形式で講義を行う授業形態を採っている。また、同じく法学系の提供する都市教養プログラム「日本国憲法」においては、法学系の学生向けと他学部の学生向けとの2コマを開講しており、教育内容に応じた教育方法を採っている。他方、ほとんどの演習においては少人数であることの利点を生かし、特定のテーマに関して学生が自発的・自律的・発展的に学習できるよう、報告と討論を中心とした授業形態を採っている。
都市教養学部 経営学系	「統計学Ⅰ・Ⅱ」「基礎数学」など、経営学系での学習に必須な科目として推奨されている都市教養プログラム・専門科目等においては、講義と演習（練習問題）の時間配分が学生に周知され、適切に実施されている。また全教員が担当している「演習（ゼミナール）」においては、学生によるプレゼンテーション、フィールドワーク、卒業論文に向けた研究等が多彩に展開され、講義形式の授業とバランスよく展開されている。

都市教養学部 理工学系	専門科目においては、全コースとも、自主的な学修姿勢の涵養のためのゼミや演習、実験科目の充実に重きを置いた授業形態を採っている。また、実験、演習科目では、CAD等の各種情報機器や無線LANによるインターネットの積極的活用が図られている。
都市教養学部 都市政策コース	「都市が直面する課題を分析し、政策立案・実践を行ううえで基礎的な素養をインターディシプリナリーに習得する」との教育目的に照らし、政策立案の現場に参加するインターンシップと課題解決型研究を組み合わせた演習型授業を行っている。
都市環境学部	地理環境コースにおいては、GIS（地理情報システム）をはじめとする情報処理技術を習得するための実習科目、3年次生を対象にして1週間程度をかけた野外調査実習などを積み上げ方式で開講している。建築都市コースの建築設計製図Ⅰ・Ⅱ、建築デザインⅠ～Ⅲでは、原則として全学生に対して討論形式でエスキースを行うことで、能力向上を図っている。分子応用化学コースの演習や実験科目においては、少人数からなるグループ制により実験後のレポート作成と担当教員による添削に加え、口頭試問やテストを通じて理解を深めることができる体制をとり、さらに専門英語の授業ではネイティブスピーカーの非常勤講師を採用したグループ制の対話型授業を行っている。
システム デザイン学部	座学講義に関しては、小テスト、レポート、中間テスト、宿題等を各教員の判断を重視して課すことで、学習の効率化、表面的でない知識の獲得を目指している。また、複数の教員で分担担当する等の工夫により、多面的な教育を目指している。専門科目では、各座学講義との関連性、分量等を詳細に検討した演習・実験・実習科目を配置して実施し、TAを活用したきめ細かい指導や学生の積極的な参加を促す工夫を設けている。
健康福祉学部	看護学科では教育課程の40%を超える演習・実習において、実践的技術とともに判断能力及び倫理的感受性を修得できるような工夫をしている。理学療法学科では、少人数授業による対話・討論型授業により専門科目の統合を目的とした授業を実施している。作業療法学科では、助教やTAを活用し学習効果を高めるとともに、問題発見解決型（PBL：Problem Based Learning）学習を取り入れている。放射線学科では情報処理能力の向上に向けたプログラミング演習や、臨床実習の前にCBT（Computer Based Training）やOSCE（Objective Structured Clinical Examination）を実施している。

このほか、各大学における大学改革の取組が一層推進されるよう、国が特色・個性ある優れた取組を選定・支援する「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に、平成20年度、2件の取組が選定されており、取組の成果をそれぞれの分野における特徴ある教育の充実や教育方法の工夫に活かしている《資料5-2-1-3》。

《資料5-2-1-3：「国公立大学を通じた大学教育改革支援」事業の例示》

学部・系	学習指導法の工夫の例
大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育実践支援） 「国際的実践的専門職を育成する連携教育」健康福祉学部（平成20年度）	このプロジェクトは、保健・医療・福祉領域における縦割の専門教育の弊害をなくし、国内で行う実践的な複数専門職の連携協働体験を基盤に、英国の提携大学における専門職連携教育・演習に学生を参加させる取組である。 これにより、実践的かつ国際的な視野を持つ新しい保健医療福祉専門職育成のため、英国の大学との学生・教員間の国際交流や英国講師によるセミナーを教育に取り入れるなどの充実を図った。
専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（産学人材育成パートナーシップ） 「熟練技術者を活用したものづくり実践教育」都市教養学部理工学系機械工学コース（平成20年度・平成21年度）	この取組は、日本機械学会や機械メーカー等と連携し、大量退職する団塊世代の熟練技術者をものづくり教育関連科目の非常勤講師等として招聘することなどにより、学生に基礎学問修得の重要性や現場で培われた知識・ノウハウ等を教育するものである。 これにより、機械産業における基盤技術の技術革新に貢献しうる創造的技術者育成のため、熟練技術者によるものづくりの観点からの指導や製作した製品への評価を受けたりするなど、学生の実践力修得を目指した教育プログラムを充実させた。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に照らして、本学の基礎・教養教育及び専門教育は、十分な教育効果を得るため、講義、演習、実験、実習及び実技といった多様な授業形態の組合せを実施している。また、学習指導法についても、特に、本学の教育上の特色である少人数の利点を活かし、討論などきめ細かい取組を行っている。さらに、大学教育改革支援事業においてもその成果を反映させ、教育プログラムの充実を図るなど、適切な工夫を行っている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

シラバスは、教務委員会が定めた項目及び様式によって、授業ごとに作成し、全学共通科目及び学部・系ごとに冊子として学生に配付している《資料5-2-2-1》。また、ウェブサイトにシラバスをpdf形式及びhtml形式で掲載し、授業科目名、キーワード、担当者名で検索できるようにしている《資料5-2-2-2》。

《資料5-2-2-1： 学士課程シラバスの例（都市教養学部理工学系「遺伝学概論2」）》

首都大学東京	遺伝学概論2	科目種別	専門教育科目	単位数	2	
東京都立大学	遺伝学概論Ⅱ	科目種別	学部専門科目	単位数	2	
担当教員	青塚 正志・相垣 敏郎	後期	水曜日	4時限		
①授業方針・テーマ	① 真核生物における古典遺伝学から、分子生物学と統合された現代遺伝学について、歴史的な背景の紹介も含めながら基礎的な事項を概説する。また、各種モデル生物を用いて行われている行動、老化、寿命といった生命現象の遺伝機構の研究をとりあげ、手法の紹介を含めて解説する。					
②授業の目的・到達目標	② 多くの生命現象についてDNAレベルでの解明が進行しているが、遺伝子(DNA)が親から子に伝達される機構、原理の理解がおろそかになりがちである。本授業では遺伝学の基礎的な知識・原理の習得と、行動、疾患など身近な現象についての研究例から分子生物学との融合による遺伝学の新しい展開についての理解を深めることを目的とする。					
③授業計画・内容	③ 前半: 青塚正志 1. 遺伝学の歴史(1) メンデルの法則の再発見から第2次世界大戦まで 2. 遺伝学の歴史(2) 第2次世界対戦以降現代まで 3. 染色体の構造, 4. ゲノム構造 5. 遺伝の基本原則 6. 形態レベルでの変異とDNAレベルでの変異 7. 染色体と遺伝 8. 前半のまとめ 後半: 相垣敏郎 9. 遺伝学と分子生物学 10. 遺伝学のモデル生物 11. 遺伝子の機能発現 12. 発生と遺伝子 13. 行動と遺伝子 14. 老化と遺伝子 15. 病気と遺伝子					
④テキスト・参考書等	④ テキスト: 使用しない。必要に応じてプリントを配布する。 参考書: 細胞の分子生物学 第4版 Alberts他 中村桂子・松原謙一監訳、ニュートン・プレス					
⑤成績評価方法	⑤ 出席率(10%), 授業中の小レポート(30%), 期末に行う試験あるいはレポート提出の成績(60%)による。					
⑥特記事項						

《資料5-2-2-2： シラバスを掲載しているURL》

授業概要・要目一覧 (2010年度(平成22年度)シラバス) http://www.kisokyo.tmu.ac.jp/kyomu/jugyou/index.html キャリア・インフォメーション・ギャラリー (シラバス・教員検索) https://cs.tmu.ac.jp/wp/wpb.da3
--

また、ガイダンス等において、シラバスを用いながら、履修登録の際の活用方法、登録後の活用方法及び授業の内容説明を行っている。

シラバスの活用状況については、年2回実施している学生による授業評価アンケートの中で把握している。例

えば、都市教養プログラムについては、「シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた」及び「この授業の選択に当たりシラバスは役立った」という質問を設け、確認を行っている《資料5-2-2-3》。

《資料5-2-2-3：授業評価アンケートの集計結果（平成21年度後期 都市教養プログラム）》

問7	シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた。				
	強くそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そう思わない	全くそう思わない
	8.5%	31.9%	43.7%	11.1%	4.4%
問9	この授業の選択に当たって、シラバスが役に立った。				
	強くそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そう思わない	全くそう思わない
	10.9%	32.3%	38.3%	11.6%	5.9%

(アンケート対象と回答者 履修者数：12,852名 回答者数：5,421名)

シラバスの記載内容をさらに充実させるため、平成21年度のFD委員会ではシラバスを課題としてとり上げ、FDセミナーで「シラバスとは何か」という講演を受けて議論を行い、シラバス作成例及び作成のための参考資料を作成するなどの取組を行った《資料5-2-2-4》。

《資料5-2-2-4：シラバス作成のための参考資料（FD委員会 FDレポート「クロスロード」第9号より抜粋）》

シラバス作成のための参考資料

シラバスは、授業の詳細な計画を示した書類であり、学生の授業選択・履修計画において重要な役割を果たすものです。また、単位互換や既修得単位認定に際しては、授業の内容・水準を判断する材料として利用されることもあります。各授業科目のシラバスは、これらの点を考慮の上、作成する必要があります。

以下では、シラバスに示されている各項目について、記載内容の留意点を示しています。また後半には、これらの留意点に従って作成した参考例を付けましたので、参考にしてください。

〈 各項目の留意点 〉

- ① 授業方針・テーマ：教員の視点から、授業の概要を記述します。学生が授業の全体像をイメージできるよう、取り扱う内容と共に、「主に講義をする」、「グループ・ワークを課す」等、授業方法についても説明するようにして下さい。
- ② 習得できる知識・能力や授業の目的・到達目標：ここでは、授業を受けることにより、修得が期待できる知識や能力について記述します。すなわち、単位取得の条件として最低限、身につけなければならない知識、能力などについて、具体的に記述してください。書き方は、文章または箇条書きのいずれでも構いませんが、教員が「何を教えるのか」ではなく、学生が「何ができるようになるのか」という視点から記述してください。
- ③ 授業計画・内容：半期の科目は15回分の内容を明記します。あくまでも予定であるため、受講生に理由を説明した上であれば、履修者数や学生の関心・既習内容に従って変更することを前提として構いません。なお、複数回にわたり同様の内容を扱う場合には、「第4～6回 ○○○」といった形でまとめて記載できます。また、15回のうちに試験を含む場合には、試験のみで1回分とせずに、まとめや解説と同時に実施するようにして下さい。
- ④ テキスト・参考書等：授業の目的・到達目標を達成する助けとなる資料を提示します。詳細については授業の中で紹介することになると考えられますが、授業を受ける前に学生が参照できるよう、入手しやすい基本的な文献を例示してください。テキストは授業で必ず利用する書籍・資料を、また参考書は、学習するに際して適宜参考にすることが推奨される書籍・資料を指します。
- ⑤ 成績評価方法：成績評価の際に考慮される事項と、各事項への配点を%等で記述します。評価事項は複数設定すると共に、②の「習得できる知識・能力や授業の目的・到達目標」と対応する様に配慮してください。
*項目例… 期末試験、中間テスト、小テスト、レポート、授業態度・出席、発表 etc.
- ⑥ 特記事項：上記項目の他、必要と思われる情報を記入します。
 - ・(コース・学科などによる) 必修・推奨の指定
 - ・他の授業科目との関連 (事前に履修しておくことが望ましい科目)
 - ・関連する内容を持つ科目など、それら科目との関連
 - ・オフィスアワーの有無
 - ・学生からの連絡方法 (メールアドレスその他) etc.

さらに、平成21年度のFD委員会発行のFDレポート「クロスロード」第9号（教員に配布し、またウェブサイトで公開されている）（参照：別添資料6-1-1-2、資料9-1-2-3）には、「学生から見たシラバス」と題した学生の寄稿文が掲載されている。この中で、「講義選択においてはシラバスが最も重きをなしていると言えます。しかしながら現在本学のシラバスは、評価方法などの項目に抜け落ちがあったり、教員によって内容の詳しさに差異があったりと、講義選択の際に比較にならないこともままあります。」と、一定の役割を認めつつも、改善を要する点が指摘されている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは教務委員会が定めた様式によって、授業ごとに作成し、学生に配付するとともに、ウェブサイトにも掲載している。また、ガイダンス等において学生にその活用を促すなどの工夫を行っている。

学生の授業評価アンケートの結果からも、シラバスはある程度活用されていると言える。

以上より、シラバスは授業科目ごとにある程度の水準で作成され活用されていると判断される。

その一方で、学生から、例えば項目の抜け落ちや内容の詳しさにの差異など、改善を要する点も指摘されている。このことなども踏まえ、FD委員会を中心に、全教員に対して、シラバスに記載される内容が学生の授業を受ける際の勉学の指針となることや、学生を評価する際の基本的観点や評価方法の記載を周知することなどによって、シラバスの作成が全学的に一つの方向性のもとで行われるよう、さらなる取組を進めている。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到る状況】

本学は、教員一人当たりの学生数が比較的少ないことから、少人数の授業が可能となっており、学生一人ひとりの状況が把握しやすい。

自主学習への配慮として、各学部・系では、学部生・大学院生室等の自習室の設置、附属図書館の開放、講義室の空き時間の使用許可、基本的な図書やパソコン等の整備を行っている（参照：資料8-1-1-3、資料8-1-2-3）。

一方、基礎学力不足の学生への配慮としては、必修の「実践英語科目」において、入学時に全学統一のクラス分けテストを行い、その結果により能力別のクラス編成を行っていることがあげられる。また、理工系共通基礎科目として、高等学校で物理を履修していない学生向けに「初等物理Ⅰ・Ⅱ」という授業科目を開講している。

また、都市教養学部理工学系及びシステムデザイン学部を除いて2年次等の修了判定を行うことなどにより、成績不振者を早めに把握するよう努めている。さらに、在学年数別最低修得単位数に満たない学生に対しては、年度末に履修指導を行っている。

このほか、学部・系によっては、推薦入試やAO入試の合格者を対象に入学前教育《資料5-2-3-1》などの取組を行っている。

各学部・系における自主学習への配慮等に関する取組状況は《資料5-2-3-2》のとおりである。

《資料 5-2-3-1：各学部・系における入学前教育の例》

(1) 理工学系における事例

コース	入学前教育の実施概要
数理科学コース	推薦入試の合格者に対し、郵送した宿題をもとに、月に1回、土曜日に登校させ、補習を行っている。
物理学コース	入学後の講義に必要となる数学的基礎を固めるために、微積分の練習問題を配布し1-2月に数回にわけて集合させ演習の形で解法を紹介し、議論を行っている。気が緩みがちな入学前のペースメーカーになり、また入学後の講義の準備として有効である。
化学コース	(1) 入学前に主体的に勉強することの意義の説明 (2) 大学1年レベルの物理、数学、物理化学に関する演習(プリントを配布) (3) 有機化学、化学一般に関する推薦図書への提示及び指導
生命科学コース	11月以降、月1回の割合で、ゼミナール入試合格者に対して4回、推薦入試合格者に対して2回の事前指導を実施している。
電気電子工学コース	1月以降、英・数・物理の課題を毎月実施し、基礎学力を養成している。その一環として、センター試験で英・数・物理を受験するよう指導している。
機械工学コース	高校教育の復習と大学教育の導入を兼ねて、(1)英語の問題集完全和訳、(2)数学・物理のポイント整理、(3)センター試験問題(数・物)の解答、(4)興味ある展示会への出席と報告の発表会などを課している。

(2) 都市環境学部における事例

コース	入学前教育の実施概要
地理環境コース	ゼミナール入試・一般推薦・未来塾の各入試合格者(計10名)に対して、12月下旬の全学ガイダンスに引き続き、コース個別ガイダンスとして自己紹介と予定の打ち合わせ、課題の提示をおこなっている。1月から3月まで毎月、大学へ出て来るペースで、(1)1月には共通図書と選択図書の読み込み、レジメ作成にもとづく発表会(1人30分)の開催、2冊の図書に対するレポートの提出、(2)2月には卒論発表会への出席とレポート作成、(3)3月には英語読解と日本語小論文に対して解答させている。提出されたレポートは担当教員2名がコメントを書き込み、学生へ返却するようにしている。知識の詰め込みを目的とするのではなく、大学で求められる勉強への自主的な姿勢、文献の読み方、勉強方法などを示し、大学生活をイメージさせ、入学予定者の「やる気」向上をめざしている。
都市基盤環境コース	都市基盤環境分野に関連する学問や建設活動が社会において果たしている役割・重要性を学び、学生が漠然と思い描いている自身の将来を、具体的に考えさせる。具体的には、当該分野に関連する世の中の出来事、トピックスを調べてレポートとして提出するようにし、入学までに数回、大学において、担当する教員や同様の立場の学生とのディスカッション・口頭発表をさせている。また、最近の取組の一例としては、今後ますます国際化が進む中で、技術者として活躍するために語学(英語)力が重要であることを認識させ、語学に関連する資格の受験を推奨したり、英語書籍を読む努力をするように指導している。
建築都市コース	推薦入試の合格者に対し、例年12月末の全学ガイダンス時から3月までに3件程度の課題を課し、月に1日程度来学させ発表・討論することにより建築に関する予備的な学習をさせている。

《資料 5-2-3-2：各学部・系における自主学習への配慮等に関する取組状況》

学部・系	自主学習への配慮等に関する取組状況
都市教養学部 人文・社会系	ガイダンスで自主学習の必要性を説き、また各分野で学生・院生室などを設け、基本的な図書やパソコンを置くなど、学生の自主学習が可能な環境整備を行なっている。また日本語教育では、コンテンツマネジメントシステムを通じて、いつでも資料を参照できるように配慮している。
都市教養学部 法学系	法学系図書室(法政研究室)を通常10:00~21:00の間学生の利用に供し、雑誌等を利用した自主学習の場を設けている。演習や講義の時間外学習のための課題や補助資料などを配布するスペースもある。
都市教養学部 経営学系	履修を推奨している専門科目「基礎数学」においては、高校レベルの数学の復習から導入しつつ、演習問題のフィードバック等を通じて基礎学力が不足している学生への指導を行っている。他の基礎的科目においても、自宅等における自主学習を推奨する学習課題等を提示している。
都市教養学部 理工学系	各コースでは、学生の自主学習への配慮として、学生・院生室等の自習室の設置、講義室や実験室の空き時間の使用許可、基本図書やパソコン整備とそれらの貸し出し等を行っている。また、交流スペースを整備し、自主学習の環境を提供している。入学後の基礎学力不足の学生に対しては、GPAを活用して理工学系教務委員会が作成した資料に基づき、場合によって父母同席の上で、系長が、成績不振の学生に対する指導を実施している他、コース内においても教務委員、担任教員が面接指導を行っている。
都市教養学部 都市政策コース	課題の提出や発表を課すことにより自主学習を促進している。また、学生による自習室及び資料室の利用を可能としている。

都市環境学部	コースごとに、自主学習を促すための取組として、履修指導（地理環境）、パソコン環境の提供（地理環境）、ウェブサイトへの課題・解答及び関連資料掲載（都市基盤環境、分子応用化学）、製図室の利用提供（建築都市）などを行っている。基礎学力不足の学生への配慮として、オフィスアワーやレポートを活用した個別指導を行っている。
システムデザイン学部	図書情報センター日野館では、学生の自主学習に必要な図書の整備、スペースの確保等に努めている。講義室の空き時間は自由な利用を許可しており、自習室、CAL室、オープン端末室の自由解放も行っている。本学部はキャンパスが1・2年次と3・4年次で異なるため、1・2年次で単位修得のできなかった英語科目（必修）の再履修クラスを3・4年次キャンパスで開講することにより、該当学生にも配慮している。
健康福祉学部	学生の自主学習を支援するため、図書情報センター荒川館の夜間・土曜開館や実習室の開放を行っている。また、基礎学力不足の学生に対しては、各学科とも補習授業や実技指導を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

学生の自主学習への配慮として、自習室の設置、附属図書館の開放、ウェブサイトへの課題・解答及び関連資料の掲載などを行っている。基礎学力が不足している学生への教育としては、英語の統一試験によるクラス分けや補習授業などを組織的に行っている。また、学部・系によっては、入学前教育として推薦入試やAO入試の合格者を対象とした取組が行われている。

以上より、自主学習、基礎学力不足の学生への配慮等が適切に行われている。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績の評価は、学則第40条に基づき、授業科目担当教員が、各自の定める方法による試験、出席状況その他を加味して行い、成績通知書に5点法によって表示することとしている。ただし、一部の授業科目には合格・不合格をもって成績評価を行うものもある《資料5-3-1-1》。

これらの成績評価の基準は、学生全員に入学時に配布する『履修の手引』に明記し、周知徹底を図っている《資料5-3-1-2》。

《資料 5-3-1-1：首都大学東京学則における成績評価及び卒業認定に関する規定（抜粋）》

首都大学東京学則	平成 17 年法人規則第 48 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(学修の評価)	
第 40 条 学修の評価は、5 段階評定とし、上位 4 段階までを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。 (成績評価基準等の明示等)	
第 40 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。	
2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 (卒業及び学位の授与)	
第 48 条 本学に 4 年以上在学し、学部規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。	
2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書及び学位記を授与する。 (早期卒業)	
第 49 条 学部規則の定めるところにより、本学に 3 年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学長がその卒業を認め、学士の学位を授与することができる。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21.1001.pdf (平成 21 年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf (平成 22 年度) (平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定)	

《資料 5-3-1-2：成績の評価（『履修の手引』より）》

成績表示	成績証明書の表示	程 度	100点法	GPA素点
5	優	非常に優れている	90点以上	4.0
4	優	優れている	80～89点	3.0
3	良	普通	70～79点	2.0
2	可	やや劣る	60～69点	1.0
1	表示せず	劣る	59点以下	0.0
0	表示せず	評価の対象にならない	—	0.0

各授業科目は、それぞれの授業の内容や目標に応じて、定期試験、中間テスト、レポート、授業の出欠状況などにより成績を評価することとしている。そうした授業科目ごとの成績評価方法はシラバスに明記しており、各授業科目初回のガイダンスにおいて担当教員が直接に学生に説明している。

成績評価基準に従って成績評価を適切に実施するため、全学共通科目については基礎教育部会（参照：資料 2-1-2-1）が、専門教育科目については各学部・系が、各授業の単位修得率や成績分布状況を把握し、成績評価について検討を行っている。

基礎教育部会では、都市教養プログラムの各科目の成績分布状況を会議の配付資料として示すなどにより、担当教員に適切な授業評価の実施を呼びかけている《別添資料 5-3-1-3》。また、全学共通科目のうち、都市教養プログラム、基礎ゼミナール、情報リテラシー実践 I 及び未修言語科目について、成績評価に関するガイドラインを設けている《別添資料 5-3-1-4～7》。

都市教養学部法学系、経営学系、理工学系の一部では成績に相対評価の要素を取り入れるなどして評価基準の厳格性を担保している。都市教養学部理工学系生命科学コースではFD活動の一環として成績評価のあり方とその教育効果について検討し、合意事項を全教員に周知している《別添資料 5-3-1-8》。

一方、卒業認定基準は、学部で 4 年以上在学し、それぞれの学部・系ごとに定める卒業要件として修得すべき単位以上を修得した者としている。卒業要件は、『履修の手引』に明記し、ガイダンス等でも学生に周知している

《資料 5-3-1-9》。

卒業の認定については、卒業認定基準に従って、各コース等における会議あるいは教務委員会での審議を経て、教授会で組織的に審議を行っている。都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部においては、早期卒業制度を導入し、その申請資格、合否判定基準を定めている《資料 5-3-1-10》。

また、都市教養学部理工学系及びシステムデザイン学部を除く各学部・系においては、年次進行判定を行い、基準に達しなかったものは留年させている。この基準は、学生の自主的な履修を尊重しながらも計画的な履修を促進するために設定している《資料 5-3-1-11》。

各学部・系における成績評価、単位認定、卒業認定の実施状況は、《資料 5-3-1-12》のとおりである。

別添資料5-3-1-3：都市教養科目（基礎ゼミナール・都市教養プログラム）成績分布一覧（基礎教育部会資料）

別添資料5-3-1-4：成績評価に関する申し合わせ（都市教養プログラム）

別添資料5-3-1-5：基礎ゼミナールにおける成績評価基準ガイドライン

別添資料5-3-1-6：情報リテラシー実践の成績評価の指針

別添資料5-3-1-7：未修言語科目成績評価基準

別添資料5-3-1-8：各学部・系における成績評価基準（法学系、経営学系、理工学系生命科学コース）

《資料 5-3-1-9：各学部・系の卒業要件単位数（『履修の手引』より）》

学部・系等	卒業要件単位数	全学共通科目	専門教育科目	その他
都市教養学部 人文・社会系	124	50	74	0
都市教養学部 法学系	124	26	72	26
都市教養学部 経営学系	124	50	62	12
都市教養学部 理工学系	124	26～50	54～80	2～42
都市教養学部 都市政策コース	124	26	72	26
都市環境学部	130	38～54	67～85	0～24
システムデザイン学部	128	40～50	60～74	8～20
健康福祉学部	124～128	24～32	92～101	2～8

※詳細はコース（又は学科）ごとに定め、『履修の手引』に示している。

○「全学共通科目」には、次の科目が含まれる。

＜都市教養科目群＞

- ・基礎ゼミナール 2単位必修
- ・英語科目 8単位必修（健康福祉学部は6単位）
- ・情報科目 2単位必修
- ・都市教養プログラム 14単位必修

＜共通基礎教養科目群＞

- ・未修言語科目（一部の系・コースで必修あり）
- ・保健体育科目
- ・理工系共通基礎科目

○「専門教育科目」には、他学部等の専門教育科目が含まれる。

○「その他」には、以下のものが含まれる。

- ・全学共通科目、専門教育科目に関わらず自由に選択できるもの。
- ・専門教育科目と全学共通科目の一部から一定の単位数以上としているもの。
例：「専門科目と理工系共通基礎科目合せて102単位」など

《資料 5-3-1-10 : 各学部・系における早期卒業の認定基準 (都市教養学部理工学系の例)》

早期卒業

以下の要件を全て満たした場合は3年の在学で卒業することができる。

1. 各コースで定める卒業に要する単位を修得していること。
2. 各コースで定める早期卒業のための成績優秀の基準を満たしていること。
3. 大学院入学試験に合格していること、又は理工学系における口頭試問で特に優秀であると認められること

対象学生

早期卒業の対象は、本学に3年以上在学したものとす。次のいずれかに該当する学生は早期卒業の対象とならない。

1. 短期大学または高等専門学校から編入した学生
2. 学士入学した学生

早期卒業までの予備申請

早期卒業を希望する者は、早期卒業を希望する年度の当初から前期授業開始後一週間までの間に、所属するコースの教務委員に予備申請をし、早期卒業予備申請書を理工学系教務係に提出しなければならない。予備申請者に対して履修計画等についての学修指導が行われるので、それに従うこと。

予備申請の条件

2年次までの成績のGPAが以下に示す成績優秀の基準を満たしていること。

数理科学コース	3.0以上
物理学コース	3.2以上
化学コース	3.2以上
生命科学コース	3.2以上
電気電子工学コース	3.2以上
機械工学コース	3.2以上

早期卒業の申請

1. 早期卒業の予備申請を行った者で、早期卒業の要件を満たす可能性がある者は、冬季休業後の後期授業再開後1週間以内に、早期卒業の申請書を理工学系教務係に提出することができる。
2. 他大学の大学院入試の合格を早期卒業の要件に充てようとするものは、本申請において申告するとともに、2月末日までに理工学系教務係に合格通知を提示し、かつそのコピーを提出しなければならない。
3. 大学院入試合格の要件に該当せず本申請を行ったものは、指定された日時、場所において口頭試問を受けなければならない。

卒業の時期及び条件

早期卒業の時期は3年次の3月とする。

早期卒業を判定する時点で、次の基準を満たしていること。

数理科学コース	成績のGPAが3.0以上であること。
物理学コース	成績のGPAが3.2以上、およびコースで定める必修科目を履修していること。
化学コース	成績のGPAが3.2以上であること。
生命科学コース	成績のGPAが3.2以上であること。
電気電子工学コース	成績のGPAが3.2以上であり、別途実施する学力審査に合格すること。
機械工学コース	成績のGPAが3.2以上であること。

(「履修の手引」101～102ページより抜粋)

《資料 5-3-1-11 : 各学部・系における年次修了判定の基準 (都市教養学部経営学系の例)》

年次進行判定

- (1) 2年次の終わりに、以下の基準で2年次修了判定を行う。
 - ①および②の2つの要件を満たしていること。
 - ①経営学系のA群の科目8単位を含む40単位以上を修得すること。
 - ②経営学系専門教育科目のGPAが1.0以上であること。
- (2) 3年次の終わりに、以下の基準で3年次修了判定を行う。
 - 経営学系専門教育科目のGPAが1.0以上であること。

(「履修の手引」91ページより抜粋)

《資料 5-3-1-12 : 各学部・系における成績評価、単位認定、卒業認定の実施状況》

学部・系	成績評価、単位認定、卒業認定の実施状況
都市教養学部 人文・社会系	成績は学則第 40 条に基づき、履修した授業科目に対して、試験・レポート・論文・出席状況・授業中の質疑応答などにより審査し、合格者に所定の単位を与えている。成績評価に関しては、以下の 3 項目が教授会で承認・確認され、これに基づいて実施している。(1) 少人数教育を旨とし、それぞれの授業の特質に応じて適正に成績評価を行う。(2) 授業の目的に鑑み、達成度に応じて絶対評価で成績を評価する。(3) 成績評価に照らして、同様に絶対評価で単位認定する。人文・社会系は卒業論文または卒業制作を必修としているので、卒業に必要な単位を修得した上で、卒業論文・卒業制作が所属分野から認められると卒業要件を満たしたことになり、教授会での審議を経て卒業を認定している。
都市教養学部 法学系	各科目の成績分布については、教授会において「成績評価分布基準」として申し合わせがなされており、一定数の単位取得者がいる科目については、一定の割合での相対評価が行われることとされている。実際にも、概ねこの分布基準に従った成績評価が行われている。他方、卒業認定については、4 年以上の在学と一定の単位数を卒業要件として定め、学長が卒業を認定している。
都市教養学部 経営学系	すべての専門教育科目（演習を除く）について成績評価に GPA を導入し、「受講生 20 名以上の経営学系専門科目（ただし、演習を除く）科目については、成績表示が「0」の学生を除き、その他の学生の成績表示点の平均が原則として、2.7 以上 3.3 以下になるように留意する」旨を教授会にて申し合わせている（平成 20 年 4 月 17 日教授会）。この GPA に基づいて 2 年次修了判定・3 年次修了判定を行っている。この成績評価と年次進行の管理によって、経営学・経済学の両コースについての体系的な履修が支援され、適正な履修モデルにしたがった卒業判定が担保されている。年次修了判定・卒業認定基準とも学生に周知され、とりわけ 4 年次前期終了時には全学生に成績表を手交して単位取得に遺漏のないように成績管理の徹底を図っている。
都市教養学部 理工学系	成績評価は、学則第 40 条に基づき、授業科目担当教員が各自の定める方法による試験成績、出席状況その他を勘案して行っている。5 段階法による成績評価基準及び各授業科目での成績評価方法は、「履修の手引き」やシラバスに明示しており、さらに各授業科目の初回において担当教員が直接に学生に詳細に説明している。物理コースでは、成績を相対評価としているため、評価基準の客観性は担保されている。生命科学コースでは、FD 活動の一環として、成績評価のあり方とその教育効果についてコース内で検討し、合意事項を全教員に周知している。特に試験期間には、合意事項を明文化の上、全教員に配布している。卒業については、理工学系規則に基づいて、各コース内に設置された教務委員会、カリキュラム委員会などでの審議を経て卒業認定案が作成され、最終判定は理工学系教授会において組織的に行われる。
都市教養学部 都市政策コース	成績評価は、学則第 40 条に基づき、授業科目担当教員が各自の定める方法による試験成績、出席状況その他を勘案して 5 段階法によって行っている。5 段階法による成績評価基準及び各授業科目での成績評価方法は「履修の手引き」やシラバスに明示しており、さらに各授業科目の初回において担当教員が直接に学生に詳細に説明している。卒業については、都市政策コース規則に従い、都市政策コース会議の審議を経て卒業認定案が作成され、最終判定は都市教養学部代議員会において決定される。
都市環境学部	全学的な成績評価基準に加えて、都市環境学部として、成績分布に関して申し合わせを作成している。成績評価は、基本的には各担当教員の判断を尊重するが、全学的な基準及び学部としての成績分布の申し合わせに則した成績評価になるように努力することとしている。卒業認定基準については、履修の手引きに明記されており、これに準拠して、実際の卒業認定をコース会議及び教授会において行っている。
システム デザイン学部	成績評価は、小テスト、レポート、試験、出席状況等を各教員が科目ごとに設定する割合に基づいて評価し、合格者に所定の単位を与えている。評価項目についてはシラバスに明記することで、学生に周知している。卒業認定基準は、学部として必要在籍年数及び修得単位数を定め、さらにコースごとに更に詳細な卒業必要要件を規定している。
健康福祉学部	学修の評価は、授業科目担当教員が各自の方法によって行う試験に、出席状況その他を加味して行っている。成績評価基準は、「履修の手引」により学生に周知している。本学部では GPA を採用しており、成績表示に対するグレードポイントを健康福祉学部規則で定めている。授業科目ごとの成績評価方法はシラバスに明記している。卒業要件は健康福祉学部規則に必要な在籍年数及び学科ごとの修得単位数が定められている。卒業要件は「履修の手引」に掲載し、全学生に配付し、周知している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び卒業認定基準を組織として策定し、『履修の手引き』を通じて学生に周知している。成績評価基準にしたがって、成績評価を適切に実施するために、組織的に単位習得率や成績分布状況の把握、授業科目群ごとのガイドラインや申し合わせの策定などを行っている。卒業認定は、卒業認定基準に従って、各コース等の会議あるいは教務委員会部会での審議を経て、教授会で最終的に判定を行っている。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

個々の授業の成績評価方法は、シラバスに記載し、学生に周知している。

学生から成績評価等に不服の申し立てがあった場合、各授業科目の担当教員は、保管した答案等を再確認することなどにより、対応を行っている。

全学共通科目については、『履修の手引』に、「各科目の成績評価について不服がある場合には、成績開示の後2週間以内に教務課の窓口まで申し出ること。」と案内している。また、教務委員長、基礎教育部会長及び大学教育センター長の連絡先を公示し、問い合わせに応じる対策を講じている《資料 5-3-2-1》。関連して、教務委員会及び基礎教育部会においては問い合わせに応じられるよう、学生の成績に係わる答案等について、最低1年間保管するよう要請を行っている。

専門教育科目についても、多くの学部・系で、授業担当教員、教務委員及びコース長等に対し、申し立てができるようにしている。この他にも、健康福祉学部では、特に実技試験に関して試験後直ちに結果を知らせ、試験後に解説にも応じている。また、採点基準は予め学生に周知するよう努めている。

各学部・系における取組は《資料 5-3-2-2》のとおりである。

《資料 5-3-2-1： 学生向けの掲示（抜粋）》

<p>学生の皆様へ</p> <p>単位取得・履修上のことで、困ったことや納得出来ないことがあった場合は、遠慮なく下記にご連絡ください。相談に応じます。</p> <p style="text-align: center;">大学教育センター長 教務委員会委員長 基礎教育部会長</p> <p style="text-align: right;">※メールの場合、件名に「教務相談」と入れてください。</p>
--

※ 実際の掲示物には、各役職者の氏名、連絡先メールアドレス及び研究室番号を記載している。

《資料 5-3-2-2： 各学部・系における成績評価等の正確さを担保するための取組状況》

学部・系	成績評価等の正確さを担保するための取組状況
都市教養学部 人文・社会系	成績評価の考え方については教授会で申し合わせを行い、同じ考えの下で成績を付けることを確認している。また、学生からの意見申し立ては、担当教員へ問い合わせを可能としている。アカウントビリティーの確保をもってして、成績評価等の正確さを担保していると考えられる。
都市教養学部 法学系	学生は、成績評価に疑問を感じる場合には、関係教員や学部担当教務委員に随時申し出ることができる。
都市教養学部 経営学系	全学レベルの都市教養プログラム等における成績問い合わせ制度の発足を受け、学生からの成績評価質問制度について検討している。
都市教養学部 理工学系	理工学系専門教育科目について学生は、成績評価結果について授業担当教員、教務委員、コース長等に対し異議申し立てができるようになっている。
都市教養学部 都市政策コース	成績評価方法を定めて履修の手引きに明記するとともに、シラバスの成績評価方法の項目に、試験、レポート、出席等をどのように勘案して成績評価を行うのかを明らかにすることをとおして、成績評価の正確性と透明性を担保している。
都市環境学部	各コースにおいて、学生は、成績評価に疑問を感じる場合には、関係教員や学部担当教務委員に随時申し出ることができる。
システム デザイン学部	各授業科目の成績評価は、担当する教員が成績評価方法を受講学生に周知した上で、慎重な評価・検算に基づき責任を持って行っている。複数教員で担当する科目に関しては、各担当箇所に関する評価を総合的に判断して実施している。成績評価基準、評価項目等に関して、その正当性に対し学生から疑義が生じた場合は、授業担当教員、各コースの教務担当教員を通して申し立てを行い、内容について確認することができる。
健康福祉学部	専門科目に関しては、各担当教員が学生からの問い合わせに随時対応している。各教員は質問等には積極的に対応する体制をとり、出題に関する解説にも応じている。実技試験に関しては試験後直ちに結果を知らせ、試験後解説にも応じている。採点基準は予め学生に周知するよう努めている。

【分析結果とその根拠理由】

個々の授業の成績評価方法は、シラバスに記載し、学生に周知している。学生からの成績評価に関する申し立てに対しては、基本的には授業科目担当教員が対応しているが、全学共通科目については基礎教育部会、専門教育科目については各学部・系の教務委員会部会等においても対応を行うこととしている。以上より、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じていると判断する。

〈大学院課程〉

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

各研究科においては、大学院学則に定められている「教育課程の編成方針」に関する規定《資料 5-4-1-1》に従い、学部・大学院の継続性を考慮した高度な専門教育と課題研究を通して、創造的な能力を持つ研究者等の養成を目指した教育課程を編成している。各研究科における具体的な特色を《資料 5-4-1-2》に示す。

《資料 5-4-1-1: 首都大学東京大学院学則における教育課程の編成方針に関する規定（抜粋）》

首都大学東京大学院学則	平成 17 年法人規則第 49 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(教育課程の編成方針)	
第 2 4 条の 2 研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。	
2 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21.1001.pdf （平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf （平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）	

《資料 5-4-1-2：各研究科における教育課程の特色》

研究科	教育課程の特色
人文科学研究科	人文科学は、人間が生きることを意味を、そして人間が作り上げる社会・文化とその歴史を、根本から考える学問であり、人文科学研究科の教育はそうした学問の諸分野において、社会に貢献する専門的研究者と高度な専門的職業人の養成を行うことを旨とし、「演習科目」、「講義科目」、「学外実習」、「研究指導」を適切に配置し開講している。
社会科学 研究科 (法学政治学専攻)	法学政治学専攻は、博士前期課程については 30 単位、博士後期課程については 20 単位を修了要件とし、授業科目は、政治学分野では 12 科目、法律学分野では 28 科目の特殊研究を開講し、学士号取得者としての基礎的知識及び能力を前提に、高度かつ発展的な教育内容を提供している。また、個々の専門領域を超えた視点を養うために各分野の全教員が参加する総合演習を開講し、密度の高い教育活動が行われている。
社会科学 研究科 (経営学専攻)	「演習」「特別演習」「特殊研究」「研究指導」等を系統的に展開している。博士前期課程（研究者養成プログラム）では、「演習」等を通じて専門分野の基礎的・発展的な知見を修得する場を提供し、関連分野の授業及び「研究指導」を配して体系的な研究力量の涵養を図っている。博士前期課程（高度職業人養成プログラム）では、「特別演習」にて当該分野の基礎的知見を修得し、「演習」にてより発展的な内容を学習する。博士後期課程では、「演習」及び「特殊研究」を通じて専門分野の究めるための視座を提供し、「研究指導」での発表機会を通じて内外の学会に通用する力量を得る準備を行っている。
理工学研究科	理工学研究科では、ゼミナール・実験・講義及び学位論文作成（必修）がバランスよく構成され、さらに専攻ごとに目的に応じた特色ある科目が加えられている。各専攻における講義は、基幹となる特論、各担当教員の研究分野に応じた最先端の内容を含む特別講義を中心に、専門分野の高度な専門知識の習熟という教育目的に対応している。また、演習・実験・セミナー、学位論文の研究指導などにより、専門分野での研究能力を養う。さらに、専攻内科目のほか、専攻共通科目として、情報数理学特論、イノベーションの科学、放射線実験法を開講している。
都市環境科学研究科	博士前期課程では、学部より進んだ専門知識の習得と、主体的な思考力、独創的な問題能力の養成を目的として、授業科目編成が行われている。前者については、講義科目、及び演習などプロジェクトベースド・ラーニングによる科目などが用意されている。後者は、指導教員からマンツーマンで指導を受けながら行う修士論文研究によって行われている。また、学域を横断した科目も設定している。博士後期課程では、研究者や教育者、高度専門家を目指す学生のために、指導教員と協働する研究活動を通し、課題を発見・設定し、これを解決する能力が養成される。

システムデザイン研究科	研究科の理念にそって教育課程やカリキュラムが編成されている。半期ごとの「特別演習」の公開期末評価を行って研究指導の充実を図り、各学域を横断する問題解決型プロジェクトベースド・ラーニングを目指した「研究プロジェクト演習」や、実社会における問題解決・対処プロセスを体感させるための国内外研究開発インターンシップを実施している。
人間健康科学研究科	本研究科では、看護科学域、理学療法科学域、作業療法科学域、放射線科学域、フロンティアヘルスサイエンス学域、ヘルスプロモーションサイエンス学域の6つの学域が提供するカリキュラムの中に専攻共通科目を設定することなどにより、各学域の交流を活発にしながら、多角的な観点から「人間健康科学」を理解し、多様な考え方や手法を修得させることを基本的な考え方としている。これにより、柔軟な発想と幅広い教養、深い専門知識、総合的な判断力を身につけることを目指している。また、保健医療福祉従事者のキャリアアップや生涯学習の必要に応じて広く社会人を受け入れるため、昼夜開講制をとっている。

また、文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」(以下、「大学院GP」という。)に、本学から4件のプログラムが採択されている。採択された各研究科(専攻)では、それぞれの教育目的に従って、大学院教育の充実、向上に向けた新カリキュラムの設置、学生への支援などを実施している《資料5-4-1-3・4》。

《資料5-4-1-3：本学における大学院GPの概要》

研究科	プログラム名	GPの目的及びカリキュラムの概要
社会科学部研究科 経営学専攻	公共経営の人材育成プログラム (平成19年度から平成21年度まで)	本教育プログラムでは、経営管理に関する実務と研究の融合による社会的要請に応えられる人材養成を目的とする。教育体制の一層の充実を図り、東京都との相互協力関係をさらに強め、社会の発展に貢献するために個性あふれる優秀な人材と新たな研究成果を生み出し続けるとともに、産学公連携を通じた産業発展に貢献することを目指している。特に、本教育プログラムでは、民間企業の経営知識を、産学公出身者が集う実践的な教育現場を通じて相互に教授、適進をはかるものである。具体的には、経営戦略・リスクマネジメント・カリキュラムとして入試制度やインフラを含む教育体制を見直すとともに、国際的な実務者や研究者を教育するために海外講師の招へいや国際会議や研究会への積極的な学生参加を支援する。また、特に実践的な教育プログラムを検討し、アクション・リサーチを実施する。
理工学研究科 物理学専攻 分子物質化学専攻	物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成 (平成19年度から平成21年度まで)	1) 大学院生の国際化、2) 自立的企画力の養成、3) 企業及び社会と連携した大学院教育、4) 専攻を超えた幅広い教育、5) より体系化した教育体制、の5つの柱を目標に据えて以下のプログラムを実施してきた。 1) スウェーデン、英国、韓国との国際共同大学院プログラムとしてサマースクールを3年間にわたり、スウェーデン、韓国、そして本学とで実施した。世界中の著名な研究者による講義、本学大学院生が企画実施するラボエクササイズ、参加者の研究発表と充実したセミナーとなった。これ以外に、大学院生国際会議派遣、化学英語講義の拡充等を実施した。 2) 大学院生による研究テーマ提案制度により、学生が企画立案した研究テーマに研究費を配分し、研究の自立を促し、国際セミナー等の機会に英語によるポスター発表を促した。これ以外に「ひらめき☆ときめきサイエンス」やオープンクラスに中・高校生むけの講座の企画を奨励した。 3) 海外、国内の研究機関で研修を奨励。連携大学院の拡充を実施した。また、企業・教員がタイアップしたキャリアパスセミナーを実施した。 4) 物理・化学2専攻を横断するプログラムを拡充。共通講義や大学院の研究報告会や学位審査等の交流を実施した。 5) 体系的な教育プラン：人材育成と教育の目的、成績評価の周知徹底等を明確化した。また、研究者倫理の共通講義・セミナー等で研究以外の観点から、自立した研究者に必要な教育も実施した。
理工学研究科 生命科学専攻	企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成 (平成19年度から平成21年度まで)	大学院生が自らの発想に基づき、研究を企画・遂行していくために必要な能力を涵養することを目的とする。そのために以下の3つの強化能力項目を設定した。 (1) 自己の発想を研究計画等へと展開する企画力、企画を実行するマネジメント能力 (2) 国際的な研究プロジェクトでリーダーシップを発揮していくための諸能力 (3) さまざまな局面で発揮される高い批判力・評価力

		これら強化項目の実現のために、教育プログラムの柱として、《企画経営演習》《国際実践演習》《研究評価演習》の3演習科目を新たに設置した。また、さまざまな側面の“使える科学英語”についての演習（特別演習：英語コミュニケーション）を、格段に強化する。研究指導面では、副指導教員制度を全大学院生に導入し、学年途中での組織的指導の強化によって標準修業年限での学位取得率の向上を目指す。
理工学研究科 数理情報科学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻	理工横断型人材育成システムの再構築 (平成 21 年度から平成 23 年度まで)	<p>数理学と工学の双方の発想力、思考力と実践力を身に付け、高等教育・科学技術・産業分野で活躍する人材の育成のため大学院教育の実質化を推進し、新たなキャリアパスを開拓することを目標に数理情報科学・電気電子工学・機械工学（数電機）の3専攻連携によって以下のプログラムを実施している。</p> <p>(1) 理工横断型プログラム：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理工の専攻をまたぐ複数指導教員制 ・共通科目である数電機横断セミナー（連携セミナー・キャリアパスセミナー）第I，第IIの新規開設 ・横断講義の推奨、横断プロジェクトの推進 <p>(2) 連携助教、RA、AT、TAを活用した自主的交流活動：</p> <p>数学リフレイン教育、数電機クリニック、SNSプラットフォーム、数電機エンカウンタールームを活用した交流促進を実施</p> <p>(3) 国際的コミュニケーション能力の養成・強化：</p> <p>理工横断型の海外インターンシップ、国内・国際会議派遣及び海外研修派遣事業、及び国際研究集会の開催を実施</p>

《資料 5-4-1-4：大学院GP関連ウェブサイト一覧》

「組織的な大学院教育改革推進プログラム」採択プログラム	http://www.tmu.ac.jp/graduate/3940.html
公共経営の人材育成プログラム	http://www.biz.tmu.ac.jp/common/gp-index.html
物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成	http://www.phys.se.tmu.ac.jp/spigse/
企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成	http://www.biol.se.tmu.ac.jp/GP.html
理工横断型人材育成システムの再構築	http://www.eee.tmu.ac.jp/mem/

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的や授与される学位に照らして、修了した者に必要な知識と能力が備わるように全体として教育課程を体系的に編成している。その結果、学問分野の目的や職業分野における期待にこたえることができる教育課程になっている。

各研究科では、その教育課程の目的に応じて講義・演習・研究指導や論文指導などにおいて特色ある取組を行っており、授業科目の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っている。

大学院GPが採択されている研究科では、「国際的な牽引力を有し、卓越した創造力と応用力を備えた、研究者・教育者・技術者等の養成」など、それぞれの目的に従って、大学院教育の改革に向けた取組が行われている。

観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到る状況】

各研究科では教員自身の研究活動の成果に基づいて、授業が行われている。このことにより、大学院の授業では、最新の研究成果や学問の進展状況等が積極的に反映され、さらに、研究室での成果、学会等の活動における最新情報等が取り込まれて展開されている。また、大学院GPに採択された4件のプログラムにより、本来の研究を進める講義・演習の充実・発展に加えて、研究成果を英文で発表する訓

練、企画マネジメント力の涵養、キャリアパス形成に相当する科目が複数用意されている《資料 5-4-2-1》。海外での研究成果発表を支援する制度等と相まって、大学院GPを得て取り組んでいる多彩な授業改革は、大学院生の研究成果発表機会の増加やコミュニケーション能力、国際性の向上につながっている（参照：資料 5-4-1-3・4）。

学生の多様なニーズに対応し、入学時期について、留学生、社会人への配慮として、10月入学を認めている《資料 5-4-2-2》。また、学生が職業を有しているなど特別な事情により標準修業年限を越えて課程を修了することを申し出る長期履修制度、特に優れた研究業績を上げた場合は博士前期課程では1年以上、後期課程では2年以上在学して基準を満たせば在学期間の短縮を認める制度を設けている《資料 5-4-2-3》。（参照：資料 4-3-1-5）

また、人文科学研究科では、教授会の承認のもと一年に20単位以内で学部科目の履修を認めている。大学院生の学部専門科目で取得した単位は、大学院の修了に必要な単位とは認められないにもかかわらず、大学院生の学部授業への参加は年々高まっている。大学院生と学部生の双方の教育ニーズへの対応がこうした状況を生み出している。なお、大学院生の学部科目受講の状況は《資料 5-4-2-4》に示すとおりである。

このほか、《資料 5-4-2-5》に掲げる大学院と学生交流協定及び単位互換に関する覚書を締結しており、学生が他大学で聴講した授業科目の単位を本学の単位として認定する制度を設けている。

《資料：5-4-2-1：大学院GPによる授業の例示》

研究科	プログラム名	科目名・授業内容
社会科学研究科 経営学専攻	公共経営の人材育成プログラム (平成19年度から平成21年度まで)	本プログラムでは、都庁などの公共セクターから大学院生を受け入れ、営利企業における経営的知見を公共組織に応用する人材育成をおこなっている。特に、本プログラムでは、「経営学特別講義(公共経営アクションリサーチ)」などの講義を新設し、この講義では、特定の公共組織の現状を実際に現地に赴いて当事者にヒアリングを行うなどして把握し、現場で学生と当事者、さらには担当教員がディスカッションを行うことで、相互に問題意識を深め、実践的な解決方法について研究している。平成20年度には夕張市、平成21年度には札幌バレーにて、アクションリサーチを実施した。
理工学研究科 物理学専攻 分子物質化学専攻	物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成 (平成19年度から平成21年度まで)	物理・化学共通講義・リサーチ ディスカッション システム サイエンスを専門とするネイティブスピーカーを講師とし、英語による研究発表や論文作成法の指導・訓練を行う。大学院生に研究発表をしてもらい、英語による質疑応答の機会をもつ。さらに、オフィスアワーを設けて論文作成指導を行う。英語を使って発表・議論する能力の涵養を目的としている。
理工学研究科 生命科学専攻	企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成 (平成19年度から平成21年度まで)	特別演習Ⅰ・企画経営演習 高等学校対象のアウトリーチ、自然観察会等社会へ向けたアウトリーチ、院生間相互研究、技術講習等の企画・実施、研究環境整備への取組などにより、実践的な企画マネジメント力を涵養し、将来、各分野でのプロジェクトにおいて主導的な役割を果たすことの出来る人材育成を目的とする。
理工学研究科 数理情報科学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻	理工横断型人材育成システムの再構築 (平成21年度から平成23年度まで)	数電機横断セミナー第1・第2 3つの専攻の横断による連携セミナー、キャリアパスセミナー。各分野からの課題提起的な発表・討論を奨励し、広い視野と、交流力を涵養する。受講生は、現場の科学者・エンジニア等による産業界での応用数理的課題や数理科学等の活用例などを学び、それらを自らのキャリアパス形成に資する。

《資料5-4-2-2：首都大学東京学則（抜粋）》

首都大学東京学則	平成17年法人規則第48号 制定 平成17年4月1日
第2章 学部通則	
第3節 入学、再入学、編入学等 (入学の時期)	
第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、入学の時期を後期のはじめとすることができる。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_21.1001.pdf (平成21年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-048_22.pdf (平成22年度) (平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)	

《資料5-4-2-3：首都大学東京大学院学則（抜粋）》

首都大学東京大学院学則	平成17年法人規則第49号 制定 平成17年4月1日
第4章 学年、学期、修業年限等 (長期にわたる教育課程の履修)	
第15条 研究科は、学生が職業を有している等の事情により第12条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。	
第7章 修了要件 (博士前期課程の修了要件)	
第30条 博士前期課程の学生は、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。	
3 第1項に定める修了要件のうち、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。	
(博士後期課程の修了要件)	
第31条 博士後期課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課程専攻所定の授業科目について20単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。ただし、在学期間に関しては、次項に該当する者を除き、特に優れた研究業績を上げたと認められた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21.1001.pdf (平成21年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf (平成22年度) (平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)	

《資料5-4-2-4 人文科学研究科大学院生の学部科目受講状況の例示》

年 度	学部専門科目を受講した大学院生の人数	大学院生が受講した科目数
平成19年度	延べ22人	50科目
平成20年度	延べ35人	63科目
平成21年度	延べ42人	106科目

《資料：5-4-2-5：他大学との単位互換協定の締結状況》

相手先の大学院	対象となっている本学の研究科
東京外国語大学大学院	人文科学研究科
中央大学大学院	全研究科
お茶の水女子大学大学院	理工学研究科
東京工業大学大学院	理工学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。また、大学院G Pにおける研究成果の発表やセミナーの開催を通じて、大学院生の国際性やコミュニケーション能力を高める等、着実な成果を上げている。さらに、入学、修業年限、修了要件等において、学生の多様なニーズに対応した配慮がなされている。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

各研究科においては、学生が自主的に学習に取り組むことができるよう、教育指導体制及び環境の整備に努めている。各科目の受講生には、シラバスあるいは初回授業において、当該科目の予習、復習などを含めた履修計画を説明している。大学院では学生が準備した項目の発表を中心に置いた討論形式での授業がほとんどであるが、学生からの授業時間外の質問などへの対応が可能になるよう、オフィスアワーの設定や電子メールの利用によって教員と学生が常時コミュニケーションをとることができる仕組みが工夫されている。各研究科における単位の実質化へ取組状況を《資料 5-4-3-1》に示す。

《資料 5-4-3-1：各研究科における単位の実質化への対応状況》

研究科	単位の実質化への対応状況
人文科学研究科	各分野とも、シラバスの作成以外に、年度初めのガイダンスにおいて、スタッフと授業科目の紹介、卒業までの流れと履修の仕方の説明、基礎的参考書・辞書の紹介、書庫の案内などを行なっている。また、教員と学生とのコミュニケーションを円滑にするために、多くはウェブサイトを開設し、必要な連絡事項、時間割、教員紹介、教職について、基本図書紹介などの項目を載せている。授業は一般に少人数のゼミ形式が多いので、一人ひとりの状況が把握でき、単位の実質化ははかりやすい。
社会科学 研究科 (法学政治学専攻)	授業科目のうち、特殊研究は、少人数型の報告・討論を中心とした授業であり、報告の内容・討論への参加状況(平常点)・レポートが基本的な成績評価方法となっている。また、総合演習についても、事前に参考文献が指示され、それを予習した上で授業に参加することが必要とされている。また、博士前期課程修了のために必要な30単位のうち、社会科学研究科の他の専攻の授業科目若しくは他の研究科の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修して充当できる単位数の上限を10単位としている。
社会科学 研究科 (経営学専攻)	各専門分野の全教員が集団指導をおこなう「研究指導」については、学生教育予算等を適正に配分して実質的な講座運営の基礎を構築し、系統的なプログラムにしたがって外部講師を招聘する等の豊富な内実をとまなう講義展開をおこなっている(博士前期課程の研究者養成プログラム)。「演習」「特殊研究」等についても授業担当者間での連絡を密にして授業内容の発展的な連携を図り、適切な学習課題を課すなどの単位の実質化が図られている。
理工学研究科	理工学研究科では学生に大学院履修案内を配布している。案内には、目的、内容、授業計画、成績評価基準等が明示されたシラバスが掲載され、また、各専攻別に教育・研究目的に沿った履修上の注意が記載されている。各授業の初回では、自主学習を含めた授業計画や成績評価基準(試験・レポート等)に関する説明が行われる。授業は一般に少人数で、ゼミ形式がとられることが多いため、受講生の状況が把握でき、単位の実質化は図りやすいといえる。授業に関する教員への質問、教員から受講生への連絡は、専攻内ウェブサイトで常時行うことが可能である。
都市環境 科学研究科	学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するよう、学域ごとに工夫をおこなっている。たとえば、授業科目については、特に少人数講義を中心に、一方通行の講義にならないように、演習、輪読、討論、プレゼンテーションを取り入れている。また、レポート提出、定期試験などを課している。
システム デザイン 研究科	シラバスに科目の目的・目標・評価基準・教科書・参考文献等の学習に必要な情報を記載している。半期ごとの「特別演習」(いわゆる修士論文や博士論文の研究)においても、公開期末評価により複数の教員で評価を行っている。本研究科独自の科目としての「研究プロジェクト演習」においても、単なる自主学習ではなく中間発表を繰り返し行って評価することにより十分な実質化がなされている。
人間健康 科学研究科	科目ごとに予習・復習に要する時間を含めた時間配分をあらかじめ授業計画に組み込み、きめ細かな指導を実施することにより単位の実質化を保証している。社会人の大学院生に対しては、休日の集中講義やeメールによる指導を行っている。また、ヘルスプロモーションサイエンス学域では多くの授業科目で学生の発表授業形式をとっており、その準備には多大な時間をかけた十分な予習のもとに授業が進められるなど、各学域においてそれぞれ単位の実質化への配慮がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、教育指導体制及び環境を整備することで、学生の自主的な学習への取組を促している。また、少人数教育の利点を最大限生かし、受講生の状況を常に把握するとともに、オフィスアワーの設定や電子メールによって、学生の必要なときに履修相談が行われる体制になっているなど、教員と学生が絶えずコミュニケーションをとることができる仕組みとなっている。このように授業時間外における学生の学習支援体制を整備するなど、単位の実質化が図られている。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科の教育目的や専攻の特性に応じて、講義科目、演習科目、実習または実験科目、学位論文の研究指導を、体系的に配置している。各研究科とも、少人数での対話・討論型授業を中心とし、それに加えて、フィールド型授業として、インターンシップ、学外体験実習などを導入している。また、専攻共通科目の設置や他専攻科目の履修といった分野横断的な履修の自由度も確保しているほか、電子メディアや情報機器の使用も積極的に取り入れている。《資料 5-5-1-1》

さらに、社会科学研究科経営学専攻及び理工学研究科では、大学院GPに採択されたプログラムをそれぞれ実施している。各プログラムでは、専攻共通の講義や大学院生海外派遣事業、大学院生に対する研究費補助事業等を行うなど、それぞれの目的に合わせた学習指導法を取り入れ、学生の国際性の向上やコミュニケーション能力の向上などに成果をあげている（参照：資料 5-4-1-3・4）。

《資料 5-5-1-1：各研究科における学習指導法の状況》

研究科	学習指導法の状況
人文科学研究科	人文科学研究科では、ほとんどすべての授業が少人数による講義・演習や実験・実習で、対話・討論型授業、フィールド型授業であるが、これは研究の性格に基づいており、合理的だといえよう。また、社会福祉学やドイツ文学では、電子メディアや情報機器も積極的に活用して学習活動が行われている。
社会科学研究科 (法学政治学専攻)	法学政治学専攻では、学生が学士号取得者としての知識能力を有していることを前提に、法学政治学についての基礎的な素養を踏まえて、より高度かつ発展的な教育を施すことを目的としており、提供される科目は全て少人数型の報告・討論を中心とした演習科目である。また、法学政治学専攻においては、指導教授が学位論文の作成を個別に指導しており、指導教授が必要と判断した場合には、特定の科目を学生に履修させることができる。
社会科学研究科 (経営学専攻)	院生は指導教員の「演習」を中心に、修士論文・博士論文に向けた研究を深化させつつ、「特殊研究」「特別演習」等の場で関連分野の知見を講義形式で享受する。専門分野の全教員が担当する「研究指導」で、学外講師等による最新の研究成果にふれ、みずからも学会報告等に向けた予行をおこなうことができる（博士前期課程の研究者養成プログラム）。また夏期集中講義や外部講師を招聘した演習を通じてビジネスの一線における情報を修得できる（博士前期課程の高度職業人養成プログラム）。さらに専門誌を閲覧できるオンラインジャーナルを導入して個別学習の便宜を図っている。このように演習形式、講義形式、またシンポジウム形式等の適切なバランスのなかで研究者としてふさわしい力量を身につけるべく学習指導が工夫されている。
理工学研究科	理工学研究科では、基幹科目となる特論を中心に、特別講義、演習、実習、実験科目、学位論文の研究指導をバランス良く配置している。講義科目、演習科目のほとんどは、少人数による対話形式・討論的形式で行われる。自然科学と科学技術の広範な分野での優れた人材を養成するという研究科の目的に沿って、専攻共通科目も開講し、また、各専攻では他専攻科目の履修も推奨している。多くの専攻で、フィールド型授業としての学外体験実習、インターンシップを導入している。

都市環境科学研究科	博士前期課程においては、学域ごとに専門分野の特性に応じて、講義一辺倒になることなく、演習、実験、実習等を組み合わせたカリキュラムを編成している。地理環境では調査・実験、都市基盤環境では見学、建築では実験・実習、都市システム科学では演習、分子応用化学では実験・ゼミナールといった特色ある教育内容がその例である。博士後期課程では、指導教員の助言のもとで、基本的に個々の学生の研究テーマに沿って、講義、演習、実験、実習を融合させた教育が行われている。
システムデザイン研究科	研究科の理念に照らして各学域で、講義、実験、演習、連携機関での実習、国内外インターンシップ、連携大学院制度に基づく外部研究機関での研究など様々な開講形態を用意し、座学だけにとどまらない実践的な履修が可能となるよう工夫している。さらに、多様な学生ニーズに応えるために学域によらないシステムデザイン全般の科目を開講するほか、学域をまたいだ履修が可能となるよう履修方針や必要単位数を工夫している。
人間健康科学研究科	各学域の特性に応じながら講義・演習・実験等が配置され、少人数による授業が展開されている。一方的な講義ではない対話・討論型の授業を取り入れて、論理的な思考力・問題解決能力の養成に努めている。また、必要に応じて実験機器の活用や実技指導を行い教育効果を高めている。さらに、各種研究発表会を演習授業の一環として設け、総合的な対話・討論・コミュニケーションの実践教育の場としている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、それぞれに各専攻・学域の特性に応じた講義、演習、実験等を配置し、少人数による対話・討論型授業を中心としながら、それに加えてフィールド型授業を行っており、授業形態の組合せ・バランスは適切である。

また、分野横断的な履修の導入や電子メディア等の活用のほか、大学院G Pにおける取組みにより大学院生に研究成果の発表やセミナー開催の機会を提供するなど、教育の目的に合わせ様々な学習指導法を取り入れている。

以上により、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

各研究科では、学生が各授業科目の準備学習等を進めるため、シラバスには授業名、担当教員名、授業の目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準及び準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考書・参考文献及び履修条件等を記載し、ガイダンス等を通じて、その内容や活用法の周知を図っている《資料5-5-2-1》。各研究科におけるシラバスの活用状況は《資料5-5-2-2》のとおりである。

経営学専攻では、双方向型eラーニング・システムである「Scubic」にシラバスや授業計画を掲示し、学習状況に応じて授業計画の変更や学生とのディスカッションができる仕組みを備えている《資料5-5-2-3》。また都市環境科学研究科では、シラバスに加えて、「学部学生・大学院生のための手引」を作成するなど、独自の案内等を行っている《別添資料5-5-2-4》。

《資料 5-5-2-1：大学院研究科シラバスの例（都市環境科学研究科「都市・建築空間解析特論」）》

科目名		科目種別		開講時期	
都市・建築空間解析特論		—		後期	
単位数	2	担当教員	吉川 徹	曜日・時限	火曜日・3限
棟/室番号	9号館/776室	備考			
①授業方針・テーマ	都市において建築物の集合が造り出す空間の構造を解析し計画するための、モデル的思考と地理情報処理技術について理解を深める。				
②習得できる知識・能力や授業の目的・到達目標	都市解析に関する研究動向に関する知識、および地理情報システム(GIS)に関する基礎知識を習得することを目標とする。				
③授業計画・内容	<p>都市において建築物の集合が造り出す空間の構造を解析し計画するための、モデル的思考と地理情報処理技術について、研究動向を中心に講義および発表・討論によって理解を深める。さらに必要に応じて、実際に地理情報システム(GIS)を活用して分析実習を行う。</p> <p>受講の前提条件として、パーソナルコンピュータの基礎的な操作方法を知っていることを想定している。大学学部レベルの建築学のカリキュラムにおける、都市計画または建築計画あるいは建築設計の基礎的な知識があれば、より理解が容易になる。統計学などの数理的手法の知識は必須の前提条件ではなく、これに関して必要な知識は授業中に説明、あるいは参考資料を配布する。</p> <p>取り上げるトピックとおよそのスケジュールは次の通りである。ただし、授業中の討論や質問の進行方向を踏まえてトピックの差し替えがあり得る。</p> <p>1. 持続可能性とアクセシビリティから見たコンパクトな都市</p> <p>第1講 都市解析ではどのような観点から都市のコンパクト性を論じてきたのか。 第2講 コンパクト・シティの最初の提案はどのようなモデルであり、社会的にどう評価されたのか。 第3講 立体的都市の移動負荷から見るとコンパクトな都市形態はどうなるのか。 第4講 自然エネルギー利用から見ると適切な都市形態はどうなるのか。 第5講 職場と住宅の分布と通勤から見ると効率的な都市形態はどうなるのか。 第6講 コンパクト性の過度の追求による混雑は効率を低下させるのか。</p> <p>2. 時空間に渡る多くの要素の集合体としての都市の分析・シミュレーション・最適化</p> <p>第7講 限られた時間窓での建物除却データから建物の寿命を知ることができるのか。 第8講 限られた時間窓での開店・閉店データからテナントの寿命を知ることができるのか。 第9講 建物の寿命を考慮した土地利用予測は可能なのか。 第10講 都市における事物の時空間的隣接関係はどのようにモデル化できるのか。 第11講 地域施設の配置・配分計画を進化論から眺めると何を知ることができるのか。</p> <p>3. GISの都市・建築空間解析への適用</p> <p>第12講 都市・建築空間解析において利用できるGISと地理情報にはどのようなものがあるのか。 第13講 実際に都市・建築空間を解析しよう。 第14講 解析結果を発表して討論しよう(1)。 第15講 解析結果を発表して討論しよう(2)。</p>				
④テキスト参考書等	資料を授業中に配布する。その他の参考文献は授業中に指示する。				
⑤成績評価方法	授業中の発表・討論、解析結果レポートとその最終発表によって評価する。				
⑥オフィスアワー	後期:火曜 4限				
⑦特記事項	授業に関する情報を随時、教員ウェブサイト(http://www.comp.tmu.ac.jp/yoshikawa/)に掲示する。教員への連絡はメール(yoshikawa-tohru@tmu.ac.jp)に対して行うこと。				

《資料 5-5-2-2：各研究科におけるシラバス作成及び学生の活用状況》

研究科	シラバス作成及び学生の活用状況
人文科学研究科	人文科学研究科全体で、毎年『履修案内・授業概要』が作成され、公刊されている。また実際の授業時には、授業科目により、より詳細なシラバスが配布される。
社会科学 研究科(法 学政治学 専攻)	法学政治学専攻においては、シラバスとして『平成 21(2009)年度 社会科学研究科 授業概要・履修案内』を毎年度作成し、学生に配布している。このシラバスはすべての科目について、科目名や担当教員、単位数、曜日・時限等のほか、①授業方針・テーマ、②習得できる知識・能力や授業の目的・到達目標、③授業計画・内容、④テキスト・参考書等、⑤成績評価方法、⑥特記事項 について詳細に記載するという統一様式で作成され、学生に活用されている。
社会科学 研究科(経 営学専攻)	大学院経営学専攻にて提供しているすべての科目についてシラバスに授業内容が明記され、院生はこれを利用して学習計画を立てている。とりわけビジネススクール(博士前期課程の高度職業人養成プログラム)の講義・演習では双方向型ウェブサイト(Scubic)を活用したシラバスの管理運営がおこなわれている。シラバスには講義内容の概略だけでなく、参考文献、前提とする知識など、教員が記載すべき情報を雛型として提示し、適切な編集に努めている。
理工学研 究科	理工学研究科の各専攻は、博士前期課程・博士後期課程について、授業名、担当教員名、授業テーマと目標、授業計画、成績評価法、成績評価基準等を記載したシラバスを作成し、大学院履修案内に掲載、配布している。記載内容については、入学時ガイダンスや授業の初回などを通じて学生への周知を図っている。学生は指導教員、大学院教務委員との相談において、シラバスを活用しながら履修計画を検討している。
都市環境 科学研究 科	様式を統一したシラバスを作成し、学生に配布している。シラバスの掲載内容は、科目名、科目種別、開講時期、単位数、担当教員、曜日時間、教室、授業方針・テーマ、習得できる知識・能力や授業の目標・到達目標、授業計画・内容、テキスト・参考書等、授業評価方法、オフィスアワーなどである。学生の履修計画立案はこのシラバスを基本的な情報としている。さらに、研究科の全授業科目のシラバスが一冊になっているため、学域を超えた授業情報の取得が可能である。
システム デザイン 研究科	大学院の全ての開講科目のそれぞれにシラバスを作成し、そこに、授業の目的・目標とその意義、授業計画、成績評価基準、学生の予習・復習のための教科書、参考図書等を盛り込んでおり、各学生の自学も意識した情報提供を行っている。学生の授業評価アンケートでも6割以上の学生がシラバスを良く読んだと回答している。
人間健康 科学研究 科	学部の様式に準じた統一的なシラバスを作成している。記載項目は、①授業名、②担当教員名、③教育目標(講義目的)、④講義方針・テーマ、⑤講義計画・内容、⑥講義の進行方法・学習方法等、⑦テキスト・参考書等、⑧成績評価方法、⑨特記事項からなっている。授業ごとにA4版 1/2 ページないし1ページを使用する。人間健康科学研究科6学域の博士前期課程・博士後期課程の全科目に掲載したシラバスを各1冊ずつ大学院生に配付し、ガイダンス等に活用している。大学院生は、シラバスから授業目的・内容を把握し、履修計画を立てるとともに、自主学習を進めている。

《資料 5-5-2-3：経営学専攻(Scubic)》

<http://gsb-tmu.keinet.ne.jp/>

別添資料 5-5-2-4：学部学生・大学院生のための手引(都市環境科学研究科)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、また、ガイダンス等でシラバスの記載項目、活用法についての周知を図っている。研究科、専攻によってはシラバスに加えて、手引き書、あるいはその授業についてのより詳細な説明書を作成・配布している。以上から、シラバスは適切に作成され、学生に活用されている。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用し、社会科学研究科経営学専攻、理工学研究科、都市環境科学研究科及び人間健康科学研究科において夜間に授業を実施しており、学生に対して様々な配慮を行っている《資料 5-5-3-1》。

このうち、社会科学研究科経営学専攻では、新宿の東京都庁舎内にサテライトキャンパスを設け、主に社会人を対象とする博士前期課程の高度職業人養成プログラム（ビジネススクール）の授業を開講している。新宿サテライトキャンパスには、講義室として活用している会議室のほか、学生の自習室、図書室、パソコン室等を整備している。図書室では、ネットワークを通して様々なオンラインデータベースへのアクセスが可能のほか、南大沢キャンパスの図書情報センター本館蔵書の貸出請求もオンラインでできるようにしている。

《資料 5-5-3-1：各研究科における夜間授業等の状況》

研究科	夜間授業の状況
社会科学 研究科 (経営学専 攻)	新宿サテライトキャンパスで展開する博士前期課程の高度職業人養成プログラム（ビジネススクール）では、授業時間帯を平日 18:20~19:50（1 時限）、20:00~21:00（2 時限）、土曜 10:30~12:00（1 時限）、13:00~14:30（2 時限）、14:40~16:10（3 時限）、16:20~17:50（4 時限）に設定し、社会人学生への配慮を図っている。時間割編成に際しては、これらの時間帯、とりわけ土曜日に科目がバランスよく配置されるよう配慮にしている。また双方向型ウェブサイト（Scubic）にて課外の意見交換や質問への対応など、社会人の学習に配慮した措置を講じている（博士前期課程の研究者養成プログラム及び博士後期課程については該当なし）。
理工学研 究科	生命科学専攻では、高等学校教員リカレント教育を中心に、平日夜間、土曜日、夏期集中で次の計 9 科目の講義を開講している。（特論（2 単位）4 科目（飯田橋キャンパス 19:00-20:30 2 科目、南大沢キャンパス 土曜日 集中 2 科目）、特別講義（1 単位）1 科目（南大沢キャンパス 夏期集中）、特別演習（2 単位）2 科目（飯田橋キャンパス 19:00-20:30）、特別演習（1 単位）2 科目（南大沢キャンパス 夏期集中）。）なお、これらの科目は、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用し大学院生も受講可能である。
都市環 境科学 研究科	都市システム科学域では、平日の夜間に研究室ゼミが行なわれ、土曜日に演習や全教員が研究指導に参加する「都市システム科学セミナー」「都市システム科学特別研究」が行われている。地理環境科学域では、各大学院生の予定に合わせ、平日の夜間や土曜日などに「地理環境科学セミナー」や「地理環境科学演習」が開講されるとともに、週末や夏期休業期間などに「野外調査・実験」を通じて個別の研究指導が実施されている。
人間健 康科学 研究科	本研究科では社会人学生を積極的に受け入れている。社会人に大学院における教育研究の機会を提供するため、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用し、原則として昼夜開講制をとっている。授業は 6 時限（18:00-19:30）及び 7 時限（19:40-21:10）の夜間にも昼間の時間帯と同等の講義を行い、いずれかの授業の選択で修了できる。また、履修指導や研究指導についても、昼間・夜間を通じて行っている。さらに、社会人でしかも遠方から通学する大学院学生に対しては、夜間の講義だけでなく、学生のニーズに応じて、土曜日・日曜日・祝祭日等の集中講義も行っている。

【分析結果とその根拠理由】

夜間に授業を実施している課程に在籍する学生に対して、開講時間、曜日などに配慮しながら円滑かつ適切に授業を行っている。都庁舎内に設けている新宿サテライトキャンパスの整備状況も良好である。

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究指導は、大学院学則に基づき、各研究科においてそれぞれ必要な体制を整備して行われている《資料5-6-1-1》。全学的な研究指導に関する学則のもとで、各研究科では、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、指導教員を定め、それぞれの分野における学位取得と養成する人材目標に向けた指導が行われている。ほとんどの研究科において主指導教員以外に複数の教員あるいは全教員による集団指導体制を採用している。また研究科によっては、必要に応じて学外の専門家から補助的な研究指導を受けることができるようにしている《資料5-6-1-2・3》。

《資料5-6-1-1：首都大学東京大学院学則における研究指導に関する規定（抜粋）》

首都大学東京大学院学則	平成 17 年法人規則第 49 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
第 6 章 教育課程及び履修方法 (指導教授の指定)	
第 2 1 条 学生は入学当初に指導を受けようとする教授（以下「指導教授」という。）の指定（法科大学院を除く。）を受ける。 (指導教授の指導)	
第 2 2 条 学生は、毎年度当初に、その学年に履修しようとする授業科目につき、予め指定された方式に従い受講を申請し、その承認を得なければならない。	
2 学生は、科目の選択、論文の作成、研究一般について指導教授の指導を受ける。	
3 指導教授が必要と認めるときは、その指定する授業科目を学生に履修させることができる。 (教育課程の編成方針)	
第 2 4 条の 2 研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。	
2 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。	
3 前 2 項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21_1001.pdf (平成 21 年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf (平成 22 年度) (平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)	

《資料 5-6-1-2：各研究科における研究指導、学位論文に係る指導の体制等について》

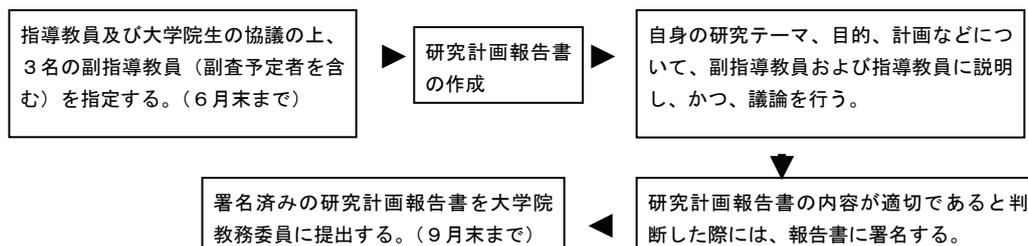
研究科	研究指導、学位論文に係る指導の体制等
人文科学 研究科	博士前期課程では、広い視野に立って人文・社会諸科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的に指導している。また、博士後期課程では、独自の内規を作成している。まず学生の指導教授 1 名を決定し、指導教員が担当する「博士論文指導」を履修させ、2 年次の 1 月に「博士論文作成計画書」を提出させ、それに基づいて、指導教授 1 名の他に副指導教授 2 名を選び、博士論文指導委員会を組織して指導に当たっている。
社会科学 研究科 (法学政治 学専攻)	特に研究指導・学位論文指導に関する規則や申し合わせを作成していないが、指導教授による定期的な指導及び受講した授業科目担当者による指導のほか、政治学総合演習・法律学総合演習において、学生が論文作成中のテーマについて研究報告(中間報告)をおこない、所属教員全員がそれについて討議をするという形で研究指導・学位論文指導が行われている。
社会科学 研究科(経 営学専攻)	博士前期課程の高度職業人養成プログラム(ビジネススクール)においては指導担当の教員を専門分野ごとに「研究教育プロジェクト」単位に編成し、共同して集団指導にあたる体制を構築した(平成 21 年 6 月 18 日教授会申し合わせ)。「研究教育プロジェクト」はおおむね 3 名ごとの教員集団からなり、その構成は学生に周知して、みずからの学位取得にいたるまでの研究計画・指導体制を展望できるように配慮した。博士前期課程(研究者養成プログラム)及び博士後期課程においても「研究指導」形式における共同集団指導の体制により、計画的・総合的な指導体制が整備されている。

理工学研究科	博士前期課程・後期課程とも、入学時に学生1名に対し1名の指導教員を定めている。指導教員は専攻それぞれの教育研究目的に沿って、学生の履修計画作成の指導を行う。専攻によっては、博士前期課程において、指導教員に加えて関連分野、他専門分野の教員を加え、複数の教員による指導教員グループを編成し、学位論文のための研究指導等を行っている。博士後期課程では、ほとんどの専攻において複数指導教員グループによる指導が行われている。
都市環境科学研究科	博士前期課程・後期課程ともに、学生一人に対して、一人の教授ないしは准教授を指導教員としてあてている。基本的に指導教員が研究指導、学位論文に係る指導を行っている。学生は研究室あるいはプロジェクトに所属し、指導教員から随時指導を受けながら修士論文、博士論文執筆に向けて研究を行う体制が整備されている。学問分野の特性に応じて、セミナー科目の受講などを義務づけている学域もある。
システムデザイン研究科	各学域で研究科の目的にそった研究内容を設定している。日常の研究実施にあたっては、類似の研究内容をもつ複数の研究室からなるグループ体制をとって複数の教員が各大学院学生を指導できる体制をとっている。学生の研究進捗については、年2回の公開期末評価及びグループ内での発表会等を実施してきめ細かい指導を行っている。このような研究グループには連携大学院として連携している複数の研究機関も含まれている。
人間健康科学研究科	各学域ではそれぞれ履修モデルや履修進度モデルを作成し計画的な指導に努めている。履修モデルは履修の手引・授業概要（シラバス）に掲載し、大学院生に周知している。博士後期課程においては、総合的な視野を広げるため、原則として複数指導教員体制により研究指導を行っている。主指導教員はテーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までのすべてを直接指導する責任を持ち、副指導教員は、主指導教員と緊密な連携をとりつつ履修指導及び研究指導を補助している。なお、博士後期課程においては、学外の関連する専門家からも必要に応じて研究指導の補助が得られるよう配慮している。

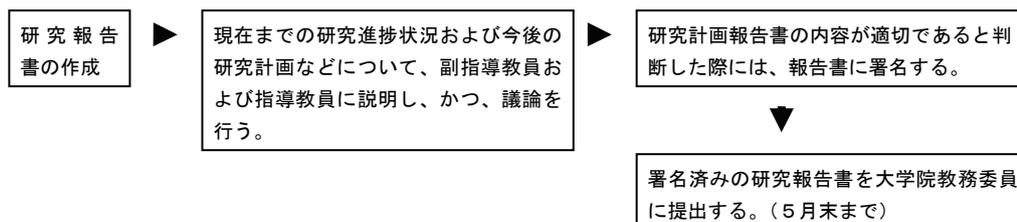
《資料 5-6-1-3：理工学研究科生命科学専攻における副指導教員体制》

博士前期課程

1年目



2年目



【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における研究指導は、大学院学則及び各研究科の規定に基づいて、各学問・研究分野の特性に応じて適切な体制が整備され、実施されている。ほとんどの研究科において、研究指導は主指導教員に他教員を含めた複数制で行われており、指導におけるの客観性、公平性が保たれている。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、複数の教員による学位論文の指導体制が整備され、中間報告などでテーマの選定や課題の進捗状況に応じた適正な指導が行われている《資料5-6-2-1》。また、学位論文の提出に際しては、指導教授を主査とし、複数の副査教員を加えての予備審査を経て論文提出の可否が検討されるが、そこでも論文完成への助言がなされるなど、実質的な論文指導が行われている。

TA・RAの配置状況は《資料5-6-2-2》（参照：資料3-4-1-4）のとおりであり、研究指導の補助を行っている。

《資料 5-6-2-1：各研究科における研究指導、学位論文に係る指導に関する取組について》

研究科	研究指導、学位論文に係る指導に関する取組
人文科学研究科	分野によって呼称は異なるが、研究指導に対する取組みとして、修士論文執筆予定者に全教員が参加する修論指導ゼミでの報告が義務付けられている。また、博士後期課程では全教員が参加する予備審査での研究発表によって、博士論文の構成やプレゼンテーションの仕方に対する指導を複数教員から受けるという指導体制をとっている。また、院生一人一人がテーマを具体的に設定できるような指導も行っている。
社会科学 研究科(法 学政治学 専攻)	指導教授による定期的な指導と受講した授業科目担当者による指導のほか、政治学総合演習・法律学総合演習において、学生が論文作成中のテーマについて研究報告(中間報告)をおこない、所属教員全員がそれについて討議をするという形で研究指導・学位論文指導が行われている。また、ティーチング・アシスタント(TA)3名が配置されており、研究指導の補助をおこなっている。
社会科学 研究科(経 営学専攻)	修士論文(研究者養成プログラム及び高度職業人養成プログラム)及び課題研究論文(高度職業人養成プログラム)については1名の主査及び2名の副査による厳正な審査体制を構築し、これらの指導教員が共同して院生の研究指導に当たる取組がなされている。博士後期課程についても主査1名・副査2名の審査体制、さらに社会科学研究科委員会における査読をふまえた審査がおこなわれている。博士前期課程の研究者養成プログラム及び博士後期課程においては「研究指導」による集団指導が実質化されており、博士前期課程の高度職業人養成プログラムにおいても論文の構想発表(プロポーザル)と中間審査を経て修士論文・課題研究論文の提出カテゴリーが厳正に区分され、年次進行に応じた体系的な論文指導が担保されている。
理工学 研究科	指導教員と学生の合議の上で決定した研究テーマについて、博士前期課程(一部の専攻)及び博士後期課程(すべての専攻)においては、指導教員に複数の教員を加えたグループを組織して指導にあたっている。博士前期課程においてグループ指導制を採っていない専攻では、研究中間報告会を開催して、学生が専攻内の多数の教員から助言を受けことができるよう配慮されている。専攻によっては研究指導、学位論文に係る指導に対する具体的な取組を明文化して学生への周知を図っている。
都市環 境 科 学 研 究 科	研究指導は基本的には指導教員ごとに個別に行う。ただし、学門分野の特性に応じ、修士論文構想発表会、修士論文中間発表会、博士論文中間発表会(地理環境)、修士設計を伴う修士論文のテーマ提出と審査及び中間発表会(建築)、「都市システム科学セミナー」での全体ゼミ(都市システム科学)、博士後期課程研究計画発表(分子応用化学)といった学域全体での研究指導の機会が設定されている学域もある。
システ ム デザイン 研究科	本研究科では、学生の要望を考慮した研究室配属を実施している。日常の研究実施にあたっては、類似の研究内容をもつ複数の研究室からなるグループ体制による指導、年2回の公開期末評価による研究進捗の指導、国内外の学会など他大学・他研究機関と研究内容で競える発表の機会を利用した指導、連携大学院制度及び他研究開発機関の有する研修生制度を活用した指導を行っている。
人間健康 科 学 研 究 科	論文指導は担当となる主指導教員が行い、テーマの分野によっては研究指導補助教員または副指導教員の協力を得ている。学域の必要に応じて中間発表会等が設けられ、より多数の教員のアドバイスを受けることもある。博士後期課程においては学位論文の提出要件として、原則として審査のある専門誌に掲載された原著論文または掲載受理証明のある原著論文原稿としており、論文の質的保証を図っている。

《資料 5-6-2-2：各研究科におけるRAの配置状況(平成22年5月1日現在)》

研究科等	RA	研究科等	RA
人文科学研究科	12	理工学研究科	41
社会科学 研究科(法 学政治学 専攻)	1	都市環境科学研究科	7
社会科学 研究科(経 営学専攻)	1	システムデザイン研究科	1
都市政策コース	1	人間健康科学研究科	1

【分析結果とその根拠理由】

ほとんどの研究科において学位論文の指導は複数の教員により組織的に行われている。テーマの選定から課題の進捗状況の確認、予備審査を通じた指導・助言などが行われる体制がとられており、適切に機能している。以上のことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能している。また、T A・R Aについても研究指導等の活動を通じて、能力の育成が図られている。

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準、修了認定基準は、首都大学東京大学院学則に定められており、入学時のオリエンテーションや年度初めのガイダンスなどで周知されているほか、ウェブ上でも公開されている《資料5-7-1-1》（参照：資料5-3-1-1）。また、研究科ごとに成績評価基準、修了認定基準の細部を定め、各研究科の「履修案内」などで周知を図っている。さらに、成績評価、単位認定及び修了認定に関しては、各専攻で審査し、研究科教授会で最終決定をしている《資料5-7-1-2》。

《資料5-7-1-1：首都大学東京大学院学則の成績評価及び修了認定に関する規定（抜粋）》

首都大学東京大学院学則	平成17年法人規則第49号 制定 平成17年4月1日
(学修の評価)	
第27条 学修の評価は、大学学則第40条の規定を準用する。 (成績評価基準等の明示等)	
第27条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。	
2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 (博士前期課程の修了要件)	
第30条 博士前期課程の学生は、2年の在学期間を満了し、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。	
2 前項の場合において、指導教授が教育上有益と認めるときは、30単位のうち10単位以内に限り、各研究科の定める所により、当該研究科のほかの専攻の授業科目若しくは他の研究科の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを充当することができる。	
3 第1項に定める修了要件のうち、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。	
4 博士前期課程社会科学部研究科経営学専攻においては、前3項に定めるもののほか、第1項に定める修了要件のうち「授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し」を「授業科目について36単位以上修得し、更に特定の課題についての研究の成果を提出し」と読み替え、学生の修了要件とすることができる。	
5 博士前期課程人間健康科学研究科人間健康科学専攻看護科学域においては、第1項から第3項までに定めるもののほか、第1項に定める修了要件のうち「授業科目について30単位以上を取得し、更に学位論文を提出し」を「授業科目について34単位以上を修得し、更に特定の課題についての研究の成果を提出し」と読み替え、学生の修了要件とすることができる。	
6 博士前期課程都市環境科学研究科都市環境科学専攻建築学域においては、第1項から第3項に定めるもののほか、第1項に定める修了要件のうち「授業科目について30単位以上を取得し、更に学位論文を提出し」を「授業科目について30単位以上を取得し、更に特定の課題についての研究の成果を提出し」と読み替え、学生の修了要件とすることができる。 (博士後期課程の修了要件)	

<p>第31条 博士後期課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課程専攻所定の授業科目について20単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。ただし、在学期間に関しては、次項に該当する者を除き、特に優れた研究業績を上げたと認められた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前条第3項の規定に基づき、1年の在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了にあっては、在学期間に関しては、当該研究科の教授会において優れた研究業績を上げたと認められた場合には、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>3 博士後期課程人間科学研究科人間科学専攻においては、前2項に定めるもののほか、第1項に定める修了要件のうち「授業科目について20単位以上を修得し」を「授業科目について14単位以上修得し」と読み替え、学生の修了要件とする。 (最終試験)</p> <p>第32条 学位論文の審査及び最終試験は、その指導教授をもつて主査とし、研究科の教授会の推薦により学長の指名する2名以上の関連科目の授業を担当する第9条に定める大学院授業担当教授又はこれに準じる者を加えて行う。</p> <p>2 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行うものとする。</p> <p>3 前項の最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある授業科目について筆記又は口頭により行う。 (課程修了の認定)</p> <p>第33条 学位論文及び最終試験の可否については、教授会が審査会を組織し、その審査報告に基づいて決定する。 (法科大学院の修了要件)</p> <p>第34条 法科大学院3年履修課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、3年履修課程所定の授業科目(必修科目60単位を含む。)93単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 法科大学院2年履修課程の学生は、第13条第2項及び第3項に定めるもののほか、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、2年履修課程所定の授業科目(必修科目32単位を含む。)65単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 前2項の必修科目については、社会科学研究科長が別に定める。 (学位の授与)</p> <p>第35条 博士前期課程においては第30条、博士後期課程においては第31条の規定により所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、それぞれ当該課程を修了したものと認め、学位を授与する。</p> <p>2 論文を提出して博士の学位を請求した者については、その論文が第31条第1項の規定により提出されるものと同程度以上の内容のものであり、かつ、試験により専攻学術に関し、同様に広い学識と研究を指導する能力を有するものと確認されたときは、学位を授与する。</p> <p>3 法科大学院において、第34条の規定により所定の単位を修得した者に対しては、専門職学位課程を修了したものと認め、学位を授与する。</p> <p>4 本条により授与する学位については、別に定める。</p> <p>大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21_1001.pdf (平成21年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf (平成22年度) (平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)</p>

《資料 5-7-1-2：各研究科における成績評価、単位認定、修了認定の実施状況》

研究科	成績評価、単位認定、修了認定の実施状況
人文科学研究科	成績評価基準と修了認定基準は大学院学則に沿って定め、授業概要・履修案内に明記し学生に周知している。独自の内規を策定している社会人類学やドイツ文学では、ウェブサイトに掲載している。学位論文についても基準に基づいて、必ず複数の教員が厳しい学術的な議論を行ない審査している。
社会科学 研究科 (法学政治 学専攻)	大学院学則に定められた成績評価基準(5点法をもって行なう)と修了認定基準を、学生に配布する授業概要・履修案内に明示するとともに、年度当初のガイダンスで周知徹底を図っている。また、成績評価方法及びそれぞれの成績評価方法が全成績評価に占める割合をシラバスに記載し、学生に周知している。修了認定は、教授会において組織される審査会の審査結果の報告に基づいて、教授会が決定し、修了判定が行なわれている。
社会科学 研究科 (経営学専 攻)	大学院における専門的な講義・演習という特質に鑑みて、学部におけるGPA活用とは異なった視点から適正な成績評価・修了認定に努めている。博士前期課程・後期課程の全課程を通じて論文審査は内部公開とされ、厳正・公平な審査が行われるように教員相互間また学生から教員への適正な点検・監督が行われている。論文課題に際しての剽窃防止等の教育を徹底して、不正を排除していることはいまでもない。
理工学研究科	成績評価基準や修了認定基準は大学院学則によって定められ、これらの基準は「大学院履修案内」に明記されて学生に配付されている。理工学研究科各専攻において、年度当初のガイダンスでこれらの説明が行われ、学生への周知が図られている。個々の授業科目の成績評価は、評価基準に従っておこなわれ単位認定している。修了認定の必須条件である学位論文と最終試験に関しては、審査委員(主査1名と2名以上の副査)が可否を決定する。修士・博士の学位授与は、最終的には審査委員の可否案に基づいて、理工学研究科教授会において判定する。

都市環境 科学研究科	成績評価基準、修了認定基準は履修案内、シラバス、そのほか履修に関するガイダンス資料に記載され、学生に配布され、さらにガイダンス等で周知を図っている。個別の授業の成績評価・単位認定はこれらの基準に従って各教員が行う。修了判定は学域会議等及び教授会で審議される。
システム デザイン 研究科	成績評価基準と修了認定基準は、大学院学則に従って定められ、これは研究科の大学院履修案内に明記されて学生に配布されている。年頭のガイダンスにおいてもこのことが説明され、学生への周知が図られている。個々の授業の成績評価基準と単位認定は、これらの基準とシラバスの記載に従って各教員が行う。修了認定は、大学院教務分科会、学域長会議、研究科教授会の審議を経て判定する。
人間健康 科学研究科	研究科における学修の評価は、大学院学則により大学学則の規定を準用することとされている（5段階評定、上位4段階までが合格。合格・不合格の評語を用いる科目あり。）。個々の科目の成績評価方法はシラバスに示され、修了要件は大学院学則に定められている。以上は本研究科の「履修の手引き・授業概要（シラバス）」に掲載し、1冊ずつ院生に配付するとともに、ガイダンス等で説明を行い周知を図っている。個々の科目の学修評価・単位認定は、それぞれの成績評価方法をシラバスで学生に明示し、それに基づき担当教員が行っている。試験、レポート、プレゼンテーション等から多面的に評価が行われている。課程の修了認定は、大学院学則に定められた博士前期課程、博士後期課程それぞれの修了要件に基づき、研究科教授会が審査会を組織し、その審査報告に基づいて決定している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程の成績評価基準、修了認定基準は、大学院学則により定められており、成績評価基準などの細部は研究科ごとに定められ、入学時の「履修案内・授業概要」などの配布物やウェブサイト、さらには各専攻内のガイダンス等で周知している。また、修了認定に当たっては、審査の過程を経て最終的に各研究科の教授会で決定している。以上のことから、成績評価基準及び修了認定基準は組織として策定しており、学生に周知し、適切に実施している。

観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る評価基準及び審査体制は、首都大学東京大学院学則及び学位規則において全学の規則を定め整備している《資料5-7-2-1・2》。その上で、各研究科は独自の学位論文の審査基準を設けている《資料5-7-2-3・4》。研究科内の専攻及び分野ではさらに細かく、学問分野に応じた学位論文の審査基準を設定し《資料5-7-2-5～7》、それらを厳密に運用している。資料として例示した学位論文の審査基準は、大学院の『履修案内・授業案内』への掲載する一方で、論文作成指導の際に学生への周知をはかっている。各研究科の審査体制についても、委員の選出方法や学位授与過程などは、各研究科における内規や細則等で整備しており、主査である指導教員のもとでの予備審査、本審査など、いくつかの段階を経て審査され、最終的には研究科教授会が議決する《資料5-7-2-8》。

《資料5-7-2-1：首都大学東京大学院学則（抜粋）》

<p>首都大学東京大学院学則</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年法人規則第 49 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>(最終試験)</p> <p>第 3 2 条 学位論文の審査及び最終試験は、その指導教授をもって主査とし、研究科の教授会の推薦により学長の指名する 2 名以上の関連科目の授業を担当する第 9 条に定める大学院授業担当教授又はこれに準じる者を加えて行う。</p> <p>2 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行うものとする。</p> <p>3 前項の最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある授業科目について筆記又は口頭により行う。</p> <p>大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_21.1001.pdf (平成 21 年度) http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-049_22.pdf (平成 22 年度) (平成22年 8 月以降に、URL を平成22年度版に切替予定)</p>

《資料 5-7-2-2：首都大学東京学位規則（抜粋）》

<p>首都大学東京学位規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年法人規則54号 制定 平成17年4月1日</p> <p>(学位論文)</p> <p>第 1 2 条 学位論文は、主論文 1 編とする。ただし、参考論文を添付することができる。</p> <p>2 論文の用語は、研究科教授会において定める。</p> <p>3 一旦受理した学位論文は、いかなる事由があっても返付しない。</p> <p>(審査会)</p> <p>第 1 3 条 学位論文の審査は、研究科教授会に審査会を設置し、その審査報告に基づいて決定する。</p> <p>2 前項に定める学位論文の審査会は次のとおり構成する。</p> <p>(1) 第 8 条及び第 9 条による学位論文については、指導教員をもって主査とし、当該研究科教授会を構成する教員の中から研究科教授会の推薦により学長の指名する 2 名以上の教員を加えたものとする。</p> <p>(2) 第 10 条の規定による学位論文については、当該研究科教授会を構成する教員の中から主査 1 名、委員 2 名以上により構成するものとし、研究科教授会の推薦により学長が指名する。</p> <p>3 研究科教授会は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に推薦することができる。</p> <p>(審査期間)</p> <p>第 1 4 条 第 8 条及び第 9 条による学位論文については在学中に提出させ審査を終了するものとする。</p> <p>2 第 10 条の規定による学位論文の審査は、学位の授与の申請を受理した後 1 年以内に終了しなければならない。</p> <p>3 特別の理由があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経てその期間を延長することができる。</p> <p>(試験)</p> <p>第 1 5 条 審査会は、学位論文審査と同時に学位論文を中心として、その関連科目について最終試験又は試験を行う。</p> <p>2 前項の最終試験又は試験は、口頭又は筆答により行うものとする。</p> <p>(試問)</p> <p>第 1 6 条 第 5 条第 2 項の規定による試問は、口頭及び筆答により行うものとする。</p> <p>2 本学博士後期課程に 1 年以上在学し、所定の単位を修得した者が、退学後第 5 条第 2 項の規定により博士の学位を得るための申請をする場合は、当該各研究科であらかじめ定めるところにより、前項の試問を免除することができる。</p> <p>(公聴会)</p> <p>第 1 7 条 研究科教授会は、あらかじめ定めるところにより、最終試験又は試験の一部として、公開の発表会（以下「公聴会」という。）を開催し、学位論文提出者に公聴会での発表等を課すことができる。公聴会の実施に関する事項は、審査会で定める。</p> <p>(研究科教授会への報告)</p> <p>第 1 8 条 審査会は、審査終了後ただちにその結果を研究科教授会に報告しなければならない。</p> <p>2 研究科教授会は、学位論文審査に必要なときは学位論文の副本、邦訳、模型又は標本等を提出させ、場合によっては、学位論文提出者に対し、当該学位論文について説明を求めることができる。</p> <p>(合否の決定)</p> <p>第 1 9 条 研究科教授会は、審査会の報告に基づいて無記名投票により学位論文及び最終試験等の合否を決定する。</p> <p>2 前項の研究科教授会を開くためには、当該研究科教授会の 3 分の 2 以上の出席を要し、合格の決定をするには、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、公務のための欠席者は、前記の定数に算入しない。</p> <p>(進級要件の細則)</p> <p>第 2 0 条 前条の研究科教授会において合格と決定したときは、研究科長は学位論文に関する審査の要旨及び最終試験又は試験の成績を添えて学長に報告する。</p> <p>2 第 5 条第 2 項の規定により学位の申請をする者については、試問の成績も添えなければならない。</p> <p>3 不合格と決定したときも、また前項に準ずる。ただし、審査要旨の添付を要しない。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第 2 1 条 学長は、学部又は研究科の教授会の報告に基づいて、別記様式により、学位を授与するものとする。</p>
--

- 2 学士の学位授与の時期は、3月とする。ただし、本学に4年以上在学し、教授会が特に必要と認めた者については、学位授与の時期を9月とすることができる。
- 3 修士の学位授与の時期は、3月及び9月の年2回とする。
- 4 博士の学位授与の時期は、そのつど定める。
- 5 法務博士（専門職）の学位授与の時期は、3月及び9月の年2回とする。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-054_21.pdf（平成21年度）
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-054_22.pdf（平成22年度）
 （平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定）

《資料 5-7-2-3：人文科学研究科における学位論文の審査基準の例》

研究科	学位論文の審査基準
人文科学研究科	<p>学位 博士前期課程及び博士後期課程において、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、それぞれ当該課程を修了したものと認め、学位を授与する。</p> <p>＜博士学位基準＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、博士後期課程において20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。 ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。 2. 博士論文及び同審査においては、その専攻・分野における研究者として自律して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが証明されること。 なお、博士論文作成に当たってはあらかじめ、それぞれの専攻・分野の定める基準に従って、博士論文作成計画書を提出の上審査を受け、博士論文提出予備資格を有することが必要である。 <p>＜修士学位基準＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格すること。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 2. 修士論文及び同審査においては、当該分野及び隣接諸分野における広い視野にたった精深な学識と、その専攻・分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することが証明されること。

（人文科学研究科『履修案内・授業概要』）

《資料 5-7-2-4：都市環境科学研究科における学位論文の審査基準の例》

研究科	学位論文の審査基準
都市環境科学研究科 (都市基盤環境学域)	<p>【博士前期課程・後期課程の学位論文審査】 学位論文の審査に関しては、学位学則に規定されている。ここでは、「修士・博士の学位申請」、「審査会」、「審査期間」、「試験」、「公聴会」、「研究科教授会への報告、可否の決定」及び「学位の授与」が明記されており、これにしたがって論文審査は行われている。この規定は、入学時に学生に配布される「履修案内」に明記され、学生に周知されている。 都市基盤環境学域における学位論文の審査は、大学院学則にしたがい以下のように実施しており、学域会議において最終判定を行い、その審査体制は十分機能している。</p> <p>修士論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主査(指導教員)と2名の副査による修士論文の審査を実施する。発表会における発表内容、発表技術、質疑応答状況について審査する。その際、学生は論文概要(2ページ)のレジメを準備し、15～18分を目安として口頭発表及び質疑応答を行う。同時に、修士論文を回覧する。なお、通常時の修士論文の研究に対する取り組む姿勢をも評価に含める。 <p>博士論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主査(指導教員)と2～3名の副査による学位論文の審査を実施する。公聴会(発表会)における発表内容、発表技術、質疑応答状況について審査する。その際、学生は論文概要(数ページ)のレジメ及び参考資料を準備して、60分～120分の口頭発表、及び質疑応答を行う。同時に、博士論文を回覧する。

《資料 5-7-2-5：学問分野に応じた学位論文の審査基準の例（人文科学研究科・博士前期課程）》

研究科	学位論文の審査基準
人文科学研究科(社会行動学専攻・社会人類学分野)	<p>I. 修士論文審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (学識) 当該研究領域における修士課程(博士前期課程)としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。 2. (テーマ設定の適切性) 論文のテーマ設定が適切であり、論文作成の意図及び問題意識が明確であること。 3. (学問水準) 当該のテーマにかかわる社会人類学的研究の今日的基準、すなわち学説史・民族誌事例の位置づけなど、論文執筆者自身による独自の枠組みで分析・検討できていること。 (1) 上記水準に関して、「論文執筆者自身による独自の枠組み」を重視する。 (2) 上記の水準は、日本における社会人類学の水準を含むだけでなく、当該地域の水準をも考慮するものとする。 4. (論述の適切性) 論文の記述(本文、図、表、引用、文献表など)が十分かつ適切であり、結論に至るまで無駄がなく首尾一貫した論理構成になっており、かつ事例と分析理論とが整合性を持っていること。現地用語を用いても、読者を想定した社会人類学概念や日本語に第二次翻訳が一貫してできていること、読者に対して理解しやすく説得的であること。 5. (枚数制限) 修士論文の許容枚数は、概ね400字詰め原稿用紙換算200枚(80,000字)前後である。ただし枚数は図表や注・参考文献などを含め250枚を限度とし、これを超えていないこと。 6. (資料の適切性) 文献、HP情報等の資料引用において著作権侵害(剽窃、無断引用など)のないこと。また、インフォーマントなどの実名表記などの人権侵害、その他参考とする文献や資料とした現地情報に対する研究倫理について細心の注意が払われていること。

《資料 5-7-2-6：学問分野に応じた学位論文の審査基準の例（人文科学研究科・課程博士）》

研究科	学位論文の審査基準の策定
人文科学研究科(社会行動学専攻・社会人類学分野)	<p>II. 課程博士論文審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (学識) 当該研究領域における博士課程(博士後期課程)3年次レベルの十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。 2. (テーマ設定の適切性) 論文のテーマ設定が適切であり、論文作成の意図及び問題意識が明確であること。 3. (理論的貢献) 社会人類学の学説史を十分に踏まえ、かつテーマに合った十分な理論的考察を含み、その内容が、今日の日本及び当該地域の社会人類学的研究に積極的に寄与する内容であること。 4. (論述の適切性) 論文の記述(本文、図、表、引用、文献表など)が十分かつ適切であり、結論に至るまで無駄がなく首尾一貫した論理構成になっており、かつ事例と分析理論とが整合性を持っていること。現地用語を用いても、読者を想定した社会人類学概念や日本語に第二次翻訳が一貫してなされており、読者に対して理解しやすく説得的であること。 5. (独創性) 当該テーマと論文内容が、社会人類学的研究の新たな枠組みを提示する、執筆者のオリジナリティを有すること。 6. (標準枚数) 望ましい枚数は概ね、本文が400字詰め原稿用紙換算450枚程度(180,000字程度)であり、論文内容に適った必要最小限の、注及び図表写真資料を完全に付していること。 7. (語学能力) 外国語文献読解や外国における調査を必要とするテーマについては、その文献読解や調査研究に必要な外国語能力が、十分なレベルに達していること。 8. (資料の適切性) 文献、HP情報等の資料引用において著作権侵害(剽窃、無断引用など)のないこと。 また、インフォーマントなどの実名表記などの人権侵害、その他参考とする文献や資料とした現地情報に対する研究倫理について細心の注意が払われていること。 <p>(附記) 論文博士 論文博士の審査基準は、とくに定めませんが課程博士論文の審査基準を準用する。ただし上記すべての項にわたって、諸項の基準を満たし、かつ形式・内容ともに課程博士の水準がもとめられる。</p>

《資料 5-7-2-7：学問分野に応じた学位論文の審査基準の例（理工学研究科・博士前期課程）》

研究科	学位論文の審査基準
理工学研究科 (生命科学専攻)	<p>1. 科目成績評価基準：各授業科目についてシラバスを作成し、目的、内容、実施方法、成績評価基準等を明記する。成績は、試験、レポート提出、発表、質疑討論、のいずれか、またはそれらの組み合わせによって評価する。</p> <p>2. 学位論文審査基準：申請者は修士学位論文を英語または日本語で作成し提出する。公開の場で研究成果を英語または日本語で発表し、質疑に応ずる。論文審査・検討委員会は、論文、発表について、以下の評価項目により5点法で成績判定を行い、最終評価2以上を合格とする。</p> <p>(1) 未解明の研究課題に取り組んだか。(必須)</p> <p>(2) 研究計画、方法が適切であったか。(必須)</p> <p>(3) 2年間の標準課程に照らして十分な実験、調査がおこなわれたか。(必須)</p> <p>(4) 研究結果について適切な考察がなされていたか。(必須)</p> <p>(5) 研究成果がすでに学会等の口頭(ポスター)発表や学術論文として公表されているか。(必須ではない)</p> <p>(6) 論文が論理的かつ明解に記述されているか。(必須)</p> <p>(7) 学位論文発表会での発表と質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われたか。(必須)</p>

《資料 5-7-2-8：各研究科における学位論文の評価基準の策定及び周知、審査体制》

研究科	学位論文の評価基準の策定及び周知、審査体制
人文科学研究科	学位論文については、主査・副査による評価と口頭試問によって審査され、最終的には研究科教授会によって学位授与の可否が認定される。修士論文の場合は、研究科教授会の前に、それぞれの分野の教員の間でも評価の検討がなされる場合が多い。博士論文では、必要な場合には、学外に審査員を求めることもでき、口頭試問は公開でなされる。これらは大学院『履修案内・授業概要』に掲載し周知している。
社会科学 研究科 (法学政治 学専攻)	学位に係る評価基準を授業概要・履修案内に明示するとともに、年度当初のガイダンスで周知徹底を図っている。学位論文の審査は、教授会において組織される審査会が試験又は試問をおこない、教授会に報告した後に、教授会での投票によって合否が決定される仕組みがとられており、このような審査体制のもとで学位論文審査が行われている。
社会科学 研究科 (経営学専 攻)	平成21年度入学者より「博士(経営学)」「博士(経済学)」の学位を授与できる制度を導入した。これらの学位授与に際しては、学位申請を可とする事前資格認定(Candidate制)を導入し、外部審査付き査読雑誌への採用投稿本数などの客観基準を設けた(平成21年6月18日教授会申し合わせ)。この客観基準を目途に「研究指導」等の機会を系統的に配置し、学位論文に係る指導をおこなっている。
理工学研究科	学位申請が可とされた場合は、研究科教授会は審査会を設置する。審査会は、提出された学位論文の内容を厳格に審査する。多くの専攻で公聴会(発表会)が開催される。その後、口頭(あるいは筆答)による関連科目についての最終試験が課される。審査会では論文と最終試験について合否を決定し、専攻会議を経て研究科教授会に報告する。最終的な学位授与の可否は、研究科教授会で決定される。審査(評価)基準は各専攻の内規によって定められている。特に博士学位論文については、すべての専攻で、学術雑誌への既掲載論文数や国際学会での発表数などが内規として設けられている。
都市環境 科学研究科	学位論文に係る評価基準は学域ごとに定められ、履修ガイダンス資料等の配布あるいは指導教員による指導を経て周知されている。審査体制は学域ごとに明確な手続きが定められ、実施されている。
システム デザイン 研究科	博士前期課程では、最終修了審査の過程で公開公聴会及び判定会議を行い、大学院教務分科会、学域長会議、教授会の審議を経て学位論文が評価される。博士後期課程では、各学域での内部審査、学域長会議による審査、大学院教授会による全体審査、審査委員会承認、審査委員会による専門家審査及び公聴会、大学院教授会による最終審査というプロセスで審査を行っている。このことは学生にも十分周知されている。
人間健康 科学研究科	本研究科では、首都大学東京学位規則に定められた手続きに基づき学位論文の審査を実施し院生に周知している。「審査は研究科教授会に設置される審査会が行う。審査会は指導教員を主査とし研究科教授会の推薦に基づき学長が指名する2名の審査委員で構成され、学位論文の審査とともに口頭または筆答により最終試験等を行う。その際、必要があれば、研究科教授会は他研究科の教員や他の大学院等の教員等を審査委員に推薦することができる。審査会は審査結果を各学域の教授会に報告し、各学域の教授会は審査会の審査結果を確認し、研究科教授会に合否の審議を付託する。研究科教授会は無記名投票により学位論文及び最終試験等の合否を決定する。合否を審議する教授会は3分の2以上の出席を要し、合格の決定をするには出席者の3分の2以上の賛成を要することが定められている。」という内容である。

【分析結果とその根拠理由】

大学院規則、学位規則及び各研究科において学位論文の審査基準が策定されており、審査体制が整備され、厳正な審査が実施されている。また、必要に応じて外部の専門家を審査委員に加えるなど、適切な学位論文審査が行われるように配慮されている。

観点5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

成績評価の正確性を担保する措置として、学生が個別の科目の成績に対して異議がある場合、担当教員に直接申し出るか、または教務委員等に申し出ることを可能にしている。また、成績評価を適切に行ったことを学生に説明できるように、教員は一定期間、成績評価の根拠となった答案用紙や課題レポートを保管するよう努めている。《資料5-7-3-1》。

《資料5-7-3-1：各研究科における成績評価等の正確さを担保するための取組状況》

研究科	成績評価等の正確さを担保するための取組状況
人文科学研究科	各教員の担当する授業の成績評価については、正確さを担保するためにそれらをつきあわせるなどの取組は行なっていないが、日常的に授業に関する情報交換、そこでの学生の様子、勉強状況などについては、教員間である程度情報交換を行っており、それらを通じて一定の正確さを担保している。
社会科学 研究科(法 学政治学 専攻)	法学政治学専攻では、科目ごとに成績評価方法をシラバスに記載し、また、評価の基準を定めている。成績評価に対する不服は、授業担当教員や指導教授に対して申立てることができるが、必ずしもそのことが周知されているとは言えず、また、申立ての手続も組織的に明確に定めているわけではないため、今後は、成績評価についての不服申立て手続を検討していく予定である。
社会科学 研究科(経 営学専攻)	大学院レベルでの成績問い合わせ制度を構築するか、その際にはどのような課題にこたえるべきか、検討をおこなうこととしている。
理工学研 究科	学生は、個別の科目の成績について異議がある場合、教務委員あるいは担当教員（指導教員）に申し立てを行うことができる。担当教員は、学生の申し立てに基づき、成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、その事項について教務事務職員に通知する。各授業科目担当教員は、成績判定後の一定期間、試験答案、レポート等を保管し、成績判定について異議申し立てがあった場合に備えるよう心がけている。
都市環 境科 学研 究科	成績評価は基本的に担当教員の判断によっているが、客観性を担保するため、学部及び研究科としての成績評価基準の申し合わせに準拠すべく努力することとしている。学生が成績評価に疑問を感じる場合には、関係教員、大学院担当教務委員等に申し出ることができる。
システ ムデ ザイン 研究科	全ての開講科目についてシラバスが作成され、そこに成績評価方法を明記している。学生は成績評価等について開講末期の授業評価アンケートで意見を述べるほか、成績について不満であれば担当教員に申し立てを行うことができる。さらに、FD活動の一環として授業評価基準の調査が実施されることになっており、各教員の評価手法に大きな偏りがないような教員間での情報共有を図ることとしている。
人間健 康科 学研 究科	現在のところ、学生からの成績評価に関する申立制度は確立されていないので、今後の課題である。ヘルスプロモーションサイエンス学域では、教育目標に対する達成度の評価を基本とし、絶対評価により成績評価を行っている。学域内共通の成績評価項目、評価項目ごとの配点、評価基準を定め、全教員に周知し、正確に評価するよう努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの成績評価などへの異議申し立てに対して、担当教員あるいは専攻内教務委員が対応している。教員は成績評価を適切に行ったことを学生に説明できるように、一定期間、成績評価の根拠となった答案用紙や課題レポートを保管するよう努めている。以上、成績評価等の正確性を担保する措置は講じられている。

<専門職学位課程>

観点5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

本学は専門職学位課程として社会科学研究所法曹養成専攻（以下「法科大学院」という。）を設置している。法科大学院では《資料5-8-1-1》に示す理念に基づき、「法律基本科目」「法律実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」からなる教育課程を編成している《資料5-8-1-2》。この編成のもと、学生の一人一人に徹底的に法律学の基礎を教育し、実務法曹として必要となる基礎的素養を涵養するために、38科目（76単位分）の法律基本科目、実務家教員による法律実務基礎科目等の授業科目を配置している《資料5-8-1-3》。

《資料5-8-1-1：法科大学院の理念》

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。

大学ウェブサイト <http://www.comp.tmu.ac.jp/law/ls/outline.html>

《資料5-8-1-2：各年次における教育課程の体系及び内容》

年次	教育課程の体系及び内容
3年履修課程1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・法学の基礎的知識・素養を養成するために「憲法」、「民法」、「刑法」等の7法に関する法律基本科目を中心として履修をする。 ・基礎法学の科目である「法哲学」、「法社会学」等の科目を置き、法律家として広い視野を獲得できるように配慮している。
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・分析力・表現力を養成するために、判例や事例について分析を行う総合科目の履修が開始する。「憲法総合1」、「行政法総合1」、「民法総合」等の科目を配置している。 ・応用力を養成するために、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」を配置している。また、法曹としての倫理観・責任感を養成するため「法曹倫理」といった科目を配置している。 ・選択科目として「エクスターンシップ」の履修も可能であり、法律事務所などにおいて実践的な法文書作成を学修できる。また、政治学科目を中心とする基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、自らの目指す法曹像に適った科目を履修できる。
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・基本科目からの必修科目は「民法総合3」、「民法総合4」にとどめ、多くは選択科目となる。この学年での中心は、法律学の知識・分析力・応用力を基礎としての展開・先端科目の履修である。大都市における複雑な先端的法律問題に対処するための能力が養成される。 ・前期には「模擬裁判」の科目が開講され、学生が裁判官・検察官・弁護士の役割を分担し、刑事手続の全部の流れを網羅したシミュレーション教育が行われる。 ・4万字程度の論文（リサーチ・ペーパー）を執筆・提出できる。専門の問題について研究した学生は、専門知識のみならず、一流の理論研究に耐えうる法的思考力・分析能力・批判能力を修得できる。

《資料 5-8-1-3：授業科目の概要》

I. 必修科目

- (1) 法律基本科目（2年履修課程・3年履修課程共通 必修・選択科目）
 - (a) 3年履修課程1年次配当科目（3年履修課程必修科目）
憲法1、憲法2、行政法、民法1、民法2、民法3、民法4、刑法1、刑法2、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑事訴訟法
 - (b) 3年履修課程2年次・2年履修課程1年次配当科目（2年履修課程・3年履修課程共通 必修科目）
憲法総合1、行政法総合1、民法総合1、民法総合2、刑法総合、刑事法総合1、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法総合1、刑事訴訟法総合
 - (c) 3年履修課程3年次・2年履修課程2年次配当科目（2年履修課程・3年履修課程共通 必修科目）
民法総合3、民法総合4
 - (d) 3年履修課程3年次・2年履修課程2年次配当科目（2年履修課程・3年履修課程共通 選択科目）
憲法総合2、公法総合演習、行政法総合2、商法総合3、商法総合演習、民事訴訟法総合2、民法演習、刑事法総合2
- (2) 実務基礎科目（2年履修課程・3年履修課程共通 必修・選択科目）
 - (a) 3年履修2年次・2年履修1年次配当科目
法曹倫理
 - (b) 3年履修3年次・2年履修2年次配当科目
民事訴訟実務の基礎
刑事訴訟実務の基礎
模擬裁判

II. 選択必修科目

- (1) 基礎法学・隣接科目（2年履修課程・3年履修課程共通 選択必修科目）
法哲学、法社会学、法制史、政治学入門、政治学特殊授業1、政治学特殊授業2、会計学、統計学、経済と法
- (2) 展開・先端科目（2年履修課程・3年履修課程共通 選択必修科目）
知的財産法1、知的財産法2、知的財産法演習、独占禁止法1、独占禁止法2、独占禁止法演習、租税法1、租税法2、国際取引法、商取引法、消費者法、情報法、比較憲法、環境法1、環境法2、地方自治法、自治体法務論、都市法、リサーチ・ペーパー、著作権法、国際私法、現代取引法、債権回収法、医事刑法、経済刑法、国内法における国際法、国際法国内判例研究、社会法総合演習、労働法、刑事政策、現代社会と刑事法、倒産法1、倒産法2

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的や授与される学位に照らして教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

法科大学院では複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う展開・先端科目を開講している。学生は、法律基本科目等で獲得した基礎的知識・分析能力を先端的法律問題の検討に活用する力を養成できる。特に、租税法・知的財産法・独占禁止法等の分野は、実務経験を有する教員が、その経験を活かして先端的法律問題に関する教育を実践している。

2年次ないし3年次の選択科目としてエクスターンシップを開設し、実務家教員の法律事務所等の協力により実施されている。授業内容は、その性質上、ある程度、派遣先の裁量に委ねる部分があるが、事前の説明会への出席及び事後の報告書の提出を義務づけることで十分な学修を確保しつつ、成績評価は専任実務家教員が行うことにより、その適正も図っている。

特定の法律問題について専門研究を深めたいと考える学生のために、「リサーチ・ペーパー」が開講されており、4万字程度の研究論文の執筆を指導教官の下で行うことができる(参照:資料 5-8-1-2・3)。

【分析結果とその根拠理由】

科目編成が、応用・先端的な法領域について選択科目を提供しつつ、当該科目の基礎的理解の修得から応用力の獲得まで可能となるよう工夫されている。このことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると言える。

観点 5-8-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

履修案内等を活用しながら、カリキュラムガイダンスと施設・事務手続き等に関する新入生向けのガイダンスを実施している《資料 5-8-3-1》。また、履修科目登録の上限は 36 単位に設定しており（最終学年は 44 単位）、この規則の運用には一切の例外を認めていない《資料 5-8-3-2》。

授業時間外の学習時間は事前の予習・事後の復習ともに確保されている。集中講義を行う場合でも、各種の工夫により事前の予習・事後の復習の学習時間は十分に確保している。専任教員による週 1 回のオフィス・アワーを設定して質問と議論の機会を確保している。また、研究者養成大学院を修了した助教が常駐し、教材の作成・配布など、学修の一般的支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも随時対応している。さらに、設備面についても各学生に個人席を設け、また、学習のための図書利用を充実している《資料 5-8-3-3》。

《資料 5-8-3-1：新入生向けのガイダンス》

名称	開催時期	内容
入学予定者向けガイダンス	3月初旬	(a) 3年履修課程 1年次向け：公法系・刑事系・民事系の三系統について (b) 2年履修課程 1年次・3年履修課程 2年次向け：公法・刑事法・民事法に加え、租税法などの選択科目について
入学者に対するガイダンス	4月初旬	(a) 施設・事務手続等について

《資料 5-8-3-2：法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）》

<p>法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則 (履修申請上限単位)</p> <p>第 8 条 1 年間における授業科目の履修申請の上限単位数は、36 単位とする。ただし、最終学年においては、44 単位とする。</p>
--

《資料 5-8-3-3：授業時間外学習を確保するための取組》

取組項目	取組内容
集中講義の形式を取る場合の取組	(a) 授業で使用するレジュメ・資料等の事前配布や、授業に関連する参考文献の事前紹介 (b) 学生が事後学習をすることができる十分な期間をとった後に期末試験を実施 (c) 成績評価の中心がレポートとなる場合には、学生の十分な事後学習を可能とする提出期日を設定
教員による支援	(a) 授業終了後の学生の質問に対する各教員の丁寧な対応 (b) 質問のためのオフィス・アワーを週 1 回実施（専任教員） (c) 研究者大学院を修了した助教の取組 ・教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援 ・各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などへの随時対応
設備による支援	(a) 院生室における各学生の個人席設置（机及び椅子） (b) 図書の充実 ・法科大学院図書室資料の充実 ・首都大学東京の図書館や法学系図書室の資料を晴海キャンパスで利用できること (c) 電子情報・データベースの利用の促進 ・判例データベース「LEX/DBインターネット」（TKC） ・「WEB 版法律判例文献情報」（第一法規） ・「ジュリストDVD版」 ・「最高裁判所判例解説DVD版」 ・「LLI 統合型法律情報システム」

【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的な学習を促し、十分な学習時間を確保する工夫がなされており、また、履修登録の上限は厳格に定められていることから、単位の実質化への配慮がなされている。

観点 5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法科大学院においては、現代社会に生起する複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う科目を豊富に開講しており、学生は、自らの興味・関心にしたいがい、法律基本科目等で獲得した基礎的知識・分析能力を、先端的法律問題の検討に活用する能力を養成することができるようになっている（参照：資料 5-8-1-2・3）。特に、租税法・知的財産法・独占禁止法等の分野については、実務経験を有する教員が担当しており、実務の現場での経験を活かした先端的法律問題に関する教育が実践されている。

【分析結果とその根拠理由】

応用・先端的な法領域について、豊富な選択科目を提供しつつ、当該科目の基礎的な理解の修得から応用力の獲得まで可能となるよう工夫されており、教育課程や教育内容の水準が実務法曹という職業分野の期待にこたえるものになっている。

観点 5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

法科大学院では、東京都立大学法学部以来の伝統を受け継ぎ、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨としている。法科大学院の実務法曹養成という使命に即した積極的な双方向・多方向型の授業方法を採用することで「学生に主体的・能動的に参加させる授業」を実施しており、専門的な法知識の修得は勿論のこと、単にそれに止まることなく、学生が現代社会における複雑な法律問題に対応することができるよう、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に努めている《資料 5-10-1-1》。

なお、法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において 50 人が標準とされていることから、これを適切な規模に維持するために平成 22 年度より 2 クラス開講を実現した。

《資料 5-10-1-1：法科大学院の授業形態と教育効果を高めるための工夫》

科目区分	授業形態と教育効果を高めるための工夫
法律基本科目	<p>法科大学院においては、双方向型・多方向型の授業方法を採用すると共に、学生が能動的に参加するよう促す工夫を行っている。</p> <p><工夫の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に講義箇所・内容を明示することで、学生の自発的な学修を促している。 ・随時、教員が学生を指名して質問に対して解答させている。 ・シラバスを通して学生に予告されたプランに従って、裁判例に関する資料や、現実的法律問題を検討するための教材を配布又は指定して予習を求めている。
実務基礎科目	<p>現実的に発生する実務的問題に対する解決能力や、実務法曹としてのスキルの向上を目指した工夫を行っている。</p> <p><工夫の例></p> <p>(a) 法律問題の分析演習 実務における事実認定の重要性に鑑み、詳細な事実関係を記した資料を配付し、それに基づき事実認定から学生と双方向的に分析・検討している。</p> <p>(b) 模擬裁判 実物さながらの事件記録を使用して、学生自らが主体的に問題点を分析・把握し、具体的解決策を講じつつ、一連の刑事手続を推し進めていくことを疑似体験できるように配慮している。</p>
基礎法学・隣接科目	<p>講義形式を採用する授業科目もあるが、多くの授業科目が 20 名以下の少人数授業科目であるため、学生との双方向的な対話に基づく思考力の鍛錬・レポートを執筆させることによる学生の能動的な学修の促進を行っている。</p>
展開・先端科目	<p>講義形式を採用する授業科目もあるが、多くの授業科目で双方向的な授業が行われている。法律実務の最先端で活躍中ないしは活躍した経験を有する実務家教員が担当する科目が多く、理論的事項の講述に止まらず、実務的事項についても適正に教育が行われている。</p>
エクスターンシップ	<p><工夫の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前のエクスターンシップ説明会への出席及び事後の報告書の提出 ・覚書の締結（派遣先） ・秘密保持誓約書を提出（学生）

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされ、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に適した内容となっている。

なお、法律基本科目で同時に授業を行う学生数が 50 名以下となるよう 2 クラス開講を行った。教育

効果と教員負担のバランスの観点から、専任教員の充実について検討を行っていく必要がある。

観点5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

在校生に対しては、毎年度、新年度が始まるまでに「履修案内」を配布している。この中では、法科大学院における法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の意義を明記している。また、「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」について履修モデルを示し、学生が履修計画を立てやすいように、配慮している。

各科目のシラバス（「履修案内」に掲載）を年度開始前に配布している。シラバスには【講義の目標・方針】のほかに、【講義の内容】の項で全体の内容と各回に予定する主題が示されている。また、【成績評価の方法】の項では、予め、成績評価方法を6項目に分類し、それぞれの成績評価方法の考慮割合・配点比率を明示している《資料5-10-2-1》。

学生は、将来の法曹として活躍する自分の姿を想像しながら、シラバスを参考にして履修計画を立てている。また、新入生を対象としたガイダンスにおいてもシラバスの内容を周知し、各自の履修計画に活用するよう指導している。

《資料 5-10-2-1：法科大学院シラバスの例示（「刑法総合」）》

科目名	刑法総合	分類	法律基本科目	単位数	2
		学年	3年履修課程 2年次 2年履修課程 1年次		
担当教員	木村 光江	時限	全期 金曜 2・3時 限		
履修上の注意					

I 講義の目標

本講義は、刑法総論・各論の重要論点を集中的に取り上げるもので、刑法1及び刑法2で学んだ刑法総論・各論の理論を具体的事例にあてはめ、応用する能力を身につけることを目標とする。

講義の方式は、テーマごとに課題を示し、質疑応答を中心とする。

II 講義の内容

- 1 実行行為と結果：実行行為と結果の実質的判断
- 2 因果関係：因果関係の役割，介在事情のある場合
- 3 不法領得の意思
- 4 犯行抑圧後の財物奪取と強盗罪，強盗強姦罪と死傷の結果
- 5 横領と背任(1)
- 6 横領と背任(2)
- 7 間接正犯と教唆：間接正犯・共同正犯・教唆犯の限界
- 8 共犯の因果性・幫助と共同正犯：幫助犯の成否の具体的判断基準
- 9 共同正犯と正当防衛・過剰防衛(1)
- 10 共同正犯と正当防衛・過剰防衛(2)
- 11 過失の共同正犯：過失犯における共同正犯の要否，判断基準
共犯と身分：身分の意義、非身分者の共犯の成立範囲
- 12 同時傷害の特例と承継的共犯：共同正犯の成立範囲の具体的検討
共謀の射程と昏酔強盗罪：共謀の射程と共同正犯の成立の限界
- 13 文書偽造罪
- 14 放火罪：実行の着手，現住建造物の意義，焼損の意義
- 15 犯人蔵匿と共犯

III 成績評価の方法

- 期末試験 (70%)
 中間テスト (%)
 小テスト (%)
 レポート (%)
 授業態度・出席 (%)
 その他 (%)

(備考) 小テスト，質疑応答の内容・出欠を併せて30%とする。

IV 教材

- ・ 教科書 前田雅英『最新重要判例250刑法(第7版)』(弘文堂, 2009年)
- ・ 参考書 前田雅英他編『条解刑法(第2版)』(弘文堂, 2007年)，前田雅英・笠井治編『ケースブック刑法(第2版)』(2009年，弘文堂)，木村光江『刑法(第3版)』(東大出版会, 2010年)を使用するほか，裁判例等を資料として配布する。

【分析結果とその根拠理由】

「履修案内」に法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の意義を明記している他、「シラバス」には【講義の目標・方針】、【講義の内容】、【成績評価の方法】を明記しており、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価の透明性が高いレベルで制度的に確保されている。成績評価は5点法をもって行い、2点以上を合格としている。合否判定は絶対評価により行い、合格者の成績は原則として4段階の相対評価による。相対評価の割合はおおむね5が5%、4が35%、3が40%、2が20%である。以上の点は「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第11条及び第12条に規定している《資料5-11-1-1》。同準則は「履修案内」に明記しているほか、合格者に対する入学前のガイダンスや入学時のガイダンス等で説明している。

成績評価割合は、法科大学院のFD会議及び専攻会議で審議され、専攻長が準則として決定したものであり、教員全員がこの統一の基準に従い、成績評価分布の相互的な確認を行っている。成績評価の方法についても、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、授業態度・出席点、その他の方法のいずれを採るかを示シラバスに明示している（参照：資料5-10-2-1）。

修了判定は、上のような成績評価を前提としていることから適切になされており、また、追試験・再試験の制度はあるが、その実施に当たっては、専攻長が担当教員以外の試験問題審査委員を任命して審査に当たらせるなど、準則に定められた厳格な手続にのっとり実施されることとなっており、極めて厳格かつ適切な認定が行われている。

《資料 5-11-1-1：法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）》

<p>法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則 (合格及び不合格の判定) 第11条 学修の評価に関し、授業科目の合格及び不合格の判定については、絶対評価によるものとする。 (合格者の評価) 第12条 授業科目の合格者の評価については、4段階の相対評価によるものとする。ただし、エクスターンシップその他の合格又は不合格の判定のみを行う授業科目の評価については、この限りでない。 2 相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。</p>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点 5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

法科大学院では、教員全員が観点 5-11-①で言及した準則（参照：資料 5-11-1-1）に従って成績評価を行っており、基準に従った成績評価が確保されている。これにあわせて、原則として、全科目の成績評価の分布を学生に開示している。特に、成績評価の基本となる期末試験については、出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示している。成績評価に不服のある学生に対しては、不服申立てを認め、成績評価を授業担当教員・専攻長・教務委員の三者で審議をすることによって、成績評価の客観的正確さが実現されるように工夫している。

これらを含めてさまざまな取組を列挙すると、(1)成績評価基準の周知・徹底、(2)筆記試験の匿名性の確保、(3)成績評価に対する不服申立て制度、(4)成績評価データの教員間での共有、(5)期末試験及び成績評価結果の告知、(6)期末試験の適正性の確保、(7)進級制の実施などの各種措置を行っている《資料 5-11-2-1》。

《資料 5-11-2-1：成績評価等の正確さを担保するための措置》

措置	内容
(1)成績評価基準の周知・徹底	(a)年度当初 ・非常勤教員を含めた法科大学院の授業担当教員の全員に配布される「授業担当者の手引き」の中で、明確に記述することによって、成績評価基準の周知・徹底を行っている。 (b)定期試験が行われる前 ・FD会議・専攻会議等において、手続的に、成績評価基準の学生に対する明示を決定している。 ・その際に、教員間でも成績評価基準について確認を行うことで、周知・徹底を行っている。
(2)筆記試験の匿名性の確保	期末試験において使用される答案用紙には、学籍番号・氏名記述欄を隠して、採点をすることができるように、学籍番号・氏名記述欄と、回答欄の間に、2穴パンチの穴を空けている。

(3)成績評価に対する不服申立て制度	<p>(a) 授業担当教員からの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の成績評価に不服がある場合、学生は、原則として授業担当教員に説明を求めることとなる。 <p>(b) 授業担当教員からの説明に納得がいかない場合の不服申立ての制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生には成績評価に対する不服申立てを認める制度を採用している。授業担当教員・専攻長・教務委員の三者間で審議が行われ、成績評価が客観的に適正なものであるか否か、判断・確認される。
(4)成績評価データの教員間での共有	<p>(a) 教員間でのデータの共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員間で成績評価データを共有している。 ・ 成績評価の結果については、FD会議において議論・検討している。 <p>(b) データの保存と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の基礎となるデータ（学生の答案等）は保存専用の部屋を設け、適正に管理している。
(5) 期末試験及び成績評価結果の告知	<p>(a) 得点分布と成績評価分布の学生への公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末試験の得点分布と最終的な成績評価分布は、公表によって個人成績が特定されるおそれのある少人数授業（4名以下の授業）を除き、掲示により学生に公表している。 ・ 期末試験を実施した科目については、期末試験の成績分布、出題意図及び評価基準等を、併せて掲示している。
(6) 期末試験の適正性の確保	<p>(a) 期末試験の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六法の持込みが許可されている場合であっても、持ち込むことのできる六法は、原則として、判例が付されておらず、かつ書込みが一切ないものに限っている。 ・ 遅刻者の入室限度を試験開始後 30 分以内とし、他方で、試験場からの退出は、試験開始後 30 分以内は一切認めていない。 ・ これらの措置について記載された「法科大学院・期末試験及び成績評価について」という文書を、試験実施前に、必ず掲示している。 <p>(b) 追試験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関の運休、疾病、その他やむを得ない理由により期末試験が受けられなかった学生に対しては、専攻長の決定により追試験を実施することができる。 ・ 通常の試験において、授業担当教員が、シラバスに明示した成績評価方法によって合格・不合格の学修の評価を判断することが困難であると認めた場合に限り、専攻長の決定を経て再試験を実施することができる。 ・ これらの試験は、成績評価の適正性確保のため、専攻長により任命された試験問題審査員により、追試験・再試験の試験問題の適格性を審査した上で実施される。
(7) 進級制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年次から 2 年次への進級 必修科目 26 単位中 22 単位以上の修得 ・ 2 年次から 3 年次への進級 必修科目 30 単位中 26 単位以上の修得 ・ この内容は、履修案内への明記のほか、入学前及び入学後のガイダンス等の場で周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準の周知・徹底、期末試験及び成績評価結果の告知、期末試験の適正性の確保、成績評価に対する不服申立て制度などがなされており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程>

- ①豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するための教育課程を編成しており、基礎・教養教育では学生が専門分野にかかわらず幅広い能力と知識、課題探求・解決能力等を養うための共通の教育プログラムを設けている。専門教育科目も基本から発展へと段階的に配置され、標準履修課程表を学生に周知するなど、体系的な履修が可能になるように工夫している。(観点5-1-①)
- ②他学部・系の授業科目の履修や副専攻制度、インターンシップ、早期卒業制度など、学生のニーズや社会からの要請に対応した教育の仕組みを導入している。(観点5-1-②)
- ③学生の主体的学習及び授業時間外の学習時間を確保するよう、学部・系ごとに、その特性に応じて、GPAを活用した成績の把握、少人数の演習・実習を通じた学生に対する緻密な対応などをもとに、きめ細やかな学習方法の助言や組織的な履修指導を行っている。(観点5-1-③)
- ④学習指導法について、特に、本学の教育上の特色である少人数の利点を活かし、討論などきめ細かい取組を行っている。(観点5-2-①)

<大学院課程>

- ⑤大学院GPに本学から4件のプログラムが採択され、大学院教育の改革に向けた取組として、専攻共通の講義や大学院生海外派遣事業、大学院生に対する研究費補助事業等が行われている。各プログラムでは、研究成果の発表やセミナーの開催を通じて、大学院生の国際性やコミュニケーション能力を高める等、着実な成果を上げている。(観点5-4-①、5-4-②、5-5-①)
- ⑥各研究科において少人数教育を徹底して進めており、対話・討論型授業のほか、フィールド型授業、及び実験・実習を積極的に導入している。研究科によっては、専攻共通科目の設置や他専攻の科目履修による分野横断的な履修の自由度を確保し、他大学の科目履修やインターンシップなど、学生のニーズや社会からの要請に対応した学習指導の工夫がされている。(観点5-4-②、5-5-①)
- ⑦研究指導については、ほとんどの研究科で主指導教員を中心に他教員を含めた複数指導教員体制、あるいは全教員が参加する中間発表会などの形式で行われており、指導における客観性、公平性が保たれている。また、学位論文について、審査基準の策定、審査体制の整備がなされ、厳正な審査が実施されている。(観点5-6-①、5-7-②)

<専門職学位課程>

- ⑧法科大学院において、リサーチ・ペーパーの授業科目を開講し、専任教員の丁寧な指導のもとで、学生が自ら主体的に特定の法律問題について研究論文を執筆することができるようにしている。(観点5-8-②)

【改善を要する点】

<学士課程>

- ①学士課程のシラバスは、ある程度の水準で作成され活用されていると判断される。その一方で、学生から、項目の抜け落ちや内容の詳しさの差異など、改善を要する点も指摘されている。このことなども踏まえ、シラバスの作成が全学的に一つの方向性のもとで行われるよう、さらに取組を進める必要

がある。(観点5-2-②)

<大学院課程>

特になし

<専門職学位課程>

②法律基本科目で同時に授業を行う学生数が50名以下となるよう2クラス開講を行った。教育効果と教員負担のバランスの観点から、専任教員の充実について検討を行っていく必要がある。(観点5-10-①)

(3) 基準5の自己評価の概要

<学士課程>

本学の教育課程は、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するため、基礎・教養教育と専門教育を、両者のバランスにも配慮し提供している。基礎・教養教育では幅広い能力と知識、課題探求・解決能力等を養成することを目指し、文系・理系のバランスの取れた履修を促している。専門教育では、体系的な履修に向け、段階的に構成し、標準履修課程表の学生への周知を行っている。他方、学生の多様なニーズに応えるべく、他学部・系の授業科目の履修や副専攻制度、大学院教育との連携、インターンシップ、早期卒業制度などを実施している。また、単位制度の実質化を図るため、1年次前期の基礎ゼミナールにおける主体的な学習姿勢の涵養、成績評価へのレポートや小テストの加味、eラーニングの利用などを行っている。さらにGPAを活用した成績の把握、少人数の演習・実習を通じた学生に対する緻密な対応などをもとに、学習方法の助言や履修指導を行っている。

教育の目的に照らして多様な授業形態を組合せ、学習指導法についても、本学の教育上の特色である少人数の利点を活かし、討論などきめ細かい取組を行っている。シラバスは教務委員会が定めた項目及び様式によって作成し、冊子を学生へ配付するとともにウェブサイトに掲載している。さらに、シラバスに対する学生からの指摘などを踏まえた一層の改善への取組を進めている。学生の自主学習への配慮としては、自習室の設置、附属図書館の開放、ウェブサイトへの課題・解答及び関連資料の掲載などを行っている。また基礎学力不足への対応としては、英語の統一試験によるクラス分けや補習授業などを組織的に行っている。推薦入試やAO入試の合格者を対象とした入学前教育を行う学部・系もある。

成績評価及び卒業認定については、基準を策定し、各授業の成績評価方法とともに学生に周知している。成績評価を適切に実施するために、組織的な成績分布状況等の把握、授業科目群ごとの申し合わせなどを行っている。卒業認定は、教授会で最終的に判定している。学生からの成績評価に関する申し立てには、基本的には授業科目担当教員が対応しているが、全学共通科目については基礎教育部会、専門教育科目については多くの学部・系では教務委員会部会等においても対応を行うこととしている。

<大学院課程>

本学の大学院課程においては、創造的な能力を持つ研究者の養成等の教育の目的や授与される学位に照らし、修了した者に必要な知識と能力が備わるよう、教育課程を体系的に編成している。

授業科目の内容には、最新の研究成果や学問の進展状況等が積極的に反映されているほか、10月入学、長期履修制度、在学年限の短縮、単位互換など、学生の多様なニーズに対応した配慮がなされている。

文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に4件のプログラムが採択され、専攻共通の講義や大学院生海外派遣事業、大学院生に対する研究費補助事業など、大学院教育の改革に向けた取組が行われている。各プログラムでは、研究成果の発表やセミナーの開催を通じて、大学院生の国際性やコミュニケーション能力を高めるなど、着実な成果を上げている。

各研究科では、学生が自主的に学習に取り組むことができるよう、シラバス等により各授業科目の履修計画を説明しているほか、オフィスアワーの設定や電子メールの利用により教員と学生が常時コミュニケーションをとることができる仕組みを工夫している。

各研究科の教育目的や専攻の特性に応じて、少人数での対話・討論型授業のほか、フィールド型授業、及び実験・実習を積極的に導入している。研究科によっては、専攻共通科目の設置や他専攻の科目履修による分野横断的な履修の自由度を確保している。

夜間に授業を実施している研究科・専攻では、夜間や土曜における授業開講及び研究指導、都心のサテライトキャンパスでの授業開講など、学生に対して様々な配慮を行っている。

修士・博士論文の研究指導は、主指導教員を中心に、複数教員による指導、あるいは中間発表会等により多くの教員が参加する形式によって行われ、客観性、公平性が保たれている。成績評価基準や修了認定基準は、組織として策定し学生に周知している。学位論文についても、審査基準の策定、審査体制の整備がなされ、厳正な審査が実施されている。

<専門職学位課程>

本学の法科大学院は、38科目（76単位分）の法律基本科目、実務家教員による法律実務基礎科目等を開講し、実務法曹として必要となる基礎的素養の涵養を行っているほか、実定法学のみならず多くの基礎法学・隣接科目、先端的法律問題を解決する実践的・実務的能力を養成する授業科目、リサーチ・ペーパーの授業科目を開講することにより、教育内容の充実を図っている。また、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨とし、専任教員による週1回のオフィス・アワーの実施や、研究者養成大学院を修了した助教による学生の学修支援など、きめの細かい指導を実践している。

成績評価に関しては、教員間で成績評価割合を明確に定め、成績評価分布の相互的な確認を行っているほか、学生には、全科目の成績評価の分布を原則として開示し、期末試験は出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示すなど、成績評価の透明性が非常に高いレベルで制度的に確保されている。さらに、成績評価に不服のある学生に対して不服申立てを認めており、成績評価の客観的正確さが実現するように工夫している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では、全学的な教育の目的を学則及び大学院学則で定めている（参照：資料 1-1-1-1、1-1-2-1）。さらに、各学部・系、研究科は規則等で学生が身につけるべき学力、資質・能力や養成する人材像を定めている（参照：資料 1-1-1-3、1-1-2-1）。これらは、大学案内やパンフレット、ウェブサイト等を通じてその内容を公開している（参照：資料 1-2-1-5、別添資料 6-1-4-4）。

本学は、その教育目的に照らして教育の成果や効果があがっているかを検証する一つの方法として、FD委員会において全学共通科目の授業評価アンケートを実施している《資料 6-1-1-1》《別添資料 6-1-1-2》。各学部・系、研究科等では学生による専門教育科目の授業評価アンケートを実施しているほか、その特性に応じて卒業論文・学位論文の審査、進学・就職の状況、国家試験の合格状況など多面的な視点から教育の達成状況について評価を行っている《資料 6-1-1-3》。

また、本学では平成 21 年 3 月に学士課程教育の第一期生を輩出した。卒業生の声から教育の成果や効果の達成状況を検討するため、平成 21 年度に卒業生・修了生を対象としたアンケートを試行的に実施した（参照：資料 6-1-5-1・2）。さらに、ビジネススクールでも卒業生アンケートを独自に実施している（参照：資料 6-1-5-4）。

《資料 6-1-1-1：基礎・教養教育における授業アンケートの実施概況（平成 21 年度）》

科目群		評価調査対象		回収数		回収率
前	基礎ゼミナール	SE	履修登録者数 1,699 名	1,381 名		81.3%
			授業数 79 クラス	71 クラス		89.9%
		TE	授業担当教員数 79 名	68 名		86.1%
	都市教養プログラム	SE	履修登録者数 14,186 名	6,483 名		45.7%
			授業数 94 クラス	84 クラス		89.4%
		TE	授業担当教員数 129 名	91 名		70.5%
実践英語 I a	SE	履修登録者数 1,778 名	1,338 名		75.3%	
		授業数 87 クラス	76 クラス		87.4%	
	TE	授業担当教員数 88 名	73 名		83.0%	
中期	情報リテラシー実践 I	SE	履修登録者数 1,722 名	1,376 名		79.9%
			授業数 39 クラス	37 クラス		94.9%
	TE	授業担当教員数 48 名	35 名		72.9%	
理工系共通基礎科目	SE	履修登録者数 5,031 名	3,479 名		69.2%	
		授業数 64 クラス	62 クラス		96.9%	
	TE	授業担当教員数 70 名	58 名		82.9%	
後	都市教養プログラム	SE	履修登録者数 12,852 名	5,421 名		42.2%
			授業数 87 クラス	73 クラス		83.9%
		TE	授業担当教員数 126 名	74 名		58.7%
	実践英語 II b	SE	履修登録者数 1,630 名	1,262 名		77.4%
			授業数 79 クラス	74 クラス		93.7%
		TE	授業担当教員数 79 名	74 名		93.7%
後期	情報リテラシー実践 II A B	SE	履修登録者数 517 名	419 名		81.0%
			授業数 25 クラス	23 クラス		92.0%
	TE	授業担当教員数 25 名	24 名		96.0%	
理工系共通基礎科目	SE	履修登録者数 4,275 名	2,594 名		60.7%	
		授業数 59 クラス	53 クラス		89.8%	
	TE	授業担当教員数 64 名	52 名		81.3%	

注：SE は学生による授業評価、TE は教員による授業評価の略。

別添資料 6-1-1-2 : F Dレポート「クロスロード (第 9号)」

《資料 6-1-1-3 : 各学部・系、研究科等における教育成果の検証・評価の取組》

学部・系、研究科等	教育成果の検証・評価の取組
人文・社会系・人文科学研究科	<p>人文・社会系では、都市教養学部人文・社会系規則により教育目標や養成する人材像を定めており、この目的に照らして、各分野において具体的なカリキュラムを組んでいる。卒業年次の学生に対しては、進級した時点で年次修得できる単位で卒業できるか疑わしい学生に連絡を取り、卒業する意思の確認とそのために必要な授業科目の確認を行うことで、教育成果の検証をしている。まれにこのような学生が出ることもあるが、ほとんどの学生にはこのような対応をとる必要は生じていないことから、教育成果は十分に出ていると評価している。</p> <p>人文科学研究科では、大学院学則により教育目標や養成する人材像を定めており、この目的に照らして、各分野において専門的知識をもって社会に貢献できる能力を形成するカリキュラムを組んでいる。</p>
法学系・社会科学系研究科 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	<p>法学系では、科目ごとに授業評価アンケートをおこない、学生の能力の達成状況を検証・評価している。</p> <p>法学政治学専攻では、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材等に照らして達成状況を検証・評価するための取組は、現時点では特に行っていないが、今後の取組を検討している。</p> <p>法曹養成専攻では、FD会議を開催したり、教員間の授業相互見学を制度的に位置づけ、学内研修を行ったりするなど、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための取組を行っている。</p>
経営学系・社会科学系研究科 (経営学専攻)	<p>学部課程については、卒業年次生への進路調査を徹底して、卒業後の進路を的確に追跡調査し、教育目標に掲げている学力、人材像等の達成状況の把握に努めている。また毎年の成績優秀者表彰において優秀な学生を顕彰するとともに、GPAの分布状況等を調査して学生の学力・課題達成度の経年変化を統計的に検証している。大学院では、ビジネススクールにて詳細な卒業生アンケートを実施しており、大学院教育の効果を多面的に測定している。</p>
理工学系・理工学研究科	<p>教育課程の編成は、各コース、専攻では教務委員またはカリキュラム委員が担当し、理工学系 (理工学研究科) 教務委員会と教授会において、教育の実施状況を確認し、進級、進学、卒業状況を分析している。コース内、専攻内では、年度毎に学生の単位修得状況を確認し、必要に応じた対応を行っている。その他、コースにもよるが、学生の就職や資格取得について就職委員が把握している。</p>
都市政策コース	<p>学生が身に付ける学力等の達成状況については、期末試験のデータ等に加えて、演習、インターンシップ研究、プロジェクト型統合研究といった課題解決型もしくは実践型研究報告や卒論発表等をおして検証を行う。演習以外の研究発表は都市政策コース全教員参加の下で行われる。</p>
都市環境学部・都市環境科学研究科	<p>履修者が著しく少ない科目などを除いた学部・研究科の全科目で学生による授業アンケートを行っている。さらに全体的な達成状況の検証・評価は、コース・学域の特性に応じて、学修・教育目標の達成度評価 (地理環境)、資格試験や公務員試験などの受験結果 (都市基盤環境)、期末試験、卒業論文、学生による授業評価アンケート等 (建築都市/建築)、単位評価、論文審査、学生による授業評価アンケート等 (都市システム)、自己評価・外部評価 (分子応用化学) によって行っている。</p>
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	<p>学部各コース・研究科各学域教員で構成される教務分科会において、学部・研究科各カリキュラム及び個別授業の目的・目標を明確にし、学生への目標達成を促すようなシラバス内容の作成・改善を毎年実施している。達成状況における学生及び教員からの評価については、学部各コース・研究科各学域教員で構成されるFD部会において実施される前期・後期授業評価アンケートで行われる。</p>
健康福祉学部・人間健康科学研究科	<p>毎年の国家試験の合格状況、就職・進路の状況を検証・評価している。本学部は、実際に病院・施設等での臨床実習をカリキュラムに含んでおり、学内で身につけた学力が実習で活かされ、応用されているのかを、実習先の指導者との話し合いを通して検証している。また、全学のFD委員会のもとに設置されたFD委員会学部・研究科部会を中心にFD活動を展開し、学部教育においては、毎年前期後期にSE・TEを実施し授業改善に努めている。大学院教育についても、学生・教員への授業評価アンケート及び学生・教員の懇談会、研究論文の発表会等を開催し、教育方法の検証、評価に役立っている。</p>

【分析結果とその根拠理由】

本学では授業評価アンケート、卒業生・修了生に対するアンケートのほか、卒業論文・学位論文の審

査、進級・進学、資格試験の結果、卒業後の進路などにより多面的な評価を実施している。本学において学生が身につけるべき学力や資質、能力、本学が養成しようとする人材像等に照らした教育の達成状況は、これらの取組を通じて適切に検証・評価されている。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

学士課程における単位の修得状況は、1年次及び2年次に大半の学生が40単位以上を修得し、年次が上がるにつれ、修得単位数が逡減する傾向にあることから、学年進行に応じて計画的な単位修得がなされていることがうかがわれる《資料 6-1-2-1》。平成22年3月における、学士課程の標準修業年内学位取得率は79.8%であった。これに対し、博士前期課程の同学位取得率は83.8%であった。また、平成21年度における課程博士の学位授与件数は72件であった《資料 6-1-2-2》。

平成22年度の留年率は学士課程が6.2%、博士前期課程が7.0%、博士後期課程が31.0%、専門職学位課程が4.2%であった《資料 6-1-2-3》。平成21年度の退学率は、学士課程が1.0%、博士前期課程が2.7%、博士後期課程が6.7%、専門職学位課程が3.3%であった《資料 6-1-2-4》。平成21年度の休学率は、学士課程が1.2%、博士前期課程が3.2%、博士後期課程が16.3%、専門職学位課程が0.7%であった《資料 6-1-2-5》。

資格試験の合格状況をみると、法科大学院では平成21年度新司法試験に34名が合格しており（平成21年度：合格率39.1%、全国第9位（全国平均27.6%））、健康福祉学部では、理学療法士資格を34名（平成21年度：合格率100.0%（全国平均92.6%））、作業療法士資格を34名（平成21年度：合格率100.0%（全国平均82.2%））看護師資格を78名（平成21年度：合格率98.6%（全国平均89.5%））が取得している《資料 6-1-2-6》。また、本学の学生による研究は、国際会議や全国規模の学会において賞を受けており、その一部を《資料 6-1-2-7》に示す。

《資料 6-1-2-1：単位の修得状況（学士課程：平成21年度）》 (単位：人)

学年	0単位	1～10単位	11～20単位	21～30単位	31～40単位	41～50単位	51単位以上	合計
1年次	26	18	30	69	231	954	348	1,676
2年次	61	49	45	143	489	783	178	1,748
3年次	38	76	212	415	562	298	49	1,650
4年次	151	565	762	258	77	24	9	1,846

《資料 6-1-2-2：学位の取得状況（学位取得者数及び標準修業年内学位取得率）》 (単位：人)

課程		平成19年度	平成20年度	平成21年度
学士課程	学位取得者数	3	1,338	1,502
	標準修業年内学位取得率	—	80.9%(1,318/1,630)	79.8%(1,355/1,699)
博士前期課程	学位取得者数	574	623	567
	標準修業年内学位取得率	87.3%(541/620)	87.7%(585/667)	83.8%(536/640)
博士後期課程 (課程博士のみ)	学位取得者数	40	58	72
	標準修業年内学位取得率	23.6%(30/127)	29.6%(45/152)	38.6%(51/132)
専門職学位課程	学位取得者数	55	53	65
	標準修業年内学位取得率	66.7%(42/63)	82.3%(51/62)	92.4%(61/66)

※ 学位取得者数には、途中入学者及び早期卒業制度により卒業した者の数（参照：資料5-1-2-6）を含む。
 ※ 標準修業年内学位取得率＝学位取得者のうち標準修業年次に学位を得た者の数／当該年次に係る入学者の数

《資料 6-1-2-3：留年者の状況（留年者数/平成 22 年 5 月 1 日現在学生数（留年率））（平成 22 年度）》

課程	留年者数(人)	学生数(人)	留年率(%)
学士課程	435	7,000	6.2%
博士前期課程	107	1,526	7.0%
博士後期課程	169	546	31.0%
専門職学位課程	6	144	4.2%
全学計	717	9,216	7.8%

《資料 6-1-2-4：退学者の状況（退学者等計/学生数（退学率））》

(1) 学士課程

(単位：人)

年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生数		1,630	3,299	4,911	6,583	6,892
退学	家庭事情	1	3	2	0	2
	勤務都合	0	0	0	2	2
	経済的事情	1	0	0	4	6
	在学年限満了	0	0	0	0	0
	他大学合格	5	8	16	20	13
	他大学受験	3	1	4	1	9
	病気	0	0	1	1	2
	留学	0	0	1	2	1
	成績不振	0	0	2	1	0
	その他	7	16	9	11	22
除籍	死亡	2	0	2	2	3
	授業料未納	11	7	2	5	9
退学者等計		30	35	39	49	69
退学率(%)		1.8%	1.1%	0.8%	0.7%	1.0%

(2) 博士前期課程

(単位：人)

年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生数		561	1,171	1,329	1,355	1,375
退学	家庭事情	0	0	1	1	2
	勤務都合	1	3	5	4	6
	経済的事情	2	0	2	2	2
	在学年限満了	0	0	0	0	2
	他大学合格	0	3	1	0	2
	他大学受験	0	0	0	0	1
	病気	3	0	4	0	2
	留学	1	0	0	0	1
	成績不振	0	0	0	0	0
	その他	3	11	23	17	15
除籍	死亡	0	0	0	1	2
	授業料未納	1	1	4	3	2
退学者等計		11	18	40	28	37
退学率(%)		2.0%	1.5%	3.0%	2.1%	2.7%

(3) 博士後期課程

(単位：人)

年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生数		127	273	399	454	520
退学	家庭事情	0	0	0	1	1
	勤務都合	1	0	1	4	7
	経済的事情	0	1	2	2	3
	在学年限滿了	0	0	0	0	0
	他大学合格	2	0	0	0	1
	他大学受験	0	0	1	0	0
	病気	0	0	0	0	1
	留学	0	0	1	0	1
	成績不振	0	0	0	0	0
	大学院単位取得	0	0	6	10	12
	その他	0	3	9	2	9
除籍	死亡	0	1	1	0	0
	授業料未納	0	0	0	1	0
退学者等計		3	5	21	20	35
退学率 (%)		2.4%	1.8%	5.3%	4.4%	6.7%

(4) 専門職学位課程

(単位：人)

年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生数		59	121	143	146	151
退学	家庭事情	0	0	0	0	0
	勤務都合	0	0	0	0	0
	経済的事情	0	0	0	0	1
	在学年限滿了	0	0	0	0	0
	他大学合格	0	0	0	0	0
	他大学受験	0	0	0	0	0
	病気	0	0	0	2	0
	留学	0	0	0	0	0
	成績不振	0	0	0	0	0
	その他	0	3	5	3	3
	除籍	死亡	0	0	0	0
授業料未納		0	0	0	0	1
退学者等計		0	3	5	5	5
退学率 (%)		0.0%	2.0%	3.5%	3.4%	3.3%

《資料 6-1-2-5：休学者の状況（休学者計／学生数（休学率））》

(1) 学士課程

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生数	1,630	3,299	4,911	6,583	6,892
家庭事情	0	1	1	4	6
勤務都合	0	0	0	1	1
経済的事情	0	2	1	5	14
病気	0	0	3	8	7
留学	0	1	6	19	21
その他	3	4	7	13	32
休学者計	3	8	18	50	81
休学率 (%)	0.2%	0.2%	0.4%	0.8%	1.2%

(2) 博士前期課程

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学生数	561	1,171	1,329	1,355	1,375
家庭事情	0	1	2	6	4
勤務都合	0	1	3	5	6
経済的事情	0	0	7	4	11
病気	1	0	4	1	4
留学	0	3	11	9	5
その他	0	3	7	10	14
休学者計	1	8	34	35	44
休学率 (%)	0.2%	0.7%	2.6%	2.6%	3.2%

(3) 博士後期課程

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学生数	127	273	399	454	520
家庭事情	0	1	1	5	4
勤務都合	0	1	1	12	18
経済的事情	0	1	4	19	30
病気	0	0	1	1	3
留学	0	1	4	1	4
その他	0	3	4	14	26
休学者計	0	7	15	52	85
休学率 (%)	0.0%	2.6%	3.8%	11.5%	16.3%

(4) 専門職学位課程

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学生数	59	121	143	146	151
家庭事情	0	0	0	0	0
勤務都合	0	0	0	0	0
経済的事情	0	0	0	0	0
病気	0	0	0	1	0
留学	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	3	1
休学者計	0	0	1	4	1
休学率 (%)	0.0%	0.0%	0.7%	2.7%	0.7%

《資料 6-1-2-6：資格等取得状況（カッコ内は合格率）》

(単位：人)

学部・系・研究科等	資格等名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度	全国平均合格率 (平成21年度)
法曹養成専攻	新司法試験	28(40.6%)	39(49.4%)	34(39.1%)	27.6%
健康福祉学部	看護師	80(100.0%)	75(98.7%)	78(98.7%)	89.5%
	保健師	71(89.9%)	77(100.0%)	75(96.2%)	86.6%
	助産師	4(100.0%)	6(100.0%)	4(100.0%)	83.1%
	理学療法士	43(100.0%)	37(94.9%)	34(100.0%)	92.6%
	作業療法士	41(91.1%)	42(97.7%)	34(100.0%)	82.2%
	診療放射線技師	38(95.0%)	31(75.6%)	44(95.3%)	80.0%

《資料 6-1-2-7：各研究科における学生の学会等での主な受賞例》

研究科	賞の名称	授与組織名	受賞年月	受賞内容
理工学研究科	学生講演賞	日本化学会	平成 21 年 3 月	講演題目「共役 8 π 電子系を有する環状オリゴチオフェン 4 量体の構造と反芳香族性」
都市環境科学研究科	The 8th International Porphyrin・Heme Symposium Poster Award (第 8 回国際ポルフィリン・ヘムシンポジウムポスター賞)	The 8th International Porphyrin・Heme Symposium	平成 20 年 10 月	Syntheses of Novel Mitochondrial Targeting Mn-Porphyrins for Antioxidative Therapy (抗酸化治療のための新規ミトコンドリア指向性 Mn ポルフィリン錯体の合成)
	The 1st FAPS Polymer Congress Young Scientist Poster Award (第 1 回アジア高分子学会合同会議若手研究者ポスター賞)	The 1st FAPS Polymer Congress	平成 21 年 10 月	Gas Transport Properties of Ion-Irradiated Asymmetric Polyimide Membranes (イオン照射ポリイミド非対称膜の気体透過特性)
システムデザイン研究科 (航空宇宙システム工学専修)	若手講演論文部門論文賞	日本金属学会	平成 21 年 3 月	受賞対象となった論文名:「電磁浮遊炉を用いた液滴振動法による A g 融体の表面張力測定」
フロンティアヘルスサイエンス学域	第 44 回日本理学療法学会学術大会優秀賞	社団法人日本理学療法士協会	平成 21 年 12 月	受賞演題名:「胚性幹細胞から分化誘導・調製した神経幹細胞の増殖・分化に対する温熱刺激の影響」
	日本生理人類学会第 3 回研究奨励発表会	日本生理人類学会	平成 21 年 12 月	受賞演題名:「fMRI を用いた化粧の社会性に関する脳科学的研究」

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、1 年次から 4 年次にかけて計画的な単位修得がなされており、単位修得の状況は良好である。また、新司法試験や看護師試験など、資格試験の合格率が全国平均と比べて高い。大学院生の研究の受賞状況も高い水準にある。これらから、本学の教育はその成果や効果があがっていると考えられる。

ただし、博士後期課程は退学率（平成 21 年度 6.7%）、休学率（平成 21 年度 16.3%）が他の課程と比べてやや高い。これらのうち休学者をみると経済的事情を理由としてあげたものが平成 20 年度及び平成 21 年度で十数名存在している。本学では、現在、長期履修制度や博士後期課程の学生に対する奨学金制度の取組を実施しているが、今後は、これらの実施効果を見極め、博士後期課程の学生に対する支援の必要性について検証を行っていく。

観点 6-1-③： 授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育の成果や効果に関する学生からの意見聴取を、基礎・教養教育においては基礎教育部

会とFD委員会による授業評価アンケートにより収集し、専門教育においては各学部・系、研究科等において教育課程の編成上の特色に応じた方法で収集している。

基礎・教養教育においてFD委員会が実施している全学共通科目における授業評価アンケートの平成21年度後期の調査結果によれば、各科目の特性の違いによる回答傾向のばらつきがみられるが、「私はこの授業を受講して満足した」と考えている(考えていない)学生は、都市教養プログラム 58.1% (12.6%)、実践英語 66.0% (8.7%)、情報リテラシー実践 79.7% (4.5%)、理工共通基礎科目 43.2% (18.0%) であり、知識や能力を獲得できたと考えている学生が考えていない学生よりも多いことや、授業の満足度が高いこと、授業の成果を実感している学生が多いことが確認できる《資料 6-1-3-1》。

各学部・系、研究科等が行う専門教育では、授業評価アンケートにおける授業満足度の評点は高い。また少人数教育が主要な部局における担当教員の実感から学生の満足度が高いことがうかがえる《資料 6-1-3-2》。

《資料 6-1-3-1：授業評価アンケートの回答状況（抜粋 平成 21 年度後期 SE 結果）》

質問項目 (抜粋)								
問1 私はこの授業に意欲的・積極的に取り組んだ。(態度)								
問7 シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた。(成果)								
問8 私はこの授業を受講して満足した。(満足)								
質問項目	都市教養プログラム		実践英語		情報リテラシー実践		理工系共通基礎科目	
	思う	思わない	思う	思わない	思う	思わない	思う	思わない
態度	47.9%	17.6%	56.8%	10.9%	78.8%	4.3%	49.3%	13.5%
成果	40.4%	15.5%	45.2%	12.1%	59.7%	7.1%	32.6%	19.1%
満足	58.1%	12.6%	66.0%	8.7%	79.7%	4.5%	43.2%	18.0%
注 「思う」は、「強くそう思う」及び「そう思う」と回答した学生の合計。 「思わない」は、「そう思わない」及び「全くそう思わない」と回答した学生の合計。								

《資料 6-1-3-2：各学部・系、研究科等における授業評価等、学生の意見から判断した教育成果や効果》

学部・系、研究科等	授業評価等、学生の意見から判断した教育成果や効果
人文・社会系・人文科学研究科	多くの教員の多くの授業科目では、少人数教育を実践している。教員は、授業の前後やオフィスアワーを通じて、日常的に学生の声に耳を傾け、コミュニケーションをとることができる。また、学部・大学院双方の授業科目について、個々の教員が個別独自にアンケート形式の授業評価を行なう場合もある。全学FDアンケート等の自由記述で学部科目についての要望意見が示された場合は、当該の教室教員にフィードバックしている。学生・院生・教員の代表からなる運営委員会方式をとる教室では、そこで授業の内容・方法についても議論されている。これらを通じて、教育の成果や効果は相応の水準にあり、学生の満足度は相当高い水準にあると判断される。
法学系・社会科学研究所 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	学部では、科目ごとに実施される授業評価アンケートの結果の重要部分を全教員で共有し、さらに個別教員への要望にも応える形で、講義内容を修正している。試験の結果も精査したうえで、学生のニーズ・レベルの変化にも対応しうるよう、教材を調整したり、内容の難易度を落とす等の作業を実施している。大学院では、より密度の高いFD、学生授業評価アンケートにより、講義内容を、個々の学生に対応したものとして、毎年修正している。
経営学系・社会科学研究所 (経営学専攻)	学部課程では、携帯端末等も駆使した詳細かつ効率的な授業評価アンケートを実施し、大量データを獲得している。これをもとに教授会に接続したFDセミナーを開催し、授業評価のフィードバックと教育方法の改善にとりくみ経年的な成果を観測している。学士課程向けのアンケートでは、回答者の属性(性別・学年等)、回答者側の取組(出席率、自宅学習の程度等)と授業評価(シラバスとの関連、授業の工夫等)を質問し、これら諸項目間の相関を把握している。また自由記述欄を設けて詳細な回答を得ている。経年比較が可能な後期科目の直近のデータによれば、満足度を5段階で評価した結果、授業評価に関する6項目のすべてで年を追っての改善が見られた。これらの平均値も3.77~4.04とかなり高くなっている(平成20年度後期首都大学東京都市教養学部経営学系・東京都立大学経済学部授業改善アンケート調査実施報告書より引用)。大学院では、ビジネススクールにて詳細な卒業生アン

	<p>ケートを実施しており、とりわけ社会人のニーズにこたえた大学院教育のあり方を教員集団としての的確に模索している。平成 21 年度卒業生向けに実施された直近のデータによれば、回答数は卒業生の約半数にあたる 16 名であり、満足度を 5 段階で評価した「総合評価」の平均値は 4.44 とかなり高くなっている。その他で高い評価を得た項目は「授業のカリキュラム」(4.06)、「授業の質」(4.38)、「研究指導・論文指導」(4.69)、「Scubic」(4.50)、「事務体制」(4.56)、「交通の便」(4.75)、「授業料」(4.69)であった(2009 年度首都大学東京ビジネススクール卒業生アンケート報告書より引用)。</p>
理工学系・理工学研究科	<p>いくつかの専攻では、講義あるいは研究指導について平成 20 年度に独自のアンケートを実施し、教育指導体制の一層の向上に努めている。アンケート項目が専攻ごとに異なり、また、経年比較が可能なだけのデータは蓄積されていないが、①講義についての満足度は、5 段階評価平均ポイント 3.9 (物理)、3.7 (電気電子)、②講義の難易度について、適切であるが 88% (生命科学)、5 段階評価平均ポイント 2.8 (物理)、③研究指導の満足度は、80% (機械工学)、82% (生命科学)、5 段階評価平均 4.0 ポイント (電気電子)であった。これらの結果から、大学院での教育、研究指導体制はおおむね適切に整備されていると判断されるが、すべての専攻で、経年比較が可能なアンケートを実施していくなど、いっそうの情報収集に努める必要がある。</p>
都市政策コース	<p>都市政策コースは少人数教育であることから、講義や演習時において教員が絶えず学生の声に耳を傾け、あるいは、教員が独自に意見聴取やアンケートを行うことにより教育の成果や効果の把握を行い、その中で、教育の成果や効果があがっていることを確認している。その結果、都市政策コースの目的である公的部門で活躍する人材の育成が大きく実現し、公務員等の合格者数が 21 年度は卒業生数 8 名中 4 名となっている。</p>
都市環境学部・都市環境科学研究科	<p>都市環境学部・都市環境科学研究科の授業評価の統計分析から見て、基本的に一定水準の満足度が確保されている。アンケート形式を平成 21 年度に変更したため経年比較はできないが、平成 21 年度前期の授業評価で、問い「この授業を受講して満足した」に対して、回答「強くそう思う」及び「そう思う」の比率は、学部では 18.9%及び 40.0%、研究科では 40.7%及び 42.3%である。</p>
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	<p>母集団であるアンケート回答の学生が毎年異なること、また授業アンケートが現時点(平成 21 年 8 月)で 2 年間と短いため、教育成果・効果の年次推移は明確に定量化できていないが、各教員が学生アンケートの結果と教員自身の結果とをふまえて、個別の授業改善を行っている。その結果は、研究科学生の授業満足度の評点が 54.2%から 2 年度目に 66.9%に向上した事例が見て取れることなどから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。</p>
健康福祉学部・人間健康科学研究科	<p>平成 18 年度から実施している専門科目に関する S E における授業満足度等では、実習も含め 7 割から 8 割の学生が満足等を感じている。すなわち、授業に対する満足度はかなり高く、授業評価の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると云える。</p>

【分析結果とその根拠理由】

基礎・教養教育について、学生に対する授業評価アンケートの結果から、知識や能力を獲得できたと考えている学生が考えていない学生よりも多いことや、授業の満足度が高いこと、授業の成果を実感している学生が多いことが確認できる。専門教育についても、学生に対するアンケートや意見聴取等を通じて、授業について高い満足度が得られていることが確認できる。以上のことから、学生からの講義・演習に対する評価は、基礎・教養教育、専門教育ともに高い。

学生の意見から見ると、本学の教育は、本学が学生に身につけさせるべきであると考えている知識や能力を修得させることに一定の成功を収めていると考えられることから、教育の成果や効果があがっている。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 21 年 3 月に学士課程教育の第一期生を輩出したところである。卒業生・修了生の就職状況について平成 21 年度の就職決定率をみると、学士課程を卒業した者の就職決定率（＝就職者÷（就職者＋就職希望者））は 96.1%、博士前期課程では 97.1%、博士後期課程では 86.4%であった《資料 6-1-4-1》。業種別就職状況に関するデータは《資料 6-1-4-2》に示すとおりである。各学部・系、研究科等における卒業・修了後の進路状況と合わせると、本学の卒業生・修了生は各学部・系、研究科等の教育内容に応じた企業・官庁・医療施設等へと就職していることが示唆される《資料 6-1-4-3》《別添資料 6-1-4-4》（参照：資料 11-3-4-1）。

平成 21 年度の進学状況についてみると、博士前期課程へは学士課程卒業生の 40.1%が進学している。とくに、理科系の学部・系である理工学系、都市環境学部、システムデザイン学部の博士前期課程進学率が、いずれも 70%を超えていることは特筆される。このことは、それぞれの学部・系において、学部・系と大学院との連続性を重視した一貫教育の推進や、研究活動の具体的成果を反映させた先端性の高い授業を行っていることによる成果と考えられる（参照：資料 5-1-2-8・9）。また人文科学研究科では、博士前期課程の修了者総数 43 名のうち半数近い 20 名（46.5%）が博士後期課程へ進学している。

《資料 6-1-4-1：平成 22 年 3 月卒業・修了者の進路状況<21 年 9 月卒業・修了を含む>》

(1) 学部（学士課程）

(単位：人)

区分	卒業生総数	就職	進学	就職希望	進学希望	その他	不明
都市教養学部	870	487	262	22	13	86	0
人文・社会系	186	116	39	7	2	22	0
法学系	198	145	17	5	5	26	0
経営学系	220	172	11	7	2	28	0
理工学系	258	48	195	3	4	8	0
都市政策コース	8	6	0	0	0	2	0
都市環境学部	202	52	143	1	1	5	0
システムデザイン学部	240	39	190	6	1	4	0
健康福祉学部	190	176	8	2	0	4	0
合計	1,502	754	603	31	15	99	0

注：その他の項目には、①卒業するが、進路が未定である者（「未定」）、②卒業後研究生となる者、又は専修学校・各種学校等に入学する者（「研究生等」）、③公務員試験・教員試験等の準備や家事手伝いなど、卒業するが、別添資料に掲げるいずれの項目にも該当しない者（「その他」）のいずれかが該当する。

(2) 大学院（博士前期課程）

(単位：人)

区分	修了者総数	就職	進学	就職希望	進学希望	その他	不明
人文科学研究科	43	18	20	0	0	4	1
社会科学研究科	41	33	1	3	0	4	0
理工学研究科	170	134	25	5	0	6	0
都市環境科学研究科	144	125	8	5	0	6	0
システムデザイン研究科	124	116	6	1	0	1	0
人間健康科学研究科	44	35	9	0	0	0	0
小計	566	461	69	14	0	21	1
平成 18 年再編以前の研究科	保健科学研究科	1	1	0	0	0	0
合計	567	462	69	14	0	21	1

注：(1) に同じ。

(3) 大学院 (博士後期課程)

(単位:人)

区分		修了者総数	就職	就職希望	その他	不明
人文科学研究科		3	1	1	1	0
社会科学研究科		1	0	0	1	0
理工学研究科		29	23	3	3	0
都市環境科学研究科		15	12	0	3	0
システムデザイン研究科		8	7	1	0	0
人間健康科学研究科		7	5	0	1	1
小計		63	48	5	9	1
平成18年再編 以前の研究科	人文科学研究科	0	0	0	0	0
	社会科学研究科	3	1	1	0	1
	理工学研究科	3	1	1	1	0
	工学研究科 (南大沢)	1	0	1	0	0
	工学研究科 (日野)	0	0	0	0	0
	都市科学研究科	0	0	0	0	0
	保健科学研究科	2	1	0	0	1
	小計	9	3	3	1	2
合計		72	51	8	10	3

注:(1)と同じ。

(4) 大学院 (専門職学位課程)

(単位:人)

区分	修了者総数	就職	進学	就職希望	進学希望	その他※	不明
社会科学研究科 法曹養成専攻	65	0	0	0	0	65	0

注:その他※は司法試験準備である。

《資料 6-1-4-2：平成 22 年 3 月現在の業種別就職状況》

課程	学部・研究科名	進路区分	農業・林業	鉱・採石・砂利採取	建設	製造	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信	運輸・郵便	卸・小売	金融・保険	不動産・物品賃貸	学術研究・専門・技術サービス	宿泊・飲食	生活関連サービス・娯楽	教育・学業支援	医療・福祉	複合サービス	サービス(その他)	公務員	分類不能	総計	
学士課程	人社系	就職	1	0	3	18	0	20	4	11	15	5	3	2	4	8	8	1	0	11	2	116	
	法学系	就職	0	0	1	15	1	15	4	6	35	3	5	0	2	4	2	3	1	48	0	145	
	経営学系	現職継続	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		就職	0	0	4	22	2	24	6	19	53	2	4	4	3	1	2	4	0	21	0	171	
	理工学系	就職	0	1	1	15	0	10	1	4	3	0	1	0	4	6	0	0	0	2	0	48	
	都市政策コース	就職	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	6	
	都市環境学部	就職	0	0	10	4	0	2	4	5	2	3	4	1	1	2	1	0	0	12	1	52	
	システムデザイン学部	就職	0	0	0	11	1	17	5	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	39	
	健康福祉学部	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	173	0	0	0	0	174	
		進学・就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
学士課程計			1	1	19	85	4	90	24	46	111	14	18	7	14	21	188	8	2	98	3	754	
博士前期課程	人文科学研究科※	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	
		就職	0	0	0	1	0	4	0	3	1	0	0	1	0	2	1	0	0	2	0	15	
		進学・就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社会科学研究科※	現職継続	0	0	1	5	1	7	1	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	2	2	24	
		就職	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	
		進学・現職継続	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	理工学研究科	就職	0	0	2	68	4	22	8	1	3	1	7	0	0	9	0	0	1	4	3	133	
		現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	システムデザイン研究科	現職継続	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		就職	0	1	3	57	3	37	5	2	1	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	115	
	都市環境科学研究科	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	5	
		就職	0	0	24	36	4	5	6	5	2	6	18	1	1	0	0	0	1	9	1	119	
		進学・現職継続	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	人間健康科学研究科	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14	0	0	0	0	16	
		就職	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	1	11	
		進学・現職継続	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	8	
保健科学研究科※※	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
博士前期課程計			0	1	31	172	12	77	20	13	10	7	32	3	1	26	24	1	2	21	9	462	
博士後期課程	人文科学研究科※	就職	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	社会科学研究科※	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	理工学研究科	現職継続	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	
		就職	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	12	0	0	0	1	1	19	
	都市環境科学研究科	現職継続	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	10	
		就職	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	システムデザイン研究科	現職継続	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	
		就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	
	人間健康科学研究科	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
		就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	理学研究科※※	就職	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
保健科学研究科※※	現職継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
博士後期課程計			0	0	3	7	0	4	0	0	0	5	0	0	21	4	0	0	5	2	51		
総計			1	2	53	264	16	171	44	59	121	21	55	10	15	68	216	9	4	124	14	1,267	

※ 平成 18 年再編以前の研究科を含む

※※ 平成 18 年再編以前の研究科

《資料 6-1-4-3：各学部・系、研究科等における卒業・修了後の進路状況》

学部・系、研究科等	卒業・修了後の進路状況から判断した教育成果や効果
人文・社会系	就職する意思のある学生はほとんど就職できている。就職先も特定の業種に固まるということではなく、広く多様な業種に広がっている。このことから学生は自らの関心を深めた上で、自らが望んだ業種に就くことができおり、教育の成果が上がっていると判断している。
人文科学研究科	修士課程修了後に就職する意思のある者は就職することができている。業種も学部同様多岐に渡っており、自らの関心を深めた上で、修得した知識を活用できる業種に就いていることから、教育の成果が上がっていると判断している。博士課程は完成年次を迎えただけであり、就職の実績は少ないが、博士課程在学中より日本学術振興会特別研究員DCに採用されている大学院生の数は多く、この点から教育の成果が上がっていると判断している。
法学系・社会科学系研究科 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	法学系においては、1期の卒業生を送り出したばかりであるが、公務員や金融業等に多くの卒業生を送り出しており、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。 社会科学系研究科政治学専攻博士前期課程においては、これまで3名の修了生を出しており、社会科学系研究科基礎法学専攻博士前期課程においては、これまで1名の修了生を出している。これらの修了生は、本学の博士後期課程に進学したり、公務員・企業人として実務に専心したりしている。 法曹養成専攻では、平成18年度新司法試験においては受験者39名のうちの17名が、平成19年度の新司法試験においては受験者69名のうちの28名が、平成20年度においては受験者79名のうちの39名、平成21年度においては受験者87名のうち34名が合格している(平成21年度新司法試験合格率の全国平均は27.6%)。
経営学系・社会科学系研究科 経営学専攻	学士課程については、卒業年次生への進路調査を徹底して、卒業後の進路を的確に追跡調査し、進路状況等を定量的・定性的に把握している。そこから教育の成果や効果が上がっていると判断している。就職支援活動の一環として、学生サポートセンターと共同しつつ卒業生を招聘し、大学時代に本学経営学系で学んだ成果を現役学生にもアピールしている。大学院(博士前期課程・南大沢、ビジネススクール及び博士後期課程)でも進路状況を定量的・定性的に測定しており、研究者ないしは社会人のキャリア形成に向けて研究指導面にもそのデータを生かしている。
理工学系・理工学研究科	理工学系は、進学率が75.6%(平成21年度)であり他学部(系)と比較して高い値である。理工学系の特徴として掲げている「学部と大学院の一貫を念頭においた教育編成」による成果と考えられる。理工学研究科大学院博士前期課程から後期課程への進学率は14.7%(平成21年度)で、理学、工学分野の研究科の中では高い数値ではあるが、理工学研究科及び各専攻が掲げる「各分野におけるリーダー育成」の目標達成には至らない低い数字と認めざるを得ない。理工学研究科博士後期課程の就職率は88.5%(平成21年度)と比較的高率である。理工学研究科学位取得者が、学外において高い評価を受けていることの現われと考える。
都市政策コース	平成20年度の第一期の卒業生7名のうち6名が大学院進学・就職。平成21年度卒業生8名のうち地方公務員決定者4名となるなど「都市が直面する課題を分析し、政策立案・実践を行ううえで基礎的な素養をインターディシプリナリーに習得する」との教育目的を十分果たしている。
都市環境学部・都市環境科学研究科	進路は養成しようとする人材像に概ね合致した結果となっている。主なコース・学域の平成20年度の進路は、地理環境コース・地理環境科学域では学部就職率63%(情報・通信13%、コンサル・シンクタンク10%、電鉄10%、中・高校教員10%等)・進学率30%、博士前期課程就職率65%(コンサル・シンクタンク29%、公務員12%等)・進学率24%、都市基盤環境コース・都市基盤環境学域では学部就職率19%(建設業6%、重工・専業・材料5%、公務員3%等)・進学率59%、博士前期課程就職率就職率86%(公務員18%、建設業14%、運輸関係14%等)・進学率4%、建築都市コース・建築学域では学部就職率22%(公務員5%等)・進学率54%、博士前期課程就職率72%(ゼネコン・組織設計系41%等)・進学率0%、分子応用化学コース・分子応用化学域では学部就職率16%(公務員4%、金融・情報・通信4%、電機・機械・電力4%等)・進学78%、博士前期課程就職率96%(化学・医薬品・石油・窯業55%、電機・機械・電力13%、精密・諸工業10%等)・進学2%、などとなっている。
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	システムデザイン学部学生の博士前期課程への進学率は、平成21年度は79.2%と高い水準である。一方、就職希望者はほぼ全てが就職先を確保できている。しかし各人の専門とは異なる業種への就職先も見られた。各々がそれぞれの専門的能力を発揮できるよう、よりきめの細かい進路指導が望まれる。 また、本研究科博士前期課程院生の就職決定率は99.1%であり、後期課程への進学と合わせるとほぼ全員が進路決定できている。この高い就職率達成の一つの要因は、インターンシップを選択必修科目に設定するとともに、学生が早い段階から自らの経験を活かした幅広い職業選択をできるような環境を整備していることが挙げられる。

健康福祉学部・人間健康科学研究科	例年、就職・進学率はほぼ 100%であり、平成 21 年度卒業生・修了生においても、就職・進学希望者のうち、学部卒業生は就職決定率 98.7%、進学率 100%、大学院修了生は就職決定率、進学率ともに 100%、学部卒業生・大学院修了生あわせて就職決定率 99.1%、進学率 100%である。卒業後は、将来職場のリーダーとなることを嘱望されて、大学付属病院や都立病院（I 類看護師）などの病院を中心に、保健・福祉施設、国や自治体の保健・福祉担当部署等に就職している。
------------------	---

別添資料 6-1-4-4 : 大学案内 2011

【分析結果とその根拠理由】

就職決定率は学士課程、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても高い。また、各学部・系、研究科等における教育内容に沿った業種・職種に就職する卒業生・修了生が存在している。

理工学系、都市環境学部、システムデザイン学部において、博士前期課程への進学率が 70%を超える高さにあることは、それぞれ、学部・系と大学院との連続性を重視した一貫教育の推進や、研究活動の具体的成果を反映させた先端性の高い授業を行っていることによる成果と考えられる。

以上より、本学では、教育目的に掲げられた人材像を備えた卒業生・修了生を社会に送り出しており、教育の成果や効果が上がっていると言える。

観点 6-1-⑤ : 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 21 年度に卒業生・修了生を対象に、本学の教育に関する意見を聴取するためのアンケートを実施した（有効回収率：学部卒業生 27.5%、大学院修了生 32.3% 《資料 6-1-5-1》）。アンケートは平成 22 年度以降の本格的な実施を念頭に試行として実施したという経緯があり、かならずしも十分なサンプル数が確保されていなかった。このような事情から調査結果の解釈には一定の留保が必要であるが、《資料 6-1-5-2》にあるとおり、本学での学修を通じた知識や能力の習得や学力・資質・能力等の向上について、回答者は学部卒業生、大学院修了生ともに非常に好意的な答え方をしている。

なお、今後の本格的な調査の実施に備え、自己点検・評価委員会で改善策を議論し、平成 22 年 3 月卒業生・修了生より 3 月中に卒業・修了後の連絡先を確実に把握できるよう、連絡先の調査方法を改め、卒業生・修了生合わせて 1,114 名（平成 21 年 3 月卒業生・修了生のアンケート送付に関する同意者数は 241 名）から、今後の卒業生・修了生アンケート送付に対する同意を得た 《資料 6-1-5-3》。

また、各学部・系、研究科等では卒業生・修了生を交えての意見交換、あるいは就職先・進学先関係者から卒業生・修了生の勤務状況等の意見聴取等を行っているところがあり、そこではおおむね良好な評価を得ている 《資料 6-1-5-4》。

《資料 6-1-5-1 : 平成 21 年度 卒業生・修了生アンケートの回答者数》

	配布数	回答数
学部卒業生	142	39
大学院修了生（前期・後期）	99	32

《資料 6-1-5-2：卒業生・修了生アンケート回答の概況（抜粋）》

(1) 知識や能力の習得

質問項目		A	B	C	D	E
専門分野に関わる知識・能力（学部生）	名 (%)	8 (20.5)	24 (61.5)	0 (0.0)	6 (15.4)	1 (2.6)
職業上役に立つ知識・能力（学部生）	名 (%)	5 (12.8)	15 (38.5)	10 (25.6)	7 (17.9)	2 (5.1)
専門分野についての豊かな学識（大学院生）	名 (%)	11 (34.4)	18 (56.3)	1 (3.1)	2 (6.3)	0 (0.0)
各学問領域における研究方法（大学院生）	名 (%)	13 (40.6)	12 (37.5)	4 (12.5)	1 (3.1)	2 (6.3)

A：身についた B：やや身についた C：どちらでもない D：あまり身につかなかった E：身につかなかった

(2) 学力・資質・能力等の向上

学部生・大学院生の別		A	B	C	D	E
学部生	名 (%)	15 (38.5)	17 (43.6)	4 (10.3)	3 (7.7)	0 (0.0)
大学院生	名 (%)	17 (43.6)	9 (23.1)	2 (5.1)	3 (7.7)	1 (2.6)

A：そう思う B：ややそう思う C：どちらともいえない D：あまりそう思わない E：そう思わない

《資料 6-1-5-3：卒業生・修了生に対する卒業後・修了後連絡先調査回答状況の比較》

	回答者数		うちアンケート送付同意者数	
	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月
学部卒業生	173	894	142	729
大学院修了生（博士前期・後期課程）	142	455	99	376
大学院修了生（専門職学位課程）	—	11	—	9
合計	315	1,360	241	1,114

《資料 6-1-5-4：各学部・系、研究科等における卒業生等の意見から判断した教育成果や効果》

学部・系 研究科	卒業生・修了生、就職先等関係者の意見から判断した教育成果や効果
人文・社会系・人文科学研究科	首都大学東京は平成 21 年 3 月に第 1 期生が卒業したが、目下卒業生に対するアンケートを実施してデータの収集に努めている。都立大学については、各分野ともに、就職した場合でも進学した場合でも、進路先から高い評価を受けていると判断している傾向がある。
法学系・社会科学 研究科（法 学政治学 専攻・法曹 養成専攻）	法学系においては、現在は卒業生を出したばかりであるが、今後、学生の卒業後の進路の状況等を把握し、意見聴取を行なって教育の成果や効果について判断していくことが必要である。 社会科学研究科政治学専攻においては、これまで 3 名の修了生が出ており、社会科学研究科基礎法学専攻においては、これまで 1 名の修了生が出ているが、正式な形での意見聴取は、これまでのところ行っていない。 法曹養成専攻においても、修了生に対する意見聴取は、これまでのところ行っていない。
経営学 系・社会科学 （研究科 経営学専 攻）	大学院博士前期課程・ビジネススクールにて実施した卒業生アンケート（平成 21 年 3 月 28 日実施、回答数 23 名）によれば、「授業のカリキュラム」に「大変満足」との最高点で回答した者が回答者の 47.8%、「授業の質」について同様の最高点回答が 56.5%、「研究指導・論文指導」については同様の回答が 78.3% に上った。ただし「教室の設備」等のハード面については「どちらともいえない」等の回答が 30% を超える回答もみられた。
理工学 系・理工学 研究科	本学で身につけた学力や資質・能力と現在の業務との関連性等についての卒業生（修了生）を交えての意見交換や、企業・役所の関係者からの卒業生・修了生の勤務状況等の意見聴取りより、概ね良好な評価を得ていることから、本学の教育成果や効果はあがっていると判断している。ただし、系、専攻として意見聴取の組織的取組は行っていない。
都市環境 学部・都市	各コースにおいて、アドバイザー委員（地理環境）、就職先との情報交換（都市基盤環境）、同窓生団体との情報交換（建築都市/建築）、OB・OG 会（都市システム科学）、卒業生や就職先関係者からの個別教

環境科学研究科	員によるヒアリング（分子応用化学）により、意見聴取を行っている。その結果と求人継続状況から、概ね教育の成果、効果は上がっているとの結果が得られる。
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	学生の就職先担当者から聴取された本学部・研究科の卒業生・修了生の勤務状況等に関する意見や情報によれば、本学部・研究科の教育成果は該当企業の希望・期待に沿うものであると判断できる。今後は、学外からの意見のシステムの収集・把握を進め、定量的な検証に努める必要がある。
健康福祉学部・人間健康科学研究科	就職先の関係者からの本学部卒業生に対する評価は高い。本学学生の就職先のみならず、全国より本学大学院入学を希望する社会人が多い。これらから判断して、本学部・研究科の教育の成果や効果が充分上がっていると見える。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生アンケートについては、サンプル数が十分とはいえないが、卒業生・修了生は本学での学習全体を通して、知識や能力が身についたと考えていることが窺われる。また、就職先・進学先関係者からも本学の教育に対する良好な意見が得られている。以上のことから、本学の教育は成果や効果があがっている。

なお、卒業生・修了生アンケートでサンプル数が十分確保できなかった点については、自己点検・評価委員会で改善策を議論し、平成 22 年 3 月卒業生・修了生に卒業・修了後の連絡先を確実に把握できるよう、連絡先の調査方法を改め、前年度よりも多くの学生から、将来のアンケート実施に対する同意を得た。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①授業評価アンケート、卒業生・修了生に対するアンケートのほか、卒業論文・学位論文の審査、進級・進学、資格試験の結果、卒業後の進路などにより多面的な評価を実施しており、学生が身につけるべき学力、資質・能力や、本学が養成しようとする人材像等に照らした教育の達成状況は、適切に検証・評価されている。学生からは、授業評価アンケートや意見聴取等を通じて、授業の満足度等について高い評価が得られていることが確認できる。（観点 6-1-①、6-1-③）
- ②就職決定率は、学士課程、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても高く、卒業生・修了生は各学部・系、研究科の教育内容に関連がある業種、職種に就職している。また、いくつかの学部・系では、博士前期課程への進学率が 70%を超える高さにあるが、このことは各学部・系の目的に沿った教育の成果や効果のあらわれと考えられる。（観点 6-1-④）

【改善を要する点】

- ①卒業生・修了生からの意見を聴取するために平成 21 年度に卒業生・修了生に対するアンケートを試行実施したが、十分なサンプル数が確保されなかった。この点について、自己点検・評価委員会で審議し、平成 22 年 3 月卒業生・修了生に卒業後の連絡先を確実に把握できるよう、連絡先の調査方法を改め、前年度よりも多くの学生から、将来のアンケート実施に対する同意を得た。（観点 6-1-⑤）

(3) 基準 6 の自己評価の概要

本学では、その教育目的に照らして教育の成果や効果があがっているかを検証・評価するための取組として、授業評価アンケートを実施している。FD委員会による、全学共通科目についての授業評価アンケートのほか、いくつかの学部・系、研究科等でも専門教育科目や大学院教育についてのアンケートを実施しており、いずれも授業への満足度などについて高い評価を得ている。専門教育科目や大学院教育についてアンケートを実施していない学部・系、研究科等では、本学の特徴である少人数教育の中で、教員が学生の声に耳を傾け、同様の実感を得ている。

授業評価アンケートに加えて、卒業論文・学位論文を含む研究の質、進級・進学状況、資格試験合格率、卒業後の進路等から教育の成果や効果について多面的な検証・評価を行っている。

学士課程、博士前期課程での単位修得状況は適切であり、博士後期課程においても学位授与は少なくない。また、各研究科の大学院生は、研究成果について毎年多くの学会発表、誌上発表を行っており、学会等で優れた発表として表彰されているものも少なくない。国家試験等資格試験の合格率も、理学療法士や作業療法士の合格率が100%に達するなど、全国平均と比較して高い水準にある。

就職決定率は、各学部・系、研究科等における教育内容に沿った業種・職種に就職する卒業生・修了生を含み、学士課程、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても高い。いくつかの学部・系では、博士前期課程への進学率が70%を超える高さにあるが、このことは各学部・系の目的に沿った教育の成果や効果のあらわれと考えられる。

さらに、本学の卒業生・修了生や、彼らの就職先との意見交換からも、本学の教育の評価が高いことを確認している。本学の教育に関する意見を聴取するため、平成21年度に卒業生・修了生に対するアンケートを試行実施したが、十分なサンプル数が確保できなかった。このため、自己点検・評価委員会において改善策を議論し、平成22年3月卒業生・修了生に対しての卒業・修了後の連絡先調査方法を改善した結果、前年度よりも多くの学生から、今後のアンケート実施に対する同意を得た。

これらの事実から、本学の教育はその成果や効果があがっている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学時に新入生に対するガイダンスを各学部・系、研究科等において実施している《資料 7-1-1-1-2》。このガイダンスでは履修の手引（参照：別添資料 1-2-1-1）、Campus2010 ライフ&スタディ《別添資料 7-1-1-3》、シラバスを用い、学生に標準履修課程モデルを示すなどして、教育課程・履修手続・学習方法等について説明を行っている。

その他の取組について例示すると、社会科学研究科経営学専攻では、双方向型 e ラーニング・システムである「Scubic」によってシラバスや授業計画を明示し、学生の授業科目の選択をサポートする情報を提供している（参照：資料 5-5-2-3）。また、2年次進級時にコース選択を行う都市教養学部都市政策コースでは、ガイダンスを月 1 回行うなど、コースの特色やカリキュラムに関する説明に力を入れている《資料 7-1-1-4》。

これらのほかにも、都市教養学部人文・社会系の 1 年次の学生に向けたコース選択のためのガイダンス、都市教養学部理工学系におけるコースごとに相談委員を置いた履修相談、都市環境学部地理環境コースにおける 2 年次以上の学生を対象とした履修ガイダンスなど、学生の授業科目やコース及び専攻分野の選択を支援している。

《資料 7-1-1-1：新入生ガイダンス 平成 22 年度の実施例（平成 22 年 4 月 5 日）》

学部・系	時間・場所
都市教養学部 人文・社会系 法学系 経営学系 理工学系	都市教養学部ガイダンス 10:00～11:00 南大沢キャンパス講堂大ホール 人文・社会系ガイダンス 11:00～ 1 号館 210 教室 法学系ガイダンス 11:00～ 1 号館 230 教室 経営学系ガイダンス 11:00～ 1 号館 120 教室 理工学系ガイダンス 11:00～ 6 号館 110 教室 午後 理工学系コース別ガイダンス
都市環境学部	都市環境学部ガイダンス 10:00～11:00 南大沢キャンパス 11 号館 204 教室 午後 コース別ガイダンス 南大沢キャンパス 11・12 号館 各教室
システムデザイン学部	学部全体ガイダンス 9:30～ 日野キャンパス 2 号館 A 講義室 コース別ガイダンス 11:00～ 日野キャンパス 2 号館 各教室 なお、4 月 6 日 15 時より、南大沢キャンパス見学を実施する。
健康福祉学部	健康福祉学部ガイダンス 10:00～ 荒川キャンパス講堂 学科別ガイダンス

《資料 7-1-1-2 : 大学院における平成 22 年度新入生ガイダンスの実施例》

研究科等	日時・場所・主な内容
人文科学研究科	◎分野別（文化関係論専攻は教室別）に個別実施 日 時：4月1日（木）～4月7日（水）のうち、各分野等の指定する日時 場 所：南大沢キャンパス 5号館 131 演習室ほか 主な内容：履修指導、論文執筆上の計画等注意事項、図書館及び5号館書庫の利用案内、研究領域にかかる自己紹介等
社会科学研究所 法学政治学専攻	日 時：4月5日（月）14：30～ 場 所：南大沢キャンパス 4号館 2階法政研（211） 主な内容：履修案内、図書館利用案内、教育研究システム利用案内、院生室の利用について
社会科学研究所 法曹養成専攻	◎授業科目ガイダンス 日 時：3月6日（土）14：00～ 場 所：晴海キャンパス 702・705 教室 主な内容：シラバス・時間割、入学前の準備、勉強の仕方等 ◎新入生ガイダンス 日 時：4月2日（金）9：30～ 場 所：晴海キャンパス 702 教室 主な内容：法情報調査の方法、図書室・院生室等の利用案内等
社会科学研究所 経営学専攻	◎研究者養成プログラム 日 時：4月5日（月）14：00～ 場 所：南大沢キャンパス 3号館 1階 114 演習室 主な内容：履修案内、図書館利用案内、教育研究システム利用案内、院生室の利用について ◎高度職業人養成プログラム（ビジネススクール） 日 時：4月3日（土）10：00～ 場 所：新宿サテライトキャンパス（都庁第一本庁 25階 104 会議室） 主な内容：教職員挨拶、シラバス・時間割、履修登録、履修計画、学年暦、図書館利用案内、教育研究用情報システムの利用、施設見学等
理工学研究科	日 時：4月6日（火）14：00～ 場 所：南大沢キャンパス 11号館 204号教室 主な内容：事務室窓口業務、掲示（連絡事項の伝達方法）、証明書等の発行、校舎残留許可等の手続き、履修申請方法及び日程、奨学金の申請日程、学生教育研究災害傷害保険の加入手続きなどの説明 （全体説明終了後、11号館 1、2階及び12号館 101室で、各専攻に分かれてガイダンスを実施）
都市環境科学研究科	日 時：4月6日（火）10：00～ 場 所：南大沢キャンパス 11号館 204号教室 主な内容：セクハラ・アカハラ防止に関する講話、研究倫理・情報倫理に関する講話、学域横断型大学院講義の紹介、履修申請の方法、証明書の請求方法、事務取扱時間ほか （全体ガイダンス後、11:30 から学域別ガイダンスを実施）
システムデザイン研究科	日 時：4月5日（月）13:00～13:30 場 所：日野キャンパス 2号館A講義室 主な内容：履修、修了要件、図書館利用案内、他 （全体ガイダンス後に学域別ガイダンスを実施。 13：45～14：45 2号館各教室）
人間健康科学研究科	日 時：4月2日（金）18:00～19:00 場 所：荒川キャンパス校舎棟 1階 182 教室 主な内容：シラバス、時間割、履修登録、学年歴、図書館利用案内、教育研究用情報システムの利用、奨学金、定期健康診断、学生相談体制等

別添資料 7-1-1-3 : Campus2010 ライフ&スタディ

《資料 7-1-1-4：都市政策コースにおけるコースの特色やカリキュラムの説明（例示）》

都市政策コースとは？**都市政策への学際的アプローチ**

大都市が持つ魅力とは何か。

現在、大都市では、環境問題、少子高齢化、都心回帰現象、IT化、都市型災害などの様々な政策課題が集約的に現れています。これらの政策課題に対して、大都市・東京に位置するという、立地条件の優位性を最大限に活かしながら、課題解決に結び付けていく実践的思考力を養成することが、都市政策コースの主要な目的です。

本コースでは、これまでの学問の枠にとらわれず、より広い視野に立って都市政策を学び、政策立案等に貢献できる人材の育成を目指します。

- ポイント 1 都市ガバナンスを担うにふさわしい政策アナリストの能力を身につけるため、都市政策分析に関する方法論の習得を重視した科目を提供しています。
⇒[カリキュラム](#)
- ポイント 2 都市を基軸に据えた研究と実践経験を有する、法学・経済学・財政学・社会学等の専任スタッフをそろえ、社会科学・政策科学を横断した学際的アプローチを提供しています。
⇒[教員一覧](#)
- ポイント 3 東京都をはじめとする政策の現場での「インターンシップ研究」、多様な専門分野の教授陣による学際的・実践的な教育プログラム「プロジェクト型総合研究」は、理論と実践の融合を目指す取り組みです。
⇒[特徴的講義の紹介](#)
- ポイント 4 本コースは、特定の学系に属しません。2年次進級時（2008年度入学者までは3年次進級時）に、どの学系・学部からも進級できます。
⇒[進級のしくみ](#)
- ポイント 5 多様な専門分野をもつスタッフによる研究・教育の成果を積極的に発信しています。
⇒[研究教育成果の発信](#)

求められる学生像

都市政策について学ぶ面白さは、ダイナミックに変化し進展する都市そのものの魅力を実感できることにあります。こうした都市を取り巻く状況や課題を分析・評価し、具体的な課題解決に向けた政策提言をまとめ上げていくことに、都市政策研究の醍醐味があります。

本コースでは、多様かつ複雑な都市政策課題に対して問題意識を持っている人、将来的に都市政策の担い手として活躍したいと考える人など、都市政策研究に意欲的・積極的に取り組もうという学生を求めています。

大学ウェブサイト：<http://www.urbanpolicy.tmu.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

入学時に新入生を対象とするガイダンスを各学部・系、研究科において実施している。また、入学時以外にも年度当初や前期・後期のはじめ、コース選択等の機会に学生の授業科目やコース及び専攻分野の選択にかかるガイダンスを実施している。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では、前期・後期のはじめに、学生の履修上の問題や学習上の問題等について教員が学生から相談を受ける履修相談を実施している。前期には授業開始前に基礎教育部会員が中心に個別ブースを設けて全体相談を実施するとともに、各学部・系の教員が相談内容に応じて研究室で履修相談を実施している。また、後期には、授業開始後に、教務委員長、基礎教育部会長による個別履修相談総合案内を行いながら、前期と同様に各学部・系の教員が研究室で履修相談を実施している。平成 21 年度は前期に個別相談と全体相談を合わせて 753 人、延べ 1,227 件の相談があり、後期には 43 人、延べ 51 件の相談があった《資料 7-1-2-1》。

また、全学共通科目についてはFD委員会及び基礎教育部会の連携により、専門教育科目及び大学院科目については学部・系ごとに、学生による授業評価アンケートを実施しており、学習支援等に関する学生のニーズも把握している（参照：資料 9-1-4-1、資料 9-1-2-2）。

このほか、全体として、学生の学習支援に対するニーズは本学の特徴のひとつである少人数教育において日々把握されている。授業の前後や授業中において、教員が積極的に学生からの疑問に対応することで学習支援を行っている。

さらに、学生自治会の代表と教務委員会・基礎教育部会の教員や教務課・学生課の事務職員がカリキュラム等について話し合う機会を設けたり、各キャンパスの教務窓口で学生が履修等に関する要望を投書することができる「キャンパス・ボイス」の受付箱を設置したりするなどにより、学生からのニーズを把握している《資料 7-1-2-2》。

各学部・系、研究科における独自の取組としては、オフィスアワーの設置や学年担任等の配置により、学生へのきめ細かな相談・助言を行っている。また、本学が全学生に電子メールアドレスを付与していることを活用し、教員のメールアドレスを学生に公開して、学生からの相談や質問を受けている《資料 7-1-2-3》。

《資料 7-1-2-1：履修相談の概況（平成 21 年度）》

学部・系別相談人数（実人員）

学部・系、コース	前期計	後期計
都市教養学部人文・社会系	140	4
都市教養学部法学系	60	0
都市教養学部経営学系	118	4
都市教養学部理工学系	116	6
都市教養学部都市政策コース（3・4年次）	0	—
都市環境学部	96	4
システムデザイン学部	107	25
健康福祉学部	116	0
計	753	43

注：前期は全体相談と個別相談の合計である。後期は個別相談の数値である。

前期相談内容（延べ件数、単位：件）

相談内容		件数
1	言語科目の変更・取り消しについて	250
2	履修計画について	216
3	都市教養プログラム科目の履修について	118
4	資格（教職等）について	91
5	共通基礎教養科目の履修について	70
6	履修全般について	70
7	言語科目の再履修について	68
8	専門教育科目の履修について	52
9	コース・分野について、コース・分野に進むための履修について	42
10	その他	250
合計		1,227

後期相談内容（延べ件数、単位：件）

相談内容		件数
1	履修計画について	11
2	卒業要件について	10
3	言語科目の（再）履修について	6
4	専門科目の履修について	6
5	体育科目の履修について	4
6	都市教養プログラム科目の履修について	3
7	副専攻について	2
8	情報リテラシー実践の履修について	2
9	所属変更	2
10	その他	5
合計		51

《資料 7-1-2-2：「キャンパス・ボイス」の相談件数推移》

案件	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
授業・講義	3	9	2	5
施設・設備	3	44	20	21
バス	2	15	2	4
その他	3	11	1	5
合計	11	79	25	35

《資料 7-1-2-3：オフィスアワー・学年担任制の実施例》

事例	概要
オフィスアワーの設置	多くの教員がオフィスアワーを設置し、ウェブサイトやシラバスで周知し、訪れた学生に対する相談・助言を行っている。 ○オフィスアワー周知の事例 都市教養学部理工学系数理科学コース (http://www.se.tmu.ac.jp/mis/) 都市環境学部地理環境コース (http://www.ues.tmu.ac.jp/geog/staffs/staff_members01.html)
学年担任制等の実施	○都市教養学部理工学系では、学習支援、生活支援の一環として、各コースに担任制を導入している。担任を中心に、コース内教務委員会（カリキュラム委員会）、コース長などがきめ細かな助言・支援を行っている。 ○健康福祉学部では、各学科各学年の学年担任が全学生について少なくとも年に 1 回程度個別に面接を行い、学習支援に関するニーズや希望を把握している。
電子メールアドレスの活用	○健康福祉学部では、学生の所属する各学科教員のメールアドレスを学生に公開し、随時学習支援に関わるニーズや希望を申し出ることができるようにし、ニーズや希望の把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関するニーズを把握するため、履修相談や学生自治会との話し合いの場を活用したり、授業評価アンケートを実施したりしているほか、学生が履修等に関する要望等を投書できる「キャンパス・ボイス」の受付箱を設置している。各学部・系、研究科等においてもオフィスアワーや担任制が取り入れられている。こうした場で学生のニーズを把握するとともに、学習相談、助言、支援が適切に行われている。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生として、平成 22 年 5 月 1 日現在、留学生が 231 名（研究生等数含む）、社会人学生が 284 名、障がいのある学生が 4 名在籍している《資料 7-1-4-1》。

留学生の支援は、本学では国際センターが中心となって行っている。また、学内の教員により構成される留学生・留学委員会を設置し、留学生の支援・指導に関する審議を行っている《資料 7-1-4-2》。新入生向けに 4 月及び 10 月のガイダンスを実施し、学習面、学内の手続及び生活に関する説明を行っている。また指導教員に加えて大学院生をチューターとして配置し、教育、研究面や生活面での支援を行う仕組みを設けている《資料 7-1-4-3》。その他に、留学生の特性に配慮した留学生専門の相談業務を行うために、留学生相談員を配置し、学習相談、生活相談、研究相談等の業務を実施している。さらに様々なレベルの「日本語」授業等を開講している《資料 7-1-4-4》

理工学研究科やシステムデザイン研究科の博士後期課程及び人間健康科学研究科等では社会人学生を積極的に受け入れている。一部で大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を実施し、夜間や土曜に授業を開講するとともに、博士後期課程の社会人学生には職務との両立を念頭に、土曜や休日に研究指導を行っている（参照：資料 5-5-3-1）。

さらに、平成 23 年度から一部の研究科において長期履修制度を実施することとしている。これは、学生が、職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度である。

障がいのある学生に対しては、学生の入学決定後、例えば車いすの利用者であれば、教務課の職員が同行しながら教育環境で改善が必要な箇所を確認し、その改善に取り組んでいる。また、聴覚障がいのある学生が授業担当教員の唇を読むことを可能とするために当該学生の正面を向いて講義をすることを申し合わせている。このほか、視覚障がいのある学生を受け入れるための取組を独自に行っている部局がある《資料 7-1-4-5》《別添資料 7-1-4-6》。さらに、視覚障がいのある学生のために教科書等の点訳を外部の業者に委託しているほか、定期試験時の特別措置等の対応を行っている。

《資料 7-1-4-1：留学生、社会人学生、障がいのある学生の在籍状況》

(1) 留学生

I 学士課程

(単位：人)

学部・系・コース		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
都市教養 学部	人文・社会系	3	4	4	4	7
	法学系	0	0	0	0	0
	経営学系	4	4	4	3	3
	理工学系	4	4	4	4	5
	都市政策コース	0	0	0	0	0
都市環境学部	1	1	0	3	4	
システムデザイン学部	3	3	3	2	1	
健康福祉学部	0	0	0	0	0	
合 計		15	16	15	16	20

II 博士前期課程

(単位：人)

研究科		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科		8	22	25	24	27
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	2	2	1
	経営学専攻	12	16	12	9	10
理工学研究科		3	9	9	9	9
都市環境科学研究科		10	18	16	22	30
システムデザイン研究科		4	10	11	15	16
人間健康科学研究科		0	0	1	2	1
社会科学 研究科	社会学専攻※	2	0	0	—	—
	政治学専攻※	1	0	—	—	—
	基礎法学専攻※	1	0	—	—	—
理学研究科※		1	0	0	—	—
合 計		42	75	76	83	94

※ 平成 18 年再編以前の研究科・専攻

III 博士後期課程

(単位：人)

研究科		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科		8	13	16	18	23
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	0	1	1
	経営学専攻	4	5	5	4	5
理工学研究科		7	10	11	13	16
都市環境科学研究科		6	9	8	13	20
システムデザイン研究科		2	3	3	1	4
人間健康科学研究科		1	2	2	3	2
社会科学 研究科	社会学専攻※	2	2	1	0	0
理学研究科※		1	1	1	0	0
工学研究科※		8	8	0	0	0
都市科学研究科※		1	1	0	0	0
合 計		40	54	47	53	71

※ 平成 18 年再編以前の研究科・専攻

なお、上記 I II III のほか、平成 22 年度は研究生等として 46 名の留学生在学している。

(2) 社会人学生

I 博士前期課程

(単位：人)

研究科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科	0	0	0	0	0
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	0	0
	経営学専攻	60	24	57	68
理工学研究科	0	0	1	2	1
都市環境科学研究科	2	8	9	6	9
システムデザイン研究科	0	1	2	1	1
人間健康科学研究科	17	52	77	103	90
工学研究科※	1	0	1	0	—
都市科学研究科※	3	3	1	—	—
保健科学研究科※	21	0	2	1	—
合 計	104	88	150	181	167

※ 平成 18 年再編以前の研究科・専攻

II 博士後期課程

(単位：人)

研究科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科	0	0	0	0	0
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	0	0
	経営学専攻	6	1	6	19
理工学研究科	4	8	13	10	10
都市環境科学研究科	10	22	39	27	19
システムデザイン研究科	7	12	18	22	1
人間健康科学研究科	19	42	60	77	84
社会科学研究科(社会学専攻等)※	0	0	0	4	0
理学研究科※	1	0	0	0	0
工学研究科※	8	7	2	1	1
都市科学研究科※	3	5	1	0	0
保健科学研究科※	10	10	6	5	2
合 計	68	107	145	165	117

※ 平成 18 年再編以前の研究科・専攻

(3) 障がいのある学生

I 学士課程

(単位：人)

学部・系・コース	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
都市教養 学部	人文・社会系	0	1	2	1	0
	法学系	0	0	0	0	0
	経営学系	0	0	0	0	0
	理工学系	0	0	1	2	1
	都市政策コース	—	0	0	0	0
都市環境学部	0	1	1	0	0	
システムデザイン学部	0	0	1	1	1	
健康福祉学部	0	0	0	0	1	
合 計	0	2	5	4	3	

II 博士前期課程

(単位：人)

研究科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科	0	0	0	0	0
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	0	0
	経営学専攻	0	0	0	0
理工学研究科	0	0	0	0	0
都市環境科学研究科	0	0	0	0	1
システムデザイン研究科	0	0	0	0	0
人間健康科学研究科	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	1

Ⅲ 博士後期課程

(単位：人)

研究科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人文科学研究科	0	0	0	0	0
社会科学 研究科	法学政治学専攻	0	0	0	0
	経営学専攻	0	0	0	0
理工学研究科	0	0	0	0	0
都市環境科学研究科	0	0	0	0	0
システムデザイン研究科	1	1	1	1	0
人間健康科学研究科	0	0	0	0	0
合 計	1	1	1	1	0

《資料 7-1-4-2：首都大学東京留学生・留学委員会規程（抜粋）》

首都大学東京留学生・留学委員会規程

平成 17 年法人規程第 6 号
制定 平成 17 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人首都大学東京が設置する大学（産業技術大学院大学を除く。）への外国人留学生の受入れ及び学生の外国留学等並びに留学生及び留学に関する事項を審議し、留学生及び留学を希望する学生を支援・指導することを目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 1 項に定める運営委員会として、首都大学東京留学生・留学委員会（以下「留学生・留学委員会」という。）を設置する。

(委員会の機能)

第 2 条 留学生・留学委員会は、次の事項を職務とする。

- (1) 外国人留学生の大学への受入れ及び学生の外国留学に関すること。
- (2) 留学生の教育および生活指導上の基本的な制度に関すること。
- (3) 国及びその他団体等が実施する留学生関連の諸制度に関すること。
- (4) 留学生の生活支援及び福利厚生等に関すること。
- (5) 留学に関わる各種選考に関すること。
- (6) その他留学生、留学に関すること。

《資料 7-1-4-3：外国人留学生チューター制度実施要項（抜粋）》

外国人留学生チューター制度実施要項

17 首都大学学第 7-2 号
平成 17 年 4 月 1 日

1 目的

外国人留学生に対して、指導教員のもとに、大学が選定したチューターにより教育、研究等について個別に正課外指導を行い、もって、留学生の学習研究効果の向上を図ることを目的とする。

2 対象

原則として、入学後 1 年以内の私費留学生とする。

3 指導期間等

指導期間は、当該年度 5 月から翌年 3 月（8 月を除く。）までとし、指導回数は週 2 ないし週 3 回、1 回 2 ないし 3 時間を原則とする。

4 チューターの選定

チューターは、指導教員の推薦に基づき、大学が選定する。

選定対象となる者は、原則として、留学生の専攻する分野に関連のある大学院生とする。（教職員を除く。）

《資料7-1-4-4：平成22年度前期 日本語授業時間割》

	月	火	水	木	金
1		基礎日本語中級2 ＜西郡＞N2 国際交流会館交流室		基礎日本語初級2 ＜長谷川＞N4 1号館320	基礎日本語中級2 ＜神村＞N2 国際交流会館交流室
2	Japanese Language and Society <Long>英語による講義, 1号館206			日本語Ⅱa ＜梅岡＞N1+ 1号館105	
3	日本語Ⅰc ＜山田＞N1 1号館104		日本語Ⅱb ＜長谷川＞N1 AV棟162	日本語Ⅰa ＜梅岡＞N1 1号館105	英語・中国語・韓国語による日本語ワークショップ ＜小玉＞＜王＞＜趙＞ N4, N5 国際交流会館交流室
4				基礎日本語中級1 ＜梅岡＞N3 国際交流会館231	日本語Ⅱc ＜浅川＞N1+ 1号館206
5					日本事情 ＜崔＞N1, N1+ 1号館205
6	基礎日本語初級2 ＜山田＞N4 国際交流会館交流室	基礎日本語初級1 ＜藤本＞N5 国際交流会館交流室	日本語中上級ワークショップ ＜橋本＞N2, N1 国際交流会館交流室	基礎日本語中級2 ＜十市＞N2 国際交流会館231	基礎日本語中級1 ＜神村＞N3 国際交流会館交流室
日野C	5限 基礎日本語上級 ＜十市＞N1, N1+ 18号館206	5限 基礎日本語初級2 ＜亀山＞N4+, N4 18号館206	5限 基礎日本語中級1 ＜亀山＞N3 18号館206		5限 基礎日本語中級2 ＜十市＞N2 18号館206
				荒川C 4+5限	基礎日本語上級 ＜山田＞N1, N1+ 演習室8[419]

基礎日本語：国際センターが開講する授業

N=日本語能力試験のレベル
N1+: 超上級
N1: 上級
N2: 中級2
N3: 中級1
N4: 初級2
N5: 初級1

《資料7-1-4-5:障がいのある学生の受入に係る取組の例》

取組事例	概要
障がいのある学生の受入に係る取組	教務課では、障がいのある学生の入学決定後、障がい学生対応担当の職員が入学前に学生へ連絡を取り、障がいの状況を確認し、施設設備にかかる教育環境の調査を行っている。例えば、車いすを利用する者であれば、その移動する教室環境に同行しながら改善の必要箇所を確認し、改善に取り組んでいる。
障がい学生の受け入れに係る施設整備等	視覚障がい学生のための階段への危険防止表示の工事、車いす利用学生のための固定机・椅子の撤去工事、障がいに対応したコンピューター機器購入等がある。学習支援としては、早期に教科書等を点訳できるよう授業担当教員への連絡・調整、教務委員会・基礎教育部会を通じた定期試験時の特別措置を依頼する等の対応を行っている。
人文・社会系による、視覚障がいをもつ学生の受入に係る取組	障がいをもつ学生（視覚障がい1名、下肢障がい2名）が在籍していることもあり、平成18年度は、全学的な障がいをもつ学生の学習状況の調査を実施し、現状と問題点の把握に努めた。また、視覚障がいの学生が在籍していることもあり、視覚障がいに対応したマニュアルを作成・配布したほか、電子ファイルでの書籍購入、レジュメや講義ノートの点字化、移動介助のための学生配置、電子ファイルによる事前の授業資料送付などに取り組んだ。

別添資料7-1-4-6: 視覚障がい者の教育支援のための教員用インストラクション（人文・社会系）

【分析結果とその根拠理由】

留学生と社会人学生に対する学習支援は組織としての体制が適切に構築されている。これに対して、障がいのある学生への支援は、現状では、受け入れた各部局の教員や教務課の職員が個々の学生の事情を把握しながら、障がいに応じた環境改善を行うなどし、対応している。今後さらに、障がいのある学生に対する支援を拡充するため、個々の学生の多様な事情に配慮しながら、関係者となつないで支援をアレンジしていくための、組織的な学習支援体制を整備していく必要がある。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

南大沢キャンパス 6 号館では、学生が自由に利用できる机・椅子を配し、貸出パソコンを利用できるブースを設けている《資料 7-2-1-1》。8 号館 1 階のロビーは、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブの関連事業の一環として、スクリーン、大型ディスプレイなどを備えた通称“イニシアティブ交流スペース”として平成 17 年度に整備された。12 号館にも、学生が自由に利用できる机、椅子を配した空間を設けている。これらのほかにも、1 号館、9 号館など南大沢キャンパス各棟や日野・荒川キャンパスの専門教育用の演習室等は授業に支障のない範囲で学生に利用を許可している。これらのスペースでは、学生が自習や学生同士の主体的なミーティングを行う姿が常に見られる。また、大学院生に対しては、各研究科専攻のそれぞれの事情に応じて、専用の院生室を設けたり、研究室の中に院生用の机、椅子、書架を設けたりしている《資料 7-2-1-1》。

南大沢・日野・荒川の各キャンパスの図書情報センター（図書館）には学生用閲覧席を確保している。キャンパスにより異なるが、夜間、土曜、長期休業中も開館し、学生の自主的学習の支援を行っている《資料 7-2-1-2》。南大沢キャンパスの図書館ではノート PC を貸出している（参照：資料 8-1-2-3）。

各キャンパスにおける情報端末のある教室は授業で用いる時間以外は開放し、無線 LAN を配してコンピューターを貸し出している《資料 7-2-1-3》（参照：資料 8-1-2-3）。各学部・系、研究科等では、自習室の開放や PC の貸出について《資料 7-2-1-4》に例示したとおりの特徴的な取組を行っている。

《資料 7-2-1-1： 学生用の自主的学習環境の様子》

6 号館の学習スペース



12 号館の学習スペース



8号館の学習スペース（イニシアティブスペース）



8号館学習スペースの使用予定表

日曜	記 事	16火	17水	備考
1月	3/1 B3物理173-(355)222			
2火				
3水	12:00-14:00 B7化学352			
4木				
5金				
6土	15:30~18:30 B類テラス(会議)			
7日				
8月	3/8 17:30~20:00 物理173-(355)222			
9火	17:00~20:00 化学352			
10水	3/10 9:00~21:00 B7化学352			
11木	3/11 12:10~13:10 物理173-(355)222			
12金				
13土	15:30~18:30 B類テラス(会議)			
14日				
15月				

大学院生用の学習スペース



《資料 7-2-1-2：図書情報センターカレンダー（本館・日野館・荒川館）》

本館：http://www.comp.tmu.ac.jp/library/tosyokan/calendar_2010.html
 日野館：<http://www.sd.tmu.ac.jp/library/calender/libraryholidaycal22.html>
 荒川館：http://www.hs.tmu.ac.jp/lib/user/cal_print.pdf

《資料 7-2-1-3：情報端末のある教室の開放状況等》

キャンパス	開放状況等
南大沢キャンパス	情報自習室としては、1号館3階に無線LANを配して貸出パソコンが利用できる教室が2室ある。また、1号館にある4室のパソコン教室は、授業時間を除き、自習用として開放しており、AV棟CALL教室では、語学の自習用に開放時間を設けている。なお、6号館では、小スペースながら学生が自由に利用できる机・椅子を配し、貸出パソコンを利用できるブースも設けており、効果的に利用されている。
日野キャンパス	授業使用時間以外はCALL室を開放しており、レポート課題等の作成の利便性を図っている。
荒川キャンパス	授業での使用時間を除き学生が自由に利用できるパソコンは、2つの情報処理室に50台ずつ、院生室に39台設置しており、学内LANで接続している。

《資料 7-2-1-4：各学部・系、研究科における自習室の開放、パソコンの貸出状況の主な事例》

学部・系、研究科	概要
人文・社会系 人文科学研究科	統計解析ソフトやプレゼンテーションソフトがインストールされたPCや、ヒアリング調査等に用いられるテープレコーダーやICレコーダー等の貸出サービスを行っている。
社会科学研究科 (法学政治学専攻)	大学院生に対して、法学系図書室に設置している備品(製本機・ネットワークスキャナ等)やコピー機の使用を認めており、コピーについては一定の経費支援を行っている。
理工学系 理工学研究科	8、9号館を中心に独自の自主的学習環境を整備しており、学生室の設置、8号館1階のロビーの什器やスクリーン、大型ディスプレイ等を備えた通称イニシアティブスペースの整備、9号館のCAD室等が利用可能である。

【分析結果とその根拠理由】

南大沢キャンパスのさまざまな施設に学生が自由に利用できる自習用のスペースを用意している。日野、荒川の各キャンパスにおいても、専門教育用の演習室等、授業に支障のない範囲で学生に利用を許可している。また、各学部・系、研究科等が、これら以外に各キャンパスにおいて、図書室、院生室、研究室内に自主的な学習のためのスペースを確保している。これらの自主的な学習環境は、学生が効果的に利用できる状況にある。

観点 7-2-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学には、首都大学東京学生通則第5条に基づく登録団体として、平成21年12月1日現在、上部団体8団体、文化部連合51団体、サークル連合19団体及び体育会37団体（このほか、上部団体非加盟のサークルが66団体）があり、学生サポートセンターにおいてこれらの団体の活動を支援している《資料 7-2-2-1》。

学生の各種サークル活動、大阪府立大学・横浜市立大学との総合定期戦、大学祭、学部学生・大学院生の自主的活動に対して、教室や設備・備品等の利用を届出に基づき認めている。体育会の伝統行事である、大阪府立大学・横浜市立大学との総合定期戦に対して、毎年競技場の提供や補助等の支援を行っている。学生のサークル活動については、顧問教員をできるだけ決め、サークル活動に必要な物品を配布し、活動が円滑に行われるように支援している《資料 7-2-2-2》。また、体育会の最上級学年生が引退し、部長が交代する秋頃に「リーダー育成研究会研修会」を実施し、課外活動における事故防止について注意喚起を行っている。さらに、機器の適切な操作方法の習得を目的として、「トレーニングルーム講習会」及び「講堂ホール設備技術者講習会」をそれぞれ年2回実施している。

学生のサークル活動にあたっては、学生ホールやサークル棟の利用を認めており、前者は主に文科系サークル、後者は主に体育会が利用している。この外に、学生の課外活動のための施設として7号館があり、スタジオや会議室、和室などスペースが学生の課外活動に使用されている。

《資料7-2-2-1：登録団体一覧（平成21年12月1日現在）》

上部団体 (8 団体)	文化部連合 (51 団体)	サークル連合 (19 団体)	体育会 (37 団体)
団体名	団体名	団体名	団体名
学生自治会 執行委員会 学生ホール管理運営委員会 体育会本部 文化部連合 サークル連合理事会 大学祭実行委員会 七夕祭実行委員会 新入生歓迎実行委員会	A. T. L English Speaking Society 囲碁部 英語サークル Kino SF 研究会 エリカ混声合唱団 エンターテイメントサークル Pal 大原セツルメント 学術会 学生教育研究会 歌謡文化研究会 管弦楽団 クイズ研究会 space グリーククラブ 軽音楽部 劇団時計 国際交流会 古典ギター部 サークル ECO 茶道研究会 三曲会 児童文化研究会 司法問題研究会 写真部 JAZZ 研究会 将棋部 書道部 人力飛行機研究会 MaPPL 吹奏楽団 推理小説研究会 SRM 聖書研究会 セツルメント法律相談部 大学情報研究会 第三文明研究会 Team” LAMP” TMU-SFC TMU Close Up Magic Circle TMU Formula Racing 鉄道研究会 軟式野球サークル RaD 美術部 FINAL FLASH フォークソング研究会 放送研究会 マイクロコンピュータ研究会 Mighty マンガ研究会 旅行研究会 ロック研究会	学生社会科学研究会 J-BOY 世界民謡研究会 星泳会 総合文化交流会 media β Das Lied Desperado 軟式野球部 BUTTERFLY BBC 美術工芸研究会 B 類サッカー部 B 類テニス部 B 類バスケットボール部 B 類バドミントン部 B 類バレーボール部 文藝部 星の広場の会 唯物論研究会	合気道部 アイスホッケー部 アメリカンフットボール部 応援団 学術探検会 空手道部 弓道部 剣道部 硬式庭球部 硬式野球部 ゴルフ部 サッカー部 山岳部 自転車部 自動車部 柔道部 準硬式野球部 少林寺拳法部 水泳部 スキー部 漕艇部 ソフトテニス部 体操部 卓球部 競技ダンス部 (ALL) テコンドー部 男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 バドミントン部 男子バレーボール部 女子バレーボール部 パワーリフティング部 ハンドボール部 ヨット部 陸上競技部 ラグビー部 ワンダーフォーゲル部

注 このほか、学生上部団体非加盟のサークルが66団体

《資料7-2-2-2：施設・備品貸し出しに関する周知》

学内施設利用・備品貸出

大学内の体育館や球技場等の運動施設のほか講堂、学館も課外活動のために利用することができます。これらの施設は、いずれも学生課の窓口で申込みをし、許可を受けて使用します。それぞれの施設の使用マナーを守って有効に活用してください。また、学生課では課外活動を支援する目的で机や椅子・ビデオカメラなどの備品の貸出も行っています。

施設の受付開始日と手続きについて**貸出施設の受付開始日**

講堂は2ヶ月前の月初、学館・教室・運動施設は1ヶ月前の月初より予約の受付を開始します。月のはじめに学生課窓口前にて各団体による調整を行います。

備品

学生課では、課外活動を支援するため、備品の貸出を行っています。

備品の種類

PA音響、長机、パイプ椅子、集会用アンプ、台車、立看板、テント、リヤカー、延長ドラムコード、ビデオデッキ、プロジェクター、ビデオカメラ、マイク、マイクスタンド ほか

使用手続

学生課窓口の「備品貸出簿」を確認の上、「備品借用申請書」に所定の事項を記入し、申し込んでください。学生証と引き替えに備品を貸し出します。使用したい場合の申請期限は、使用日の前月の初日から使用日までです。当該備品が空いていれば、使用の当日でも申請できます。ただし、土・日・祝日の貸出及び返却はできません。

備品使用上の注意

- ・借りた備品は、借りに来た人が責任をもって、返却してください。
- ・破損等した場合、次に使用予定の団体が使えないなどの事態も起こります。備品は大事に使ってください。
- ・紛失したり、壊したりした場合は、弁償してもらうことがあります。
- ・備品の転貸は禁止しています。
- ・ルールに違反した場合は、使用停止とすることがあります。

備品の異常を見つけたら、ただちに学生課へ連絡してください。

大学ウェブサイト：http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/05_activities/02_kashidashi.html

【分析結果とその根拠理由】

学生サポートセンターを中心として、サークル活動、大阪府立大学・横浜市立大学との総合定期戦、大学祭、その他の学部学生・大学院生の自主的活動を支援している。これらの支援により、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われており、支援が適切に行われている。

観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズは、「キャンパス・ボイス」、学生自治会との交渉や学生生活実態調査等を通じて把握している《資料7-3-1-1》《別添資料7-3-1-2》。

生活や進路等に関しての相談・助言体制としては、オフィスアワーや担任制度があるほか、常勤の教授等からなる学生相談室（専任カウンセラー2名、非常勤カウンセラー2名、精神科医1名）や学修カウンセラー（1名）による相談がある《資料7-3-1-3～5》。

就職に関しては就職支援委員会を設置し、就職支援における事業の企画・実施、また各学部との調整

を行うとともに、就職カウンセラー 2 名が就職相談を行っている《資料 7-3-1-6・7》《別添資料 7-3-1-8》。また、教職員からなる知のキャリア形成支援委員会を設置し、毎年度「学生の意識と行動に関する調査」の実施から学生のニーズを把握している《資料 7-3-1-9・10》。

ハラスメントに関しては、全学レベルでのセクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置している《資料 7-3-1-11・12》。相談員は各学部・系、研究科等に配置しており、学生に対してはウェブサイトや冊子等の配布物により、連絡先を周知している《資料 7-3-1-13》。

健康面への対応としては、各キャンパスに医務室・保健室を整備し、医師の週 1 日の診療、看護師の配置をしており、学生からの相談を受けている。

《資料 7-3-1-1：学生生活実態調査の回収率・回答数と主要な調査項目》

(1) 調査の回収率・回答率

	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 21 年度
回収率	18.7%	21.8%	22.4%
回答数	521 人	620 人	652 人
調査対象者数	2,783 人	2,841 人	2,906 人

調査対象者：各年度 10 月 1 日現在の首都大学東京に在籍する学部生及び大学院生（休学者を除く）から無作為抽出法により 3 分の 1 の割合で抽出された者

(2) 主要な調査項目

<p>[現在の住居について] Q7 現在の居住形態 / Q8 居住地 / Q9 通学時間</p> <p>[個人の生活について] Q10 1 か月の生活費の収入と支出 / Q11 授業料の負担方法 / Q12 授業料の減免・分納 / Q13 アルバイト / Q14 奨学金</p> <p>[学内での生活について] Q15 キャンパスに来る際、昼食等の食事をする機会 / Q16 キャンパス内の食堂の利用状況 / Q17 学生食堂 / Q18 学生食堂に今後求めたいこと / 南大沢キャンパスと荒川・日野キャンパスの比較</p> <p>[大学の WEB 環境の利用（大学ホームページの閲覧、履修登録、web メールの利用等）について] Q23 利用する際の情報ツール / Q24 大学ホームページにアクセスする頻度 / Q25 アクセスするコンテンツ</p>

別添資料 7-3-1-2：平成 21 年度学生生活実態調査報告書（平成 21 年度）

《資料 7-3-1-3：学生相談室》

「学生相談室」利用案内

学生相談室を気軽に利用してください。これが一番です。何も特別なところではありません。大学の中にある、学生のみなさんが利用できる場所です。いつでも気軽に尋ねてきてください。

面接は予約が原則ですので、電話か来室して予約してください。相談員が時間のあるときは、すぐに面接できることもあります。

相談内容については、秘密を固く守り、プライバシーの保護を致しますので、安心して来室してください。

面接予約受付日・時間 月～金曜日（AM10：00～PM5：30）

面接日・時間 月～金曜日（AM10：00～PM6：00）

場 所 7 号館 2 階

連 絡 先 〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1

TEL 042-677-1111（内線 2121） TEL 042-677-2376（相談室直通）

<p>室 員</p> <p>受付・事務 1名 専任カウンセラー 2名 渡部みさ(教授)、村松健司(准教授) 非常勤カウンセラー 2名(週2日) 精神科医 1名(月1回)</p> <p>こんなときに利用してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学生生活について <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・大学院に入学したけれど、自分に合っていない気がする ・ サークルでのトラブル ・ 思うように勉強が進まない ◆ 進路・就職について <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来のことで悩んでいる ・ 就職活動がうまくいかない ◆ 対人関係について <ul style="list-style-type: none"> ・ 友人関係や恋愛での悩み ・ 家族について話したいことがある ◆ 健康について <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事のこと(食べられない、食べすぎてしまう) ・ 夜眠れない ◆ 自分のことについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の性格が気になる ・ やる気が起きない、気持ちに浮き沈みがある ・ イライラすることが多い <p>「朝、悪夢を見てそれがずっと気になっている…」など何か「気になること」があるとき、また「どこに相談すればいいかわからない」ときにも、どうぞご遠慮なく学生相談室を訪ねてみてください。</p> <p style="text-align: right;">大学ウェブサイト：http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/pdf/08_100401.pdf</p>

《資料 7-3-1-4 : 学生相談室の利用状況》

名称	スタッフ数		開室日数		開室時間	年間相談件数				
	専任	非常勤	週当たり	年間(週)		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
南大沢キャンパス	2	2	5	246(50)	10:00 ~ 18:00	1,957	2,107	2,528	2,720	3,413
日野キャンパス		1	1	48(1)	11:00 ~ 17:00	55	58	80	72	85
荒川キャンパス		1	1	52(1)	9:30 ~ 17:30	82	107	102	115	92
晴海キャンパス		1	1	46(1)	10:15 ~ 19:00	65	104	79	84	81
計	2	5				2,159	2,376	2,789	2,991	3,671

《資料 7-3-1-5 : 学修カウンセラーの相談対応状況 (平成 21 年度)》

カテゴリー	概要	件数(件)
学修	学習意欲、目的意識、ゴールの設定等について	95
将来	進路(進学や就職を含めた)や自分の将来について	178
心身	気持ちの落ち込み、無力感、気持ちの混乱、不安、迷いなどについて	6
生活	アルバイト、サークル活動、生活のリズム等について	20
自己開発	目標設定の仕方、スケジュールリングの仕方、TOEIC、資格等について	75
その他	生活のモニタリング、恋愛相談、家族関係、教員からの依頼のある学生への支援など	8
カテゴリー別合計(延べ件数)		382

注 平成 21 年度の相談件数は 232 件、相談者数は男性 83 人・女性 91 人の計 174 人

《資料 7-3-1-6：首都大学東京就職支援委員会規程（抜粋）》

首都大学東京就職支援委員会規程	平成 17 年法人規程第 5 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(趣旨)	
第 1 条 公立大学法人首都大学東京が設置する大学（産業技術大学院を除く。）に在籍する学生の自己実現や進路選択の過程を支援すること並びに学生の就業意識及び就職実績の向上を目的として、キャリア形成支援及び就職支援の充実・強化を図るため、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 1 項に定める運営委員会として、首都大学東京就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を設置する。	
(委員会の機能)	
第 2 条 就職支援委員会は、次の事項を職務とする。	
(1) 学生のキャリア形成及び就職の支援についての大学の方針に関すること。	
(2) キャリア形成支援及び就職活動支援についての企画・立案・実施に関すること。	
(3) 各学部、就職課の連絡調整に関すること。	
(4) その他学生のキャリア形成及び就職の支援に関すること。	

《資料 7-3-1-7：就職相談》

就職相談	
就職カウンセラー・就職相談員による就職相談は原則予約制です。 なお、当日でも空きがあれば相談を受け付けますが、事前に電話などでのご予約をおすすめします。	
相談日	【カウンセラー】 毎週月～金の午前 10 時 30 分～午後 4 時 10 分まで ■ 10：30～11：10 ■ 11：20～12：00 ■ 13：30～14：10 ■ 14：30～15：10 ■ 15：30～16：10 【相談員】 毎週月・火・水・木の午後 1 時～午後 4 時 10 分まで ■ 13：00～13：40 ■ 13：50～14：30 ■ 14：40～15：20 ■ 15：30～16：10
申込方法	カウンセラー・相談員とも原則予約制です。 ただし、当日でも空きがあれば受け付けます。（9：00～17：45）
相談申込及び問い合わせ	学生サポートセンター就職課（外線：042-677-1164 / 内線 2191）
大学ウェブサイト： http://www.gs.tmu.ac.jp/shuushoku/syusyoku.htm	

別添資料 7-3-1-8：就職支援行事一覧（平成 21 年度）

《資料 7-3-1-9：知のキャリア形成支援委員会》

知のキャリア形成支援委員会について	
知のキャリア形成支援委員会は、各学部学系及び関係部署との連携を図り、首都大学東京の学生にふさわしい「知のキャリア形成支援」を効果的に展開していくことを目的とした常設委員会です。	
「知のキャリア形成支援の定義」 知の修得・探求を中心とした教育課程を通じて、学生一人一人のキャリア発達や個としての自立を促す包括的な支援 「知のキャリア形成支援の位置づけ」 各コースでの伝統的な取り組みに取って代わるシステムではなく、各学部・学系・コースの主体性やこれまでの取り組みを尊重した新たな相補的かつ学部・学系横断型の全学的支援機構	
大学ウェブサイト： http://www.metro-u.ac.jp/career/	

《資料7-3-1-10：首都大学東京知のキャリア形成支援委員会規程（抜粋）》

首都大学東京知のキャリア形成支援委員会規程

平成 18 年度法人規程第 18 号
制定 平成 19 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 首都大学東京における知のキャリア形成支援活動について、各学部等及び関係部署との連携を図り、首都大学東京にふさわしい内容として効果的に展開していくことを目的とし、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 2 項に定める運営委員会として、知のキャリア形成支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第 2 条 委員会は、首都大学東京の知のキャリア形成支援に関し、各学部等が個別に行うものを除き、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 知のキャリア形成支援についての企画立案及び実施に関すること。
- (2) 知のキャリア形成支援に関する各学部等の取組についての情報交換、支援及び連絡調整に関すること。
- (3) 学修カウンセラーの活動に対する指導・助言に関すること。
- (4) その他知のキャリア形成支援に関すること。

《資料7-3-1-11：セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会規程（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会規程

平成 17 年法人規程第 2 号
制定 平成 17 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）のセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）の防止及びその対策のため、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 1 項に定める運営委員会として、公立大学法人首都大学東京セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

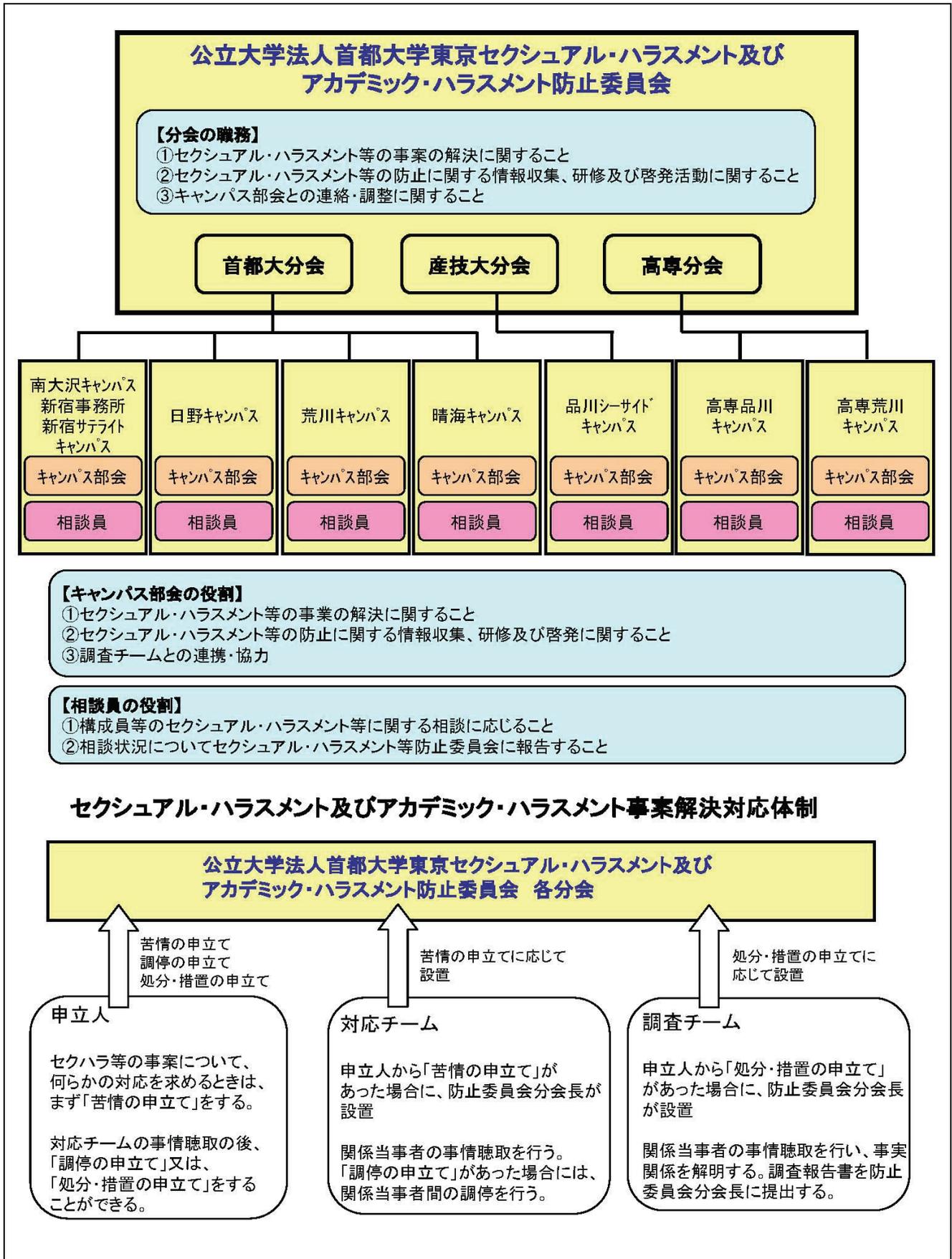
（委員会の職務）

第 2 条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 前条に規定する目的を達成するための基本方針（案）を作成し、理事長に報告すること。
- (2) 上記基本方針を実施するための対応策を作成し、理事長に報告すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント等の事案の解決に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する情報収集、研修及び啓発活動に関すること。
- (5) 第 10 条に定めるキャンパス部会との連絡・調整に関すること。
- (6) その他セクシュアル・ハラスメント等の防止及び対策に関すること。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/kikaku/soudan_3349/kitei_3362.html

《資料7-3-1-12: セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止体制概念図(抜粋)》



《資料 7-3-1-13 : セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント相談窓口》

http://www.tmu.ac.jp/kikaku/soudan_3349/madoguti_3350.html

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズは、「キャンパス・ボイス」、学生自治会との交渉、学生生活実態調査等を通じて把握している。また、常勤の教授等からなる学生相談室を設置しているほか、学修カウンセラー、就職カウンセラーを配置している。セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関する相談に対応するための相談員を各学部・系、研究科等に配置している。また、健康面への対応としては医務室・保健室を整備している。以上のことより、生活支援に関する学生のニーズを適切に把握し、必要な相談・助言体制を構築している。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】

留学生については、国際センター事務室に担当職員を配置して、奨学金の申請受付、宿舍の紹介、資格外活動許可申請に必要な副申書の発行、生活相談等のサポートを行っている《資料 7-3-2-1》。また、学内の教員から構成される留学生・留学委員会を設置し、留学生の支援・指導に関する審議を行っている（参考：資料 7-1-4-2）。その他、留学生の特性に配慮した留学生専門の相談業務を行うために、留学生相談員を配置し、学習相談、生活相談、研究相談等を実施している。

特別な支援が必要な障がいのある学生への日常的生活支援については、受入れた各部局の教員や関係事務局のほか、ボランティア学生が協力して対応している。また、教務課では、聴覚障がいのある学生の日常生活を周りの学生が支援するために手話の講習会を実施している《資料 7-3-2-2》。講習では、手話とはどのようなものであり、どのように伝え合うのか、どんな気配りが必要なのか等、手話に直接触れることで障がいを持った人々への理解を学生に深めさせることを期待している。

《資料 7-3-2-1 : 外国人留学生の手引》

<http://www.ic.tmu.ac.jp/student/guidance.html>

《資料 7-3-2-2 : 平成 22 年度手話講習会の案内》

平成 22 年度 手話講演会募集要項	
日 時	平成 22 年 5 月 13 日～7 月 22 日（全 10 回） 毎週木曜日 5 時限（16:20～17:50） 第 1 回：5 月 13 日、第 2 回：5 月 20 日、第 3 回：5 月 27 日、第 4 回：6 月 3 日、 第 5 回：6 月 10 日、第 6 回：6 月 17 日、第 7 回：6 月 24 日、第 8 回：7 月 8 日、 第 9 回：7 月 15 日、第 10 回：7 月 22 日
場 所	首都大学東京 南大沢キャンパス 1 号館 205 教室
講 師	田代 英忠先生（東京手話通訳等派遣センター所属講師）
参加対象者	手話を初めて学ぶ学生 ※最後まで出席できる人を対象とします。
参加申込	南大沢キャンパス 1 号館 1 階教務課⑤番窓口
申込期限	4 月 15 日（木）から 5 月 13 日（木）までです。
そ の 他	テキストは、教務課で用意します。費用はかかりません。 定員に達し次第締め切ります。
問い合わせ先	教務課 教務係 電話 042-677-1111(内線 2224)

大学ウェブサイト：<http://www.kisokyo.tmu.ac.jp/kyomu/syuwa/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する支援を国際センター事務室、留学生・留学委員会が中心となり実施している。また、障がいのある学生に対する支援は、受け入れた部局の教員や関係する事務局、ボランティアが協力し対応している。さらに、手話講習会を実施し、聴覚障がいのある学生に対する支援のための取組も行っている。これらのことにより、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対する生活支援等を行うことができる状況をつくっており、また、必要に応じて生活支援等を適切に行っていると考えられる。

今後さらに、様々な障がいのある学生への対応としてより効果的な生活支援等を行っていくには、関係者をつないで支援をアレンジしていく組織的な体制を整えていく必要がある。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、授業料が減額又は免除される授業料減免制度がある。また、授業料の一括納付が困難な学生には授業料分納の制度がある《資料 7-3-3-1》。平成 21 年度、授業料減免の対象となった者の在籍学生数に対する比率は 8.9%、授業料分納の対象となった者の在籍学生数に対する比率は 1.0%であった《資料 7-3-3-2》。

本学には奨学金として、日本学生支援機構の実施する奨学金（貸与型）、首都大学東京大学院研究奨励奨学金（給付型）、地方公共団体や民間からの奨学金がある。在籍学生総数に占める支給学生数の割合（受給人数率）は平成 21 年度末時点の実績で約 35.4%であった《資料 7-3-3-3》。これらのうち大学院研究奨励奨学金は本学大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生に対し、研究に専念できる環境を提供する本学独自の奨学金制度であり、平成 21 年度から給付を開始した《資料 7-3-3-4》。

授業料減免制度や授業料分納制度、及び日本学生支援機構の実施する奨学金については、通常の経済的理由以外に、出身地の地震や洪水等の自然災害等で授業料負担者の被害が甚大な場合や、家計支持者の死亡等により家計の状況が急変した場合にも経済的支援が受けられるよう配慮している。

奨学金に関する学生への周知は、ウェブサイトや掲示により行っている《資料 7-3-3-5》。

その他の学生に対する経済面の援助のひとつとしては、学生寮（寄宿舍及び桜都寮）が挙げられる《資料 7-3-3-6》。このうち、寄宿舍は通学時間が片道 2 時間以上を要し、かつ経済的事実等により入舎を希望する者を対象としており、募集は主に新入生を対象に 2 月の入試時期に行っている。周知方法としては、受験生に対しては、学生募集要項やウェブサイトにて、学生に対しては学内の掲示やウェブサイトにて行っている《資料 7-3-3-7》《別添資料 7-3-3-8》。一方、桜都寮は、共同生活を通じて学生同士が切磋琢磨し、個性や独創性を刺激し合いながら人間形成を行うことを目的としている。

《資料 7-3-3-1 : 授業料減免・分納の制度》

制度概要		
減免について 経済的理由等により各期の授業料の一括納入が困難な学生や成績優秀な私費留学生を対象に、授業料の減額及び免除の制度があります。		
分納について 経済的理由等により各期の授業料の一括納入が困難な場合には、3回に分割して納入する分納制度があります。		
減免・分納の申請 減免又は分納を希望する学生は、各期毎（前期・後期）に申請手続きが必要で、そのつど審査のうえ決定されます。		
【平成 22 年度日程】		
	前期分	後期分（予定）
申請用紙交付	1月下旬～4月7日（水）	7月中旬～9月下旬
申請受付	4月5日（月）・6日（火）・7日（水）	9月30日（木）、10月1日（金）・4日（月）
□申請受付日以降は、前述の理由以外、一切受付しません。申請を忘れることのないように注意してください。		
大学ウェブサイト： http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/03_exemption/01_gaiyo.html		

《資料7-3-3-2 : 授業料免除の状況（平成21年度）》

学部 (系)・ 研究科	区分	前期			後期			年間			在籍 学生 数 (b)
		延べ 人数 (人) (a)	金額 (円)	在籍学生 数に対す る比率 a/b *100	延べ 人数 (人) (a)	金額 (円)	在籍学生 数に対す る比率 a/b *100	実人 数 (人)	金額 (円)	在籍学生 数に対す る比率 a/b *100	
学部	全額免除	325	84,630,000	4.7%	295	76,818,000	4.3%	484	195,300,000	7.0%	6,892
	半額免除	95	12,369,000	1.4%	165	21,483,000	2.4%				
	分納	42		0.6%	36		0.5%				
	計	462	96,999,000	6.7%	496	98,301,000	7.2%				
研究科 (博士前 期課程)	全額免除	112	29,164,800	8.2%	94	24,477,600	6.8%	212	78,771,000	15.4%	1,375
	半額免除	81	10,546,200	5.9%	112	14,582,400	8.2%				
	分納	13		0.9%	16		1.2%				
	計	206	39,711,000	15.0%	222	39,060,000	16.2%				
研究科 (博士課 程後期)	全額免除	52	13,540,800	11.3%	53	13,801,200	11.5%	81	32,940,600	15.6%	520
	半額免除	21	2,734,200	4.6%	22	2,864,400	4.8%				
	分納	15		3.3%	11		2.4%				
	計	88	16,275,000	19.1%	86	16,665,600	18.7%				
研究科 (専門職 学位課 程)	全額免除	17	5,635,500	11.3%	15	4,972,500	10.0%	22	12,597,000	14.6%	151
	半額免除	5	828,750	3.3%	7	1,160,250	4.7%				
	分納	5		3.3%	3		2.0%				
	計	27	6,464,250	18.0%	25	6,132,750	16.7%				
合計	全額免除	506	132,971,100	5.7%	457	120,069,300	5.1%	799	639,217,200	8.9%	8,938
	半額免除	202	26,478,150	2.3%	306	40,090,050	3.4%				
	分納	75		0.8%	66		0.7%				
	計	783	159,449,250	8.8%	829	160,159,350	9.3%				

《資料 7-3-3-3 : 奨学金の状況 (平成 21 年度) 》

奨学金の名称	支給学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 (a / b × 100)
日本学生支援機構 (貸与)			
学部	2,218	6,892	32.2%
研究科 (博士前期課程)	550	1,375	40.0%
研究科 (博士後期課程)	115	520	22.1%
研究科 (専門職学位課程)	73	151	48.3%
小計	2,956		
民間・地方公共団体の奨学金 (貸与)			
学部	33	6,892	0.5%
研究科 (博士前期課程)	1	1,375	0.1%
小計	34		
大学院研究奨励奨学金 (給付)			
研究科 (博士後期課程)	8	520	1.5%
小計	8		
民間・地方公共団体の奨学金 (給付)			
学部	52	6,892	0.8%
研究科 (博士前期課程)	60	1,375	4.4%
研究科 (博士後期課程)	57	520	11.0%
研究科 (専門職学位課程)	1	151	0.7%
小計	170		
合 計	3,168	8,938	35.4%

《資料 7-3-3-4 : 首都大学東京大学院研究奨励奨学金》

首都大学東京大学院研究奨励奨学金

この奨学金は、本学大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生に対し、経済的な理由で進学を断念することなく、研究に専念できる環境を提供し、研究奨励のために支給する「給付型」奨学金制度です。

制度概要

1. 奨学金給付額
月額 15 万円 (年額 180 万円) を給付します。
2. 給付期間
博士後期課程の入学年度から原則 3 年間給付します。
3. 選考対象者
奨学生の選考対象者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。
 1. 本学大学院学則第 3 条第 2 項に既定する博士後期課程への入学を許可された者
 2. 博士後期課程入学年度が採用年度となる日本学術振興会特別研究員 DC1 へ申請し、DC1 に採用されなかった者
4. 奨学生の採用人数
大学院全体で、毎年度、博士後期課程入学予定者から 8 名程度を採用します。

大学ウェブサイト : http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/02_scholarship/00_kenkyu.html

《資料 7-3-3-5 : 奨学金関連の学生への周知 (学生サポートセンターウェブサイト) 》

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/02_scholarship/index.html

《資料7-3-3-6：学生寮（寄宿舍・桜都寮）のお知らせ》

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/04_dormitory/01_chigai.html

《資料 7-3-3-7：学生寮への寄宿舍生・桜都寮生の募集に係るウェブサイト一覧》

平成 22 年度 寄宿舍・桜都寮の新入生募集について

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/04_dormitory/03_boshu.html

平成 22 年度 寄宿舍生募集（在学生）について

http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/pdf/04_091014.pdf

別添資料 7-3-3-8：学生寮（「寄宿舍」及び「桜都寮」）案内（平成 22 年度学生募集要項 P46）

【分析結果とその根拠理由】

学生の経済面への援助として、授業料の減免・分納、奨学金の給付・貸与、学生寮の設置を行っている。このうち、平成 21 年度から給付を開始した大学院研究奨励奨学金は、大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生に対し、研究に専念できる環境を提供する、本学の特徴的な制度である。これらに関する情報は、大学のウェブサイトや学生募集要項、学内掲示等において、学生に周知している。以上のことより、学生への経済的な援助等を適切に行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①履修相談や学生自治会との話し合い、授業評価アンケート、「キャンパス・ボイス」等から、学習支援に関する学生のニーズを把握している。さらに、一部の学部・系では、オフィスアワーや担任制を取り入れるなどの取組を行っている。(観点 7-1-②)
- ②留学生に対しては、指導教員による指導に加え、大学院生をチューターとして配置し、教育、研究面や生活面での支援を行う仕組みを設けている。また、留学生相談員を配置し、留学生の特性に配慮した学習相談、生活相談、研究相談等を実施するとともに、国際センター事務室に担当職員を配置して、奨学金の申請受付、宿舍の紹介等のサポートを行っている。(観点 7-1-④、7-3-②)
- ③社会人学生に対しては、夜間及び土曜の開講等、仕事と学習を両立しやすい環境を整えている。(観点 7-1-④)
- ④学生生活に関する様々な悩みに対する相談体制として、常勤の教授等からなる学生相談室を置いて対応を行っている。(観点 7-3-①)
- ⑤大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生が、経済的な理由で進学を断念してしまうことのないよう、研究に専念できる環境を提供し、研究奨励のために支給する本学独自の「給付型」奨学金制度を設けている（首都大学東京大学院研究奨励奨学金）。(観点 7-3-③)

【改善を要する点】

- ①障がい学生に対する支援については、今後、より効果的な学習支援、生活支援を行っていくため、関係者をつないで支援をアレンジしていくための組織的な体制を整える必要がある。(観点 7-1-④、7-3-②)

(3) 基準7の自己評価の概要

各学部・系、研究科等とも、前期・後期のはじめ、また、コース及び専門分野の選択の必要に応じて、該当の学生に対して、履修方法やコース及び専攻分野の選択等についてガイダンスを実施している。

学部やコースの特性に応じて、少人数での演習や学年担任制度等の様々な形で、教員がきめ細かく学習相談や助言にあたっている。また、オフィスアワーやメール等も活用して学生からの質問に応答する体制ができています。

学習支援に関する学生のニーズについては、履修相談や学生自治会の代表からの意見聴取や授業評価アンケート、「キャンパス・ボイス」等から把握する努力を行っている。さらに、学年担任が全学生に個別に面接を行う機会を設けている学部がある。

留学生に対しては、新入生向けに年2回ガイダンスを開催しているほか、チューターの配置や、留学生相談員による学習相談、生活相談を研究相談等を実施している。また、国際センター事務室の担当職員による奨学金の申請受付、宿舎の紹介などのサポートを行っている。また、様々なレベルの「日本語」授業等を開講している。

社会人学生に対しては、夜間及び土曜の開講等、仕事と学習を両立しやすい環境を整えている。

障がいのある学生に対する支援については、教務課の職員や受入部局の教員が、施設等教育環境の改善や教科書の点訳、講義方法についての申し合わせ等により学習支援に取り組んでいるほか、日常生活を周りの学生が支援できるよう、手話講習会を実施している。

今後さらに、様々な障がいのある学生への対応としてより効果的な支援等を行っていくには、個々の学生の事情に配慮しつつ、関係者をつないで支援をアレンジしていくための組織的な体制を整備していく必要がある。

学生の自主的学習環境として、全学的な図書情報センター及び情報処理教室等の施設に加え、各学部・研究科において、独自の図書室、共同自習室、院生室、研究室内に学習スペースを設け、学習・研究できる環境を提供している。

生活や進路等に関する相談・助言体制としては、オフィスアワーや担任制度のほか、常勤の教授等からなる学生相談室や学修カウンセラーが、就職に関しては、就職カウンセラーや就職相談員が就職相談を行っている。健康面では、各キャンパスに医務室・保健室を整備し、医師の週1日の診療と看護師の配置をしておき、学生からの相談を受けている。また、ハラスメントに関する相談に対応するための仕組みを設けており、各学部・系、研究科等の教職員からなる相談員を配置し、連絡先を周知している。

学生に対する経済面の援助として、授業料が減額又は免除される授業料減免制度や、授業料の一括納付が困難な学生には授業料の分納の制度がある。また、大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生に対し、研究に専念できる環境を提供し、研究を奨励するため、本学独自の「給付型」奨学金制度を設けている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、都市教養学部、都市環境学部等を置く南大沢キャンパス、システムデザイン学部を置く日野キャンパス、健康福祉学部を置く荒川キャンパス、法科大学院を置く晴海キャンパスの主要キャンパスのほか、新宿サテライト・飯田橋キャンパス及びいくつかの学外施設によって構成されている《資料 8-1-1-1》。これらの校地・校舎の面積には、大学設置基準に算入されない学生寮や附属施設用地等の面積を含んでおり、それらを除いた土地面積は 517,486 m²、建物面積 189,320 m²であり、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に基づく必要な土地面積(62,800 m²)及び建物面積 (53,218 m²) をいずれも大幅に上回っている。施設の一部に経年劣化が認められ、また、一部の部局では定員増等による教育研究に必要なスペースが不足しているため、現在施設整備計画を策定し、計画に基づいてキャンパスの機能・アメニティの確保に向けた改修工事を行っているところである。また、建物の耐震状況に関して、主要キャンパスのうち、南大沢キャンパス、荒川キャンパス及び晴海キャンパスについては、新耐震基準以降（昭和 56 年導入）の建物であるが、日野キャンパスの一部の建物（実験棟等）は、新耐震基準以前に建築された建物であり、十分な耐震性が確保されていない。これらの施設は、基本的には全面的に建替えを行う計画である。

《資料 8-1-1-1：首都大学東京の土地・建物（平成 22 年 5 月 1 日現在）》

区 分	土地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	所在する部局等
南大沢キャンパス	428,041.26	163,889.80	2 学部、4 研究科 産学公連携センター（プロジェクト研究棟） 学生サポートセンター 大学教育センター 国際センター オープンユニバーシティ 図書情報センター 等
日野キャンパス	62,439.61	28,852.45	システムデザイン学部 システムデザイン研究科
荒川キャンパス	34,999.97	29,635.27	健康福祉学部 人間健康科学研究科
晴海キャンパス	1,687.30	9,869.02	社会科学研究科（法曹養成専攻）
小 計	527,168.14	232,246.54	
その他	1616.95	2,731.01	新宿サテライトキャンパス（都庁第一本庁舎 25・26 階） 飯田橋キャンパス（東京区政会館 3 階） 法人新宿事務所 秋葉原サテライトキャンパス 富士見高原学外施設 小笠原研究施設
合 計	528,785.09	234,977.55	

南大沢キャンパスには、都市教養学部、都市環境学部、人文科学研究科、社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学研究科の講義室（計 112 室）、研究室、演習室、実験・実習室、温室・実験圃場、飼育棟、工作施設及び R I 研究施設、学部・学系図書室等が配置され、このほか学生サポートセンター、情報処理施設、牧野標本館、体育館及び運動場などが整備されている。日野キャンパスには、システムデザイン学部及びシステムデザイン研究科の講義室（計 11 室）、研究室、演習室、実験施設等が配置され、体育館及び運動場等が整備されている。荒川キャンパスには、健康福祉学部及び人間健康科学研究科の講義室（計 19 室）、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理教室等が配置され、体育館及び運動場等が整備されている。晴海キャンパスには、社会科学研究科法曹養成専攻の教室（計 14 室）、模擬法廷室、図書室、研究室等が配置されている。これら主要キャンパスには、施設、設備の管理・運営のための事務室が配置されている。この他、新宿、飯田橋及び秋葉原にそれぞれサテライトキャンパス、学外施設として小笠原研究施設、富士見高原学外施設がある。南大沢、日野、荒川の主要キャンパスにおける体育館の面積及び体育館以外のスポーツ施設、その他施設の状態を《資料 8-1-1-2》に示す。

附属図書館は、図書情報センターとして南大沢（本館）、日野（日野館）及び荒川（荒川館）の各キャンパスに配置され、それら以外にも、学系、コースにより図書室を整備している（参照：資料 8-2-1-1）。本館、日野館及び荒川館を合わせた図書情報センター総面積は 13,192 m²である《資料 8-1-1-3》。

《資料 8-1-1-2：主要キャンパスにおける体育館の面積、各種スポーツ施設・その他施設の状態》

キャンパス名	体育館面積	体育館以外のスポーツ施設・講堂・寄宿舎・課外活動施設その他
南大沢キャンパス	7,582.85 m ²	陸上競技場、球技場、講堂、学生寮、学生ホール、食堂等
日野キャンパス	1,794.77 m ²	グラウンド、テニスコート、学生会館、食堂等
荒川キャンパス	1,678 m ²	グラウンド、テニスコート、講堂、食堂等

《資料 8-1-1-3：図書情報センター本館・日野館・荒川館の概況》

名称		本館	日野館	荒川館	計
面積(m ²)	総面積	9,680 m ²	1,929 m ²	1,583 m ²	13,192 m ²
	うち閲覧スペース	2,053 m ²	705 m ²	1,214 m ²	3,972 m ²
学生閲覧室の座席数(席)		568	140	120	828
開館時間(平日)		9:00~21:00	9:00~20:30	9:30~21:30	
開館時間(土曜日、臨時開館日)		9:00~17:00	9:30~17:00	9:30~17:00	
開館時間(夏期休業日)		9:00~17:00	9:00~20:30	13:00~21:30	
開館時間(冬期・春期休業日)		9:00~17:00	9:00~20:30	9:30~17:00	
開館日数(日)	年間開館日数	265	273	254	

施設の多くについて、段差を解消するためのスロープ、エレベーターや点字ブロック・点字案内等が整備されており、バリアフリー化への配慮がなされている。しかし、一部の実験棟についてはバリアフリー化の整備が完了していない。日野キャンパスでは、前で記述した十分な耐震性が確保されていない建物を建てかえる際に、建物を全面的にバリアフリー化することを計画している。各キャンパスにおけるバリアフリー化の実施状況を《資料 8-1-1-4》に示した。

《資料 8-1-1-4：各キャンパスにおけるバリアフリー化の実施状況》

キャンパス	バリアフリー化の実施状況
南大沢キャンパス	東京都立大学当時から段差解消のスロープ、エレベーター、点字ブロック等が整備され、車椅子利用の学生や全盲の学生などに対応できるバリアフリー化がなされている。すでに複数名の学生が勉学し、諸施設・設備を利用した実績もある。
日野キャンパス	新校舎である教室棟は、バリアフリー化の配慮がなされているが、旧校舎実験棟の多くはバリアフリー化が遅れている。スロープ、ドアの開閉など可能な個所は早急に整備される予定である。旧校舎学生会館については、バリアフリー化への整備が進行中である。
荒川キャンパス	校舎棟に車椅子で使用可能なエレベーター1台のほか、各施設に身障者用トイレを設置している。また、図書情報センター荒川館については、館内に段差を設けず、車椅子での利用が可能であるなど、閲覧機の配置や書架の間隔を調整している。
晴海キャンパス	トイレ施設、エレベーター、点字ブロック等が整備され、車椅子利用の学生や全盲の学生などに対応できるバリアフリー化がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

本学のいずれのキャンパスも校地・校舎の面積は、大学設置基準で定められた面積を大きく上回る十分な規模となっている。また、教育研究組織の運営及び教育課程の実施にふさわしい施設・設備が整備され、一部未対応な部分を残してはいるが、バリアフリー化も概ね行き届いている。一部施設の経年劣化が認められ、また一部の部局では、実習等の教育活動及び研究に必要なスペースが不足ぎみであり、現在施設整備計画を策定し、計画に基づいてキャンパスの機能・アメニティ確保に向けた改修工事を行っているところである。また、主要キャンパスのうち、南大沢キャンパス、荒川キャンパスについては、新耐震基準以降の建物であるが、新耐震基準以前に建築された日野キャンパスの一部の建物は、耐震性が十分確保されていないことから、これらの施設については順次建替えを行う計画である。

以上により、本学において教育研究活動を行うにふさわしい施設・設備が整備され、バリアフリー化への配慮もなされている。また、施設整備・改修努力が不断になされており、本観点を満たしている。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

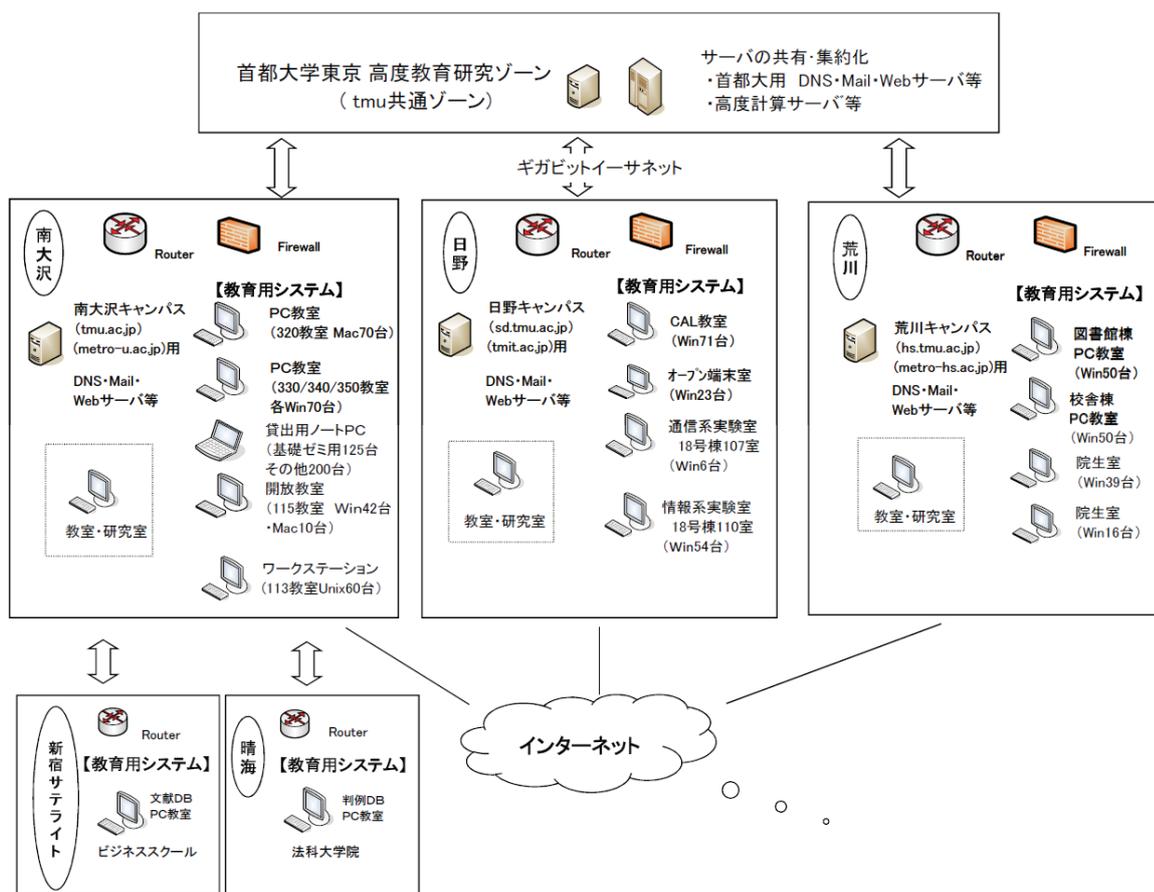
大学統合以前から、統合前の都立 4 大学の各キャンパスではそれぞれ学内情報ネットワークを整備していたが、平成 17 年 4 月の都立 4 大学の統合に伴い、キャンパス間の情報伝達のため「TMUNER 首都大学東京教育研究用情報システム」として 100Mbps 広域イーサネットのキャンパス間ネットワークを整備した《資料 8-1-2-1》。さらに、平成 19 年 4 月の教育研究用システム再構築の際、主要 3 キャンパス（南大沢キャンパス、日野キャンパス、荒川キャンパス）は 1Gbps のキャンパス間ネットワークに高速化し、南大沢キャンパスに配置した高性能の研究用演算サーバ等を他キャンパスから利用するにも十分な接続帯域を確保している。

学内には、学生の共用スペース等を中心に無線 LAN のアクセスポイントを 293 台整備し、授業や自主学習等での利用が可能となるようにしている《別添資料 8-1-2-2》。また、学生は教育課程の履修上、キャンパスを移動する必要があるため、統合認証システムを導入し、キャンパスが変わっても同一に利用できる ID・パスワードによる学内の情報システムにアクセスが可能となる ICT 環境を整備している。さらに、学外からもメールが利用できるようウェブメールシステムを実施するなどし、マルチキャン

ンパスに対する配慮を行い、学生の学習を支援している。現在、マルチキャンパスに対応したより効果的な I C T環境の整備を図るため、TV会議システムの整備を進めている。さらに、教務事務情報システムにおいてもウェブシステムを取り入れ、学生が自宅パソコンから授業履修登録申請や成績確認、携帯電話からの休講情報の確認等を可能としている。

これらのネットワークや情報システムのメンテナンスやセキュリティ管理は、物理・技術的対策を講じるとともに、常駐の運用管理 S E チームを中心に対応する体制を整えている。このようなシステム・ネットワークの下で学生が利用できるパソコン室の整備、開放状況《資料 8-1-2-3》と活用状況《資料 8-1-2-4》は、次のとおりである。

《資料8-1-2-1：首都大学東京教育研究用情報システム・ネットワーク概念図》



別添資料 8-1-2-2 : 無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧

《資料 8-1-2-3 : パソコン教室及び貸出用ノートパソコン利用案内 (南大沢キャンパス)》

◆南大沢キャンパス

パソコン室 (授業時間外に開放しています)

場所	OS	台数	利用時間
1号館320室	MacOS X/WindowsVista	70台	10:30~19:30 (但し、350室は、22:10まで) ※授業時間外に開放しています
1号館330室	WindowsVista	70台	
1号館340室	WindowsVista	70台	
1号館350室	WindowsXP	70台	
情報処理施設115室	WindowsVista	42台	9:00~20:00 (土日祝を除く)
	MacOS X/WindowsVista	10台	

パソコン室開放時間日程表

<http://www.spc.tmu.ac.jp/class/assist.html>

授業用ノートパソコン

種別	台数	窓口	利用場所	利用時間
当日返却用	225台	システム管理室 2	無線LAN設置場所	平日10:00~18:00まで

授業用ノートパソコンの利用について

http://www.spc.tmu.ac.jp/info/jyugyo_note.html

貸出用ノートパソコン

種別	台数	窓口	利用場所	利用時間
当日返却用	70台	AV棟事務室	無線LAN設置場所	AV棟事務室スケジュールに準ずる
図書館内 館内用	15台	図書館	図書館 館内	図書館スケジュールに準ずる

貸出ノート及びパソコン室等の利用について

http://www.spc.tmu.ac.jp/info/pc_riyou.html

<利用方法>

学生証を持参しない場合は、入室、貸出できません。

・パソコン室 学生証を受付に提示し利用してください。

・貸出用ノートパソコン

【当日返却用】 貸出返却場所：AV棟事務室

AV棟事務室に学生証を持参し所定の様式に必要事項を記入して提出してください。

なお、返却期限はAV棟事務室終了の1時間前までです。

【図書館館内】

学生証または職員証カードを必ず携帯してください。(提示を求めます)

詳細は図書館HP等をご覧ください。

◆日野キャンパス

パソコン室

場所	OS	台数	利用時間
2号館 504 CAL室	WindowsXP	71台	※授業時間外に開放しています
18号館 105 オープン端末室	WindowsXP	23台	平日：9:00~21:00 土曜：9:00~17:00

授業教室

場所	OS	台数	利用時間
18号館 107 通信系実験室	WindowsXP	6台	※授業用教室のため開放はありません
18号館 110 情報系実験室	WindowsXP	54台	

◆荒川キャンパス

場所	OS	台数	利用時間
図書館棟 2 F 情報処理教室 1	WindowsXP	50台	平日：8:50~21:00
校舎棟 2 F 情報処理教室 2	WindowsXP	50台	
院生室 (修士)	WindowsXP	39台	
院生室 (博士)	WindowsXP	16台	

《資料 8-1-2-4 : 南大沢キャンパス PC教室、ノートPC利用状況 (平成 21 年度) 》

PC室等	ログオン件数(件)
115 室 (情報処理施設)	48,004
320 室 (1 号館)	17,553
330 室 (1 号館)	24,359
340 室 (1 号館)	27,474
350 室 (1 号館)	35,305
図書館ノート	3,183
AV 棟ノート	18,779
基礎ゼミ・授業用ノート	7,166
6 号館ノート	4,102
合 計	185,925

【分析結果とその根拠理由】

教職員及び学生が学内外において簡単にインターネットに接続できる環境を整備し、学生と教職員の情報伝達・共有はウェブサイトやメールを利用して日常的に行われている。また、マルチキャンパスに対応し、教育研究活動が安定かつ安全に行えるよう、事務情報システム等の構築を行っている。教育課程の遂行を支える教務事務システムにおいても、ウェブ利用による利便性の高い情報システムが有効に活用されている。

以上のことから、教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、教育研究に有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点到に係る状況】

南大沢キャンパス、荒川キャンパスにおいては、諸施設の管理運営のために校舎管理に係る規程等を整備している《資料 8-1-3-1・2》。また、日野キャンパスでは、施設の貸し出し等について学部・研究科のウェブサイト上で案内している《資料 8-1-3-3》。これらの周知に関しては、各施設の管理責任組織が、教職員に対して規程又は各種の通知文書等を教授会、事務連絡会等で配付、説明を行うなどし、その方針や運用の周知を行っている。学生に対しては、「Campus2010 ライフ&スタディ」(毎年度発行) (参照：別添資料 7-1-1-3) に「有意義な学生生活を送る」ために必要な施設・設備の利用等を記載し、その周知を行っている。さらに、必要に応じて施設・設備ごとに運用方針や使用についての案内をウェブサイトに掲載するなど周知を図っている。特に安全管理が必要とされる R I 研究施設、化学物質処理施設などについては、予防規程《資料 8-1-3-4・5》において、R I 物質や危険物を取扱う施設における取扱い及び管理等を定めるとともに、利用者に対して毎年の講習の受講を義務付けている。

《資料 8-1-3-1：首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規程》

公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規程	平成 17 年法人規程第 47 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
<p>第 1 条 公立大学法人首都大学東京（以下「本法人」という。）南大沢キャンパスの敷地内の諸施設の管理は、別に定めのあるものを除き、この規程に定めるところによる。</p> <p>第 2 条 本法人に所属する学生は、平日については午前 7 時から午後 10 時 30 分まで、休日については午前 7 時から午後 5 時までの時間以外は敷地内にとどまることができない。</p> <p>2 前項に定められた時間以外に敷地内にとどまる者は、あらかじめ学生サポートセンター学生課（学部が所管する講義室、演習室等を使用する場合は、各事務部学務課とする。以下同じ。）に届け出て許可を受けなければならない。特に研究、実験等のため、残留するときは、指導教員の証明を添えて届け出るものとする。</p> <p>3 前項の場合において、緊急やむを得ないときは、守衛に届け出て許可を受けるものとする。</p> <p>第 3 条 本法人の行事及び授業に使用する場合を除き、教職員及び学生が、南大沢キャンパスの講義室、演習室、講堂、学館、運動施設、課外活動施設及び屋外（以下「施設等」という。）を使用するときは、学生サポートセンター学生課に届け出て許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、学生サポートセンター学生課は、講義室、演習室については大学教育センター教務課と、施設等（運動施設を除く。）を使用する者が本法人の教職員、学生以外の者を参加させる場合は総務部施設課と、それぞれあらかじめ協議するものとする。</p> <p>3 第 1 項の場合において、学生が本法人の教職員、学生以外の者を参加させ施設等を使用する場合は、本法人の教員の承認を必要とし、その教員は、施設使用中南大沢キャンパス内に待機するものとする。</p> <p>第 4 条 掲示物（立札、立看板等を除く。）は所定の掲示場以外に掲示してはならない。</p> <p>2 教職員が、掲示物を掲示する場合は管理部学長室又は掲示場を所管する課室に、南大沢キャンパスの敷地内に立札、立看板等を掲出する場合は管理部学長室に届け出て許可を受けなければならない。</p> <p>3 学生が、掲示物を掲示する場合は敷地内に立札、立看板等を掲出する場合は、別にこれを定める。</p> <p>4 前 2 項に規定する掲示物等には掲示期限等を明示するものとし、掲示者又は掲出者は、期限が経過した掲示物等を撤去しなければならない。</p>	

《資料 8-1-3-2：首都大学東京荒川キャンパス施設等の使用及び貸付要綱》

首都大学東京荒川キャンパス施設等の使用及び貸付要綱	20 首都大荒管第 1450 号 平成 2 1 年 3 月 3 1 日
<p>(趣 旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、首都大学東京荒川キャンパスの施設等を教育・研究又は業務遂行に支障のない範囲内で使用（貸付を含む。以下同じ。）する場合の許可手続き等について定める。ただし、別に定めのある場合はその規定による。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この要綱において施設等とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 講堂、大視聴覚室、講義室、情報処理教室、会議室</p> <p>(2) 演習室、実習室、基礎科学実験室</p> <p>(3) 高エネルギー室、MR I 室</p> <p>(4) 食堂（厨房を除く。）、集会室、談話ロビー</p> <p>(5) 体育館（アリーナ、トレーニングルーム）、グラウンド、テニスコート</p> <p>(6) 駐車場</p> <p>(7) 第 1 号から第 6 号に定める施設のほか荒川キャンパス管理部長（以下「管理部長」という。）が特に認めた施設等（施設の利用者）</p> <p>第 3 条 次に掲げる者に施設等の使用を許可する。</p> <p>(1) 首都大学東京（大学院を含む。以下「本大学」という。）の学生及び学生の団体</p> <p>(2) 本大学の教職員</p> <p>(3) 公共団体又は公的団体</p> <p>(4) 第 1 号から第 3 号に定める者のほか管理部長が特に認めた者（許可の申請）</p> <p>第 4 条 施設等を使用しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ管理部長の許可を得なければならない。ただし、前条第 1 号又は第 2 号に該当する者で、本大学の教育、研究のために経常的に使用する場合は、許可の申請を要しない。</p> <p>(使用日及び使用時間)</p> <p>第 5 条 施設等を使用できる日は、原則として 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及びその他管理部長が定める日を除く。</p>	

た日とする。

2 施設等を使用できる時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。ただし、管理部長が必要と認めるときは、施設等ごとに使用時間を短縮又は延長することができる。

(使用上の義務)

第6条 使用者は、常に善良なる注意をもって、施設等を使用する義務を負う。

2 使用者は、けん騒な状態をつくり、正常な通行を妨げ、美観を損ない、危険物を持ち込む等学内の秩序を乱し、教育研究の円滑な遂行を妨げてはならない。

3 使用者は、戸締まりのある施設等の使用にあたっては、使用の都度、室責任者より鍵を受領するものとし、また、使用後は戸締まり、火気、消灯、その他異常の有無を確認し、室内取締簿に記入のうえ室責任者に鍵を返還しなければならない。

(使用者の賠償責任)

第7条 使用者が、故意又は重大な過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第8条 次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

(1) 第6条の「使用上の義務」に違反するおそれのあるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) 本大学の教育・研究又は業務遂行に支障があると認められるとき。

(4) その他緊急の場合及び施設管理上必要があると管理部長が認めるとき。

(実地調査等)

第9条 管理部長は、必要があると認めるとき、随時施設等の使用状況について調査し、必要な指示をすることができる。

(使用料及び光熱水費)

第10条 第3条第1号又は第2号に定める者が本大学の教育、研究又は課外活動のために施設等を使用する場合は、使用料及び光熱水費徴収の対象とならない。

2 第3条第3号又は第4号に定める者が施設等を使用する場合の使用料及び光熱水費は、首都大学東京の授業料その他の料金を定める規則（平成17年法人規則第43号）、公立大学法人首都大学東京土地・建物貸付事務取扱規程（平成17年法人規則第27号）、公立大学法人首都大学東京土地・建物貸付使用料の減額又は免除に関する取扱要綱（18首都大総総第1610号）、その他これらに基づく通知等の定めるところにしたがい、徴収又は減免するものとする。

《資料 8-1-3-3：大学ウェブサイトによる施設利用案内(日野キャンパス)》

<http://www.sd.tmu.ac.jp/index.php?id=2802>

《資料 8-1-3-4：首都大学東京南大沢キャンパス放射線障害予防規程》

http://www.se.tmu.ac.jp/jimu/1_syomu/203%20ri/yoboukiteive8.pdf

《資料 8-1-3-5：公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス危険物予防規程》

http://www.se.tmu.ac.jp/jimu/1_syomu/205%20kikenbutsu/kikenbutsuyoboukitei.pdf

【分析結果とその根拠理由】

南大沢キャンパス、荒川キャンパスにおいては各施設・設備の運用に関する規程等で運用の方針を定めている。また日野キャンパスにおいても、ウェブサイトで運用のルールを示している。これらの内容は、教職員に対しては通知文や講習会、また学生に対しては冊子の配布や講習会の開催などを通じて、周知している。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、図書情報センターとして南大沢（本館）、日野（日野館）及び荒川（荒川館）の各キャンパスに配置されている。これらに加えて、各学部・系、コース等で設置している図書室等に保管されている図書、学術雑誌などの資料の管理・運用等を首都大学東京図書情報センター委員会が担っている。

図書情報センター本館、日野館、荒川館及び各学部・系、コースで設置している図書室等を合計した大学全体の蔵書数の概況を《資料8-2-1-1》に示した。これら図書室等の蔵書数は平成21年度末現在、和書約1,165,000冊、洋書約664,000冊である。また、約19,000点の視聴覚資料が整備され、有効利用されている。

図書情報センターでは、最近の電子ジャーナルの普及等、資料電子化に対処するため、図書情報センター委員会のもとに電子ジャーナルワーキンググループを設置し、全学共通の電子ジャーナルの安定的な整備に努めている。現在利用可能な電子ジャーナルは約11,000タイトルである。

《資料8-2-1-1：首都大学東京全体に係る和書・洋書蔵書数及び視聴覚資料数（平成22年3月31日現在）》

区 分	和 書(冊)	洋 書(冊)	計(冊)	視聴覚資料(点)
図書情報センター本館	475,661	156,943	632,604	2,168
図書情報センター日野館	117,791	31,359	149,150	1,828
図書情報センター荒川館	113,653	17,557	131,210	4,311
図書情報センター図書室 (学系・コースの図書室)	387,548	436,333	823,881	8,627
図書情報センター管理外	70,609	21,379	91,988	1,875
合 計	1,165,262	663,571	1,828,833	18,809

図書情報センターは、本館、日野館及び荒川館共通の図書館業務管理システムにより運営されている。図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に整備するための指針として「選書基準」《別添資料 8-2-1-2》に基づき、教員推薦、学生希望、司書職員による選書等を取りまとめている。収集された辞典類等の参考図書、シラバスに記載されている教科書、各学部・系、コースに係る専門書などを系統的、集中的に整備・管理している。全学で所蔵している蔵書は、図書情報センター本館のウェブサイトから「蔵書検索（OPAC）」システムによって検索可能になっている。また、図書情報センターでは、機関リポジトリの取組について、平成22年度の実現に向け、平成20年度から3カ年計画で取組を進めている。

本館、日野館及び荒川館ではそれぞれに特色ある取組を実施し、利用者に対し、施設、設備の有効活用を図っている《資料 8-2-1-3》。平成21年度における本館、日野館及び荒川館の利用実績利用状況を《資料 8-1-2-4》に示した。

南大沢キャンパスには、本館のほか、5つの学系・コースの図書室が設置され、それぞれの部局長が図書情報センター長の委任を受け、資料の管理・運営を行っている《資料 8-2-1-5》。

別添資料 8-2-1-2： 図書情報センター本館・日野館・荒川館の選書基準

《資料 8-2-1-3 : 図書情報センター本館・日野館・荒川館の主な取組事例》

館名	取組内容
本館	○本館主催の講演会の開催や教員の要請により各教室に向向いて行う出張セミナーの実施等、情報リテラシー教育の推進 ○学生が討論や論文作成等ができるラーニング・コモンズとしてのスペースや機器の提供
日野館	○インダストリアルアートコース開設に対する重点的な整備の実施、最近のニーズに対応した視聴覚資料のビデオ・DVDの整備 ○館内に無線LANを整備し、個人が所有するノート型パソコンの持ち込みによるインターネット利用に対応
荒川館	○各授業の受講に際して参考となる図書館資料の紹介を、「パスファインダー」として荒川館ウェブサイトへ順次公開し、蔵書の有効活用のための学生への働きかけを実施 ○看護関係資料を、独自の看護分類表で細部に亘る分類に展開し、資料の検索を容易にし、有効利用が図られるよう留意

《資料 8-2-1-4 : 図書情報センター本館・日野館・荒川館の利用概況（平成 21 年度実績）》

名称	本館	日野館	荒川館	計	
入館者数（人）	年間入館者数	176,055	34,257	64,403	274,715
	平日 1 日平均	722	141	271	
	土曜 1 日平均	275	55	129	
貸出者数（人）	27,210	6,110	9,696	43,016	
貸出冊数（冊）	56,955	15,159	22,261	94,375	

《資料 8-2-1-5 : 図書情報センター図書室（学系・コースの図書室）の管理・運営状況》

部局名	管理・運営状況
人文・社会系	本学 5 号館 1 階に人文社会系及び人文科学研究科の学生・院生用の図書室が配置されている。学部の各分野はそれぞれが独自の書庫をもって分野が研究教育する上で必要な図書を収集してきたが、5 号館 1 階の人文社会系・人文科学研究科図書室が開室されて以降は、各分野管理の蔵書はこの図書室を経由して貸し出しが行われるようになり、系・研究科での図書の管理が一元化されて運営されるようになった。
法学系 法曹養成専攻	法学系及び社会科学研究科法学政治学専攻（南大沢キャンパス）では、法学系図書室を有し、職員 4 名（専任司書 1 名、アルバイト 3 名）で、図書の受入れ保管等を行っている。社会科学研究科法曹養成専攻（晴海キャンパス）では、図書及び資料を活用しての学生の学修並びに教員による教育及び研究の円滑化を実現するための体制として、法科大学院図書情報委員会を設置するほか、図書室には全部で 3 名の司書が配属されている。
経営学系	本学 3 号館 2 階に経営学系専用の図書室が整備されており、経営学系において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にむけた必要な図書等の資料は系統的に整備され、専用の職員によって常時管理されている。これに加えて、必要な学術情報システムも整備されている。利用時間は通常は 10:00-18:00 とされているが、定期試験前などの特定時期には閉館時間の延長も実施されている。ほぼ毎日 20-30 名程度が利用している。
数理科学コース	数理情報科学専攻において、図書室の果たすべき役割はきわめて大きい。「図書や雑誌を大事にする」価値観は過去から引き継がれ、それは現在も変わらない。100 年以上前の古い文献が利用されることも、分野の大きな特徴である。実務は助手 1 名、アルバイト 1 名（本館予算で雇用）で担当、図書約 4 万冊、雑誌約 2.5 万冊を備え、8 割以上が欧文資料である。貸出実績は、年間、通常貸出 約 3,000 冊、一時貸出 約 1,300 冊、増加傾向にある。
地理環境コース	司書 1 名を配置し、教員・学生の利用頻度が高い約 10,000 冊だけを備え、管理している。全学における地理学教室資料室の利用対象者は約 200 名にのぼる。専門学術雑誌は国際誌を中心に 100 種類以上を数え、地理学とその周辺の広い分野をカバーしている。また、全世界の関係機関から約 400 種類の研究報告・紀要類の寄贈を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、学生の学習のために必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の系統的な収集・整理に努めている。利用者からの要望を聴取し、選書基準に沿って、シラバスに対応した資料や専門性の高い資料等を整備している。利用率も良好である。資料情報は、本館、

日野館及び荒川館共通の図書館業務システムによって一元的に管理されており、また 24 時間利用可能な検索システムが安定的に運用されている。図書館本館、日野館及び荒川館以外に、5つの系・コースの図書室が設置され、それぞれの学問分野での教育研究活動を支援している。

以上のことから、本学においては、図書、学術雑誌、視聴覚資料及びその他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されるとともに、利用者に有効利用されていると判断する。また、図書情報センターにおいて、論文等を電子化して保管し、広く内外に発信する機関リポジトリへの取組について、平成 22 年度の実現に向け、平成 20 年度から 3 カ年計画で取組を進めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ① 本学の校地・校舎面積は、大学設置基準で定められた面積を上回っている。また、本学の目的に沿った教育と研究を保証するに足る十分な施設・設備を保有しており、バリアフリー化も概ね行き届いている。(観点 8-1-①)
- ② ICT 環境については、教育研究活動における学内ネットワーク及びそれらの活用を整備している。「TMUNER 首都大学東京教育研究用情報システム」を構築し、各キャンパスでの PC 教室の設置や無線 LAN の整備など、教育課程の遂行に必要な環境を提供している。これにより教職員、学生は講義や自習のために常時インターネット及びメール等の活用が可能となっている。(観点 8-1-②)
- ③ 図書情報センターでは教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、図書館の利用環境の向上を図るため、本館、日野館及び荒川館共通の図書館業務システムを構築し、有効に機能している。また、各種データベース、電子ジャーナルの拡充に努め、電子的資料の活用を推進している。(観点 8-2-①)

【改善を要する点】

- ① 施設の一部において経年劣化が進行しており、キャンパスの機能・アメニティ確保のために、現在施設整備計画に基づく改修工事を進めているところである。また、日野キャンパスの一部の建物において、新耐震基準以前に建築された建物があり、十分な耐震性が確保されていないことから、順次建替えを計画している。(観点 8-1-①)

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は教育研究活動に十分に適合する設備と施設を保有し、教育研究施設・設備等を適切に整備、管理し、有効に活用している。各施設の利用についてはそれぞれに規定等が定められ、教職員及び学生に対して周知を図っている。段差を解消するためのスロープ、視覚障がい者用敷石、点字案内の整備やエレベーターの整備など、バリアフリー化への配慮も講じている。

経年劣化が進行している一部の施設については、キャンパスの機能・アメニティ確保のために、現在施設整備計画に基づく改修工事を進めているところである。また、日野キャンパスの一部の建物において、新耐震基準以前に建築された建物があり、十分な耐震性が確保されていないことから、順次建替えを計画している。

ICT 環境については「TMUNER 首都大学東京教育研究用情報システム」を構築し、各キャンパスでの

PC教室の設置や無線LANの整備など、教育課程の遂行に必要な環境を提供している。教職員・学生は講義や自習のために常時インターネット及びメール等の活用が可能となっている。

図書館は、図書情報センターとして本館、日野館及び荒川館が各キャンパスに設置されているとともに、各学系、コースにおける図書室が整備されている。図書情報センターで管理する蔵書は、本館、日野館、荒川館及び各学系・コースが設置している図書室等を合わせて、平成21年度末現在和書約1,165,000冊、洋書約664,000冊である。また視聴覚資料についても約19,000点が整備され、有効利用されている。図書情報センターは、本館、日野館及び荒川館共通の図書館業務管理システムにより運営されている。また、選書基準に則り、教員推薦、学生希望、司書職員による選書等を取りまとめている。全学で所蔵している蔵書は、図書情報センター本館のウェブサイトから「蔵書検索(OPAC)」システムによって検索可能になっている。また、現在、機関リポジトリの取組について平成22年度の実現に向け、平成20年度から3カ年計画で取組を進めている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の基礎となる学生の学籍・履修・成績及び授業科目・時間割等の情報に係るデータは、各学部・系、研究科及び各委員会と、その事務を担当する事務局各課の責任のもとで収集・蓄積し、総務課情報係が運用する事務情報システムのデータベースのもとで管理している《資料9-1-1-1》。基礎・教養教育については基礎教育部会及びその事務局である教務課において収集・管理し、専門教育及び大学院教育については各学部・系、研究科の教務委員会部会等並びに部局の事務を担当する各学務課において収集・管理している。

その他、教育研究審議会や教育活動に関する運営委員会と所掌事項は、《資料9-1-1-2》のとおりである。これらの委員会の審議事項は、事務局を担当する所管課が作成・管理している。また、全学の委員会の活動記録は首都大学東京管理部学長室において集約されている。

本学における教育活動に関する資料やデータは、原則として公文書として取り扱われており、公立大学法人首都大学東京文書管理規程に基づき管理されている。文書の保存期間は、同規程において、法令等の定め、当該文書等の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮して定められている《資料9-1-1-3》。

《資料9-1-1-1：学生の個人情報及び教務情報の項目》

(1) 学生の個人情報

カテゴリ	項目
入学試験	氏名、性別、生年月日、受験番号、出身校、得点、合否判定
入学	氏名、性別、生年月日、学修番号、学部・学科、入学種別、クラス
在学中	履修登録データ、科目別の成績、取得単位数
進級・卒業・修了	進級・卒業データ、課程修了データ、学位審査データ、学位記データ

(2) 教務情報

カテゴリ	項目
カリキュラム	授業科目名、時間割、担当教員名、シラバス、履修の手引き

《資料9-1-1-2：教育研究審議会及び教育活動に関する主な運営委員会とその所掌事項》

名称	所掌事項	記録等の担当課
教育研究審議会	教育研究に関する重要事項	学長室
教務委員会 基礎教育部会 マルチキャンパス対応部会	全学にわたる教務の適正な遂行に関する事項 全学共通科目に関する教育及び基礎教育に関する事項 マルチキャンパス対応教育体制に関する事項	教務課
教職課程委員会	教職課程の効果的運営に関する事項	教務課
教育実習委員会	教育実習の受入れ学校等の選定に関する事項	教務課
学芸員委員会	学芸員の資格取得に必要な事項に関する事項	教務課
学位設計委員会	教育課程の改善に関する事項	教務課
科目登録委員会	学内外の授業科目の登録に関する事項	教務課
FD委員会	大学教育、大学院教育の改善に関する事項	教務課

自己点検・評価委員会	教育研究分野における自己点検・評価の基本方針の策定、実施に関する事項	教務課
入試委員会 学部入試実施部会 多様な入試実施部会 入試広報部会 入試制度検討部会	入学者の選考、企画等に関する事項 一般選抜の実施に関する事項 多様な選抜の実施に関する事項 入試広報活動の実施に関する事項 入学者選抜試験制度及びこれに関連する事項	入試課
学生委員会	学生の課外活動及び厚生補導等に関する事項	学生課
知のキャリア形成支援委員会	知のキャリア形成支援についての企画立案及び実施に関する事項	学生課
就職支援委員会	就職活動の支援についての企画・立案・実施等に関する事項	就職課
留学生・留学委員会	外国人留学生の受入れ及び学生の外国留学に関する事項	国際センター 事務室
情報システム委員会	情報セキュリティ及び情報システムに関する事項	総務課

《資料 9-1-1-3：公立大学法人首都大学東京文書管理規程（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京文書管理規程	平成 17 年法人規程第 34 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(文書等の整理)	
第 3 8 条 文書等は、必要に応じて利用することができるように、分類記号別に、かつ、1 件ごとに整理しておくものとする。	
(文書保存期間表の作成等)	
第 4 6 条 文書等の保存期間は、法令等の定め、当該文書等の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮して定めるものとする。	
2 文書等の保存期間の基準は、前条第 1 項の保存期間の種別ごとに、別表第 2 のとおりとする。	
(保存期間の設定)	
第 4 7 条 主務課長は、前条第 2 項の保存期間の基準に従い、その所管する課の文書等の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、当該文書等を保存するものとする。	

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育活動の実態を示すデータは各学部・系、研究科及び各委員会と、その事務を担当する事務局各課において適切に収集・管理している。また、教育研究審議会及び教育活動に関する運営委員会での記録についても適切に作成・管理している。

観点 9-1-1-②：大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到に係る状況】

基礎・教養教育については、全学の FD 委員会及び基礎教育部会の連携のもと、学生による授業評価（Student Evaluation、以下「SE」という。）と担当教員による授業評価（Teacher Evaluation、以下「TE」という。）を半期ごとに実施してデータを収集・蓄積している。調査結果は、1) FD 委員会が発行する『クロスロード』において教職員・学生等の学内構成員に対して公表しており、2) FD 委員会や基礎教育部会で報告し、3) 個々の教員に結果をフィードバックしている《資料 9-1-2-1》。個々の教員に対してはフィードバックされた調査結果をもとに自らの授業を継続して改善することを要請し《資料 9-1-2-1》、翌年度に教員による授業評価アンケートにて結果の報告を受けている（参照：資料 9-1-4-1）。

また、学生から意見を募る「キャンパスボイス」や、大学教育センター長、教務委員長及び基礎教育部会長等が学生自治会役員の学生とカリキュラムの改善について意見交換を行う機会、さらに必修の実践英語科目の運営を担当する英語教育分科会委員が学生自治会の学生等と意見交換をする機会を設けて、教育の改善のため情報を収集し、活用している。

専門教育、大学院教育においても、授業科目当たりの学生数が少ない部局を除いて授業評価アンケートを実施しており、多くの部局において調査結果が教員にフィードバックされている《資料 9-1-2-2》。大学院の専攻等の単位では、アンケート調査以外に、たとえば教員と学生が直接討論や懇談を行うことで学生からの要望を聴取している《資料 9-1-2-3》。

このほか教員については、各部局の教授会や各種の運営委員会等（参照：資料 9-1-1-2）の場において教育活動に関する意見交換を行う形で意見聴取が行われており、そこで出された意見は、教授会や運営委員会において教育の質の向上や改善に向けた検討に活かされている。事務職員についても、事務系部課長が参加する定例の連絡会や各課係内の打合せにおいて意見が聴取されている。

これらにより把握された学生や教職員の意見を反映させ、関係の運営委員会等において教育改善に向けた検討や改善の取組が行われている。例えば、全学共通科目である都市教養プログラムでは、学生が複数の授業の内容を聞いた上で選択できるよう、初回授業時のガイダンスを2回に分けて実施することを試行するなどの改善を行った（参照：資料 9-2-1-4）。

《資料 9-1-2-1：基礎・教養教育における授業評価アンケートの返却通知文》

平成 21 年 9 月 24 日
授業担当教員 各位
FD委員会委員長 上野 淳
授業評価アンケート（平成 21 年度前期実施分）集計結果の返却について
<p>この度は、FD委員会および基礎教育部会によって企画・実施された標記調査にご参加いただき、誠にありがとうございました。授業毎の集計が終了しましたので、ここにその資料を返却いたします。</p> <p>集計結果を今後の授業改善にお役立ていただくと共に、学生との意見交換の材料としていただければ幸いです。また、本調査を端緒として、教員間、ひいては本学全体での活発な議論が繰り広げられ、教育全体としての底上げに繋がることを所望する次第でございます。</p> <p>授業毎の集計結果とは別に、教育プログラム毎（都市教養プログラム、実践英語科目、情報科目、基礎ゼミナール、理工系共通基礎科目）の集計結果をFD委員会のホームページ(http://www.comp.tmu.ac.jp/FD/)で公開する予定です。あわせてご参照下さい（なお、教育プログラム毎の集計結果の分析には、提出メ切を過ぎて提出された分のデータは含まれていません）。</p> <p>FD委員会では、授業評価アンケートの実施方法や活用方法を検討し、より有益な情報提供ができるよう引き続き努めて参りますので、今後ともご理解の上、ご協力よろしくお願い致します。</p>
返却資料一覧
<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業別各回答率分布表 2. 集計結果表（授業平均と全体平均の比較等） 3. 自由記述回答
<p>※今回、学生による授業評価アンケート(SE)を実施されなかった方には、本紙のみお送りしております。上記のFD委員会ホームページをご一覽いただき、次回以降のご参加を是非ご検討下さい。</p>

《資料 9-1-2-2：各学部における授業評価アンケートと教育の質の向上、改善に向けた取組状況》

学部・系、研究科	授業評価アンケートと教育の質の向上、改善に向けた取組状況
都市教養学部人文・社会系、人文科学研究科	専門教育科目においても授業評価アンケートを実施し、学生からの意見聴取を行い、結果を各教員にフィードバックしている。
都市教養学部法学系、社会科学研究所（法学政治学専攻・法曹養成専攻）	法学系では、平成18年度から「専門教育等に関するアンケート調査」を実施し、学生の意見の聴取を行っている。アンケートの結果は法学系FD委員が集計し、①当該科目についての平均・標準偏差・最高値・最低値、②授業評価対象全科目についての平均・標準偏差・最高値・最低値を担当教員にフィードバックしている。また、自由記述形式により寄せられた学生からの意見についても、担当教員にフィードバックしている。 社会科学研究所法曹養成専攻では、法科大学院開設以来、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末に実施し、全学生が回答している。アンケート結果は、FD委員の監督の下、助教が集計し、各教員に点数・自由記載の内容がそのまま示され、教員の講義の改善に活かされている。
都市教養学部経営学系、社会科学研究所（経営学専攻）	経営学系では、「学生による授業評価アンケート」を平成18年度から実施し、学生の意見の聴取を行っている。分析結果は報告書にまとめられ、個々の授業の評価結果は担当教員にフィードバックしている。ほぼすべての質問項目で年を追っての改善が見られる。 社会科学研究所経営学専攻においては、高度専門職業人養成プログラムで「卒業生アンケート」を平成20年度に開始し、学生の意見の聴取を行っている。平成19年度までは学生の自主的な授業評価が行われていた。これらの分析結果に基づいて教育の質の向上に取り組んでいる。
都市教養学部理工学系、理工学研究科	理工学系専門科目について、FD委員会理工部会によって授業評価アンケートの実施とその結果の各担当教員へのフィードバックが行われている。自己点検・評価委員会理工部会は理工学系FD委員会と密接に連携して、アンケート結果を自己点検・評価に反映させている。大学院についても各専攻がそれぞれの方法で授業評価アンケートを行っている。
都市教養学部 都市政策コース	都市政策コースでは、各教員が個別に授業アンケートの実施や学生からの意見を聴取しており、教育の質の向上・改善に向け具体的かつ継続的に自己点検、評価を行っている。また、都市政策コース専任教員が複数で担当するオムニバス講義については、都市政策コース会議後に講義の進め方などについての意見交換を行っている。
都市環境学部、都市環境科学研究科	学生からはFD委員会が中心となって学部、大学院とも、授業アンケートによって意見を聴取しており、その結果を教員にフィードバックしている。
システムデザイン学部、システムデザイン研究科	FD活動の一環として学生及び教員に対する前期・後期授業評価アンケート調査を実施している。学生からのアンケート結果は、授業担当教員に全てフィードバックし、各教員の個々の授業改善等に役立てている。さらに学生や教員による授業評価の全体平均値など全体的なアンケート結果は、教職員に知らせるとともに、学生や外部に対してはウェブサイトで公開し、教室環境の改善検討データなどに活かしている。
健康福祉学部、人間健康科学研究科	学部、大学院とも平成18年度から学生による授業評価を行っている。現在、集計結果を授業改善に生かす取組を検討している。

《資料 9-1-2-3：その他の意見聴取による教育の質の向上、改善に向けた取組の事例》

学部・系、研究科	授業評価アンケート以外の意見聴取による教育の質の向上、改善に向けた取組の事例
社会科学研究所 法学政治学専攻	法学政治学専攻政治学分野では、「政治学FD会議」を定期的（学期初及び学期末）に開催し、その場において、開講する教員と受講する院生とが活発な意見交換を行うことで、大学院教育の質の向上・改善を目指している。
都市教養学部理工学系、理工学研究科	学生の授業以外の、学習環境、研究環境についてのさまざまな意見・要望は、理工学系各コースの担任が相談に応じている。大学院生の場合は、授業評価以外の項目についても意見・要望の聴取をおこなっており、その結果について指導教員（専攻によって副指導教員も）、教務委員が必要に応じて対応している。さらに、学部、大学院課程とも、教育の改善と向上を目指して、コース、専攻内の教務委員会、カリキュラム委員会が日常的に学生の意見・要望の積極的な聴取に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

基礎・教養教育、専門教育における授業科目において、授業評価アンケートに組織的に取り組んでおり、調査結果は教職員や学生・大学院生にフィードバックしている。また、各学部・系、研究科の中には、教員と学生・大学院生が教育の質向上のために意見交換を行う機会を設けている部局がある。

このほか教職員については、教授会や各種の運営委員会等の場における意見交換の形で意見聴取が行われており、教育の改善の検討に活かされている。

これらのことから大学の構成員の意見が聴取され、教育改善に適切に活かされている。

観点 9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、卒業生・修了生に対し本学の教育に対するアンケート調査を平成 21 年 5 月に実施した。本学は平成 19 年 3 月に博士前期課程の第一期生を輩出し、学士課程の第一期生は平成 21 年 3 月に輩出している。そのため、平成 21 年度に卒業生・修了生を対象に実施したアンケート調査は試行的位置付けにあたり、観点 6-1-⑤で述べたように、本格的な分析に足るサンプル数を確保するにはいたっていない。この点について、自己点検・評価委員会で審議し、平成 22 年 3 月卒業生・修了生に対して、卒業後の連絡先を確実に把握できるよう連絡先の調査方法を改めて実施し、前年度よりも多くの学生から、卒業・終了後のアンケート実施に対する同意を得た。

その他の学外関係者からの意見聴取として、本学の設立団体である東京都の地方独立行政法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」という。）が実施する毎年度の業務実績評価をあげることができる。本学ではこの業務実績評価に基づいて、各学部・系、研究科、関係する運営委員会や関係部署で、改善を要すると判断した事項について、改善への取組を継続的に実施している《資料 9-1-3-1》。

各学部・系、研究科における学外者からの意見把握における取組をみると、外部アドバイザーによる外部評価を実施している部局やインターンシップ等の実習先との意見交換などを積極的に行っている部局がある《資料 9-1-3-2》。

《資料 9-1-3-1：平成 18 年度業務実績報告・評価に対する改善計画（抜粋）》

○平成 18 年度業務実績評価結果（東京都地方独立行政法人評価委員会）	
成績分布状況の分析を踏まえた成績評価基準の作成を、全学的な水準で統一するのは容易ではないが、それぞれの専門性の中で客観的な基準を提示することが必要である。今後は、基礎教養科目も含めて全学的な成績評価基準を策定し公表する必要がある。	
○業務実績報告・評価に対する改善計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準作成の基礎となる条件（試験・レポート、出欠等）や成績表示、GPA等についての共通認識を全学で持つ。（『シラバスの記入方法』等にある成績評価に関する記載を詳細にする。） ・SE（Student Evaluation、学生の授業評価調査）のデータ収集・分析と成績分布状況等を検証し、成績評価基準等の基本となる指針を検討する。 ・成績評価の厳格化への社会的要請や大学設置基準改正への対応等、全学の基本となる方針を教務委員会・基礎教育部会で検討する。 	

《資料 9-1-3-2：各学部・系、研究科等における学外関係者の意見の聴取方法と教育の質向上・改善への反映》

学部・系、研究科	学外関係者の意見の聴取方法と教育の質向上・改善への反映
都市教養学部人文・社会系、人文科学研究科	各コース・専攻において、卒業生やインターンシップ等の実習先である自治体等から意見聴取を実施している。
都市教養学部法学系、社会科学部研究科（法学政治学専攻・法曹養成専攻）	法曹養成専攻では、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」に定める単年度評価の結果について、外部評価を行うこととしており、外部評価に当たって選出する外部有識者の中の少なくとも 1 名は、法曹実務に携わる有識者とするとしている。

<p>都市教養学部経営学系、社会科学研究科(経営学専攻)</p>	<p>経営学系では、同窓会と不定期に意見交換を行い、カリキュラムの構成等の参考にしている。経営学コースと平成21年度に開設した経済学コースのカリキュラム等に関しては同窓会の意見を参考にした。また、専門科目「経営学コース特別講義(ファッション産業の現在)」や都市教養プログラムの科目「日本の産業と企業」など、様々な業界からの寄付講義や産業界で活躍する本学卒業生によるオムニバス形式の授業を設けて、授業に学外者の意見を取り入れている。</p> <p>社会科学研究科経営学専攻では、高度専門職業人養成プログラムでは講演会など修了生も参加する機会があり、修了生からの教育改善等の意見を積極的に聞いている。また文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム」(大学院G P)に採択されたことを契機として、産学公出身者が集う実践的な教育を行っている。</p>
<p>都市教養学部理工学系、理工学研究科</p>	<p>いろいろな機会を利用して、外部関係者の意見聴取に努めている。学生の体験型インターンシップの際には、受け入れ先から意見聴取を行っている。さらに、教育実習の際は、当該学生の指導教員が高校訪問を行い、高校側からの本学の大学教育に関する意見を聴取するようにしている。また、同窓会、学会、オープンキャンパス、オープンユニバーシティなどの機会を利用して、学外関係者からの意見を聴取している。</p>
<p>都市教養学部 都市政策コース</p>	<p>学外との接点がある「インターンシップ研究」については、現在までの受け入れ先である都庁の各部局からの要望などを、積極的に意見聴取している。受け入れ先の都庁の各部局からの要望や受け入れに対する教育効果などからみて、民間シンクタンクを新たな受け入れ先として選定した。</p>
<p>都市環境学部、都市環境科学研究科</p>	<p>地理環境コース、地理環境科学域では、平成16年に外部アドバイザー4名による外部評価を実施し、平成19年度にも同様の外部評価を実施し、『外部アドバイザー評価・対応報告書(2004年度)』としてとりまとめた。ほぼ3年ごとに外部の専門家(大学人、企業人)による意見を聴取する仕組みを作っている。また、平成20年10月にはJ A B E Eプログラムの審査員により、教育システムとカリキュラムの審査を受け、教育課程が評価され、J A B E Eプログラムの認定を引き続き平成21年度より6年間に渡って受けた。</p>
<p>システムデザイン学部、システムデザイン研究科</p>	<p>専門技術職の人材育成としての役割が大きい本学部・研究科では、企業等のニーズと乖離せずかつ普遍性を備えた技術教育・専門教育を進める必要がある。そのため、統合前の学部・専攻の卒業生も含む各方面の関係者との交流により、将来的な技術動向や就職状況に関する情報の共有がコース・学域で常時行われている。</p> <p>特に各コース・学域の就職支援委員会部会の教員は、毎年1～5月に企業の人事担当者や卒業生・修了生から多数の訪問(各コース・学域で20～50件)を受けている。その際、企業の技術職からみたカリキュラムに関する意見(たとえば、専門職として絶対に欠かせない科目、就職後の自主学習でも間に合う科目、将来必要になりそうな科目など)が寄せられる。この情報はコース・学域内で共有され、教育カリキュラムの再検討に随時利用されている。</p> <p>こういった卒業生・修了生訪問や就職担当委員などによる実質的な学外からの意見聴取とその活用により、技術教育・専門教育に関しては持続的な改善が行われている。</p>
<p>健康福祉学部、人間健康科学研究科</p>	<p>卒業生を対象にしたアンケートや臨地実習施設の指導者との意見交換を定期的に行い、学生指導方法やカリキュラム、研究内容に反映させている。</p>

【分析結果とその根拠理由】

法人評価委員会による業務実績評価を、継続的改善を促進する機会に位置づけて活用し、本学の教育目標の着実な達成をはかっている。

各学部・系、研究科においては、部局によるそれぞれの特性に応じ、外部評価やインターンシップ等の実習先等との意見交換など様々な形で意見聴取を行っている。

なお、大学統合後の学年進行完成から間もないため、平成21年度に卒業生・修了生を対象に実施したアンケートは試行的実施にとどまっている。今後の卒業生・修了生からの意見聴取のあり方について、自己点検・評価委員会において検討を行っている。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到に係る状況】

基礎・教養教育では学生による授業評価（SE）と教員による授業評価（TE）の結果を個々の教員にフィードバックしている。個々の教員に対しては、フィードバックされた調査結果をもとに教育活動を改善することをFD委員会や基礎教育部会から要請し（参照：資料 9-1-2-1）、翌年度に教員アンケートにて結果の報告を受けている《資料 9-1-4-1》。

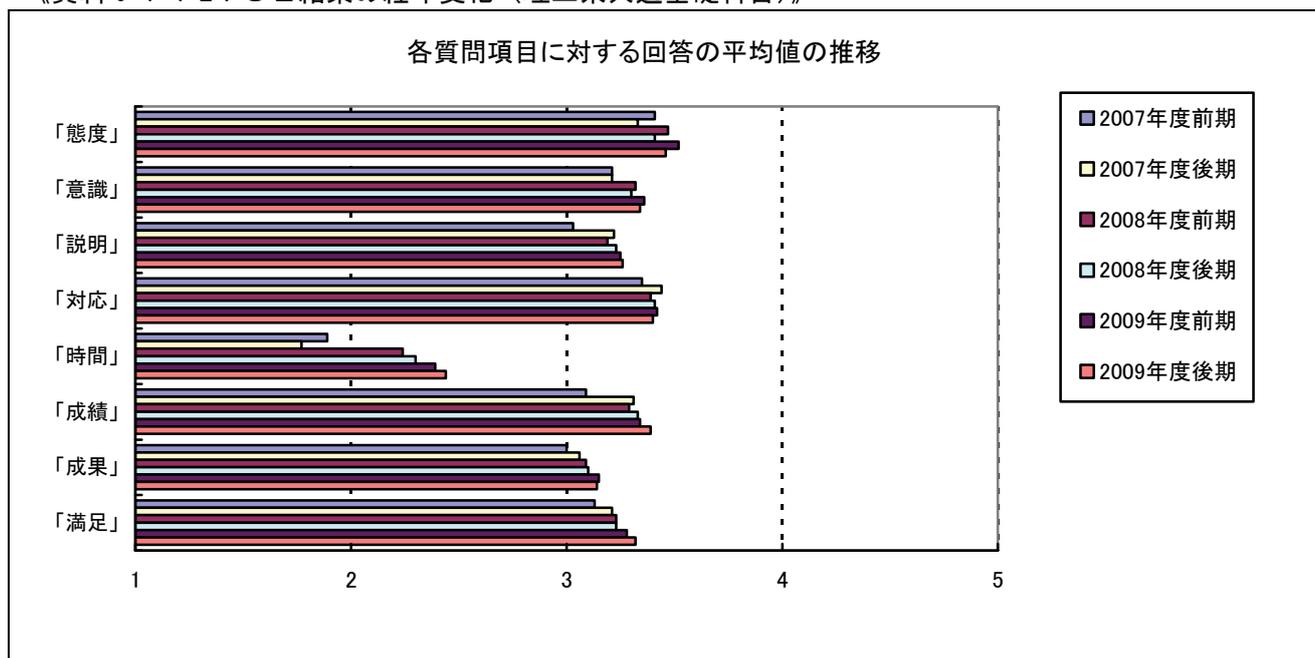
この回答を見ると、“授業の意図や目的及び成績評価についてより丁寧に説明するようにする”、また、“授業で使用するスライドに学生の関心に近いと思われる関連項目を追加する”など、各授業担当者が改善の取組を行っていることがわかる。なお、SEの結果も「シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた（成果）」・「私はこの授業を受講して満足した（満足）」等の項目で、各年度における回答の平均値（5に近づくほどよい）は上昇傾向にある《資料 9-1-4-2》。

各学部・系、研究科の取組は資料に示すとおりである《資料 9-1-4-3》。いずれの学部・系、研究科においても、評価結果を個々の教員にフィードバックしたり、学生からの情報収集を行ったりするなどして教育活動の改善に取り組んでいる。授業改善の事例としては、学生の理解度を確認する小テストなどの工夫を行う教員が増えたことなどがあげられる。

《資料 9-1-4-1 2009 年度後期基礎・教養教育授業評価における質問項目一覧（科目共通事項）》

<p>○科目共通の質問項目（SE）と「略称」</p> <p>問 1 私はこの授業に意欲的・積極的に取り組んだ。 「態度」</p> <p>問 2 授業の目的を意識しながら学習することができた。 「意識」</p> <p>問 3 教員の説明はわかりやすかった。 「説明」</p> <p>問 4 教員は学生の質問・意見に対して適切に対応していた。 「対応」</p> <p>問 5 授業時間以外で一週間に平均どのくらい、この授業に関連した学習をしましたか？ 「時間」</p> <p>問 6 成績評価方法について十分な説明があった。 「成績」</p> <p>問 7 シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた。 「成果」</p> <p>問 8 私はこの授業を受講して満足した。 「満足」</p> <p>○自由記述（SE）</p> <p>① この授業について改めてほしい点を、可能であれば具体的な提案を含めて記述して下さい。</p> <p>② この授業で良かった点、他の授業でも取り入れてほしい点などを記述して下さい。</p> <p>③ その他、授業やカリキュラムなどについて、自由に記述して下さい。</p> <p>○自由記述（TE）</p> <p>① この授業を行っていく上で、解決すべき課題があれば具体的にお書き下さい。</p> <p>② この授業で、教育効果を高めるために先生が行われている方法・工夫等がありましたらお書き下さい。</p> <p>③ 昨年の「学生による授業評価」を受けて、取り組まれた改善事項がありましたら、具体的にお書き下さい。</p>
--

《資料 9-1-4-2 : S E 結果の経年変化 (理工系共通基礎科目)》



注：各質問項目に対する個々の回答を、「強くそう思う」は5、「そう思う」は4、「どちらとも言えない」は3、「そう思わない」は2、「全くそう思わない」は1にそれぞれ数値化し、平均値を算出した。
(FD委員会による集計結果から作成)

《資料 9-1-4-3 : 各学部・系、研究科における教員への評価結果のフィードバックや授業改善の事例》

学部・系、研究科	教員への評価結果のフィードバックの状況や授業改善の事例
都市教養学部人文・社会系、人文科学研究科	人文・社会系の専門教育科目について、授業評価アンケートは部分的に実施しており、個別の評価結果を教員にフィードバックしているほか、全体的な評価結果についても公表を行っている。
都市教養学部法学系、社会科学研究科 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	法学系では、平成 18 年度から、「専門教育等に関するアンケート調査」を実施している。アンケートの結果に関しては、各アンケート項目の、当該科目についての平均・標準偏差・最高値・最低値、授業対象科目全体についての平均・標準偏差・最高値・最低値、及び自由記述で寄せられた意見 (個人の特定につながる情報、不適切な表現を除く) を、担当教員にフィードバックしている。 社会科学研究科法学政治学専攻政治学分野では、学期初と学期末に「政治学FD会議」を開催し、講義/演習を受講した院生から評価・意見・要望等を聴取している。 法曹養成専攻では、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末に実施している。アンケート結果は、FD委員の監督の下、助教が集計し、各教員に点数・自由記載の内容がそのまま示され、教員の講義の改善に活かされている。
都市教養学部経営学系、社会科学研究科 (経営学専攻)	経営学系では、「学生による授業評価アンケート」を実施し、個々の授業の評価結果は担当教員にフィードバックしている。ほぼすべての質問項目で年を追っての改善が見られる。また、双方向型のeラーニングシステムである Scubic を利用した授業改善に取り組んでいる。一部の教員はFDセミナーに参加し、新しい教育ニーズの理解や新しい教授法について検討している。教員間で意見を交換し合うことで、授業内容等の改善を行っている。平成 21 年度に開設した専門科目「基礎数学」(1 年次生のほぼ全員が受講) は、数学を必要とする分野の教員が意見を交換し、協力することで実現した。 社会科学研究科経営学専攻の高度専門職業人養成プログラムでは「卒業生アンケート」を開始した。また、これまでもプログラム・ディレクターが中心となり、学生による自主的な評価や聞き取り調査に基づいて定期的にカリキュラム改革を行ってきた。多くの教員が意見を交換し合った結果、平成 22 年度から学生の指導体制を従来の指導教員制から「教育研究プロジェクト」単位制に変更することとし、募集要項についても変更を行った。
都市教養学部理工学系・理工学研究科	理工学系専門科目については、理工学系FD委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施し、理工学系FD委員会がそれぞれの結果のフィードバックと授業改善の取組を行っている。理工学系FD講演会を毎年実施し、授業内容及び授業方法の改善に役立つ教授法を各教員に提案している。

	理工学研究科の大学院科目については、授業評価アンケートを実施してその結果を各教員にフィードバックすると共に、各研究指導の方法についてもアンケートを実施してその結果を各教員にフィードバックしている。
都市環境学部・都市環境科学研究科	評価結果は、各教員の継続的改善を促すため、FD委員会や各コース・学域内での諸活動を通じて教員にフィードバックされている。さらに、教育主幹教授制度により、教育活動でこだわった成果をあげた教員を毎年数名ずつ表彰している。これら、評価結果を個々の教員にフィードバックする仕組みにより、継続的改善を促している。
システムデザイン学部・システムデザイン研究科	授業評価アンケートによる教員と学生からの意見聴取は平成19年度より定期的に行われており、毎回、結果について各担当教員へ科目別に伝えられ、今後の各教員の個々の授業改善等に役立っている。それによって、授業時の参考プリントの配布やビジュアル教材の利用、理解度を確保する小テストの実施などを行う教員が増えてきている。
健康福祉学部・人間健康科学研究科	学部・大学院とも平成18年度から学生による授業評価を行っている。授業評価アンケートの結果は、非常勤教員を含め個々の教員へフィードバックしている。評価結果を元に各教員は、教育内容の洗練、教授方略の研鑽、研究成果の活用、独自教材の開発等を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

多くの部局において授業評価の結果が教員にフィードバックされており、具体的な教育改善に繋がった例が報告されている。また、基礎・教養教育における教員アンケートの回答を見ると、各授業担当者は授業評価結果等を参考に授業改善の取組を行っており、学生による授業評価（SE）の結果から、個々の教員は継続的に授業を改善し、その質を向上させている。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

各学部・系、研究科、大学教育センターから選出された委員等で構成するFD委員会が中心となって、全学的なFD活動に組織的に取り組んでいる《資料9-2-1-1》。

FD委員会では、基礎教育部会と連携して、観点9-1-④で述べた基礎・教養教育についての授業評価アンケートを行い、授業担当教員だけでなく関係委員会（部会）等へ評価結果をフィードバックし、組織的な改善に役立っている。

これらの授業評価アンケートの結果等により明らかになった問題については、FD委員会や基礎教育部会において共通認識を深めるとともに、FDセミナー等でテーマとしてとりあげている《資料9-2-1-1-2》。FDセミナーについては、その成果を共有するため、FDレポート『クロスロード』に掲載して全教員に配布するとともに、FD委員会のウェブサイトに掲載している《資料9-2-1-3》。なお、FDセミナーの開催時には参加者から毎回アンケートをとり、教職員のニーズを把握するための資料として用いている。

これらの取組により、個々の授業の内容・方法だけでなく、シラバス、テキスト、時間割編成の改善を図っている。また、FD委員会及び基礎教育部会では、毎年度、授業アンケートを含めた学内の意見聴取等を受けた教育改善点をまとめ、会議で報告しているほか、FD委員会のウェブサイトでも周知している《資料9-2-1-4-5》。

このほか、平成19年度からは、主に新任教職員を対象にFD・SD宿泊セミナーを開始し、本学の教育プログラムの特徴と課題などについての説明を行っている（参照：資料9-2-2-1）。

また、平成17年度の開学以来、研究活動の活性化を図るため競争的な配分を行う「傾斜的研究費」

の中に教育改善研究の枠を設け、研究を行っている《資料 9-2-1-6》。

平成 22 年度からは、研究費とは別に「首都大学東京 教育改革推進事業」（首都大版 G P 等支援）として、本学独自の特色ある教育の取組を重点的に支援する仕組みを設けた《資料 9-2-1-7》。

各学部・系、研究科においても、FD 委員会の部会を置いており、それぞれの学問分野の特性に応じて FD 活動に取り組んでいる《資料 9-2-1-8》。具体的には、学生アンケート、卒業生アンケート、学生との懇談会、授業のピアレビューなどが取り組まれている。

《資料 9-2-1-1：平成 21 年度 FD 委員会活動状況》

(1) FD 委員会開催状況			
	開催日	議 題	
第 1 回	H21. 4. 23	・「平成 20 年度学生の授業評価 (SE) をうけた授業の教育改善状況に関する調査」について ・平成 21 年度事業計画 他	
第 2 回	H21. 5. 20	・平成 21 年度前期授業評価アンケートの実施について ・FD・SD セミナーについて 他	
第 3 回	H21. 6. 25	・FD 委員会規程の改正について ・平成 21 年度第 1 回 (通算第 9 回) FD セミナーについて 他	
第 4 回	H21. 7. 23	・前期授業評価アンケートの回収状況について ・FD レポート第 9 号について 他	
第 5 回	H21. 9. 24	・平成 21 年度前期授業評価アンケートの結果報告 ・別冊クロスロードの発行について 他	
第 6 回	H21. 10. 22	・シラバス作成のための参考資料について ・FD レポート第 9 号の目次案について 他	
第 7 回	H21. 11. 26	・平成 21 年度第 2 回 (通算第 10 回) FD セミナー企画について ・「平成 20 年度業務実績報告において改善が求められている事項」について 他	
第 8 回	H21. 12. 24	・平成 22 年度年間活動計画について ・シラバス作成のための参考資料について 他	
第 9 回	H22. 1. 28	・平成 21 年度の教育改善点調査について ・各部による次年度への申し送り事項の整理依頼 他	
第 10 回	H22. 3. 25	・第 2 回 FD セミナー開催報告 ・平成 21 年度後期授業評価アンケートの結果報告 他	

(2) 授業評価の実施状況			
対象科目	回答者	実施時期	回収結果
基礎ゼミナール (前期)	学生	H21. 7. 6~7. 23	79 クラス中 71 クラス (回答者 1, 381 名)
	教員	H21. 7. 6~7. 23	79 名中 68 名
情報リテラシー実践 I (前期) 一部 on line にて実施	学生	H21. 7. 6~7. 23	39 クラス中 37 クラス (回答者 1, 376 名)
	教員	H21. 7. 6~7. 23	48 名中 35 名
情報リテラシー実践 II A B (後期) on line にて実施	学生	H21. 12. 18~H22. 1. 27	25 クラス中 23 クラス (回答者 419 名)
	教員	H21. 12. 18~H22. 1. 27	25 名中 24 名
実践英語 I a [1 年次対象] (前期・日本人教員分)	学生	H21. 7. 6~7. 23	87 クラス中 76 クラス (回答者 1, 338 名)
	教員	H21. 7. 6~7. 23	88 名中 73 名
実践英語 II b [2 年次対象] (後期・日本人教員分)	学生	H21. 12. 18~H22. 1. 27	79 クラス中 74 クラス (回答者 1, 262 名)
	教員	H21. 12. 18~H22. 1. 27	79 名中 74 名
都市教養プログラム (前期)	学生	H21. 7. 6~7. 23	94 クラス中 84 クラス (回答者 6, 483 名)
	教員	H21. 7. 6~7. 23	129 名中 91 名
都市教養プログラム (後期)	学生	H21. 12. 18~H22. 1. 27	87 クラス中 73 クラス (回答者 5, 421 名)
	教員	H21. 12. 18~H22. 1. 27	126 名中 74 名
理工系共通基礎科目 (前期)	学生	H21. 7. 6~7. 23	64 クラス中 62 クラス (回答者 3, 479 名)
	教員	H21. 7. 6~7. 23	70 名中 58 名
理工系共通基礎科目 (後期)	学生	H21. 12. 18~H22. 1. 27	59 クラス中 53 クラス (回答者 2, 594 名)
	教員	H21. 12. 18~H22. 1. 27	64 名中 52 名

(3) 宿泊セミナー、FDセミナーの開催

セミナー名称	開催日	主な内容	参加者数
FD・SD宿泊セミナー	H21.5.28 ～ 5.29	・講演（東京大学名誉教授 天野 郁夫） 【テーマ】「公立大学の目指すもの」 ・講演 「首都大学東京の課題」 他	174 名 (延べ人数)
第9回FDセミナー	H21.10.1	セミナーテーマ：「単位制度の実質化シリーズ①ーシラバスを中心に」 ・講演（名城大学副学長 池田 輝政） 【テーマ】シラバスとは何か ・パネルディスカッション 【テーマ】首都大学東京のシラバスはどうあるべきか？	98 名
第10回FDセミナー	H22.2.17	セミナーテーマ：「単位制度の実質化シリーズ②ー学習指針としてのシラバスと初回授業」 ・発表（学内講師） 【テーマ】初回授業（ガイダンス）の実践例、授業における工夫点の紹介 ・発表（学内講師） 【テーマ】Web を利用したオンラインシラバスによる学習サポートの紹介	98 名

(4) TMU FDレポート「クロスロード」の発行

号数	発行年月	主な内容
クロスロード 別冊リーフレット	H21.11	・2009 年度前期授業評価アンケート集計結果
クロスロード 第9号	H22.3	・シラバス特集 ・FD・SD宿泊セミナー報告 ・授業評価（21 前期） 他

《資料 9-2-1-2：FDセミナーの会場の様子（平成 21 年 10 月 1 日）》



《資料 9-2-1-3：首都大学東京FD委員会ウェブサイト》

<http://www.comp.tmu.ac.jp/FD/>

《資料 9-2-1-4：平成 21 年度の S E 及びアンケート等を受けた教育改善点》

科目等	改善内容	改善の動機・理由・インパクト等					
		部会等の提案	学生SE・アンケート	自治会等要望	担当教員要望	事務局提案	その他
基礎ゼミナール	できる限り学生の希望に即したクラス編成ができるよう、またクラス間の受講者数のアンバランスをできる限り減らせるよう、以下の2点について実施した。 ①開講クラス数を79→81に増やした。これにより、学生の選択の幅が広がり、結果的に学生の希望に応えることのできる可能性が増した。 ②過去数年間のデータを基にして学生の希望状況を分析し、希望状況に即した曜限別のクラス配置目標を決め、概ね目標どおりの配置を行った。	○	○		○		
	授業の質を向上させるとともに、学生に魅力的かつわかりやすいシラバスの作成に反映できるよう、基礎ゼミナール懇談会の日程をシラバス提出期限(12月下旬)より前の12/10に実施した。また、授業実践例に基づく意見交換と授業改善を図るため、授業内容に関する話題提供を昨年度の1件から2件に増加した。その議論を踏まえ、一部の教員が授業内容とシラバスを大幅に見直すなどの具体的な改善事例も見られた。	○	○				
実践英語	NSE授業で使う英語フレーズ集の改訂	○			○		
	NSE新教材の開発(新教材による授業、22年度より本格実施)			○	○		
	NSE授業の視察・参観			○			
	NSE授業の休講に伴う代講の試験的实施	○	○		○		
	統一試験実施に係る負担の軽減				○		
非常勤講師説明会の開催時期の変更	○			○			
情報科目	教室の更新を行った(1号館350教室)	○			○	○	
	平成21年度情報リテラシー実践の学習内容を取りまとめた。	○	○		○		
	eラーニングシステムを学習支援のため活用した。	○			○		
	授業評価アンケートを、eラーニングシステムを用いて行った。	○			○		
	時間割の学部学系ごとの配置コマを統合した。	○		○			
レディネス調査を実施し、分析を行った。	○			○			
情報リテラシー実践II Bで画像と音を扱うクラスを設けた。	○	○		○			
都市教養プログラム	「テーマ・系に関する卒業要件の緩和」「基礎教育科目(その他の教養科目)の都市教養プログラムへの編入」「複数のテーマに関する科目のテーマの一体化」の平成21年度入学生からの実施	○	○	○		○	
	「(旧)基礎教育科目(その他教養科目)」での授業評価の実施	○					
	「(旧)基礎教育科目(その他教養科目)」に成績評価の公正化に関する申し合わせを拡張	○					
	科目の一部廃止と科目名の変更	○			○		
	原則外時間割配置	○	○	○	○		
	受講生数の適正化のため同一科目の複数コマ開講と学部・系の指定	○	○	○	○	○	
	受講者の多い科目へのティーチング・アシスタントの配置	○			○	○	
理工系共通基礎科目	11号館、12号館の教室で液晶プロジェクター設備、LAN設備の改善が進んだ。	○			○	○	
	成績評価分布の科目による偏りを少なくし、GPAの公平化をさら進めた。	○			○		
	SE結果に基づき、学生の自学自習時間の増加を促す教授上の工夫を紹介、交流する働きかけを強めた。	○	○		○		
時間割	実践英語再履修クラス数の見直し	○			○	○	
	基礎ゼミナールの適正な曜日別クラス配置	○	○		○	○	
	都市教養プログラムの初回授業「45×2」試行の検討	○	○	○		○	
シラバス	各回の授業内容の明確な記載の徹底	○	○	○		○	
	「授業担当者の手引」へのシラバス作成例の掲載	○			○	○	
その他	Web入力による採点表作成の試行(全学共通科目)	○			○		

《資料 9-2-1-5：平成 21 年度授業評価アンケート集計結果及び教育改善点》

<http://www.comp.tmu.ac.jp/FD/newfd/anqueto21.html>

《資料 9-2-1-6：傾斜的研究費「特徴ある教育プログラム開発をめざす研究」(戦略分)新規採択課題一覧》

採択年度	課 題
18	大学基礎教育における Network-learning による単位の実質化とFDの刷新
18	主体的企画実践力の発達促進を目指した理工学系教育
18	「障害をもつ学生」の教育支援プログラム開発及びその実施体制に関する研究
18	共通科目群履修プログラムによる複雑系都市環境の教育
19	大学生のメンタルヘルス支援システム構築に関する研究
19	特徴ある学外・体験型教育プログラム開発・実施のための全学的研究
20	高大連携の新展開を目指した試行実践的研究
20	大学院教育「品質保証型教育システムとその評価プログラム」の開発
21	社会貢献力・国際貢献力を持つ骨太な学生の育成を目指した多面的な学外教育プログラムの開発

《資料 9-2-1-7：「首都大学東京 教育改革推進事業」の概要（教育研究審議会資料の抜粋）》

平成 22 年 4 月 13 日
教育研究審議会資料

「首都大学東京 教育改革推進事業」(首都大版GP等支援)について

1 目的及び趣旨等

(1) 目的及び趣旨

「首都大学東京 教育改革推進事業」(首都大版GP等支援)は、首都大学東京独自の特色ある教育の取組を重点的に支援する仕組みを設けることにより、大学教育改革をさらに促進するとともに、改革の成果を学内に波及させていくことを目的とする。

2 支援の対象及び選定方法等

(1) 主な支援の対象

次期中期計画期間に取り組むべき課題を踏まえた次の取組を学長が選定し重点的に支援する。

- ① 学部・系・学科・コース、研究科・専攻・学域における、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を明確にした、組織的・体系的な特色ある教育の具体的な取組
- ② 本学の特長を活かした全学的な教育の取組
- ③ 学長が指定する課題に関する取組

(3) 支援の規模等

- ① 支援期間は1～2年間とし、予算の範囲内で、1件当たり年間3～5百万円程度、年間5～6件程度を選定して支援する。

(4) 選定及び評価方法等

- ① 副学長(教育担当)を責任者とし、部局長をメンバーとする審査体制を設ける。
- ② 各部局等からの提案を受け、上記の審査体制における評定を参考に学長が選定する。
- ③ 1年経過時点で報告を受け評価を行い、次年度の配分額に反映させる。支援期間終了後には成果報告を行うことにより、評価を受けるとともに、成果を広く学内に波及させていく。

《資料 9-2-1-8：各学部・系、研究科におけるFD活動の取組状況》

学部・系、研究科	FD活動の取組状況
都市教養学部人文・社会系、人文科学研究科	人文・社会系では、専門教育科目に対する授業評価アンケートを実施しているほか、FD委員会と連携し、情報の共有化を行うなど、FD活動を行う体制が組織的に整備されている。さらに、FD委員会からの情報提供に基づき、全学的な組織である教務委員会等において、カリキュラムや教育方法の検討を行い、教育の質の向上や授業の改善に結びつける取組を実施している。 人文科学研究科では、FD委員会と連携し情報の共有化を行いつつ、FD委員会からの情報提供に基づいてカリキュラムや教育方法の検討を行っている。また、研究科は学部以上に少人数となるため、積極的に専攻内で研究会を催しつつ、大学院生の学習状況や研究の進捗状況を把握するよう努めている。
都市教養学部法学系、社会科学研究所(法学政治学)	法学系では、学系内の組織として、法学系FD委員会を設置し、同委員会のイニシアティブの下でFD活動に取り組み、教育の質の向上及び改善に向けた体制作りを行っている。2007年度後期より、専門教育を担当する全専任教員に、学生に対して配布したレジュメの保管を求め、教育活動の実態

専攻・法曹養成専攻)	<p>を示すデータや資料の収集・蓄積に取り組んでいる。</p> <p>社会科学研究所法政治学専攻政治学分野では、平成19年度から、「政治学FD会議」を学期初及び学期末に開催し、教員と院生とが活発な意見交換を行うことで、大学院における教育活動の実態に関する情報の共有と、それを通じた大学院教育の質の向上・改善を目指している。</p> <p>社会科学研究所法曹養成専攻では、法科大学院FD委員を設置し、同委員会を中心として、毎月、全教員参加のFD会議を開催し、教育改善に関する事項を審議している。また、教員間の授業相互見学を制度的に位置づけ、FD会議で報告を行っている。</p>
都市教養学部経営学系、社会科学研究所(経営学専攻)	<p>平成19年度に実施した授業評価アンケートから、数学を使う科目は、使わない科目と比べて難易度が高く、学生の満足度も低いという結果が示された。質問項目「授業全体を通して、授業内容の難易度は適切であった」の平均は、数学を使う科目は3.16、使わない科目は3.51、「この授業を受講して満足である」については3.62と3.78であった。ただし、評点は1(全くそう思わない)から5(強くそう思う)の5段階評価である。</p> <p>この調査結果を踏まえ、数学の基礎学力向上を目的とした専門科目「基礎数学」を平成21年度に開設した。各教員が協力することで、前期2コマ、後期1コマの合計3コマを開講し、1年次生のほぼ全員が受講している。</p>
都市教養学部理工学系、理工学研究所	<p>理工学系では、全学のFD活動を支える目的で、平成17年度から理工学系FD委員会を設置して授業内容の改善等に努めてきた。また、平成18年度からは学部専門に対する授業アンケート調査も開始し、年間延べ8,000人の学生を対象とした調査を実施している。さらに、アンケート調査の結果は、各コースのFD委員を通して担当教員に返却されている。</p> <p>その結果、学生の自宅学習時間が非常に短い点について、教員の意見を聞きながらその改善に取り組んだ。また、理工学系・理工学研究所では、毎年、FD活動の一環として講演会を開催し、評判の高い授業を行う教員の模範授業と授業に対する考え方を聞くなどの機会を設けて教育の質の向上に努めており、学生の学習意欲の高め方や黒板に板書する際の注意等、具体的な改善に役立っている。</p>
都市教養学部都市政策コース	<p>いくつかの講義や演習において意見聴取や授業評価アンケートがなされるなど、全学FDに準じた取り組みを行っている。その結果、一部実践型研究への教員担当制の導入が行われることになった。</p>
都市環境学部、都市環境科学研究科	<p>学部FD委員会が設けられ、「授業評価アンケート」を中心にすえて、自己改善のための条件整備を中心に活動が行われている。さらに、地理環境コースでは、独自に教育改善活動を管理する教育点検改善委員会を設置し、各教員は「Plan-Do-Check-Action」という教育改善のサイクルを継続している。</p>
システムデザイン学部、システムデザイン研究所	<p>システムデザイン学部・研究所のFD活動を推進するため、本部局のFD部会を定期的に開催し、教授会でのFD活動の説明とFD活動実施内容の検討を行い、組織として教育の質の向上や授業の改善に努めている。また年度始めに実施される全学FD・SD宿泊セミナー(教職員対象)と年2回の全学FDセミナー(教員対象)開催について、部局の全教員に周知し、参加を促している。現時点で教員の参加はそれほど多くはなく、今後参加しやすい形態を検討する必要がある。</p>
健康福祉学部、人間健康科学研究科	<p>本学部では、平成18年度からFD活動を本格的に開始した。学部教育においては平成18年度後期、平成19年度前・後期、平成20年度前期・後期に学生及び教員のアンケート調査を実施した。平成21年度前期については学生のアンケート調査を実施した。</p> <p>大学院教育については平成18年度後期に学生・教員への授業評価アンケートを行い、平成20年度は授業アンケートの代わりに学生・教員の懇談会を開催した。</p> <p>さらに、平成19年度前期に大学院FDセミナー、後期に学部FDセミナー、平成20年度前期に大学院FDセミナー、後期に学部FDセミナーを開催した。平成21年度前期に大学院FDセミナーを開催した。</p> <p>学域によっては前期授業の後半(7月初旬)に大学院生と教員との懇談会を開催し、大学院教育について学生からの意見・感想を聴取した。また、平成20年6月に授業のピアレビューを実施した。FDの取り組みを通じた授業改善は、個々の教員レベルで行われている。例えば、リハビリテーション医学及び脳神経外科の講義では、学生はより医学に関する実際の、実践的な臨床場面を強く望んでいることが明らかとなったため、講義の80%において、臨床場面のビデオ、DVD、手術映像などを取り入れた。その結果、授業評価では、満足の行く結果を得ている。</p>

【分析結果とその根拠理由】

本学は全学的にFD活動に積極的に取り組んでいる。授業評価アンケート等で明らかになった問題については、FDセミナーでとりあげて検討を行っている。FDセミナーに出席できない教員に対しても、セミナー等の内容を伝えるため、講演内容等を掲載したFDレポートが全教員に配布するとともにウェブサイトにも掲載し、FDセミナーが多くの教員の授業等の改善に活かされるように配慮している。教

育改善に向けた研究も取り組まれている。各学部・系、研究科においても、多彩なFD活動が行われている。これらの組織的なFD活動により改善された点については、全学のFD委員会が教育改善点として毎年度とりまとめを行っている。以上から、本学のFD活動は適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点 9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育活動を支援する職員に対しては、『人材育成プログラム』（参照：別添資料 11-1-5-1）に基づき、職員研修実施計画を策定し、職層教育等のスタッフ・ディベロップメントの機会を設けている（参照：資料 11-1-5-2）。特に平成 19 年度からは、新任職員を対象に 2 日間の「FD・SD 宿泊セミナー」を毎年行っている《資料 9-2-2-1》。

また、意欲ある職員の資質向上を目指し、学外の研修にも職員を派遣している。たとえば、教務担当職員を公立大学協会や財団法人大学セミナーハウスによる研修に派遣している。法曹養成専攻では、法科大学院協会主催の打ち合わせ等に、教員だけでなく職員も参加している。理工学系及び理工学研究科では、技術職員に対して資質の向上を図る目的で研修を実施している。

TA 等の教育補助者に対する組織的な研修としては、理工学系及び理工学研究科、都市環境学部及び都市環境科学研究科の学生実験の授業科目において、TA と授業担当教員が授業開始以前に予備実験を行うとともに、TA は学生指導方法のガイダンスを受けるようにしている。他の学部・系、研究科では、個々の教員の指導のもとで TA 等に対して個別に指導がなされている。

《資料 9-2-2-1：平成 21 年度 FD・SD 宿泊セミナーのプログラム（平成 21 年 5 月 28 日～29 日）》

第 1 日 5 月 28 日（木）

- 開会 上野 淳（副学長、大学教育センター長、FD 委員会委員長）
- 挨拶 原島 文雄（学長）
高橋 宏（理事長）
- 講演 1 「公立大学の目指すもの」
講師 天野 郁夫（東京大学名誉教授）
- 講演 2 「首都大学東京の課題 首都大学東京が目標とする教育と教育課程」
講師 大橋 隆哉（H20 年度教務委員長）
- 講演 3 「全学共通科目のねらい」
講師 保阪 靖人（基礎教育部会長）
- 講演 4 「今日の学生気質—学生対応をめぐる」
講師 岡 昌之（相談課長）

第 2 日 5 月 29 日（金）

- 講演 5 「教職員協働による大学づくり」
講師 原島 文雄（学長）
- 講演 6 「首都大学東京／765～教育改革を中心に」
講師 串本 剛（大学教育センター FD 担当助教）

【FD プログラム】

FD ワークショップ「大学教員として備えておくべき資質：シラバスから成績評価まで」

青塚正志（都市教養学部生命科学コース教授）

【SDプログラム】

グループ討議及び発表「魅力ある大学を創り上げるために我々職員がなすべきことは何か」
総務部長講話

大学ウェブサイト：<http://www.comp.tmu.ac.jp/FD/newfd/katsudou/fdsdseminar/fdsdseminar.html>

【分析結果とその根拠理由】

職員に対しては、人材育成プログラムに基づき、職員研修実施計画を策定し、研修の機会を設けている。また、学外の研修へ職員を派遣するなど、様々な研修が実施されている。

TA等の教育補助者に対する研修は、個々の教員による個別指導や、授業開始前の予備実験による指導方法のガイダンスなど、部局ごとの特性に応じて実施している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①授業評価アンケートが学生による評価（SE）、教員による自己評価（TE）ともに全学的・組織的に行われている。調査結果が教職員や学生といった学内構成員に適切にフィードバックされており、教育の質の向上に向けて様々な改善の取組が行われている。（観点9-1-②、9-1-④）
- ②授業評価アンケートやFDセミナー、FD活動等をまとめた冊子の発行など、全学的にFD活動に取り組んでいる。授業評価アンケート等から明らかになった課題についてFDセミナーを開催するとともに、セミナーの講演内容をFDレポート『クロスロード』に掲載して全教員に配布している。（観点9-2-①）
- ③職員に対しては、人材育成プログラムに基づき計画策定のうえ、研修の機会を設けているとともに、学外への研修へ派遣するなど、様々な研修が実施されている。（観点9-2-②）

【改善を要する点】

特になし

（3）基準9の自己評価の概要

本学の教育活動の実態を示すデータや資料は所管する部署において適切に収集・蓄積されている。

教育の質を向上するための意見聴取として、基礎・教養教育では授業評価アンケートとして学生による評価（SE）と担当教員による評価（TE）を実施しており、その結果は教職員・学生等の学内構成員にフィードバックされている。また、教育等に関する学生からの要望を受け付ける「キャンパスボイス」の仕組みなどを設けている。専門教育では多くの学部・系、研究科において授業評価アンケートを実施し、その結果が教職員にフィードバックされている。大学院の専攻等の小さな単位では、教員と学生が直接の討論等により情報収集を行っている。

授業評価の結果が教員にフィードバックされることで、具体的な教育改善に繋がった例が報告されている。また、基礎・教養教育における教員による授業評価アンケートの回答を見ると、各授業担当者は授業評価結果等を参考に授業改善の取組を行っており、学生による授業評価アンケートの結果から、

個々の教員は継続的に授業を改善し、その質を向上させていると判断する。

学外関係者からの意見聴取は、本学の設立団体である東京都による業務実績評価があり、これを継続的な改善に活用している。各学部・系、研究科では学外アドバイザーによる外部評価や、インターンシップ等の実習先との懇談を通じて学外関係者からの意見聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けた取組を行っている。なお、大学統合後の学年進行完成から間もないことため、卒業生・修了生に対するアンケートは試行的実施にとどまっているが、今後の卒業生からの意見聴取のあり方について、自己点検・評価委員会において検討を行っている。

授業評価アンケートやFDセミナー、FD活動をまとめた冊子の発行など、全学的にFD活動に取り組んでいる。FDセミナーは授業評価アンケートの結果等から明らかになった問題や、教員からの要望を参考にテーマを選定し、定期的を開催している。各学部・系、研究科においても部局の特性に応じたさまざまなFD活動に取り組んでいる。

教育支援者や教育補助者に対する資質向上の取組のうち、職員に対しては、人材育成プログラムに基づき計画策定のうえ、研修の機会を設けているとともに、学外への研修へ派遣するなど、様々な研修が実施されている。TA等に対する研修は、個々の教員による個別指導や、授業開始前の予備実験、指導方法のガイダンスなど、部局ごとの特性に応じて実施している。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の設置者は、地方独立行政法人法に基づき東京都が設立団体となって設立した公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）である《資料 10-1-1-1》。

法人の教育研究に必要な土地・建物については、原則として設立団体である東京都から出資を受けている。土地・建物のうち、当該施設が他の東京都の施設と共用である場合には、東京都から無償貸付または使用許可を受けている。平成 21 年 3 月 31 日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計額 140,552,119 千円である。負債は、固定負債及び流動負債の合計額 18,559,191 千円であり、うち約半分が、法人が固定資産を承継・取得した場合に当該資産の見返りとして同額を負債に計上し、減価償却処理により費用が発生する都度、取崩して収益化する、資産見返負債となっている《資料 10-1-1-2・3》。

なお、平成 20 年度には東京都立産業技術高等専門学校の設置者が東京都から本法人に変更となり、それに伴い東京都からキャンパスの土地・建物の現物出資を受けたことなどにより、資産額が前年度と比較して大幅に増加している。

各業務年度の「事業年度財務諸表」は、東京都知事の承認を得た後に、本学ウェブサイトで公開されている《資料 10-1-1-3》。

《資料 10-1-1-1：公立大学法人首都大学東京定款》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/teikan_21.pdf (平成 21 年度)

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/teikan_22.pdf (平成 22 年度)

(平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定)

《資料 10-1-1-2：各業務年度の財務の概要》

(単位：千円)

年度	固定資産	流動資産	資産合計	固定負債	流動負債	負債合計	資本合計
17	74,907,750	5,522,295	80,430,046	6,998,782	2,976,601	9,975,383	70,454,662
18	74,487,327	8,507,123	82,994,451	9,167,532	5,526,440	14,693,972	68,300,478
19	72,896,537	10,517,880	83,414,418	10,647,357	5,853,109	16,500,467	66,913,951
20	128,334,049	12,218,069	140,552,119	11,732,601	6,826,589	18,559,191	121,992,927

《資料 10-1-1-3：平成 20 事業年度財務諸表（貸借対照表）》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/zaimusyohyou_H20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

資産は、公立大学法人化に伴い東京都から出資された資産を中心に構成されており、安定した教育研究活動を遂行できる規模を十分に有している。また、債務は、主に公立大学法人会計特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債などから構成されており、過大ではない。

観点 10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

法人の主な経常的収入は、東京都からの運営費交付金及び施設費補助金、授業料収入・学生納付金等の自己収入及び外部資金から構成されている。平成 20 年度では、運営費交付金及び施設費補助金が約 7 割、自己収入が約 2 割である。過去 4 年間の収入実績は、《資料 10-1-2-1》のとおりである。各年度の決算報告は、ウェブサイトにて公開している《資料 10-1-2-2》。大学説明会の開催や高校訪問・出張講義、各種進学ガイダンスへの参加、受験広報誌への掲載など、志願者及び入学者の積極的な確保に努め、在学生数は収容定員を少し超えた数となっており《資料 10-1-2-3》授業料や入学検定料といった学生納付金を安定的に確保している。また、外部資金獲得の重要性も学内で共通認識されており、研究活動を支援する事務組織である産学公連携センターや学長室等が中心となって、教員一人当たり年間獲得額を同規模大学の中でトップとすることを目標に、国の競争的資金を含め外部資金等の継続的な確保に努めている《資料 10-1-2-4》。

《資料 10-1-2-1：各年度における収入実績》

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金	15,127	16,636	14,378	16,545
施設費補助金	37	189	1,296	3,085
授業料収入・入学検定料収入	4,789	4,826	5,004	5,518
その他の自己収入	131	211	241	351
外部資金収入	822	1,375	1,352	1,812
目的積立金取崩	0	0	0	717
合 計	20,906	23,237	22,271	28,028

《資料 10-1-2-2：平成 20 事業年度決算報告書》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/3_20FY_ReportOnFinalAccounts.pdf

《資料 10-1-2-3：収容定員及び在学生数（各年度 5 月 1 日現在）》

	収容定員 (人)	在学者数 (人)		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
学 部	6,280	6,583	6,892	7,000
大学院	博士前期課程	1,384	1,355	1,375
	博士後期課程	639	454	520
	専門職学位課程	195	146	151
合 計	8,498	8,538	8,938	9,216

《資料 10-1-2-4：科学研究費補助金の申請・採択状況》

(単位：千円)

年 度	応募件数 (内、新規応募)	採択件数 (内、新規採択)	交付内定金額合計
平成 17 年度	569 件 (363 件)	319 件 (113 件)	944,650
平成 18 年度	624 件 (470 件)	288 件 (134 件)	816,550
平成 19 年度	644 件 (459 件)	299 件 (114 件)	888,530
平成 20 年度	652 件 (474 件)	304 件 (126 件)	916,721
平成 21 年度	663 件 (476 件)	333 件 (146 件)	1,091,153

(※首都大学東京からの応募に対する交付内定件数・金額である。)

(※交付内定金額合計には間接経費を含んでいる。)

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入は、東京都運営費交付金を中心として、学生納付金、外部資金等の安定的な収入を確保していることから、大学の目的にあった教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。また、国の競争的資金を含めた外部資金について、目標を設定して取組を強化し、外部資金の収入増を図っている。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定めている。中期計画においては、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 ヶ年の予算、収支計画及び資金計画を策定し、年度計画においては、当該年度の予算、収支計画及び資金計画を策定している。

各年度の収支予算計画の策定に当たっては、経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき、各部局等の執行単位の予算管理を所掌する予算管理者が所管事業に要する経費を見積る。理事長はこれを踏まえて予算案を作成し、経営審議会の審議を経て、予算を決定している《資料 10-2-1-1》。中期計画は東京都知事の認可を受けており、年度計画については知事に届け出ている。これらの計画は、ウェブ上で公開され、学内外に周知されている《資料 10-2-1-2》。

《資料 10-2-1-1：公立大学法人首都大学東京会計規則（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京会計規則	平成 17 年法人規則第 44 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(予算の編成)	
第 10 条 理事長は、あらかじめ経営審議会の議を経て予算編成方針を策定し、それに基づき予算案を作成する。	
2 理事長は、作成した予算案について経営審議会による議を経て、予算を決定する。	
大学ウェブサイト： http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-044_211203.pdf (平成 21 年度)	
http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-044_22.pdf (平成 22 年度)	
(平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定)	

《資料 10-2-1-2：中期計画及び年度計画》

中期計画： http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/middle_plan.html
年度計画： http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/keikaku.html

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画が中期計画、年度計画において定められており、これらの情報がウェブサイトに公開されている。

以上のことにより、大学の目的を達成するための活動に係る財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等を策定し、広く一般に公開している。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 17 年度から平成 20 年度までの収支状況を《資料 10-2-2-1》に示した。平成 20 年度における収支状況は、経常収益 25,435 百万円に対して経常費用 24,054 百万円であり、経常利益は 1,381 百万円である。臨時損失及び臨時利益を加減した当期総利益は 1,413 百万円である。各事業年度の収支情報は財務諸表としてウェブサイトで公表している《資料 10-2-2-2》。

また、中期計画において、運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際の短期借入金の限度額を 40 億円と定めているが、各年度において借り入れは行っていない。

《資料 10-2-2-1：各年度における収支状況》

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	18,520	18,671	19,508	24,054
経常収益	21,473	20,723	20,749	25,435
経常利益	2,953	2,051	1,241	1,381
臨時損失	1,171	385	47	398
臨時収益	1,171	392	15	260
目的積立金取崩額	0	12	106	170
当期総利益	2,953	2,070	1,315	1,413

《資料 10-2-2-2：平成 20 事業年度財務諸表（損益計算書）》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/zaimusyohyou_H20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

各年度において当期総利益を計上しており、短期借り入れも行っていないことから、計画に沿った経費執行が適切に行われており、支出超過とはなっていない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は、各年度の予算の見積方針に基づき予算案を策定し、経営審議会の議を経て理事長が決定し（参照：資料 10-2-1-1）、教育研究活動に必要な経費を配分しており、経常的な事業についてはほぼ前年度並の予算を確保している《資料 10-2-3-1》。

また、理事長・学長の強いリーダーシップに基づき、大学改革を加速するため、平成 18 年 6 月には「改革加速アクション・プログラム」《資料 10-2-3-2》を、平成 20 年 9 月には「首都大学東京の将来像」《資料 10-2-3-3》をそれぞれ策定し、本学の特色を発展させる質の高い教育研究活動を一層推進するための事業を掲げ、大型の戦略的研究を推進するための研究施設として大型外部資金受入研究施設の建設経費（10 億円）、特定の戦略的研究を重点的に推進するためのプロジェクト型任用制度のファンド経費（9 億円）、国際交流を一層推進するための国際化ファンド経費（5 億円）、大学院博士後期課程学生への経

済支援経費（1億円）などを計上している。

各部局に配分する研究費は基本研究費と傾斜的研究費に区分しており、傾斜的研究費については、本学の特徴をアピールし、その強みを発展させる研究に重点的に配分する全学分傾斜的研究費と、部局として研究を活性化させるために用いる部局分傾斜的研究費とに区分して配分している《資料 10-2-3-4-5》。

《資料 10-2-3-1：各年度決算報告書》

20年度：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/3_20FY_ReportOnFinalAccounts.pdf
 19年度：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/3_19FY_ReportOnFinalAccounts.pdf
 18年度：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/2339/3_H18_kessan.pdf
 17年度：<http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/3-17kessan.pdf>

《資料10-2-3-2：改革加速アクション・プログラム》

<http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/4-18.6.30action2.pdf>

《資料10-2-3-3：首都大学東京の将来像》

<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/future.html>

《資料10-2-3-4：一般財源研究費規程》

公立大学法人首都大学東京一般財源研究費規程

平成17年法人規程第28号
 制定 平成17年4月1日

第3章 傾斜的研究費
 （配分の対象）

第8条 傾斜的研究費は、法人に所属する教員等及び研究グループ（以下「教員代表者等」という。）に対し配分する。
 （配分区分）

第9条 傾斜的研究費は、全学分と部局分に区分する。

2 全学分は、全学的研究基盤の強化及び大学の使命の実現に資する研究の活性化を目的とする。

3 部局分は、部局として研究を活性化させるために用いる研究費であり、研究内容及び研究成果を当該部局所属の教員が担当する教育研究に活かすことを目的とする。

第9条の2 削除

（傾斜的研究費）

第10条 全学分の研究テーマは前条第2項に基づくものとし、首都大学東京及び産業技術大学院大学に設置する研究費評価・配分委員会（以下「委員会」という。）で審議のうえ、当該大学の学長が定める。

2 部局分は、前条第3項を踏まえ、部局長等が配分方針を定め、委員会で審議・承認する。

《資料10-2-3-5：傾斜的研究費「研究課題・研究報告」（全学分）》

<http://www.tmu.ac.jp/cooperation/keisha.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、経営審議会の議を経て理事長が決定した毎年度の予算の見積方針に基づき、経営審議会の議を経て理事長が決定しており、教育研究活動に要する経費については、経常的な事業にほぼ前年度並の予算を確保するとともに、「改革加速アクション・プログラム」や「首都大学東京の将来像」に掲げた事業に対して予算を重点的に配分している。以上により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対して適切に予算配分をしている。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、東京都知事の承認を得た後、大学ウェブサイトにて公表している。決算報告書、事業報告書、監事監査報告書及び独立監査法人の監査報告書についても、同様にウェブサイトで公表している《資料10-3-1-1》。

《資料10-3-1-1：財務に関する情報》

http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/financial_report.html

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等について、法令に基づき適切な形で公表している。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務に対する会計監査は、監事による監査、会計監査人による監査及び会計に関する内部監査（以下「内部会計監査」という。）を実施している。

監事による監査では、東京都知事が任命した監事が、監事監査規則に基づいて作成された当該年度の監査計画により業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している《資料10-3-2-1-2》。

会計監査人の監査は、東京都知事が選任した監査法人が、地方独立行政法人法第35条に基づき、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について実施している《資料10-3-2-3》。

内部会計監査については、内部会計監査規程に基づき、理事長が法人職員のうちから兼務として監査員を命じて行う各予算執行単位を監査する自己監査と、各予算執行単位の部署ごとに自ら定期的に検証する自己点検からなり、会計事務の適正化に努めている《資料10-3-2-4》。

また、平成21年4月からは、法人の経営企画室に監査担当係長職を新設し、監査体制を強化した。

《資料10-3-2-1：公立大学法人首都大学東京監事監査規則（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京監事監査規則

平成17年法人規則第45号
制定 平成17年4月1日

（監査の種類）

第6条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は第10条に定める監査計画に基づき毎事業年度に1回、会計監査は事業年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

（監査計画）

第10条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りではない。

2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査の実施)

第12条 監事は、監査計画に基づき監査を実施する。

(監査結果報告書)

第17条 監事は、監査終了後遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する監査結果報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-045_21.pdf (平成21年度)

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-045_22.pdf (平成22年度)

(平成22年8月以降に、URLを平成22年度版に切替予定)

《資料 10-3-2-2：平成20年度 監事監査報告書》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/4_20FY_InspectorAccountantReport.pdf

《資料 10-3-2-3：平成20年度 独立監査法人の監査報告書》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/5_20FY_IndependentAuditCorporationAccountantReport.pdf

《資料 10-3-2-4：公立大学法人首都大学東京内部会計監査規程（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京内部会計監査規程

平成17年度法人規程第91号

制定 平成18年3月17日

(定義)

第2条 内部会計監査は、自己監査及び自己点検からなるものとする。

- 2 自己監査（以下「監査」という。）とは、理事長が予算執行事務及び会計事務全般について、本法人の職員のうちから監査を行う職員（以下「監査員」という。）を命じて各予算執行単位（以下「執行単位」という。）を監査させることをいう。
- 3 自己点検とは、各執行単位の経理事務管理者等が現金及び預金の管理を主な対象として、自ら処理した会計事務について、定期的に検証することをいう。

【分析結果とその根拠理由】

本学の監査関連規程に基づく監事監査及び内部会計監査、法令に基づく会計監査人による監査が実施され、財務に対する会計監査等が適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ① 経常的収入は、東京都からの運営費交付金を中心として、学生納付金等自己収入を安定的に確保するとともに、国の競争的資金を含めた外部資金獲得について、目標を設定して取組を強化し、外部資金収入の収入増を図っている。(観点10-1-②)
- ② 教育研究活動に要する経費については、経常的な事業にほぼ前年度並の予算を確保するとともに、大学の将来像の実現に向けた取組など、大学改革を推進する事業に重点的に資源配分している。(観点10-2-③)

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

資産は、公立大学法人化に伴い東京都からの出資を中心に構成され、安定した教育研究活動が十分に遂行可能な資産を有しており、債務も過大ではない。

主な経常的な収入は、東京都からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金から構成されている。教育研究活動を安定して遂行できるように、運営費交付金以外の収入の安定的確保を図るために、国の競争的資金を含めた外部資金の獲得に向けた取組を強化して増収を図っている。

収支に係る計画については、中期計画、年度計画において定めており、それらをウェブサイトで公開することにより、広く一般に公開している。

各年度において当期総利益を計上しており、短期借入れも行っていないことから、計画に沿った経費執行が適切に行われ、支出超過とはなっていない。

本学の予算は、経営審議会の議を経て理事長が決定した毎年度の予算の見積方針に基づき、経営審議会の議を経て理事長が決定する。教育研究活動に要する経費については、経常的な事業にほぼ前年度並の予算を確保するとともに、「改革加速アクション・プログラム」や「首都大学東京の将来像」に掲げた事業に対して重点的に配分するなど、適切な予算配分を行っている。

財務諸表については、法令に基づき東京都知事の承認後、決算報告書、事業報告書、監事監査報告書及び独立監査法人の監査報告書とともにウェブサイトに掲載するなど適切に公表している。

財務に関する監査は、本学の監査関連規程に基づく監事監査及び内部会計監査、法令に基づく会計監査人による監査が実施され、適正に行われている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

法人の管理運営は、業務を総理する理事長のほか、各大学の教育研究組織を統括する学長（法人の副理事長）、事務組織を統括する事務局長（法人の副理事長）を中心に行っており、また法人役員である監事からの助言を受けている《資料 11-1-1-2》（参照：資料 10-1-1-1）。

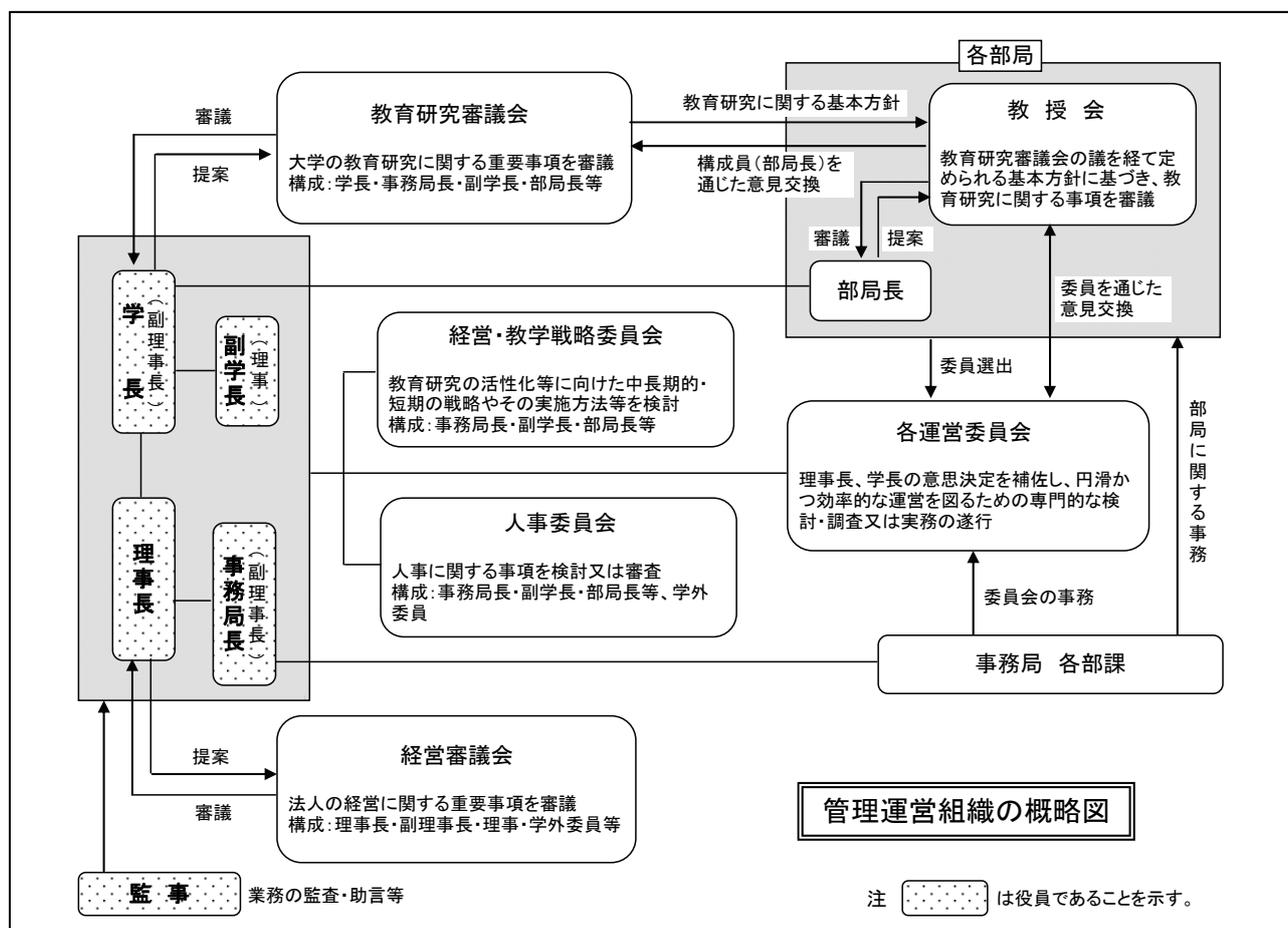
《資料 11-1-1： 公立大学法人首都大学東京組織規則》

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_21.pdf（平成 21 年度）

http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-003_22.pdf（平成 22 年度）

（平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）

《資料 11-1-1-2： 管理運営組織の概略図》



運営にあたり、経営に関する重要事項については経営審議会において、大学の教育研究に関する重要事項については教育研究審議会において審議することとしている。経営審議会は教育研究の責任者である学長、理事である副学長が構成員であるとともに、教育研究審議会には法人の副理事長である事務局長が構成員として出席しており、経営部門を含む事務組織と教育研究組織の連携・協力を図っている。さらに、本学の設立目的の実現及び中期計画の確実な実施のため、理事長及び学長からの諮問に基づき、教育研究の活性化及び効果的かつ効率的な業務運営の実現に向けた中長期的及び短期の戦略及びその実施方法等を検討する、首都大学東京経営・教学戦略委員会を設置している。また、法人の人事に関する事項の検討又は審査を行うために人事委員会を設置している《資料 11-1-1-3》。

このほか、広範に渡る理事長、学長の意思決定を補佐し、円滑かつ効率的な運営を図るため、必要な運営委員会を設置し、専門的な検討及び調査あるいは実務を行っている《資料 11-1-1-4・5》。

教育研究面の管理運営に関する役職としては、学長の下に、2名の副学長を置くとともに、学部長、都市教養学部の系長、大学院研究科長（学部長または都市教養学部の系長が兼務）、大学教育センター長（副学長が兼務）、国際センター長、オープンユニバーシティ長（副学長が兼務）、図書情報センター長（副学長が兼務）、戦略研究センター長（学長をもって充てる）を部局長として、さらに、学生サポートセンターには教員である副センター長を置いており、それぞれ各部局等の管理運営責任を担っている。また、各学部・系、研究科等には教授会が置かれている《資料 11-1-1-1》。

事務組織については、法人全体の統括機能を担う経営企画室、総務部、産学公連携センター及び学生サポートセンターと、大学・キャンパス管理機能を担う首都大学東京管理部、日野キャンパス管理部及び荒川キャンパス管理部等から構成され、役割の明確化と適切な分担を図っている《資料 11-1-1-6》。また、各事務組織の人員に係る状況については、資料 3-4-1-1「事務組織別の職員の配置状況」のとおりである。

危機管理等に係る体制については、総務部総務課安全衛生管理担当が中心となり、法人全体の体制整備を推進している。具体的には、災害・火災など危機発生時の体制整備として、緊急時の連絡体制、新型インフルエンザ等感染症発生時の報告・意思決定体制の整備《資料 11-1-1-7》、各キャンパスにおける防火・防災計画の策定、災害用資機材、飲料水・食糧、新型インフルエンザ対策用品等の配備を推進しているほか、損害保険に加入し財産毀損・損害賠償責任等の発生に伴う財務的リスクへの対応を図っている。また、コンプライアンス面については、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備するとともに《別添資料 11-1-1-8》、研究においては、「首都大学東京における研究者の行動規範」の制定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則等の整備などにより不正防止を図っている《資料 11-1-1-9～11》。さらに、研究に伴う実験等が倫理的配慮のもとに実施されるよう首都大学東京研究安全倫理委員会を設置している。加えて、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関しても運営委員会を設置し、それら事象の発生防止及び対策を図っている（参照：資料 7-3-1-11）。

《資料 11-1-1-3 : 管理運営に係る会議等の概要》

会議等名	構成員等	審議事項
経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 ・ 副理事長 ・ 理事 ・ 学外委員 ・ 上記構成員に加えて監事、弁護士が出席 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 ② 法人の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項 ③ 重要な組織の編成に関する事項 ④ 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 ⑤ 予算及び決算に関する事項 ⑥ 組織及び運営に係る自己点検及び評価に関する事項 ⑦ その他法人の経営に関し、理事長が重要と認める事項
教育研究審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長 ・ 事務局長 ・ 副学長（理事） ・ 学長が指名する以下の教育研究組織の長 ① 各学部長 ② 大学教育センター長 ③ 国際センター長 ④ オープンユニバーシティ長 ⑤ 図書情報センター長 ・ 上記構成員に加えて以下の者が出席 ① 各系長 ② 産学公連携センター長 ③ 学生サポートセンター副センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項 ② 教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項 ③ 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項 ④ 教育研究に係る自己点検及び評価に関する事項 ⑤ 教育課程の編成に係る方針に関する事項 ⑥ 学生の円滑な修学、進路選択等に必要の助言、指導その他の支援に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項 ⑧ その他教育研究に関し、学長が重要と認める事項
人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長 ・ 副学長 ・ 各学部長 ・ 各系長 ・ 大学教育センター長 ・ 国際センター長 ・ オープンユニバーシティ長 ・ 総務部長 ・ 経営企画室長 ・ 経営審議会の学外委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は、次に掲げる事項を職務とする。 ① 教育研究組織の編成に関する検討 ② 人事の適正化に係る方針・計画に関する検討 ③ 任命、服務及び業績評価など人事に係る基準及び手続に関する検討 ④ 人員・人件費配分、採用・昇任など人事に係る計画に関する検討 ⑤ 採用、昇任、再任、業績評価に関する審査 ⑥ 異動、降任、解雇及び懲戒処分に関する審査 ⑦ 業績評価に対する苦情への対応 ⑧ 不利益処分（重大な懲戒処分を除く。）に係る不服申立てに関する審査 ⑨ 公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則第9条第1項に定める特定の兼業に関する審査 ⑩ 裁量労働制に関する苦情への対応 ⑪ 職員の降任、解雇及び懲戒処分に関する審査 ⑫ 退職手当の支給制限及び返納の処分に関する審査
経営・教学戦略委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長 ・ 副学長 ・ 学生サポートセンター長 ・ 産学公連携センター長 ・ 各学部長 ・ 各系長 ・ 大学教育センター長 ・ 国際センター長 ・ オープンユニバーシティ長 ・ 図書情報センター長 ・ 経営企画室長 ・ 総務部長 ・ 学生サポートセンター副センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は、次に掲げる事項について理事長及び学長の諮問を受け、検討を行う。 ① 大学の設立目的を実行するための将来に向けた構想、戦略に関する事項 ② 大学の設立目的実現に向け緊急に取り組むべき事項

≪資料 11-1-1-4：公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（抜粋）≫

<p>公立大学法人首都大学東京経営審議会規則</p>	<p>平成 17 年法人規則第 9 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日</p>
<p>(運営委員会)</p> <p>第 2 条 法人に設置する運営委員会の名称及び所掌事項は、別表のとおりとする。</p> <p>2 理事長は、別表に定める運営委員会のほか、組織規則第 2 条の 4 第 2 項に掲げる場合に該当し、必要と認める場合には、新たに運営委員会を設置することができる。この場合、理事長は、あらかじめ学長又は校長（以下「学長等」という。）と協議の上、経営審議会の議を経なければならない。</p> <p>3 学長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、教育研究審議会の議を経て、理事長に申し出ることができる。</p> <p>4 校長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、理事長に申し出ることができる。</p> <p>5 特定の事項について取り扱うために時限的に設置する運営委員会については、本規則別表の改正を要しないこととする。</p> <p>(運営委員会の職務)</p> <p>第 5 条 運営委員会は、理事長又は学長等の定める方針の下、以下の職務を遂行する。</p> <p>(1) 各運営委員会規程に職務として定める事項及び理事長又は学長等から指示される事項に関する調査、審議</p> <p>(2) 所管事項とされた実務の実施</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 理事長又は学長等は、各運営委員会の事項に係る基本方針を示し、又は期限を定めて特に審議すべき事項を諮問することができる。</p> <p>3 運営委員会は、前項の基本方針に従い、運営されなくてはならない。</p> <p>4 運営委員会は、期限内にとりまとめを行い、理事長又は学長等に報告をし、又は事務を執行しなくてはならない。</p> <p>大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-005_211203.pdf（平成 21 年度） http://www.tmu.ac.jp/assets/files/teikan_kisoku/17-005_22.pdf（平成 22 年度） （平成 22 年 8 月以降に、URL を平成 22 年度版に切替予定）</p>	

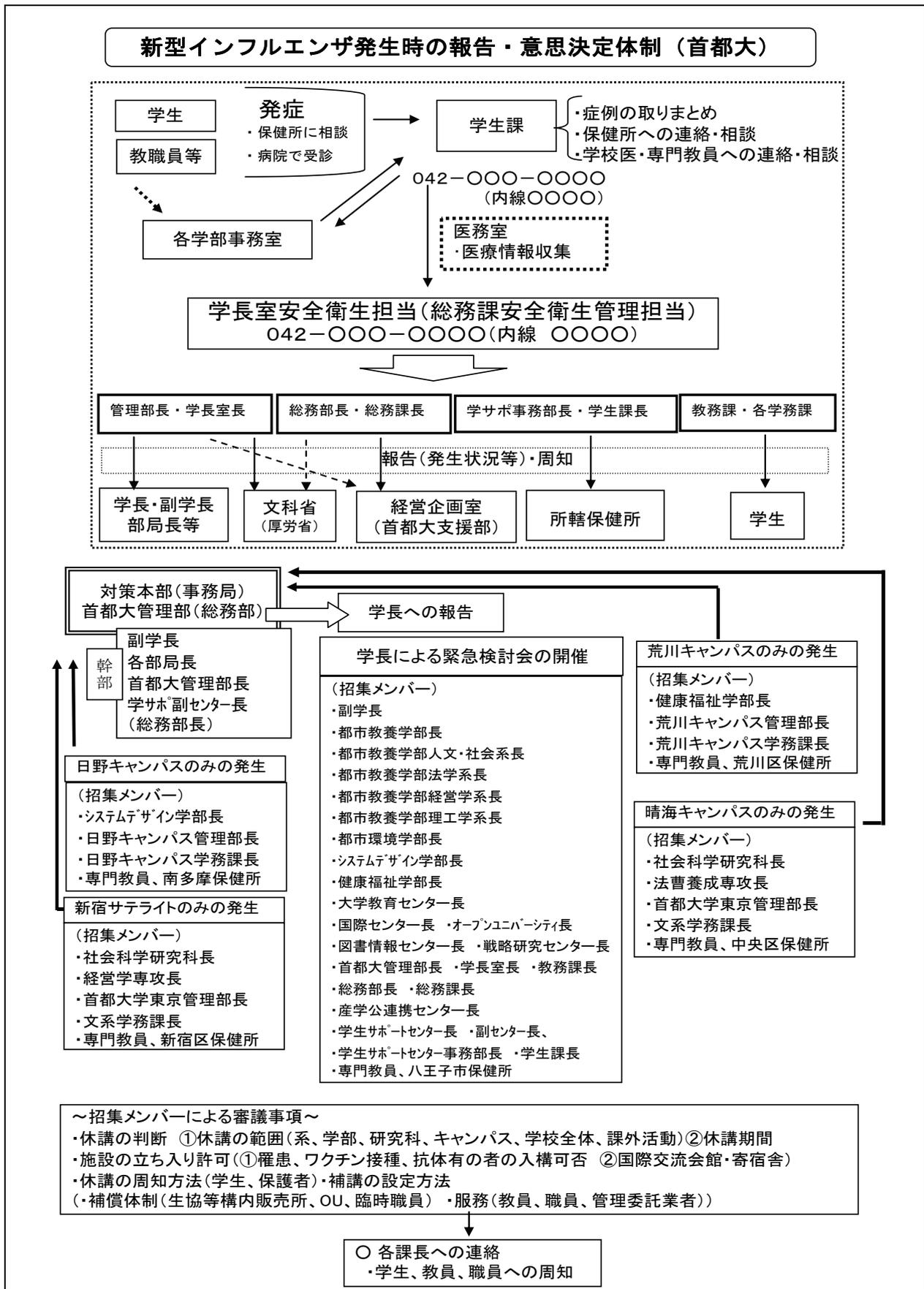
《資料 11-1-1-5：法人及び首都大学東京に設置している運営委員会》

	運営委員会名	所掌事項
法人に 設置	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止及びその対策に関すること。
	知的財産委員会	知的財産の法人への帰属及び特許等の出願等に関すること。
	安全衛生会議	安全衛生管理に関すること。
大学に 設置	首都大学東京広報委員会	広報に関すること。
	首都大学東京情報システム委員会	情報セキュリティ及び情報システムに関すること。
	首都大学東京研究費評価・配分委員会	研究テーマ、研究費の評価及び配分に関すること。間接経費の配分に関すること。
	首都大学東京学生委員会	学生の課外活動及び厚生補導等に関すること。
	首都大学東京就職支援委員会	就職活動の支援についての企画・立案・実施等に関すること。
	首都大学東京留学生・留学委員会	外国人留学生の受入れ及び学生の外国留学に関すること。
	首都大学東京産学公連携推進会議	産学公連携推進に係る重要事項に関すること。 都との連携施策に係る全学的調整に関すること。
	首都大学東京産学公連携推進委員会	産学公連携の推進に係る具体的方策等に関すること。
	首都大学東京国際交流委員会	外国の大学又は研究機関等との国際交流の推進に関すること。
	首都大学東京学位設計委員会	教育課程の改善に関すること。
	首都大学東京科目登録委員会	学内外の授業科目の登録に関すること。
	図書情報センター委員会	図書情報センターの基本的な方針の答申等に関すること。
	オープンユニバーシティ企画経営委員会	オープンユニバーシティの基本計画の策定等に関すること。
	首都大学東京教務委員会	全学にわたる教務の適正な遂行に関すること。
	首都大学東京教職課程委員会	教職課程の効果的運営に関すること。
	首都大学東京教育実習委員会	教育実習の受入れ学校等の選定に関すること。
	首都大学東京学芸員委員会	学芸員の資格取得に必要な事項に関すること。
	首都大学東京入試委員会	入学者の選考、企画等に関すること。
	首都大学東京自己点検・評価委員会	教育研究分野における自己点検・評価の基本方針の策定、実施に関すること。
	首都大学東京FD委員会	大学教育、大学院教育の改善に関すること。
	首都大学東京研究安全倫理委員会	研究や実験計画に対する安全性や倫理上の審査に関すること。
	南大沢キャンパス交通安全委員会	南大沢キャンパスにおける交通安全対策に関すること。
	首都大学東京知のキャリア形成支援委員会	知のキャリア形成支援についての企画立案及び実施に関すること。
	首都大学東京戦略研究センター運営委員会	戦略研究センターの運営に関すること。
	首都大学東京小笠原研究委員会	小笠原地域の研究に関すること。
	首都大学東京都市科学連携機構	東京都、国等行政との連携推進に関すること。
	首都大学東京プロジェクト研究棟管理運営委員会	プロジェクト研究棟の管理運営に関すること。

《資料 11-1-1-6 : 教育研究組織と事務組織の関係図》

教育研究組織		教授会及び主な運営委員会	事務組織	
大学院研究科	学部・系及びセンター			
		研究費評価・配分委員会 広報委員会	企画財務課	経営企画室
		安全衛生会議 セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント防止委員会	総務課 人事課 会計管理課 施設課	総務部
		産学公連携推進委員会 都市科学連携機構	産学公連携センター	
		学生委員会 知のキャリア形成支援委員会 就職支援委員会	学生課 健康支援センター 就職課	学生サポートセンター
		情報システム委員会	学長室	首都大学東京管理部
人文科学研究科 社会科学研究科	都市教養学部 人文・社会系 法学系 経営学系 都市政策コース	都市教養学部代議員会 教授会 教授会 社会科学研究科教授会 教授会 (コース会議)	文系管理課 文系学務課	
理工学研究科 都市環境科学研究科	理工学系 都市環境学部	教授会 教授会	理系管理課 理系学務課	
システムデザイン研究科	システムデザイン学部	教授会	管理課 学務課	日野キャンパス管理部
人間健康科学研究科	健康福祉学部	教授会	管理課 学務課	荒川キャンパス管理部
	大学教育センター	教務委員会 基礎教育部会 FD委員会 自己点検・評価委員会 入試委員会	教務課 入試課	
	国際センター	国際交流委員会 留学生・留学委員会	国際センター事務室	
	オープンユニバーシティ	教授会 オープンユニバーシティ 企画経営委員会	オープンユニバーシティ事務室	
	図書情報センター	図書情報センター委員会	図書情報センター事務室	
	戦略研究センター	戦略研究センター運営委員会	学長室(再掲)	

《資料 11-1-1-7：新型インフルエンザ発生時の報告・意思決定体制》



別添資料 11-1-1-8：公立大学法人首都大学東京倫理規程

《資料 11-1-1-9：首都大学東京における研究者の行動規範》

<http://www.tmu.ac.jp/assets/files/download/koudoukihan2.pdf>

《資料 11-1-1-10：研究活動の不正行為等防止に対する取組について》

<http://www.tmu.ac.jp/cooperation/2846.html>

《資料 11-1-1-11：研究費の不正使用防止に対する取組について》

<http://www.tmu.ac.jp/cooperation/2578.html>

【分析結果とその根拠理由】

経営審議会、教育研究審議会、人事委員会、経営・教学戦略委員会及び各運営委員会等がそれぞれ審議、検討などを行う機関として、適切に役割が分担され、管理運営を行う組織として適切に機能している。

事務組織については、法人統括機能と大学・キャンパス管理機能の役割を明確にし、適切な人員配置を行っている。また、分掌に定めるところにより、教育研究組織と適切に連携できる体制となっている。

危機管理等に係る体制については、法人統括部門において危機管理等を所掌する組織体制となっており、緊急時の連絡・意思決定体制等の整備、災害用資機材・食糧等の配備、損害保険の加入等を法人として統一的に行うなど、組織として有効に機能している。また、法人全体での倫理規程の整備とあわせ、研究活動の不正行為・研究費の不正使用やセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどの防止に対する取組も行っている。

以上より、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという役割を果たす上で、適切な規模と機能を持ち、また、危機管理等に係る体制を整備している。

観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長の下に、副学長、部局長を置き、権限と責任を合理的に分担することで、全体として効果的な意思決定を行うことができる組織としている。また、大学の教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会の審議事項となっており、議長である学長のリーダーシップのもとで、部局長等を中心とする構成員とともに運営を行っている。さらに、学長の意思決定を補佐するために 30 の運営委員会を設置しているほか、法人内に理事長・学長の諮問機関である経営・教学戦略委員会を設置するなど、広範に渡る学長の権限に基づく意思決定が効果的かつ円滑に行える体制を設けている（参照：資料 11-1-1-2～5）。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究審議会では、学長のリーダーシップのもとで、大学の教育研究に関する重要事項について審

議を行っているほか、副学長や部局長が権限と責任を分担するとともに、運営委員会や経営・教学戦略委員会の設置により、広範に渡る学長の権限に属する事項についての意思決定を適切に行っている。

以上のように、本学は、学長のリーダーシップのもとで、効果的な意思決定を行うことができる組織となっている。

観点 11-1-③： 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

教職員については、各部局の教授会や各種の運営委員会等における議論によりニーズを把握し、対応を図っている。学生については、学生を対象とした各種のアンケートやキャンパス・ボイス、学生自治会からの要望等によりニーズの把握、対策を行っている（参照：資料 7-1-2-2、別添資料 7-3-1-2）。

学外関係者のニーズ把握については、経営審議会に 2 名の学外委員を迎え学外の各種ニーズを把握しているほか、観点 9-1-③で述べた、毎年度行う業務実績報告に対する東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）からの評価結果とそれに対する改善の取組が挙げられる。

平成 19 年度及び平成 20 年度の業務実績評価書において「情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置」の項目で、個人情報など情報管理の徹底の必要性が指摘されたのを受け、個人情報の適正な管理に関する規定の整備、大学内の個人情報保護に向けた具体的な基準検討のための検討会の設置及び「個人情報保護の安全管理に関する取扱いマニュアル」の作成や定期的な自己点検の実施など、個人情報の適正な管理に向けた対策を実施した《資料 11-1-3-1》。その他、都庁の広聴システムである「都民の声」等からもニーズを把握し必要な対策を講じている《資料 11-1-3-2》。

《資料 11-1-3-1：公立大学法人首都大学東京業務実績報告書・評価書》

<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline/reports.html>

《資料 11-1-3-2：図書情報センターの都民開放（東京都ウェブサイト「都民の声 2006」10 頁）》

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/08/DATA/60g8a202.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教職員及び学生、その他学外関係者のニーズは、各種会議、アンケート、法人評価委員会による評価等、様々な機会を捉え、その把握を行っており、学内で共有し改善に生かしている。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

法人には、地方独立行政法人法及び定款に基づき監事を 1 名置いている。監事は、監事監査規則に基づき、当該年度の監査計画を作成し、業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している。その結果は、監査報告書として取りまとめ、理事長に報告している（参照：資料 10-3-2-1・

2)。

また、監事は、経営審議会に出席し、適宜助言を行っているほか、重要文書の確認や会計監査法人の監査に係る対応について、適切な指導・助言を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監査計画に基づき、業務及び会計について監事監査を実施し、適切な指導・助言を行っている。また、経営審議会に出席し、適宜助言を行うとともに、重要文書の確認や会計監査法人の監査に対する指導・助言を行っている。以上のことから、監事が適切な役割を果たしている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

職員の資質向上のために、法人では『人材育成プログラム ～スタッフ・ディベロップメントの体系化と実践的展開～』《別添資料 11-1-5-1》を平成 20 年度に策定し、法人職員の戦略的人材育成の指針とするとともに、『平成 21 年度公立大学法人首都大学東京 職員研修実施計画—人材育成プログラム準拠—』を作成し、職場外研修、職場内研修（OJT）、自己研修を 3 つの柱として体系を明確にして各種研修を実施している《資料 11-1-5-2》。

職場外研修では、職区分ごとに実施するキャリアアップ系研修やスキルアップ系研修、全職員を対象とした実務系研修を実施している。職場内研修（OJT）では、平成 21 年度よりチューター制度を導入し新規採用職員の育成を図るほか、法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促す取組である「法人職員基礎知識理解度測定」の実施や各職場の OJT 推進責任者である各管理職を対象とした悉皆研修の実施など、OJT が組織的取組となるよう研修を通じて働きかけを行っている。さらに、自己研修として、大学の国際化を支える職員を育成するための語学研修（英語）や資格取得支援制度など自己啓発の取組を支援する制度も導入している。

また、教学と連携した取組として、教職員合同のFD・SD宿泊セミナーを実施し、教職員の一体感を醸成するとともに、法人の経営方針や教学に関する理解の促進に取り組んでいる（参照：資料 9-2-2-1）。

このほか、公立大学協会や（財）大学セミナーハウス等他機関が実施するセミナー等にも職員が参加し、資質向上を図っている。

なお、「法人職員基礎知識理解度測定」では、平成 20 年度に、各事務部署の職員で構成されたプロジェクトチームのメンバーを中心として新たに編集した『法人職員ハンドブック』《別添資料 11-1-5-3》をテキストとして活用している。

別添資料 11-1-5-1：「人材育成プログラム ～スタッフ・ディベロップメントの体系化と実践的展開～」

《資料 11-1-5-2 : 平成 22 年度職員研修実施計画》

研 修		主な対象者	内容等
キャリアアップ系研修	新任研修	正規職員主任 正規職員 常勤契約職員 非常勤契約職員 都派遣職員 別に実施	○法人職員として職務を始める上で必要な知識、技術の獲得を図る。 【内容】 ・法人の概要、法人職員の心構え（服務、汚職防止、人権）、ビジネスマナー（基本編）、コーチング技法など
		正規職員主任 正規職員 常勤契約職員	○新任職員のフォローアップとして実施。職務遂行上、必要な知識・技術の獲得を図る。 【内容】 ・タイムマネジメント、上手な資料の作り方、ビジネスマナー（アドバンス）、他大学交流など
	新任後期	正規職員主任 正規職員 【宿泊研修】	○採用 2 年目、3 年目の職員を対象に、職務における課題の発見力、改善への取組力等、職務遂行上の基礎的能力の向上を図る。 【内容】 ・業務改善手法、グループ討議「職場の業務改善」、メンタルヘルス など
		常勤契約職員	
	チューター育成研修	チューター選任者	○チューターに選任された職員が、新任職員の育成に携わるために必要なチューターの役割やコーチング技法等、チュータースキルの獲得を図る。
	内定者導入プログラム	正規職員・正規職員主任の内定者	○法人の理解を深め、スムーズな入職につなげることを目的に実施。
スキルアップ系研修	OA 研修	主事、主任級の全職員（希望制）	○エクセルの関数や業務への応用などを学ぶ
	ロジカルシンキング研修	主事、主任級の全職員（希望制）	○「MECE」や「ロジックツリー」の考え方、ロジカルシンキングを使った「仕事の仕方」「判断の下し方」等
	コミュニケーション研修	主任級以上の全職員（希望制）	○組織の情報伝達、相手の立場に立ったコミュニケーションなど
実務系研修	文書実務研修	全職員（希望制）	○文書事務の基礎知識習得
	会計・契約実務研修	全職員（希望制）	○会計事務、契約事務の基礎知識習得
	資料作成研修 （上手な資料の作り方）	全職員（希望制）	○資料作成の手法を学び、業務遂行における実践力の向上を図る。
	ビジネスマナー研修 （アドバンス）	全職員（希望制）	○苦情、クレーム対応を中心としたロールプレイングによる事例研究
	汚職防止研修	全職員（指名制）	○法人職員としての基本姿勢を認識し、汚職等非行の予防に資する。
派遣研修		正規職員	○法人外組織への職務へ従事することを通じて、新しい知識や業務手法を学ぶとともに、新たな視点や発想力を身につけ、法人運営の中核を担う人材の育成につなげる。
海外研修プログラム		正規職員	○法人の国際化を担う職員の育成及び語学能力の向上を図るため、米国・ワシントン D. C. にあるジョージタウン大学語学教育センターのプログラム（8 週間集中英語プログラム）に参加。
OJT	チューター制度	正規職員主任 正規職員 常勤契約職員	○チューター制度による、マンツーマンの新人教育を実施。
	法人職員基礎知識理解度測定	正規職員、常勤契約職員（悉皆） それ以外は希望制	○法人職員として必要な基礎知識をまとめた『法人職員ハンドブック』の学習を促す取組として実施
	OJT 推進研修	全課長級管理職	○充実した OJT の展開を支援するため、OJT 推進責任者向けに実施
自己研修	語学研修（英語）	正規職員	○勤務時間外に法人が指定する語学教育機関に通学、マンツーマンによる英語レッスンを受講、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
	資格取得支援制度等	正規職員 常勤契約職員	○職務と関連する資格の合格を支援条件として、自己啓発に要した費用の合計額の 50% に相当する額を支援金として交付（参考：平成 21 年度は日商簿記検定 2、3 級が対象）
その他	首都大学東京 FD・SD セミナー	新規採用職員及び新規転入の都派遣職員 等	○首都大学東京が抱える課題や大学教育のあり方、学生実態への理解を深めるほか、職員の資質向上を目的として実施。 ○首都大学東京 FD 委員会と連携し、教員と職員の合同研修により実施。
	タイムリー研修	全職員（希望制）	○時宜にかなったテーマにより「タイムリー研修」を実施。

別添資料 11-1-5-3 : 「法人職員ハンドブック」(目次)

【分析結果とその根拠理由】

人材育成の指針として人材育成プログラムを策定しているほか、同プログラムに基づき「職員研修実施計画」を作成し、職場外研修、職場内研修(OJT)、自己研修を3つの柱として体系的な研修を実施している。また、高等教育機関の職員として必要なSDを推進するため、FDと連携した取組や公立大学協会・大学セミナーハウス等他機関が実施するセミナー等も活用している。

これらの研修等に加え、法人職員として習得すべき基礎知識を網羅した『法人職員ハンドブック』を作成し、さらにこれを活用した理解度測定の取組を実施している。

以上より、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に実施されていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到に係る状況】

管理運営に関する方針は、法人の中期計画に掲げられている《資料 11-2-1-1》。法人はこの方針を踏まえるとともに、定款、業務方法書及び規則規程類を整備している《資料 11-2-1-2》。

管理運営に関わる委員や役員の選考・採用に関する規定や方針及び各構成員の責務と権限については、これら定款、規則規程類の中で明確に示している。

《資料 11-2-1-1：公立大学法人首都大学東京中期計画（抜粋）》

公立大学法人首都大学東京中期計画（平成20年2月変更認可）

中期計画の基本的な考え方

本中期計画期間を公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の立ち上げの時期と位置づけ、「『大都市における人間社会の理想像の追求』を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与する」ことを建学の精神とし、時代や社会状況の変化に的確に対応し、その実現に向け、大学改革を推進していく。

略

3 法人運営

○法人運営に経営の視点を導入し、効率化による経費節減を図る一方、自己収入の増加にも努める。また、中長期的な視点に立ち、経営努力により確保した財源を活用し、教育研究を戦略的に展開していく。

○業績が適切に評価され、教育研究の活性化に結びつくインセンティブを与える人事制度を確立する。

○自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、不断の業務改善に取り組む。

大学ウェブサイト：http://www.tmu.ac.jp/assets/files/33/200313_henkou.pdf

《資料 11-2-1-2：公立大学法人首都大学東京 定款・規則》

<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/kitei.html>

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期計画の中で明確に定められている。また、この方針を踏まえ、定款、業務方法書及び規則規程類を整備している。また、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用及び各構成員の責務と権限を定款、規則規程類の中で明確に示している。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

大学の活動状況については、ウェブサイト上に掲載し、学内外からアクセスが可能となっている《資料 11-2-2-1》。このほか、規則等に関してもウェブサイトに掲載し、教職員が必要に応じて閲覧することが可能である《資料 11-2-2-2》。

また、法人の中期計画、年度計画及び業務実績報告のほか、法人及び大学の基本的運営方針に関わる情報についても掲載している《資料 11-2-2-3》。

教職員向けには、事業概要《別添資料 11-2-2-4》や学報《資料 11-2-2-5》に加え、平成 21 年度より大学の活動状況に関する経年的なデータや情報をまとめた「首都大学東京基礎データブック」《別添資料 11-2-2-6》を作成し、大学の活動状況に関して周知を図っている。

各部署等、各運営委員会を所管する事務組織においては多岐にわたるデータや情報を把握しているものの、各種のデータや情報を一括管理し、必要に応じて提供する組織的な仕組みについては不十分であり、今後の課題として、自己点検・評価委員会において情報収集・管理の一元化の検討を行っている。

《資料 11-2-2-1：首都大学東京ウェブサイト》

<http://www.tmu.ac.jp/index.html>

《資料 11-2-2-2：公立大学法人首都大学東京定款・規則》

<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/kitei.html>

《資料 11-2-2-3：法人概要・沿革・目標》

<http://www.tmu.ac.jp/kikaku/outline.html>

別添資料 11-2-2-4：事業概要（平成 21 年度版）

《資料 11-2-2-5：首都大学東京学報（第 12 号）》

<http://www.tmu.ac.jp/assets/files/gakuhou/syohou-vol12.pdf>

別添資料 11-2-2-6：首都大学東京基礎データブック

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動状況に関わる情報のほか、中期計画、業務実績報告等、法人及び大学の基本的運営方針に関わる情報について、ウェブサイトへの掲載及び冊子の配布を通じて、教職員が必要に応じて活用することが可能となっている。

以上のことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されており、教職員が必要に応じて活用できていると判断する。

各種データや情報の収集と管理、提供の一元化については、その必要性が自己点検・評価活動を通じて認識されており、自己点検・評価委員会において今後の課題として検討を行っている。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価活動は、各学部・系、研究科等からの委員及び関係課長等で構成される自己点検・評価委員会を中心に実施しており、同委員会において自己点検・評価活動の進め方の検討や自己点検・評価の実施に関する全学的な取りまとめ及び必要な資料・データの収集を行っている《資料 11-3-1-1》。また、部局ごとに同委員会の部会を設けて、部局別の自己点検・評価活動を行っている《資料 11-3-1-2》。

活動の一つに、毎年度の業務実績報告があり、中期計画に基づく各年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行い業務実績報告書として取りまとめ、法人評価委員会へ報告している。

また、平成 19 年度より認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動を開始し、試行的に自己評価書を作成しながら、改善に向けて検討すべき事項を洗い出す取組を実施した。平成 21 年度には、平成 22 年度の認証評価の受審に向けた自己評価書の作成を行った。各部局の取組としては、それぞれ部局別自己評価書を作成しており、自己評価書に基づき外部評価受審を実施している部局もある《資料 11-3-1-2》。

自己点検・評価活動の公表については、業務実績報告書及び法人評価委員会による評価結果をウェブサイトにて公表している（参照：資料 11-1-3-1）。また、各部局における自己点検・評価結果は、法曹養成専攻、理工学系・理工学研究科、都市環境学部・都市環境科学研究科ではウェブサイトにて公表しており、健康福祉学部では自己点検評価書を製本し関係機関へ配布している。その他の学部、研究科でも公表に向けた準備を進めている。さらに、教育・研究活動の総合的な状況について、各部局、専攻ごとに年報やアニュアルレポートを作成し公表している《資料 11-3-1-3》。

なお、認証評価機関に提出する自己評価書については、認証評価機関への提出後に、冊子・ウェブサイトによる公表を予定している。

《資料 11-3-1-1：首都大学東京自己点検・評価委員会（抜粋）》

首都大学東京自己点検・評価委員会規程	平成 17 年法人規程第 15 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日
(趣旨)	
第 1 条 首都大学東京学則（平成 17 年法人規則第 48 号）第 2 条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命の達成を目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条第 1 項に定める運営委員会として、首都大学東京自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を設置する。	
(委員会の機能)	
第 2 条 自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の事項を職務とする。	
(1) 自己点検・評価（外部評価を含む。以下同じ。）の基本方針及び実施基準の策定に関すること。	
(2) 全学的な事項についての自己点検・評価の実施に関すること。	
(3) 自己点検・評価委員会部会との調整に関すること。	
(4) 自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に関すること。	
(5) その他全学的な自己点検・評価について必要な事項に関すること。	
(委員会の構成)	
第 3 条 自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。	
(1) 学部（都市教養学部にあつては系及び都市政策コース。以下同じ。）、研究科	各 1 名
(2) 大学教育センター	1 名
(3) オープンユニバーシティ	1 名
(4) 学生サポートセンター	1 名
(5) 図書情報センター委員会	1 名
(6) 首都大学東京管理部大学教育推進担当課長	
(7) 首都大学東京管理部教務課長	
(8) 総務部総務課長	
(9) 経営企画室企画財務課長	

《資料 11-3-1-2：各学部・系、研究科等における自己点検・評価の実施及びその結果の公開状況》

学部・系、研究科		自己点検・評価の実施及びその結果の公開状況
人文・社会系 人文科学研究科		平成 21 年度より、部局版自己点検自己評価書を 250 部印刷し、これを部局内の全教員スタッフ及び各分野教室に配布している。また、分野教室に配布した自己点検自己評価書は分野事務室に置いて、学生・大学院生もこれを見ることができるようになっている。また、系・研究科の事務にも一部を公開資料として常設し、学部や大学院を受験しようとする者が見ることができるようにも検討している。
法学系・社会科学 研究科 (法学政治学専攻・法曹養成専攻)	法学系	法学系では、平成 18 年度から、「専門教育等に関するアンケート調査」を実施し、学生の意見の聴取を行っている。アンケートの結果は、統計学に通じた教員が集計し、各アンケート項目の、①当該科目についての平均・標準偏差・最高値・最低値、②授業評価対象全科目についての平均・標準偏差・最高値・最低値を、担当教員にフィードバックしている。 また、「法学系 F D 委員会」を中心に、全専任教員の協力の下、教育活動に関するデータや資料の収集・蓄積をはじめとする教育改善活動を行っている。外部への公開も検討中である。
	法学政治学専攻 法曹養成専攻	(法学政治学専攻) 政治学分野においては、前期・後期各 2 回ずつ全教員と全大学院生をメンバーとする F D 会議を開催している。会議では各教員が個別に行っている授業内容が履修者の意見を交えながら報告され、教育内容の改善に向けた話し合いが行われている。会議の実施状況は全学 F D 委員会で報告され、学内に周知されている。 (法曹養成専攻) 『法曹養成専攻自己評価書』並びに『年次報告書 (2007 年度版)』を作成し、法科大学院ウェブサイト公表した。
経営学系 社会科学研究科 (経営学専攻)		全学の自己点検評価委員会の部会として、経営学系・社会科学研究科経営学専攻の自己点検評価部会は、経営学系長、経営学コース・経済学コース長、人事制度検討委員、入試広報委員、F D 委員、国際交流委員、広報委員によって構成されている。経営学系の部会では、月例委員会を開催し、自己点検評価に関する全般的な活動を行っている。具体的な活動内容は、毎年の業務実績報告書の作成、改善計画の検討等である。
理工学系・理工学研究科		自己点検・評価理工部会では、F D 部会など部局各委員会と連携しながら、平成 20 年度から認証評価の基準に基づいた自己点検作業、資料の収集、整備を行ってきた。平成 21 年 9 月 30 日には、それらの資料に基づいて、理工学研究科独自に外部評価者による

	<p>評価・点検を実施した。外部評価に係る自己評価書及び外部評価結果をまとめた報告書を作成、冊子するとともに、ウェブサイトで公開した。</p> <p>http://www.se.tmu.ac.jp/documents/evaluation.html</p> <p>また、自己点検・評価理工部会では、各委員会との協力において毎年ウェブに掲載される業務実績報告書の作成、改善計画の検討、部局別自己評価書の作成などをおこなっている。</p>
都市政策コース	<p>全学版自己評価書の作成の前提として、都市政策コース自己評価・点検委員会において、コースの活動の総合的な状況について、毎年度、自己点検・評価が行われ「都市政策コース自己評価書」を作成している。その結果は、都市政策コース会議の審議・同意を経て、首都大学東京自己点検・評価委員会に提出されている。</p>
都市環境学部 都市環境科学研究科	<p>平成 20 年度末に自己評価書を作成、印刷し、平成 21 年度に行った外部評価結果とともにウェブサイトに公表した。これは、学部・研究科全体と、各コース・専攻について、設置理念・教育目標、組織・運営、施設・設備、教育の現状、研究の現状、国際交流、産学公連携、学域への再編などについて、詳しく評価したものである。</p>
システムデザイン学部 システムデザイン研究科	<p>自己点検・評価活動は、全学的には自己点検評価委員会、システムデザイン学部・研究科としては自己点検・評価委員会部会及び分科会として活動している。部会は教員 6 名と事務局 2 名で構成されている。部会の委員会は平成 21 年度は 12 回の会議を開催した。部局の自己評価書は、21 年度にそれまでの試行版を大幅に追加・改訂した。さらに選択的評価事項 A に関わる事項に対しては、12 月に外部学識経験者による外部評価を受けた。その内容をまとめた外部評価報告書も含め、21 年度の自己評価書は公表する。FD 委員会による授業評価結果は公表されている。</p>
健康福祉学部 人間健康科学研究科	<p>本学部・研究科における自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会部会を中心に実施されている。毎年度末には年度計画に対する学部・研究科としての業務実績報告をとりまとめ提出している。</p> <p>本学部・研究科の自己評価書については、平成 19 年度から認証評価の評価基準に基づき作成している。平成 20 年度版 (110 ページ) は 450 部製本し、教職員に配付するとともに、全国の関係機関 (327 箇所) へ配付した。平成 21 年度版については、選択的評価事項の評価基準に基づいた評価書もあわせ公表した。450 部製本し、教職員及び全国の関係機関 (336 箇所) へ配付した。</p> <p>研究活動に関しては研究年報を毎年作成しており、教員に配布するとともに、他大学にも送付することによって広く学外にも公開している。</p>

《資料 11-3-1-3 : 各学部・研究科の年報等の公表》

学部・系、研究科・専攻	内容・関連する URL
都市教養学部人文・社会系 人文科学研究科	「人文学報」毎年度発行
都市教養学部法学系 社会科学部研究科法学政治学専攻・法曹養成専攻	<p>「法学会雑誌」(毎年度 7 月と 1 月の 2 回発行)</p> <p>http://www.law.tmu.ac.jp/students/journal/</p> <p>(法曹養成専攻) 年次報告書</p> <p>http://www.comp.tmu.ac.jp/law/ls/outline.html</p>
都市教養学部経営学系 社会科学部研究科経営学専攻	紀要「経営と制度」(毎年度 12 月～2 月に発行)
都市教養学部都市政策コース	<p>「研究教育成果の発信」</p> <p>http://www.urbanpolicy.tmu.ac.jp/output.html</p>
都市教養学部理工学系/理工学研究科	<p>専攻ごとに年次報告を発行しているほか、各専攻のウェブサイトに各教員の研究業績等を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理科学コース・数理情報科学専攻 http://www.comp.tmu.ac.jp/math/etc/mathnewetc_ann.html (「教育・研究活動」に年次報告を掲載) ・物理学コース・物理学専攻 http://www.se.tmu.ac.jp/phys/ (「研究紹介」に年次報告を掲載) ・化学コース・分子物質化学専攻 http://www.se.tmu.ac.jp/chem/ (「研究室・構成員」など) ・生命科学コース・生命科学専攻 http://www.se.tmu.ac.jp/biol/ (コース紹介に「生物学教室年報」を掲載) ・電気電子工学コース・電気電子工学専攻 http://www.se.tmu.ac.jp/eee/ (「年次報告書」に掲載) ・機械工学コース・機械工学専攻 http://www.se.tmu.ac.jp/mech/ (「教員研究情報」など)

<p>都市環境学部/都市環境科学研究科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地理環境科学域 アニュアルレポート http://www.ues.tmu.ac.jp/geog/annualreport/annualreport.htm 紀要「Geographical Reports of Tokyo Metropolitan University」 (英文紀要、年刊、紙媒体及びウェブ掲載) 年次活動報告書 「年報」(紙媒体) ・観光科学域 アニュアルレポート http://www.ues.tmu.ac.jp/tourism/ar_jp_2008.pdf 紀要「観光科学研究」(年刊、紙媒体及びウェブサイトに掲載) ・都市基盤環境学域 アニュアルレポート http://www.ues.tmu.ac.jp/civil/research/report/index.html ・建築都市コース/建築学域/都市システム学域 アニュアルレポート http://www.ues.tmu.ac.jp/aus/2_educate/2_annual.html ・都市システム学域 紀要「都市科学研究」(年刊、紙媒体) 冊子「都市科学叢書」(原則として年1回発行) ・分子応用化学域 アニュアルレポート http://www.ues.tmu.ac.jp/apchem/syukai/reports.htm
<p>システムデザイン学部/システムデザイン研究科</p>	<p>年報 http://www.sd.tmu.ac.jp/annual_report/H21.html</p>
<p>健康福祉学部/人間健康科学研究科</p>	<p>「健康福祉学部研究年報」(毎年度1回発行) ・ヘルスプロモーションサイエンス学域 年報 http://www.comp.tmu.ac.jp/sport/HPS/index.html</p>
<p>大学教育センター</p>	<p>年次活動報告書「大学教育センター年報」</p>

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価活動として、資料やデータを収集しながら、毎年度、中期計画に基づく年度計画の実施状況について業務実績報告書を取りまとめている。また平成 21 年度は、平成 22 年度の認証評価の受審に向けて、認証評価機関の大学評価基準による自己評価書の作成にも取り組んだ。

各年度の業務実績報告書は、法人評価委員会からの評価を含め公表している。

各学部・研究科では、それぞれに自己評価書を作成しており、一部の学部・研究科では公表している。また、他の学部・系、研究科でも公表に向けた準備を行っている。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価活動のうち、業務実績報告は、本学を含む法人全体で作成し、教育研究審議会での審議を経た後、外部委員を含む経営審議会でも審議し、内容を決定し東京都へ提出する。提出後は、法人評価委員会がこの業務実績報告に対して評価を行う（参照：資料 11-1-3-1）。その他、外部者による検証としては、平成 22 年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の受審を予定している。

各研究科・専攻等における専門分野別の外部評価については、法曹養成専攻、理工学系・理工学研究科、都市環境学部・都市環境科学研究科、システムデザイン学部・システムデザイン研究科で既に実施している《資料 11-3-2-1・2》。

《資料 11-3-2-1：外部評価報告書》

<p>平成 20 年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書 (http://www.comp.tmu.ac.jp/law/lc/certify.pdf)</p>
<p>平成 21 年度 理工学系・理工学研究科 外部評価報告書 (http://www.se.tmu.ac.jp/documents/evaluation.html)</p>
<p>平成 21 年度 都市環境学部・都市環境科学研究科 外部評価報告書 (http://www.ues.tmu.ac.jp/annual.html)</p>
<p>平成 21 年度 システムデザイン学部・システムデザイン研究科 外部評価報告書 (http://www.sd.tmu.ac.jp/evaluation.html)</p>

《資料 11-3-2-2：部局における外部者による自己点検・評価結果の検証に係る具体的事例》

学部・系、研究科	外部者による自己点検・評価結果の検証に係る具体的事例
<p>社会科学部研究科 法曹養成専攻</p>	<p>『年次報告書』については、法曹養成専攻自己点検・評価委員会選出の外部評価委員による外部評価を行った。『自己評価書』については、平成 20 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、適格認定を受けた。</p>
<p>理工学系・理工学研究科</p>	<p>理工学系・理工学研究科では、平成 21 年 9 月 30 日に、首都大学東京に統合されてから初めて、外部者による評価を実施した。各専攻あたり 1 名の他大学等の有識者に、理工自己評価及び各専攻の年次報告などの資料、別添資料集などを予め送付し、検証を委嘱した。評価会全体会において、自己点検項目についての説明とそれについての質疑応答がなされ、その後に専攻ごとに分かれての視察と評価が行われた。評価会後に外部評価委員から文書による有益な講評、提言をいただいた。多くの自己点検項目について高い評価を受けたが、博士後期課程定員充足率が低いこと、女性教員が少ないことについてなど、改善を求められた項目もある。今後の教育研究活動の充実・向上を期して、自己評価書及び外部評価報告書は冊子にし、配布するとともに、ウェブサイトでも公開した（参照：資料 11-3-1-2）。</p>
<p>都市環境学部・ 都市環境科学研究科</p>	<p>観点 11-3-①に記載した平成 20 年度末の自己評価書、及び平成 21 年度の改善事項の報告書をもとに、平成 21 年度に 5 名の外部委員による評価を受け、報告書をまとめた。評価は、5 を最高とする 5 段階評価と、文章による総評、特に優れた点、改善を要する点の指摘によった。評価対象は、学部／研究科全体と、未開設であった自然・文化ツーリズムコース及び開設後まだ経過年数が短い観光科学域を除く全ての学部コース／研究科学域である。結果として、たとえば学部／研究科全体の 5 段階評価平均値が、学部の設置理念と教育目標は 4.4、研究科の設置理念と教育目標は 4.6、組織・運営は 4.2、施設・設備は 3.2、学部教育の現状は 4.0、研究科教育の現状は 4.4、研究の現状は 4.2、国際交流は 3.4、産学公連携は 4.2 となり、概ね高い評価を得た。詳細な結果は、ウェブサイト公表した。なお、地理環境コースでは、J A B E E の認定を受けている。</p>
<p>システムデザイン学部・ システムデザイン研究科</p>	<p>システムデザイン学部・研究科では、学術・研究状況に対して 5 人の学識経験者による外部評価を平成 21 年 12 月に受け、検証が行われた。当日は、研究関連資料審査や研究設備等の現地視察、外部評価委員との意見交換・聴取が実施された。その後文書による評価結果が報告され、幾つかの指摘事項はあったものの、部局の研究組織や全体としての取組みとしては 5 段階評価で 4.2、各コース・学域の研究成果は 4.8 という高い評価を得た。</p>

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の一つとして実施している業務実績報告については、東京都へ提出した後、法人評価委員会の評価を受けている。また、各研究科・専攻においても外部評価受審の動きが広がっている。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、業務実績報告作成に係る自己評価及び法人評価委員会による評価において評価の低かった項目に対して、改善計画を策定し、改善状況を翌年度の業務実績報告に反映させている《資料 11-3-3-1》。具体的な事例としては、個人情報保護に関してUSBメモリ取扱いの整備等の改善の取組などがあげられる。また、認証評価機関の大学評価基準に基づく平成19年度及び平成20年度全学版自己評価書（試行版）作成後、「改善に向けて検討すべき事項」を自己点検・評価委員会がまとめたうえで、教育研究審議会での審議を踏まえ、各事項を所管する委員会、部局及び事務組織に検討を依頼し、改善への取組に結び付けている。

各部局における評価結果のフィードバックと改善の具体的な事例としては、都市環境学部・都市環境科学研究科の取組が挙げられる。都市環境学部・都市環境科学研究科では、平成20年度末の学部自己評価書、及び平成20年度末の全学自己評価書試行版に対する全学自己点検・評価委員会における改善事項の指摘、さらには平成20年度の法人の業務実績報告書に対する評価をもとに、各学域の教育研究目的を教授会で要綱として申し合わせる、また、大学院の各学域のアドミッションポリシーを明確化する、各学域における内規集を整備するなどの改善を行った。

《資料 11-3-3-1：平成20年度業務実績報告・評価に対する改善計画》

平成20年度業務実績報告・評価に対する改善計画		
平成20年度年度計画	平成20年度業務実績報告書	業務実績報告・評価に対する改善計画・改善状況
Ⅷ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置		
3 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	(今後の課題) 個人情報の保護については、学内周知を徹底し、再発防止に努める。	
(2) 個人情報の保護に関する取組み		
・東京都個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切な個人情報の保護を行う。	B ・規定に基づき、各大学、高等専門学校において、各校の特性に合わせた個人情報の保護に関する管理基準等の検討整備を進めていたが、平成21年1月にUSBメモリーが一時紛失する事故が発生したため、あらかじめ個人情報保護の周知徹底、管理基準等の整備、機器類の点検、自己点検等を緊急実施し、事故再発防止の取り組みを行った。なお、首都大学東京では、教員を主な対象とした「個人情報の安全管理に関する取扱マニュアル」を作成し、より具体的な取組みを行った。	<p>以前より、各大学、高専においては、管理運営上の必要から、教職員、学生・卒業生、修了生、学外公開講座(OU,OPIオープンカレッジ等)申込者等の個人情報を取り扱っており、平成19年度に「公立大学法人首都大学東京における個人情報の適正な管理に関する規程」を整備するなどし、個人情報保護のための取組みを行って来た。</p> <p>しかし、首都大学東京において、平成21年1月、USBメモリーが一時紛失する事故が発生したため、法人として事務組織における個人情報の取扱いについて「公立大学法人首都大学東京における個人情報の安全管理に関する基準」を定めた(平成21年2月)。また、各大学・高専においても、独自の個人情報取扱いガイドライン策定の検討を開始し、首都大学東京では、大学内個人情報保護に向けた具体的な基準等検討のため「首都大学東京個人情報の安全管理に関する基準検討会」を設置して「個人情報保護の安全管理に関する取扱いマニュアル」を作成した(平成21年3月)。</p> <p>・平成21年度以降は、法人全体の個人情報を所管する企画財務課広報担当と各大学・高専とが連携し、個人情報取扱いの周知徹底・意識啓発を目的とした共通の取組みとして、以下のとおり実施する。</p> <p>①定期的な自己点検の実施 ②リーフレット等による周知徹底・意識啓発 ③個人情報保護による情報(他機関の事故・取組み事例等)のメール配信 ①～③は個人情報保護責任者(部局長等)を通じて各部局等へ周知・実施する</p> <p>(首都大) 首都大学東京では、さらなる個人情報保護に向けて、より高い実効性を担保するため、情報機器等技術対策について、「首都大学東京個人情報の安全管理に関する基準検討会」において、外部情報媒体(USBメモリー)取扱い等のルール化に向けて検討する。</p> <p>(産技大) *省略*</p> <p>(高専) *省略*</p>
○平成20年度業務実績評価結果(東京都地方独立行政法人評価委員会) 評定:3 年度計画を十分に実施できていない。		
(評定説明) 個人情報の保護に関して事故があったことは遺憾である。それを受けて「個人情報の安全管理に関する取扱マニュアル」を作成するなど再発防止策が迅速に策定された。それだけに止まらず、真に実効ある具体的な再発防止の施策を実行することが望まれる。		

【分析結果とその根拠理由】

業務実績報告作成に係る自己評価及び法人評価委員会による評価において評価の低かった項目について、改善計画を策定し、改善を図っている。また、認証評価機関の大学評価基準に基づく自己評価書の作成を試行する中で明らかになった「改善に向けて検討すべき事項」についても、各部局、関連委員

会及び関連部署へ周知し、改善への取組を促している。

以上より、評価結果について改善に結びつける継続的な取組を実施していると判断する。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動の状況やその成果は、大学のウェブサイト（参照：資料 11-2-2-1）や大学案内《資料 11-3-4-1》（参照：別添資料 6-1-4-4）・大学院案内《資料 11-3-4-2》などの冊子により社会に対して情報発信している。その他、大学説明会、研究シーズ発表会、産学交流会、公開講義等、様々な機会を通じ、教育研究内容の成果を発信している《資料 11-3-4-3》。

研究科や専攻では、年報等を作成（参照：資料 11-3-1-3）しており、冊子やウェブ上での公表を行っている。また、研究室の公開や高校生向けの講座の開講、産学公連携の推進を図るための研究成果発表会を行っている《資料 11-3-4-4》。

さらに、大学における学術研究成果を電子的に集積し広く公開・発信するための機関リポジトリについては、平成 23 年 1 月の公開を目指し、現在、具体的な運用方法等の検討を行っている。

《資料 11-3-4-1：大学案内 2011》

<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/6584676864/index.shtml?rep=1>

《資料 11-3-4-2：大学院案内》

<http://www.tmu.ac.jp/assets/files/download/daigakuin2010.pdf>

《資料 11-3-4-3：教育研究活動の状況やその成果の発信》

情報発信媒体	対 象	内 容
大学説明会	高校生、本学に入学を希望する者等	本学の特色、入試制度などの全体の説明のほか、各学部・系・コース別のガイダンス、模擬授業、オープンラボなどを実施し、本学の教育研究内容について周知する。
公立大学法人首都大学東京 研究シーズ発表会	企業、研究者、 大学関係者等	首都大学東京の研究者によるイノベーション創出の可能性を秘めた基礎研究を紹介。企業の視点から大学の基礎研究に潜在するシーズを探索する場とし、産と学の出会場の場としている。
キャンパス産学交流会	企業、研究者、 大学関係者等	キャンパスごとに開催。本学の研究者によるポスターセッションや研究室、実験室を開放し、来場者と研究者が直接交流できる場を提供。新たな連携創出の機会としている。
公開講義	本学学生 一般	大学祭の時など、本学の名誉教授等による講義を一般に公開して行うもの。

《資料 11-3-4-4：学部・系・研究科における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報発信の事例》

学部・系、研究科	教育研究活動の状況やその成果の情報発信
人文・社会系 人文科学研究科	7月、8月に行われる首都大学東京の受験生向け「首都大学東京大学説明会」において毎年、模擬授業及びオープンラボを開催し、大学で行われている教育活動及び研究活動がどのようなものであるのかを公開している。
法学系 社会科学研究科（法学政治学専攻・法曹養成専攻）	（法学政治学専攻）パンフレット「法学政治学専攻案内」を発行して教育活動の内容についての情報を発信している。また専攻の教育課程において特に研究成果の上がった大学院生の論文を首都大学東京法学会編『法学会雑誌』に掲載することで、教育成果を広く社会に公表している。 （法曹養成専攻）『年次報告書』、『自己評価書』を法科大学院のウェブサイトに公表している。
経営学系 社会科学研究科（経営学専攻）	経営学系では、教育研究活動の状況やその成果に関する情報をわかりやすく社会に発信できるように努めている。具体的には、大学案内、大学院案内のような紙媒体に加え、教育研究内容やその活動をウェブサイトによって公開することにより、経営学系の教育や研究活動を社会に発信している。
理工学系 理工学研究科	理工学研究科の各専攻においては、高校生向け講座「オープンクラス」を毎年開講している他、大学祭期間に「オープンラボ」を企画し体験実験を通じて広く都民に教育研究活動の成果を伝える活動を行っている。さらには、科学研究費補助金の研究成果を中高生に伝える「ひらめき☆ときめきサイエンス」を実施し好評を得ている。また、各専攻での教育研究内容をウェブサイト上で公開し、また、教育研究活動をまとめた年次報告書を作成し、各専攻のウェブサイト上で公開している。
都市政策コース	コース独自の紀要「都市政策研究」を毎年度1回刊行している他、「都市政策フォーラムブックレット」が刊行されている。さらに、研究活動の成果をオープン・ユニバーシティの連携講座や東京都庁職員研修として社会に発信している。これらの研究活動の状況、成果に関する情報は、都市政策コースのウェブサイトで一元的に管理し、学内学生向け、学外向けの情報の公表がなされている。 (http://www.urbanpolicy.tmu.ac.jp/ の年報『都市政策研究』)
都市環境学部 都市環境科学研究科	各学域において、毎年度、スタッフ一覧、研究プロジェクト一覧、外部資金獲得状況、研究成果一覧等からなるアニュアルレポートを、和文・英文で作成し、ウェブサイトに掲載している。
システムデザイン学部 システムデザイン研究科	本学部・研究科が研究・開発した先行的研究成果を社会に還元し、公開していくことを目的として、毎年「システムデザインフォーラム」を開催している。このフォーラムでは、産業界や東京都とともに東京都産業活性化に向けて産学公連携の推進に努めるため、大学院生や教員と産業界との直接の交流を推進している。 (システムデザインフォーラムのウェブサイト： http://www.seeds.sd.tmu.ac.jp)
健康福祉学部 人間健康科学研究科	本学部・研究科では、研究費評価・配分委員会で分かり易い記載方法を検討した上で、研究活動状況を報告する「研究年報」を毎年発行、公開している。これ以外にも、首都大学東京シーズ発表会 2008（秋葉原ダイビル）、荒川キャンパス産学公交流会 2008 及び 2009 等で研究発表を行い、企業等向けに取り組んでいる研究を紹介している。

【分析結果とその根拠理由】

ウェブサイトや大学案内などの冊子のほか、様々な機会を通じて教育研究活動の状況やその活動の成果を社会に対して発信している。

以上より、教育研究活動の状況やその成果についての状況をわかりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①職員の資質向上のために、人材育成の指針として「人材育成プログラム」を策定し、同プログラムに準拠した法人の職員研修実施計画に基づき、体系的に各種研修を実施しているほか、高等教育機関の

職員として必要なSDを推進するための取組も実施している。加えて、法人職員として習得すべき基礎知識のテキストとして各事務部署が関わりながら「法人職員ハンドブック」を作成している。(観点 11-1-⑤)

- ②認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動において、「改善に向けて検討すべき事項」をまとめ、各部局、関係部署等へ周知し、改善を促している。(観点 11-3-③)

【改善を要する点】

- ①各種のデータや情報について、一括管理し、必要に応じて提供する組織的な仕組みについては不十分であり、今後の課題として、自己点検・評価委員会において情報収集・管理の一元化の検討を行っている。(観点 11-2-②)

(3) 基準 11 の自己評価の概要

経営審議会、教育研究審議会及び経営・教学戦略委員会等が、それぞれの役割分担のもと、管理運営を行う組織として適切に機能している。事務組織についても、法人統括機能と大学・キャンパス管理機能とで役割を明確にし、必要な人員配置を行うとともに、教育研究組織と適切に連携できる体制となっている。

危機管理等に係る体制については、法人統括部門が所掌しており、緊急時の連絡体制や感染症発生時の報告・意思決定体制の整備、対策物資の備蓄等を推進している。また、コンプライアンス面でも倫理規程を整備するなど予防対策を講じている。

学長の下に、2名の副学長と部局長を置き、権限と責任を合理的に分担することにより、学長のリーダーシップのもと、全体として効果的な意思決定を行うことができる組織としている。

教職員及び学生、その他学外関係者のニーズは、各種会議、アンケート、法人評価委員会による評価等、様々な機会を捉え、その把握を行っており、学内で共有し改善に生かしている。

職員の資質の向上のために、人材育成の指針として「人材育成プログラム」を策定し、職員研修実施計画に基づき、体系的に各種研修を実施しているほか法人職員として習得すべき基礎知識のテキストとして「法人職員ハンドブック」を作成している。

管理運営に関する方針を中期計画の中で明確に定めている。また、定款に基づき業務方法書及び規則規程類を整備している。管理運営に関わる委員や役員の選考・採用及び各構成員の責務と権限等も明確に示している。

大学の活動状況に関するデータや情報について把握はされているが、各種のデータや情報を一括管理し、必要に応じて提供する仕組みについては不十分であり、今後の課題として、自己点検・評価委員会において情報収集・管理の一元化の検討を行っている。

大学の活動について、自己点検・評価活動が実施され、結果は公表されている。各部局においても自己評価書や外部評価の結果をウェブサイトなどで公表する取組を行っている。

評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、法人評価委員会の評価結果を受けて、改善計画を策定・実施しているほか、認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動から明らかになった「改善に向けて検討すべき事項」を、各部局、関係部署等へ周知して、改善を促している。

教育研究活動の状況やその成果に関する情報については、様々な媒体や機会を通じ、社会への発信を行っている。